○甲陽軍鑑品第廿九

（御馬をむけらるゝなり）

天文十八年五月朔日に、晴信公と景虎と信州海野たいらにて五日對陣ありて同六日に景虎より使を晴信公へ進上申さるゝ其趣は我等信州へ罷出ること は自身の欲を以ては不二罷出一候村上義清を本地へ返し申度との義にて候、是御同心なく候はゝ我等と有無の一戰被成勝利は互に其手柄次第と申越さるゝ、晴信公御返事に其方村上義清に頼まれ本地へ村上を仕付べき爲の、信州へ出陣は一入心はせやさしく晴信も存候、我も人も牢籠致す事、昔が今に至る迄有習にて候景虎の心ざし尤なれども村上本意の事、晴信在世の內は成間敷候さなくはうむの合戰と有事是も尤に候へども晴信は村上を本地へ返さぬを我等の働きに仕候さありて合戰と思はれば其方より一戰を始らるゝく候もし又日本國中において誰人にてもあれ我等が本國甲州の內へ手を入らるゝに付てはそこにて晴信憑つて有無の合戰と被仰、此御返事を六日に景虎きゝ給ひ七日八日迄八千の人數にて出て備を立て一戰を持たる樣子を仕り又十日の朝使を進上申其趣は御一戰被成間敷と相み へ候の間我等は越中か能登の國を心懸て候とて其日午の刻に景虎早〳〵退散なり此樣子をきゝ木曾衆、小笠原衆或は笛吹到下にて負たる人々晴信は越後の景虎にあひなされては、へりまくれなりと、面々の手に不レ叶しは人を引かけて晴信公を讃り奉る事よき大將の聽意は存せず已をもつて人にたくらべ、餓鬼偏執は武篇不案內の故如レ此扱て又晴信公、六月七月迄信州に御逗留あり、御もち要害とも御普請被二仰付一八月一日に御馬入なり

三寺尾合戰

全集ニハ上野へ御發向鬼乃つらと云所迄燒働云々トアリ

天文十八年八月十五日に、八幡宮において流鏑馬の御まとあり同十八日己の刻に晴信公甲府を御立あり上野へ御發向なさるゝをにのつらといふ所迄燒働遊はし引取給ふ所を上野侍安中越前守才覺を以つて同國の城主とも九頭集り其勢六千斗にて則上野してらにおいて各心ばせゆかしくも晴信公へかゝつて、くいとめ申へしとて九月三日卯の刻に、やさしくも戰かひをはじむる甲州方には笛吹峠下の切所を越し他國の上野へ始めて出陣有故小敵といへども、奥ふかくあてがひさうては働かず內藤修理、原加賀守、同隼人介、馬場民部、淺利式部丞、小宮山丹後守此五手を以つて返して追ちらし

一本ニ勝頼ノ互ノ逐次第トアリ

晴信景虎合戰約束景虎雲氣ヲ見テ人數ヲ引揚ケ木曾敗北

やうへ錄矢せいハ井ナリ考ユ備ヲ立トアルハ陣行ニノ誤ナルヘシはうやうハ方勾

雜兵ともに五百廿七、討取り頸帳を認め同日己の刻に勝時を取おこなひなさるゝ、上州みてらを合戰是なり晴信公廿九歳の御時如レ此然は同月六日安中、松枝兩城の內いづれをとりつめらるべきと有所に諏訪郡よりはや飛脚來りて申上る、小笠原長時下の諏訪へ働き申候が、越國の景虎と內通かとあひみへ申候由、板垣彌二郎方より、如レ此注進申、下の諏訪小城に指れかるゝ諸角豐後、市川梅印、原與左衛門方より何共不二申上一されとも大事に思召し九月七日に安中を引取り諏訪へ御馬をむけらるゝ小笠原長時早々退參仕る左は有ながら十月まで諏訪に御馬を立られ御持要害とも御普請被二仰付一十一月三日に御馬入なり

天文十九年庚戌三月十一日午の刻に晴信公甲府を御立あり上野松枝の城へ取つめ給ふ所に小笠原長時公、木曾殿と組下の諏訪へ打出で、こちやうの城を攻め取申すべき由晴信公聞召し上野口の事をば指置三月廿一日に諏訪へ御馬をむけらるゝ是をきゝ木曾小笠原早々引いるゝ晴信公四月六日に佶硬ヶ原へ御馬を向給ふ松本、木曾兩方より敵出向ふ然れば木曾の押へをよくかき小笠原と有無の一戰と相定らるゝ處に五月朔日に越國の景虎罷出て今度は地藏到下を越、佐久の郡迄も働申べき備定と風聞の儀申來るを是を聞召晴信公、木曾、松本を打捨て景虎に向ひ給ふかくありて五月十日申の刻景虎より晴信公へ使をたて明る十一日に一戰をまいるへき由申さるゝ、晴信公尤と被仰十一日卯の刻に打出て右の御先は飯富殿、左は小山田備中、中は眞田彈正何れも信州先方衆を組あはせ、三手ながらほうやに備を立る御旗本前は典厩、穴山殿せいに備をたて給ふ右は淺利、馬場、內藤、日向大和左は諸角、甘利殿、勝沼殿、小曾殿、此八頭を考うに備を立る御後は郡內の小山田、栗原此二頭は御旗本と一手のごとく組合せ、はうやうに原加賀守是もはうやうに、たてばるゝく御跡に居扱ひ景虎は一万の人數を一手のごとくにくみあはせ、一のさきの二の手に我旗本をたて既でに合戰はじまる時晴信公御旗本の上に黑雲の、まろきやうなるが景虎の旗本の上へ吹きかけ、しかも景虎衆惣人數の上にて此雲散りたるを見、景虎さいばいをとつて早々引あげ我旗本の備を人先につれて引いれ給ふ、天文十六未の秋より戌の五月まで四年の間に景虎此時初めて軍をまはさるゝなり、晴信公惣

○甲陽軍鑑品第廿九

○甲陽軍鑑品第廿九

軍は其日未の刻迄備を立合戦を持て、申の刻に陣屋へ入景虎十二日卯の刻に越中能登へ發向仕由、たて文を、晴信公へ進上申早々景虎退參なり、晴信公其御返事にも村上殿を本地へ歸參の義思ひ止給へ、左候へば景虎と晴信と弓箭はなき物をといかにもゆるやかなる御返札なれば猶以て景虎悦び引いる、さありて、山本勘介晴信公へ申上る、景虎越中能登の敵にあひ申候様子御目付をつかはされ陽召候へと申上るにより晴信公馬場民部、内藤修理、兩人を召して山本勘介申上る儀を分別仕候へと被仰馬場内藤兩人ながら一ッ心にして、馬場民部申上るゝ様は御目付には他國の案内を不ㇾ存しては成がたし目付とあらはれ敵にとらへられ様子を申候へば景虎をふかく思召し候様にて晴信公御威光あさく成申候間、何と拷問せられても白状仕らぬ兵の分別ありて才覚有辨舌たらぶて弓矢に功者能武士を指越被ㇾ成よと申上るゝ、晴信公被仰付候はゝ加賀能登兩國の案内は曹洞家の出家大益を頼て越も候はん、又目付には此方にても馬場民部と内藤修理と山本勘介と此外一切さたなく越候はゝ馬場民部かひぞへに付たる小幡日城が六番目の子、山城が弟小幡彌三左衛門を、こせと被仰付候て大益と申出家と小幡彌三左衛門越中へ行みきゝて歸り申上るは晴信公に向ひ奉りての様子各別かはりいかにも大事に仕られ、かまりにて、敵をころし或は切所の物かげをかたどり、はんとをうちて敵をうち取り能〻敵の休をみきり少人數なればそこにてかろき働をいたされ、いかにも弓箭のものやうくしめてみへ申候と大益を證人に立まいらせ、彌三左衛門兄の山城にふとらぬ弓箭功者の武士なり兩人の間本にかくれなき會下僧なり、其上小幡彌三左衛門晴信公を能き相手と奉ㇾ存負て不ㇾ苦と景虎思はるゝと我等のつもり言上き、山本勘介承り扨は景虎、晴信公を能き相手と奉ㇾ存負て不ㇾ苦と景虎思はるゝと我等のつもり毛頭違申さず候間必ず鎌倉と御對陣の時そゝけたる御備なき様にと馬場民部、内藤修理を以て山本勘介申上る、晴信公珍重に思召す事なり是は信州猿が馬場と申所にて晴信公三十歳の御時なり、後の五月中かいづに御馬を立られ境目要害とも堅固に被ㇾ仰付、六月中旬に御締陣なり、天文十九年九月九日に駿河今川義元公より四ヶ宮右近、庵原彌兵衛兩人甲府へ御使に參る右近は節供の御使彌兵衛は相州小田原北條氏康、義元公を頼み晴信公へ被ㇾ仰子細は上杉家と北條家と弓箭を

一本ニ日城ヲ日淨ニ作ル

全篇ニハ依今川義元被ㇾ遣晴信氏康和睦上州働無之事付法ノ事

取事我等迄三代なり、然は今年來年中に有無の一戰可ㇾ仕所存ㇾ候若し上杉則政運盡氏康利運に仕る事自然これ有に付ては關東國の儀北條家より仕置いたし申べく候、殊更上野の國は上杉則政居城の儀に候へども、武田晴信公、上野へ御手をかけ給ふ事思召し止まり候様にと甲府へ被仰越下べく候條某方より晴信へ申べく候へども若き人の儀なり御父信虎とは別而入魂仕候て信虎公は我等を以一入懇ㇾ申し〳〵取たつる様にあそばし候つゐちと喧狂仁の様に承及候間是より申越事、やぶれに罷成ては又如何に候、義元公は晴信の姉聟にて御座候間晴信氣にいらざる儀をも義元御申候はゝ合點まいるべく候と、北條氏康、今川義元公を頼晴信公へ被仰候て如此の様子晴信公上野へ御發向無之但又夫より八年めに子細有て、晴信公上野へ御發向被ㇾ成候なり、天文十九年戌の九月駿河今川義元公を以て晴信公へ相州小田原氏康公、被仰武田晴信公、上野へ御發向の儀不ㇾ被ㇾ成様にと頼給ひて晴信公上野國御發向の儀思召とゞまる事此事を武田家の諸人くやみ候て申は去年酉の年松枝か安中か御手に入候はゝ治め掛たる國にて候と御返事あつて尤なるが上野の内少も御手に不ㇾ入して左様被仰てからはかたはしの城一ッ計り落城して、北條家今川家の間へ如何なり、さありて上野に斗御懸り被ㇾ成候はゝ、景虎への御廣言に村上が義元公は姉聟でまします、其上太郎殿は義元公の聟にとの御約束、勞以て無事なれば晴信公御手に入國は信濃斗りなり、然れゝ信濃には村上一の大身にて越後の内をそゝては六郡持候へば甲州四郡なる故一ヶ國半程の對陣を追ちらし、其跡さうなく晴信公御手に入申べく候所に、村上殿越後へ勢入景虎を頼給ひて景虎年々出て晴信公武勇つよくまします事を以本に若手の弓取なり其上越後は甲州四ッ合せたる程の大國なれども晴信公武勇つよくまします事を以て景虎と取あひはじまり、今迄四年の間に與四郡小縣の内御持の城を一ッとられず、此方へは年々小城一ッづゝも取被ㇾ成候年、去景虎は大身といひ、わかしといへども强敵なればおもつぶす事は無ㇾ之いづさに晴信公御聽ありても落着遲く有べく候間、景虎とは無事になされ伊奈、松本、木曾を伐取從

一本ニ松枝ヲ松井田ニ作ル

諸手合戰ノ事トアリ

○甲陽軍鑑品第廿九

五百九十八ノ五百十九ノ誤ナラン

○甲陽軍鑑品第廿九

（彼）成侯様にと武田家の諸人唱を聞き尤と存、原加賀守、諸角豊後守両人書付をいたし春日源五郎飯富源四郎、原隼人佐三人を頼み右の書付を晴信公へ指上る、晴信公被（仰）は各申上所尤もなれども先事の子細を聞き候へ我生國は四郡信州の内は取て持ても、あらそひの國なれば我等領分と申かたし然れば、信濃越後へ懸て六郡持たる村上義清をおしちらし、其跡こと故なく我支配なるべきに村上越後へ逃日入ごろ持來る越後の内を景虎へ返し信濃本地へ締參仕度と云ふ儀を頼まれて景虎信濃へ出て、某に幡をつく越後は七郡なれども大國にて、甲斐國大形四ッ程可ㇾ有ㇾ之候、殊更景虎我に九ッの年ふとり然も弓矢を取ふせ荷くも剛強に相見ゆる所に村上をば押ちらし若き景虎大國を持たるにおそれて無事を作り候て、伊奈、木曾、松本を縦へ五日十日の間に手に入てありといふとも弓箭には景虎に仕負たると近國他國の取さたは、晴信一人にあらすあと廿六代まで、武田の家の恥なり徳は一代名は末代と思へば、此まゝ信濃國を治めかけて死するといふとも、景虎と無事にして押散したる村上を更科へ返す儀は御旗懶なしも照覧あれ、仕るまじく候如、此の異見二度無用と御立腹まし〳〵て其日未の刻に御陣ぶれあり、郡内の小山田は識訪の板垣彌二郎を一の手にして、信濃松本、小笠原長時方へ働き候へと有儀、春日源五郎、飯富源四郎、原隼人佐三人に連判の狀を越候へと被ㇾ仰付ㇾ次の日九月十五日巳の刻に、甲府を打立給ひ小笠原長時へ取懸給ふ、甘利左衛門尉御旗本前備なれどもさき衆、飯富兵部、小山田備中、曾田下總此先衆くづれたるに、跡よりいれかへ、小笠原方を切崩し敵をうち取數二百七十三、甘利殿一手へ討取る其時先衆も返して二百四十六敵を討取る是は惣の先衆諸手へ如ㇾ此なり敵を討取其數雜兵ともに五百九十討取る、甘利左衛門尉十七歳にて此御陣有べし九月九日に左衛門尉になさる〳〵今度の合戰には老功の侍大將衆をこし、甘利左衛門尉走廻りすぐれたり、先高名のしるし惣手より廿七、左衛門一手へ取事多しさ候て此の時松本へうち入、小笠原長時を御退治なさるべしと有所に、景虎海野たいらへ出る、そこにて法福寺口を打捨て晴信公、景虎に向ひ給ひ九月廿八日より十月十日まで景虎と御對陣あり、十一日卯の刻に景虎退散仕る故に、同廿日に晴信公御馬いるなり

晴信公軍中にて御使の衆十二人は、むかでの指物しないなり、白地には墨にてかく黒地には朱にて書、黒地に金にても、青地に金にても面々覺悟次第此十二人は軍の時の御使衆なり

○金丸筑前是は金丸伊賀孫、金丸若狹子息、軍の時御使にて度々鑓を合せ或はよき高名を仕り候、土屋殿親父なり

○小幡彌七郎是は日城入道二番目の子息小幡山城弟也十二人の内にて武篇場數多き人にて一の年増なり

○小幡彌左衛門是も日城七番目の子息後山城子息又兵衛知行同心指上御旗本へ參り御奉公申候故此彌左衛門知行三ヶ二同心共に譜取河中島海津の城二のくるわに御置なされ候

○飯富源四郎是は飯富兵部少輔舍弟後は山縣三郎兵衛と申侍大將是なり

○ぬく井常陸是は晴信公御嫡子太郎義信公切腹被ㇾ成て勝頼公の御子息竹王信勝公の御守に被ㇾ成候常陸若き時度々の走廻り有て、しかも摸樣氣だてよき人成故、竹王の御守に被ㇾ成此竹王殿生れ給ふ時より信玄公御褒あり、惣領になさるぬく井常陸内外共に調たる武士故御子のめのとにつけ給ふ

○安部五郎左衛門軍御使の時、度々の手柄を顯はし弓箭功者の侍故勝頼公伊奈にまします時、武道の儀は安部五郎左衛門次第と被ㇾ仰信玄公一段御愛驗にて、勝頼公十七歳の御時五郎左衛門を被ㇾ遣是をもつて義信公信玄へ御うらみふかくして、終に御自害なり

○跡部九郎左衛門、跡部九郎左衛門にかどらぬ人の故御旗本近習組頭になさるゝ也

○牙城民部左衛門、是も御使の時度々の手柄有それ故御旗本近習番帳頭也

○本郷八郎左衛門軍御使の時度々の覺有る故後は御旗本足輕大將になされ駿河薩陲山にて討死なり

○今井九兵衛軍の御使にて度々人をうち申され候へとも、事の有度々は、しかも最前に手を負候故、大成弓箭の覺なし、乍去武篇功者の故、此比は御旗本足輕大將になさるゝ、覺へなき樣にてもさいはいを手にかけたる武士の頭一ッ又よき侍と馬上より組うちにしたる高名一ッ狹原助四郎鑓をあはする時鑓下の高名一ッ都合三度すぐれたる事ありて信玄公御證文三ッこれあるなり

一本ニ驗ノ二字ヲ威言トス

一本ニ牙城ヲ下條ニ作ル

○甲陽軍鑑品第廿九

○甲陽軍鑑品第十九

○荻原助四郎常の廣言に鑓をあはする事一度は少なし三度は多し二度はよいころ也、扨て鑓を二度仕る鑓下の高名二度、城をのる時御使に參たる備にて一番のりも二度先備へ御使に參り敵の内にて馬上にて下知仕る武士と組うちも二度都合八度、武篇をいたしそれより後少もかたがず先衆へ御使に參ても上意斗り申渡し侍大將と一ッに居てはしりまはり無之後足輕大將に成候へとも、此荻原助四郎樣子有て三枝土佐守と本郷八郎左衛門に被仰付だしぬきてからめとり繩を免さず御成敗也

○我等も春日源五郎と申して右十二人の内也天文十九年庚戌九月廿三日に法福寺合戰の時山縣三郎兵衛は飯富源四郎我等は春日源五郎の時飯富兵部殿の備へ御使に參り源四郎も我等もさいばいを手にかけたる武士をうち御感狀を下さる〻、双其月廿八日より、うんのたいらに於て景虎と十日餘りの御對陣に御先手にて日々の足輕せりあひの時飯富源四郎と我等と先衆へ御使に參り飯富兵部殿の手にて二日小山田備中殿の手にて一日、十月二日より同四日迄打つゞき三日に三ッの高名仕り、飯富源四郎に御褒美を被下我等も源四郎にすくはれ候故に三度ながら首尾を合せ、源四郎ごとくに御褒美を下さる〻也

一金丸筑前

一小幡豊七郎　此豊七郎、戌十月十一日に信州うんのたいらにて景虎たいさんの時しんがりを景虎あぬむと、義景被仕候に、飯富兵部殿備へ御使に參り義景の内よき武士と馬より組ておち其侍をは討候へ共深手を三ヶ所負ひ十月廿九日死す甲斐本立寺と申法花寺においてとりおく此寺へ晴信公御參被成焼香をあそばし下さるゝ諸人過分あさからずと申也

一小幡彌左衛門　一飯富源四郎　一荻原助四郎　一安部五郎左衛門

一下城兵部左衛門　一今井九兵衛　一荻原助四郎　一春日源五郎

一ぬく井常陸　一跡部九郎左衛門

右弓箭の時軍場への使能致して後　備への釘くさびに成る故弓矢ことにえぬ人をきらふ子細は武士道のえぬ人は必す弓矢の取沙汰きらひなり、武士道きらひなれば弓箭の勝負見はからひ不案内なり其所不案内の人御旗本より、さき備へ御使に參るに先衆、敵とちかうして戰やがて有べきをみては、早くもどり、せりあひ有べきをかくし、無事の樣に申に付御大將油斷被成戰ニの手のかち備を仰付ざる故に、せりあひやうく候て縱へかちても、味方に手負死人多し、又右の不案内者先備へ御使に參り先衆敵と程遠きをみては、はぶりをいたしてせんなき所へ馬を乘りまはり、本より武士道不案内なれば、せりあひの理にもならざるくちをきゝ御旗本をひからかし、先手のかせぐ若者どもに腹をたゝせ其上かねてきらひ候へば、進、退、ゆるがざる三ッの備色をもしらず敵遠ければ何事も有まじきと思ひ、むさと馬を乘いだし候を、はじめ頂たちたる心がくる者其旗本衆に負ことて我意地ましに乘出し物頭下知すれば御旗本の使衆、うたすまじと申儀にて候と、はづして、亂に悪り仕るまじき所にてせり合有、むり成働には必ずかほく手負死人候て、大將の御損ある也軍の使衆に武道無數寄にて弓矢の事不案内の人をなさるゝ故なり、扨て又前に申備に進み、退き、働かざる、三ッの色味方にもあらずとなり如此の儀をみはからひ備だてよき折節かゝつて理をする所、此二ッを能見定めニヶ條に得利なくんば、軍兵詮なき所におき、一つからかし被成て入ざる事と大將へ申上る、よき人をえらひ軍の時の使衆に、晴信公なさるゝそれに付御中間頭十人、廿人衆頭十人合て廿騎は弓箭に營ありて武道の案内者也、かれを蝶のさし物さゝせ給ふ、軍の御使衆十二騎に差添被成候儀當事の目付横目也、少もあやうき事なし、晴信公御作法如件

甲陽軍鑑品第三十

一金丸筑前飯富源四郎春日源五郎、信州諏訪へ被遣事

一晴信公原隼人助を召被仰事　一晴信公同時法体に成る衆之事　一山本勘介申上條衆の事、

一信州ときの田合戰の事

一信州伊奈木曾松本へ働被仰附ニ事　一信州諏訪へ御越被成上諏訪下

天文十九年庚戌霜月朔日に金丸筑前、飯富源四郎、春日源五郎三人を信州諏訪へ御越被成上諏訪下の諏訪町人百姓十人許、又鹽尻峠御番手の長坂左衛門尉同心ニ三人召連參候へと被仰附ニ候其上右

○甲陽軍鑑品第三十

の三人十日計り諏訪に逗留いたし、萬の取沙汰聞たて、罷歸申べきと有て是にも廿人衆頭一騎御中間頭一騎指そへ越し給ふ、扨て金丸筑前、飯富源四郎御意のごとくに致し霜月十七日に甲府へ罷歸る同十九日に御旗屋へ諏訪より參る奉公人町人百姓共召寄せられ去る十月法福寺合戰の時分結梗ヶ原節へ被二仰附一たる一の手板垣彌二郎二の手郡内の小山田左兵衛尉(ママ)が子を委くとはせ給ひて其者共をば似あはしき御引を被下其日に諏訪へ參着仕、十月二日迄十四日の間記横目原大隅兩人を召して、板垣小山田兩侍大將の悴子きこしめし其次に、小山田を常のまへ召寄られ金丸筑前、飯富源四郎、春日源五郎三人を以て去る十月結梗ヶ原筋働きの摸樣を御尋あり、小山田左兵衛申上る、小笠原長時晴信公へ向ひ申において、松本へふか〳〵と働尤に候又萬に一ッ此方へ出向ひ候はゞ不レ及レ申晴信公御利運疑なく、長時持分皆當方へ攻とりなさるべきと申候へ共、彌二郎支度のために七日延候ても後巻を煩出し候故我等斗にて結梗ヶ原迄打出働仕るべきと申候へば、御目附横目の島田外記、原大隅申候は左樣に小山田一手斗り働き、松本に木曾をそへて一兩日の内に晴信公御手に入共、あやうき働をさせ申事、目附横目、かばねの上迄恥辱にて候間小山田一手の働をとめたるとある事にて、以來我等兩人流涙に仰附らるゝとも是非に及ばず屋形樣御爲あしき事仕るまじきと申に附、其理にまかせ、九月十八日に我等下の諏訪へ參着仕、十月二日迄十四日の間むなしく日をくらし二日の己の刻にやう〳〵鹽尻まで罷出候へば、十月三日の朝、眞田彈正方より私飛脚をくれられ、海野だいらにおひて景虎と、御對陣の由承、如何と存る所へ、飯富兵部殿承りを以て引入候へとの上意に任せ、下の諏訪へ參着仕、十月十一日に引とり申候由申上らる、晴信公聞召し諏訪郡町人百姓奉公人又金丸筑前、飯富源四郎、春日源五郎三人諏訪に十日あまり逗留いたし聞申たるも就レ中御目附横目申上るも少しも違はず一ッ口より出るごとく成により郡内の小山田身上さはりなく御前へ召出され、極月二日に御暇被下郡内へ歸る也、此儀に附晴信公被二仰成一樣は、板垣小山田うはさの事も三人の御使衆夢にも不レ存伊奈、木曾、松本敵方の取さたかとばかり思ひ候諏訪地下人奉公人の申をも四度に召寄られ、始め二度め、三度目迄そへいだされず聞召其口を一度づゝに御

一本ニ流涙ヲ流即トス

一本ニさはりおくヲ相違ふくトス

右筆一人罷在御前にて是を書附其後三人の使衆と、それに附らるゝ、目附横目をも二度にめされ其口を合則ち書附、小山田申分にちがはざるはざるはざる

一本ニ向上ヶ高上トス

○甲陽軍鑑品第三十

は必ず心たけき故、つよしくみゆれとも、道理非を分けて利の方をとりて少しも邪欲なくして、貪心なきにより、ヶ様の侍は傍輩の事はイ及ヒ申我被官百姓迄に無理成事をいはねば、取所領なと茅所に成事まれなり、晴信幼少にて聞及ヘたるに、金丸筑前が、おほゞ若狭が親、金丸伊賀と云ふ者世間には喧狂者のやうに申て憎む者おほく有つれ共それは左様にさたする者共、皆な無理成子細は金丸伊賀若き時より首尾不合の事さのみなく若し不レ叶義をば如レ此にて首尾あはずと打頭はして申みがきたてたる心のよき者の故、人の悪むといへ共、十人に一人二人は金丸伊賀を大切に仕り、向上に存知異見を得てよく近附く傍輩あり、然も件の伊賀戦場において度々走り廻り手柄を仕るに我ねたる備にて、人きさきに立たる事なく、大事ののけ口にても我おたるそなへにおいて、いちあとに退き何事に付ても、きれいにと念を入たる侍成る故、伊賀守二百貫の所領を五所にてとれども、五所なから其村茂りて、百姓富貴成といへども金丸伊賀損する事なく其徳多し、殊に伊賀におとらぬ被官を身上にかち、四人迄持候其被官共金丸伊賀に能くしみ奉公して、命を捨ても伊賀ため能やうにと、育内の者を金丸伊賀持候、又此比旗本の奉公人に、今諏訪五郎左衛門と申者は信虎の機に入たる者成るが、晴信公十一歳の春彼の五郎左衛門も、ふへんは六七度も、走りまはりたることありつるが、是はことさらみかけはおもく〳〵しく衛門も、ふへんは六七度も、走りまはりたることありつるが、是はことさらみかけはおもく〳〵しく て分別工夫有やうにあれとも、いひだす儀跡さきもわきまへず、一圍ふまへ所なく、しゆび不合成をはぢとも思はざるは、うはきにてふせんさくの故、六七度の武篇場数も人の跡しりに付ありき、よき武士のはがいの下にて、はづれを仕て、本の鑓のごとくにまんぢするは、今諏訪五郎左衛門、不案内の故なり、此者金丸伊賀ごとくに二百貫の知行を五所にて取其内百貫、親の代の所領迄悉く茅所に仕り死するきはには、馬を一疋嗜ます武具も被官も持たず飢へに及べども親類にも傍輩にもみつぐ者一人もなきは今諏訪五郎左衛門、時々信虎詞を懸け給ふに寄、奢て諸人に緩怠したるを以て諸傍輩に中の能き者なくして如レ此、扨又武士と名乗ても不案内の侍は過言を云てしらざることをも知たる様に申て、うそ多ければ首尾不合なり、ヶ様の侍に人を預け或は軍場へ使にこす事假初に

もすまじきは、せり合ひ合戦に虚言をいへば、勝といひて戦を始め味方に手負死人を出かし、かつ所をつくしみ物ごと逆にして順なる事、一ッもなきは不案内の、むさほりたる者をみもしらず、崇敬するをもつて如レ此必ず能く嗜みて奉公申候へと原隼人助に前代の事迄引出し、晴信公被二仰下一儀板垣彌二郎の御意なりと後ちしられたり仍如レ件

天文廿辛亥年二月十二日、晴信公御出家の同時御家中の衆望み次第に法体仕る中にも信玄公御意を以て成衆、原美濃守、清岩、小幡山城は日意、山本菅介は道鬼是三人也、此外長坂左衛門尉長閑に被レ成侍大将に真田彈正は一徳齋に成、敵方の越後長尾景虎は廿三歳の時謙信に成給ふと申候垣彌二郎への御意なりと後ちしられたり仍如レ件

同年同月廿八日に諏訪の郡代板垣彌二郎諏訪の在城召上られ、長坂長閑齋を指おかる〻彌二郎は甲府につめて御奉公也

或時晴信公山本勘介を召して問給ふ、他國を切取り其國の侍を盡く伐捨て又追はらひ一人もかゝへずして、本參衆斗りに其國の知行を我くるゝ〻は如何とあれば、勘介承りて申上るそれは其大将手柄だてを被レ成末の工夫もなく外聞思ひ、ひとかわの分別と申候て悪き儀にて候、先第一國持大将の不レ被レ成して不レ叶慈悲かけ候て、天道より間申て候、晴信公又た問給ふ關東上杉則政の様子はいかんとあれば、勘介申は則政は人をば捨へ悉く主共に能く批判せらるれば、四方へ大きにひいき諸國より人々れ共又外聞を本にあそばし、國郡の主共に能く批判せらるれば、四方へ大きにひいき諸國より人々來りて則政に奉公するならば管領則政威光は多きなりと、少敵氏康おち候は、其下の者共皆な則政威光は多きなりと、少敵氏康おち候は、其下の者共皆な則政をおち申べきとありて、大身の親類或は遠國の牢人來ればかゝへ置、新參の衆、はゝをいたゝ知行を過分に取り、はしりめぐり候本座衆は十人に一人ならで走り廻る者無之候、縦ゝ十人の中に一人候ても新參衆の十分一所帶を取る人々成故、必武(たけ)にても肩身すばりて、本座衆は新參の者共の同心のごとくにて、わきめからも本參衆に人の有やうにみへ申さず候により、物を申も言葉少く新參衆の口をまもりおづ〳〵申なれば、新參衆かさみて存るは、ふだい衆に能人なき故我々手柄にて如レ此仕候へは上杉殿御恩にも成てならぬと、自慢いたし則政の御ためも能思はず已々が身がまへ斗りする奉公

○甲陽軍鑑品第三十

全ク一巻ノ項アリ第一ノ品ト聊カ重複スルニ似タレドモ如レ此掲ゲテ参考ニ供ス

天文十九年成
十二月十日
片輪町ノ花ノ東昌寺ニ庵室ヲ結ビ隠居シテ晴信ノ御成ヲ待チ給ヘバヤガテ公ノ本卦ト尊ノ卦ト重ナルト云豊ノ卦ニ変ジ能ク生ルト云ヘリ
見ル其節ト豊ノ卦ニ変ジテ前ヨリ後ノ方ヘ行ク道有ト申ス

○甲陽軍鑑品第三十

人多く候、扨て又た本參衆は則政の代に忠節仕たる人は不レ及レ申其の身の手柄なくとも、親おほぢ
親類縁組度々の忠功申たる事にて此なりをいたし、小身なるさへ有にいはんや、新參の何事公も申
さぬ叓原に壯付られ、あるなしにあてがはるゝ、口惜さとて是も則政御ためを思はず候故か、八年先き
に武州川越にて兵康八千の人數に管領則政は八万余りの人數、され共則政負給ふは則政の外聞を本
に被二成兵康一を小身とていやしみ、則政公御分別ちがひ御油斷故如レ此と申上る、そこにて晴信公ふほ
きに御わらひ仰らるゝは、惣別一國をも持つ大將の他國を伐とつて能治めんと思はゞ、先威光の名を
取事をば少も思はずして、他國よりつは者共を呼びあつめ、國々の案内嶮難の地をしり、ふけんを
の地をしり國の上中下をしり人の柔剛邪正をしり、盛衰をかたらせてき〳〵、其者の智惡をはかつて人
をば更に仕はず、わざをつかふたるを能大將と云ふ、能大將の下には勿論新參本參共に能武士あつま
り其大將へ忠節を盡して本公する樣につかふこそ尤も國持のわざなれ、其わざを能せんと工まば本
參新參共に忝く思ふ樣に恩を施すを、物にたとへば、日月の光のごとく私なく分別する中に、忠功を
盡したる侍又は若き者に親祖父軍忠つくしたる子孫ならば、如何樣にも懇をも大將のためをも大切に
存るごとく、人をつかふには何やうなる若き者の、しかも小身なるをも本參ならばあがめんと、新參の
大小老若共に思ひ惡皆は諸代の者のまねをせんとするは則政の仕形物にたとふれば、くずしの病をなほさむとて藥を與ふるに、曾而あしければ其藥毒
に成りて人を殺すを、世間のさたに藥人を殺すと批判いたす、其ごとく大將人つか
ひやうあしうして、諸人の惡き樣に必ず申者あれども、左樣には存せず、只諸人大小上下共、善惡のわざは大將善なれは、其下の諸人皆善なり、大將惡けれは其下の諸人皆惡也、大將正しければ、ひくわんも正しく、上下共に宜しければ戰に勝、戰にかてはくにて、大將の名四方へひゞく、其名四方へ宜くひゞけば、其の大將名をとるとは申せ、扨又（なき

ゆじきと思ふ）外村上義清さへかいて水
晝、小笠原、伊奈乃者共迄、城郡少も
危うけなる
予が鉾先宜
まゝ故や、天道
叶たるか政
上を押故して
末實へ小笠原
も仗國（ゆ）へ
甲州を三四
後を持る
と思ひたまふ
なだれて仕る者者
州の侍信
方に成
日又降をも
お上州の内
所にも城一二ヶ
取も史
景虎に取
れて弓矢
取上野を捨
て景虎向
候事兩度に
の間に氏康
りはや故今
ばなまなか
本卦に帰
には神

以前に名を取たがる事、恥の根本なり其恥をしらずして、當座人のほむるをよき事と存、忠節忠功の
侍を惡擔作根をうくるは人罰として必被官の罰も當ると云ふ、其罰にてはなけしき、少人數に大人數
を持ながらなげてあしき名を取と、晴信公御出語を承はり山本勘介をみだをながしてかんじ奉るなり

或る時晴信公、山本勘介をめして問給ふは、關東の管領上杉則政代年さきに、武州河越にて、北條
氏康に負られぬ以前則政の家中を能く見つるかと仰られれば、勘介申は二年罷在大形見聞て候つる
が關東の儀昔より弓矢の國と申は、先つ武藏は武の藏（くら）とやらん承及候又た上野、下野、安房、上總、下
總、常陸、越後、出羽、奥州迄も上杉殿仕置と申つる、去る程に能武士數多候て、則政公の旗本に弓矢功
者手柄の武士達際限なく、御座候事老若共に澤山なる儀は、つもらぬ程にて候つれ共、則政公の御分
別ちがひ、人つかひ給ふ樣あしく御座候と、先日も大形申上るごとく皆道にて御座候、其子細は諸代
が外樣に成、新參が奥衆に成て、本參衆に機づかひあり、新參に心をゆるし、武士道の役にたつ者をば
米錢の奉行、材木奉行或は山林の奉行などに被二成付一、大略はよはきかたへつりたる人の、諸人に隨ひ結搏ぶりにて
し、大身衆に近づかせ給ふにより彼の柔なる侍たち、能者と思召し大事の使に參り大
身衆とつきあひ中候間、此上は猶は以て國郡の主たちに、うつくしき者とみらる〳〵儀肝要なりと心得
なにもかも、無事に斗り是有所に、大身衆より較量馬を一疋引たつれば、此大身の則政のためをよく
存る故、大身なれ共、我等やう成少身者を、ヶ樣に執して敬ふとぶせんさくの意地にてきたなき心なれ
ば其國郡險難の地、見る事もなく、其大身不辨たのしきを見る事もなく、もとより不案内なれば、其身
家中の強き弱きも知らず、城の堅固不堅固もしらず、其所に二十日三十日罷在、馳走せられて罷帰れ
は、則政公も又何のせんさくもましまさず、今の使者に辛勞仕りたると有儀にて、過分の褒美を被下
結句知行の加恩など有を、諸人みてはうらやみ、皆使者に行たる弱き人の形儀をまねてよき形義と思

云爲に違はざるより後過以うけみち有ゝ之ば其かゝミちに八頭とそすべて天道の言葉に合ひべし又出家の形にて成事て奥いへ共此上ながら天道の御心を聞まゐらせ

なまば兩僧著と取て吉凶見らるゝよし被二仰付一東叡山御座一御祈禱を昌庵て八幡宮へ參詣させ御覽そなはし兩方なから御法体大に吉事乃言葉有て故都へ小松大和守を上せらるゝ條殿に上野中納言大文二十辛亥年二月十三日社參の御供を勤て甲州武田源信濃守兼前大夫時信入道法性院機山道悟軒信玄と號す

一本ニ我くはしくヲ割くるしトス

一本ニ骨ヲ碎工トス

○甲陽軍鑑品第三十

ふは管領、則政公も不案内にて御座候を物に能々たとへ申せば、公界もみぬ、奥山家の分限なる百姓が里へ出て、錢かぎりに肴を買取り已が家へ持て歸り、隣郷の者をあつめ、饗應を仕るとて料理するすべも知らず、海老を汁にし、鯛の魚を、山椒味噌にてあへ物にし、雁白鳥を燒物にし、鯉を菓子にし蜜柑をさしみに仕候へば、能き肴共いづれを取てもたべ申べきやう是なくて皆すつるより外の事なき故に成事て奥いへ共此上ながら天道の御心を聞まゐらせ

なまば兩僧著と取て吉凶見らるゝよし被二仰付一東叡山御座一御祈禱を昌庵て八幡宮へ參詣させ御覽そなはし兩方なから御法体大に吉事乃言葉有て故都へ小松大和守を上せらるゝ條殿に上野中納言大文二十辛亥年二月十三日社參の御供を勤て甲州武田源信濃守兼前大夫時信入道法性院機山道悟軒信玄と號す

一本ニ我くはしくヲ割くるしトス

一本ニ骨ヲ碎工トス

形に成て又出家の事て奥いへ共此上ながら天道の御心を聞まゐらせ

云爲に違はざるより後過以うけみち有ゝ之ば其かゝミちに八頭とそすべて天道の言葉に合ひべし又出家の形にて成事て奥いへ共此上ながら天道の御心を聞まゐらせ

なまば兩僧著と取て吉凶見らるゝよし被二仰付一東叡山御座一御祈禱を昌庵て八幡宮へ參詣させ御覽そなはし兩方なから御法体大に吉事乃言葉有て故都へ小松大和守を上せらるゝ條殿に上野中納言大文二十辛亥年二月十三日社參の御供を勤て甲州武田源信濃守兼前大夫時信入道法性院機山道悟軒信玄と號す

一本ニ我くはしくヲ割くるしトス

一本ニ骨ヲ碎工トス

○甲陽軍鑑品第三十

ふは管領、則政公も不案内にて御座候を物に能々たとへ申せば、公界もみぬ、奥山家の分限なる百姓が里へ出て、錢かぎりに肴を買取り已が家へ持て歸り、隣郷の者をあつめ、饗應を仕るとて料理するすべも知らず、海老を汁にし、鯛の魚を、山椒味噌にてあへ物にし、雁白鳥を燒物にし、鯉を菓子にし蜜柑をさしみに仕候へば、能き肴共いづれを取てもたべ申べきやう是なくて皆すつるより外の事なき故に成事て奥いへ共此上ながら天道の御心を聞まゐらせ

いんげんの侍にはおぼへあり、憎むべからず、過言申す侍は作事成故、三度が三様にかはりて口ちがふは盧言をいふ故、右之通り也必すなをすべき事也と、晴信公被仰、山本勘介感じ奉る

或る時晴信公、山本勘介をめして問給ふ、其方生國三河皆伐随へ同國の侍大將共を與力にいたし、五年も存命に付せりあひに、尾州衆五千にて、三河の衆千にては、木國三河にて、與力と申侍大將衆は、なかりつるかと仰らるれは、勘介申上る近代は松平清康と申て元來德河の末、是も源家の侍にて弓矢を取て終にけがなく、申に及ばず、美濃國伊勢國迄も發向あり、近國他國に威をふるひ、松平清康は武篇の家と名をとり、遠き國の諸牢人迄はしり參じ、此家を望み清康を主君とあふぎ申さば、本國の事は扱ておきぬ、尾州の者迄、清康諸代に成申べきを、不慮の儀にて生害仕り只今子息廣忠代には、他國の事は申に及ばず本國三州も、我々持の樣に被二成候一と申、清康存生ならば、三河侍今時分は皆な清康譜代とていんげん申べきに果報すくなき人の故不二計死一樣を被二成跡一にて本國の人々さへ廣忠手にまはり申さず候、いづれの國も皆な治まり申さぬ間は小身の侍町人百姓迄心さだまりなくして大將の爲をよく申つ、あしく申つ仕る、殊更一城をかまへ罷在、侍大將降參いたし暗身申をば與力とあるは、其國中にて、取あひある間の儀にては其國皆な治り候へ共與力は悉く被官に成申候、信州衆も後は晴信公、御被官に成候はゞ信濃衆强敵にて候間今より十年も、はたらき給ひ毛作をふり、うへん事五年の内にて有べく候、但し信濃衆强敵にて候間今より十年も、はたらき給ひ毛作をふり、うへ田をこれ戰に御手をみせられ、其上降參の侍大將、或は小身の侍衆にも能く情をかけ被二成候一は信州は皆な御手に入、彼國の侍共、御被官に罷成て、後は上野の侍大將共の中に、信虎公の御代に申通じたる上杉家の人々の、晴信公の與力に可二罷成一と覺悟仕りて後上野も御手に入彼の國の衆も、末々は晴信公御被官に成申候に付ては關東御發向疑あるまじ、殊に武州瀧山衆は信虎公弓矢の御手並に一兩度もあひ申由に御座候間、甲州武田武士をゞ何時も與ふかく可二奉存一候間、當方の御弓矢今から十年の間肝要に御分別尤と勘介申上れば、晴信公仰らるゝは、信濃國城おほうして治まりにくし、城

つもらぬ程ハ後らぬ程ナルヘシ

一本ニいんげんと盧言トス

いんげんの侍にはおぼへあり、憎むべからず、過言申す侍は作事成故、三度が三様にかはりて口ちがふは盧言をいふ故、右之通り也必すなをすべき事也と、晴信公被仰、山本勘介感じ奉る

或る時晴信公、山本勘介をめして問給ふ、其方生國三河皆伐随へ同國の侍大將共を與力にいたし、五年も存命に付せりあひに、尾州衆五千にて、三河の衆千にては、木國三河にて、與力と申侍大將衆は、なかりつるかと仰らるれは、勘介申上る近代は松平清康と申て元來德河の末、是も源家の侍にて弓矢を取て終にけがなく、申に及ばず、美濃國伊勢國迄も發向あり、近國他國に威をふるひ、松平清康は武篇の家と名をとり、遠き國の諸牢人迄はしり參じ、此家を望み清康を主君とあふぎ申さば、本國の事は扱ておきぬ、尾州の者迄、清康諸代に成申べきを、不慮の儀にて生害仕り只今子息廣忠代には、他國の事は申に及ばず本國三州も、我々持の樣に被二成候一と申、清康存生ならば、三河侍今時分は皆な清康譜代とていんげん申べきに果報すくなき人の故不二計死一樣を被二成跡一にて本國の人々さへ廣忠手にまはり申さず候、いづれの國も皆な治まり申さぬ間は小身の侍町人百姓迄心さだまりなくして大將の爲をよく申つ、あしく申つ仕る、殊更一城をかまへ罷在、侍大將降參いたし暗身申をば與力とあるは、其國中にて、取あひある間の儀にては其國皆な治り候へ共與力は悉く被官に成申候、信州衆も後は晴信公、御被官に成候はゞ信濃衆强敵にて候間今より十年も、はたらき給ひ毛作をふり、うへん事五年の内にて有べく候、但し信濃衆强敵にて候間今より十年も、はたらき給ひ毛作をふり、うへ田をこれ戰に御手をみせられ、其上降參の侍大將、或は小身の侍衆にも能く情をかけ被二成候一は信州は皆な御手に入、彼國の侍共、御被官に罷成て、後は上野の侍大將共の中に、信虎公の御代に申通じたる上杉家の人々の、晴信公の與力に可二罷成一と覺悟仕りて後上野も御手に入彼の國の衆も、末々は晴信公御被官に成申候に付ては關東御發向疑あるまじ、殊に武州瀧山衆は信虎公弓矢の御手並に一兩度もあひ申由に御座候間、甲州武田武士をゞ何時も與ふかく可二奉存一候間、當方の御弓矢今から十年の間肝要に御分別尤と勘介申上れば、晴信公仰らるゝは、信濃國城おほうして治まりにくし、城

つもらぬ程ハ後らぬ程ナルヘシ

一本ニいんげんと盧言トス

○甲陽軍鑑品第三十

ほく共、大將一人にて有に付ては、二三度の合戰にて過半治まり候はんずれ共、村上と小笠原と諏訪と木曾と四頭の内諏訪をば一人たをし候、殘て三頭あり、其外一城を搆たる者如何程もあり、しかも、勘介申ごとく、強國がらにて、其上弓矢功者の侍共なる故、手だてにしめと乘る事なうしてむつかしくも思案工夫の四文字にて時刻を待のみ

天文二十辛亥年の、三月、四月、五月迄信州伊奈、木曾、松本へ植田のこね働被ㇾ成又た八月より、九月十月迄對田の働き被ㇾ成候、春秋の御働に何れも度々せりあひあり、信濃侍、強敵の故、合戰に負け候ても其色少も、よはくみへず、但せりあひにいづれも手柄の中に、馬場民部、其歳三十八歳、甘利左衛門尉、其歳十八歳、此兩人侍大將の中に武篇仕り、すぐれたる、其年は景虎御對陣無之子細は、景虎越中にて、合戰仕られ、越中侍衆、景虎へ降參の者ありて、其任置のため若之通り也

天文二十一年壬子三月景虎地藏峠を越かね、姉聟の義景三千の備を跡に置き早々景虎は八千の人數を引越義景へ使を立て、一戰を仕られ、のき候へ、の由、申こされ義景いかりて若き人に訓らるゝに及ばずといふてのく處へ、甲州方の侍大將に飯富兵部、小山田備中、郡内の小山田左兵衛、眞田一德齋虎田下野、栗原左衛門佐、此人々義景をそゝとむる、義景地藏到下へ、かゝるよりして三千の人數を一手に作り、大返しといふ物に返もて、一戰を始め甲州方の衆を追たて伐りくづし、蹤かよりて討とり、小山田古備中討死する、是をみて御旗本前備の甘利左衛門尉、馬場民部、内藤修理此三手をもつて、追返し、越後義景衆を惡く討取先衆の中には眞田一德齋返して、義景ひかへたる唯中の備へ伐て懸り然も伐くづし、討取そこにて義景敗軍もて、只二三騎にて峠を越のがるゝ、景虎は姉聟といへども、義景をば討死もあれかしと思はるゝ故如ㇾ此、左ありて甲州方に討死三百七十一人雜兵共にあり、越後衆をは雜兵共に七百十三討とり、勝時を執り行ひ給ふ信州時田合戰是なり、一芝居にて、二合戰の內信玄公先衆は負け御旗本は勝と云へ、扨又義景二番目の敗軍三千の備を五百分けて到下か坂中に置き申され候は〻、後もこれほど敗軍あるまじきに、景虎義景をば掘の理草と思はれ候を義景悟り腹を立此通りされれば全く義景無功者にて崩れたるにてなも、まして未練とは申されず候、子細は何時も初合戰に、諸手の人數打ちりて、敵を討取て敵より數をとむる事ならずして敗軍は必定なり、それによつて十分一なり共をく事あり、口惜き此合戰のありて後景虎地藏峠下を越してこなた〳〵へ、はたらかず候以上

甲陽軍鑑品第卅一

一栗原小山田死去之事　一板垣彌次郎御勘氣之事　一川中島城取幷小室攻之事　一景虎關東發向之事　一上杉則政無分別之事　一北條氏康とせり合之事　一織田彈正と義元和睦之事付竹千代殿之事　一淨土宗法花宗々論之事　一瀨場御成敗之事　一木曾降參之事　一於河中島二度三度對陣之事　一秋山伯耆守高遠に被ㇾ詰事　一飯富三郎兵衛事　一關東上野御發向之事付上野合戰之事幷河中島にて景虎と對陣之事

栗原左衛門佐、とき田合戰に深手負四十五日いきて死す、子息左近二百騎の同心指上らるゝ、然れども取上給はず、左近しきりに御託言申故百騎預けて殘る百騎を春日源五郎に預け被ㇾ下栗原左近神妙に申上候へて一たん褒美あり、左兵衛尉に被ㇾ成候也

小山田左兵衛尉も、其合戰にて手負二十一日目に死す、是も彌三郎謀叛申上候へ共、武田御先祖より御對にて被ㇾ下る都留郡なれば少も相違無之と被ㇾ仰出ㇾ子息彌三郎に被ㇾ下る

板垣彌二郎御旗本前備四手の內にて候へ共、其子細は

書立てを被ㇾ成板垣彌二郎方へ指下され候其子細は

先手法福寺谷戰、刻處病を悔、小山田左兵衛尉人數彌二郎手前人數空く日を送り小笠原方へ働かず候事

諏訪の郡代は、堺目なるに、緣在にふけり無行義の事

同心被官の者共にあしくあたり候事

○甲陽軍鑑品第卅一

今度馬場民部、内藤修理、彌二郎より時代先の者共一戦仕るにわかきもの見所する事

甘利左衛門尉當年十九歳にて、抜群年かたりの者にこされ候、其上左衛門尉は、はや度々の手柄仕り晴信證文いくつも取て持候に其方能き同心被官を持ながら武篇の場一度もなきは信形子にて候へば定て未練にはあるまじく候へ共、信玄を大切に不レ存と見へ候事

信玄噂あしく申候事

諸傍輩に緩怠仕る事　と、七ヶ條あそばされ、原隼人佐、市川宮内助兩人を以て被レ仰、同心召上られ候甲州に有八十騎の同心に、信濃に有百二十騎の同心の内七十騎と合せ百五十騎飯富源四郎に預け被レ下則飯富三郎兵衛になさるゝなり

信濃に在る板垣同心衆て五十騎は春日源五郎に、飯富三郎兵衛に預られ候者の内に、曲淵勝左衛門と申者板垣に源五郎成て然も春日彈正になさる、飯富三郎兵衛信玄公取あげ給ひ彌二郎同心に被二仰付一候へば此度同心並被官なれ共武篇すぐれて場數多き兵の故信玄公に三郎兵衛に付らるゝ處に、勝左衛門申は我は板垣信形愚を見申候間子息彌二郎破家者にて候共五十騎の被官並に能成、彌二郎に付申べきと申候て、三郎兵衛に付く、其儀を猶ほ以て信玄公感じなされ曲淵そひ居申候其の後彌二郎御成敗ありてより三郎兵衛に付く、其儀を猶ほ以て信玄公感じなされ曲淵勝左衛門を御秘藏なさるゝなり、又板垣直の被官五十騎、其の後は飯富三郎兵衛同心に、預下さるゝ也、然は同年八月小笠原方へ信玄公御働かり田を被二仰付一て小笠原長時持の城、かりや原を同月十三日に御取本備衆を以てせめおとし然も城主を討ち九月中も作をふり御歸陣也

天文二十二年癸丑五月六日、信州桔梗ヶ原において小笠原長時衆三千餘騎出て合戦あり信玄公の侍大將衆に甘利左衛門尉、飯富三郎兵衛、馬場民部、春日彈正、内藤修理此五頭を以て御旗本は未た鹽尻へ到下を越し給ふ時分己の刻に一戦をはじめ、然かも勝利を得敵をうちとる其數六百七十九、雜兵共に頸を取る次の日七日に長時四千五百の着到にて家中をはらつて出合戦あり五月七日卯の刻に合戦はじまり、同己の刻にかはる、甘利左衛門尉侍大將の内に拔出たる働きは、小笠原長時旗本へきつてかゝり伐くつし、此合戦信玄勝利を得給ひ敵を討取り、其數雜兵共に千四百九十三頭帳を以て同午の時に勝時を執行ひ同十日にふかし〳〵取つめ長時をあつかひ有て、小笠原長時降參の故誓紙を取かはし、城を渡し長時牢人也、小笠原長時申さるゝは元來武田小笠原兄弟の事武田は兄なれ共甲州に家に堪忍と、信玄公被二仰出一候へ共長時申さるゝは村上義清への志にて如レ此越後雪國の故二月のすゑより十月半は迄合せて八月の間、景虎働也殊更天文二十年辛亥に關東の管領上杉殿相州小田原の居る、小笠原は弟なれ共都につめ公方樣御下に近く罷在候間、武田より萬事手うへなりつると申來り小宝には春日彈正さしをかるゝ是は天文二十二年丑の十月如レ件

長時か代になり武田の被官になる事中々申に及ばず候とて上方へ牢人なり其跡はし〳〵の小侍衆皆景虎定て一年に一度づゝ、川中島へ働かるゝは村上義清への志にて如レ此越後雪國の故二月のすへより十月半は迄合せて八月の間、景虎働也殊更天文二十年辛亥に關東の管領上杉殿相州小田原の北條氏康にまけ越後へ逃入景虎を頼み給ふにより景虎則政に頼まれ關東へ出ふさめんとせられ候へ共上杉家の侍大將衆則政公牢人を悦び主なしになり、去年景虎にしたがふては今年隨かはずしてひとり立ならねば次の年は北條氏康へ成候故景虎と取あひ天文二十一壬子年三月より始る但東上野は三分一始より景虎に隨ひ景虎も信州川中島へ出て、信玄公と取あひ越中能登へ出て椎名神保其外各々と取あひ關東へ出て氏康とゝりあひ雪のふらざる間、三月より十月迄三方へはたらかるゝ如レ件

去天文廿年辛亥に上杉家破るゝ子細は上杉殿北條氏康に負け國を捨越後へ逃入長尾景虎を頼上杉の名字と管領職を景虎に讓關東國をも景虎に宛行はれ上杉殿は隱居管領に成上野一國にて世を送申へきと長尾景虎に管領被二仰候故一景虎尤とありて上杉に成管領職を給はりて來年の春より關東へ發向有

○甲陽軍鑑品第卅一

へきよて上野の平井せいはしなどへは其年天文廿年に探虎の家老を差越則政公を主君にも、親にも
ゝ馳走あれ共、關東奥北國越後衆迄も上杉則政を物笑にする間はれは上杉服世が世の時御分別ゆし
くしてよちづぶせんさく故、越後へ御牢人の時御曹司龍若丸を招撞則政公斗り、にげ給へは御曹司御
局の子めかた新介弟長三郎其弟三之介其伯父九里栄女同與左衛門局共に六人其外縁類親類迄合て廿
人組み談合して御曹司龍若殿を、北條氏康へつれて出て忠節に仕る氏康公其年二十七歳なれ共よそ
の五十六十の大將より弓矢せんさくを能被、成候間忠節の上杉衆を皆からめ取殺し給ふ、扨又御曹司
も御迷惑也太刀取は氏康の小姓衆神尾と申侍也神尾即時に管領上杉の御前忽ちあたり癪に成、是程
高家の上杉管領なれ共御分別違御曹司を毒害申に付ては局の親類衆ちりぢりあつめ呼越五百貫千貫
扇をは必被、成候所に越國へ參るまじきと申者來らざれは其親類共、しろかねし壘さし、縛かき、殺治罰匠なと
の所領を籏はり何としても越國へ能者來ら
の職人共、所領を取て何も商ひと心得悦び作り名字をして大き成名を付來りて所領を過分に取う
はゆる子細は已か日比職人の時奉公人の馬に乘り入つれ道具を持たせありくを、地下町にて見てれ
ばへいに思る所領をとれば人に處外するなり、國がらにて少し無
體成にまして作法しらぬ、職人共上杉家
前の能き、すがの大膳上原兵庫、兩人殊の
をせねて在々所々無仕置さたの限りなり、
は科のなきに其親を絞ひつへ入、子共を
越後へ牢人の時も侍五十人と供仕つる者
りもとに付奉公衆に屋敷を出すにも、則政公の御意と申て米錢持たる分限者には能き屋敷を渡し不
辨なる者には造作の入る所をくれ何に對てもさかさまに事を仕置則政公越後へ退き給ふ時は管の大
膳、上原兵庫、人さきにはつず、此みなもは管領則政のしわざなりと、近國他國よりも結句上杉家
の衆一入あしく存ずる也、是は天文二十年辛亥の歳の義なり仍如件

天文二十二年癸丑十二月二日に淨土宗と、日蓮宗と、法論有に、原美濃守虎種入道法度をそむき法花
寺へ見舞申候に付御成敗有へく候へ共、大剛の侍にて度々の忠功忠節の故、馬場民部助、内藤修理
飯富三郎兵衛三人の侍大將心をそへ相摸小田原へ送る、氏康事の外よろこび原入道を馳走ましま
なり

天文二十三年甲寅二月中旬に小田原北條氏康と駿河今川義元と取合ふこりて義元公より甲州信玄を
頼み給ふ故、信玄公富士の大宮へ御馬を出され氏康と、度々のとりあひ都合十六日在」之中に信玄公
足輕大將小幡山城入道子息又兵衛はしり廻り諸手にすぐれたる様子は敵三百計りの中より六人すゝ
み出て細道のちいさきつかへ上りひかへなたり又味方甲州勢は馬場民部五十騎の侍大將に小幡入道同
心馬乘十五騎足輕七十五人と物合て四百餘りのそなへにて、かちまと云ふ所におひて三月三日辰の
刻に足輕始まり侯に小幡又兵衛其年二十一歳なれども十六歳よりはじめ走り回り仕付候へば敵の色
心をしつて六人ひかへ居たる敵へちかく乘りよせ馬よりおりたち鑓を取て敵六人と又兵衛一人と鑓
を以てつきあひ六人の敵を三人場にてつきころす、又山城入道は敵三百餘三十間程跡にひかへたる
同備へへかゝつて切くづす馬場兵部、物かゝりにしかくるを見て北條衆敗軍なり但中にて相州衆の能
き武士二騎返して、さいはいを取て味方を勇め各返して一勝負と申武者と山城入道川中にてくみて
おち三ヶ所手負候へども馬場兵部かちいくさの敵山城入道其武者を討取り、さいはいをそへての高
名なり、子息又兵衛重ねて乘來つて今一騎の武士、引とる所を川の渡あがりにて是も又山城のごと
く馬上より組でおち勝軍のゆへ相摸衆をうちとり、さいはいをそへて親子ながら高名仕る、手二ヶ
所又兵衛もれはれ候 始め鑓つけたる時の敵二人をも雜石衛門 龍井孫四郎と申又兵衛中間悴者兩人
して首をとり又兵衛乘たる馬の鹽手四所に首を付る其働きゆ〳〵しく手柄の故後駿河の國信玄公御手
に入りて、かちまと申す所に於て百貫の所領小幡又兵衛に下され候扨又其日のせりあひいくさに馬場
民部うち勝ち申す、相州氏康衆を雜兵共に百九十一うち取御目に懸られ候へば信玄公御機嫌能く候
就夫其年五月駿河義元公より馬場民部方へ御禮の御狀を下さるゝなり右のせり合に相摸方より、原

○甲陽軍鑑品第卅一

美濃守入道例式のほそき金の半月、一方へ一間の中づゝ出したる、立物の甲をきて乗出し、物見の時、小幡山城入道に詞をかはし馬場民部備へ乗かけ候へ共小山田は原美濃守を、甲の立物にてみしり、美濃守殿敵にあひ、馬の乗様をよくみよと云て、小山田衆一切取あはず、然所に近藤と申半人名乗つて、原美濃守近所へ刀をぬき持つて乗よる、原美濃守刀をぬきはづしみぬ打に近藤の甲のしころのはづれ首のほねをたゝき馬よりたゝきおとし候へば、原美濃に乗り続たる、相撲武者近藤が首をとらんとする、原美濃、甲州にて我等方へ出入たる者にて候、ゆるしてくれられよと云ふて引とらるゝ原美濃を、北條家武田の家、今川家各々ほめざるはなし、さありて此取あひ其せり合四日目に無事になり、駿府臨済寺雪齋の扱にて、駿河今川義元公の子息氏真公は相州氏康公の聟に、氏康の子息氏政公は甲州武田信玄公の聟に、信玄公子息太郎義信公先年より義元公の聟に約束有故、弘治二年丙辰に三方へ御興入、今川、北條、武田無事也此無事調て頓て小田原氏康公へ信玄公、原美濃守入道を御所望甲府へ美濃、三月中に歸参也

天文廿三年甲寅の春駿河義元、相州の氏康取あひの時義元より信玄公を頼み給ふ子細は尾州の侍大將織田彈正忠死して其子息今の信長也、義元公の旗下にならず結句義元公の持の國三河の内、きらの城へ取かけ、つけ城をして是をせむる、義元公御馬出し給へ共　跡を慕づかひ遠州ひきさに逗留なし〳〵先衆を以て、彈正忠が子息の調居たるとりでをきき、既にせめころす所に、織田降参して父のごとく義元公へ逆儀有まじきと　起請を書き佗言申すに付、義元公彈正忠子息と無事有るは、尾州侍、笠寺の新左衛門義元公を大切に存じ、取りあつかひ候上義元公より被ㇾ仰は、三州岡崎の城主松平廣忠が子竹千代當年十三歳になるを一両年以前より盗み取り、熱田にかくし置くと有る、それをも早々こなたへ渡せと被ㇾ仰、義元公松平竹千代を駿府へ召しかゝる、今の遠州濱松までとりて、則はち濱松に居らる、家康は右の竹千代なり仍如ㇾ件

天文廿三年甲寅の六月十日に信州河中島、清野の宿を焼き申すべきと、長尾景虎前九日に、信玄公へ使をたて其ごとく長尾謙信一萬三千の人數にて清野へ心指して、備をたてむけられ候、馬場民部雑兵ともに三百五十斗りの人數にて、清野の宿に居て、景虎に清野へ少しも手を付けさせず結句景虎早々引き取る様に仕らるゝ、馬場民部武功中々申すに及ばず候此時長尾謙信前の日の廣言程もなく合戦をまはし申され候、又同月十二日に此比働かざる處空藏山の城へ働き申すべきと理り、景虎切所を打ち越し風宿迄、働きいたさるゝ、信玄公の侍大將飯富殿をはじめ跡より押し詰め一騎も殘さず景虎ともに討ちとり申すべきといさみければ、足輕大將の小幡山城弓矢功者の故、馬場民部を以て信玄公へ申上げ跡より押しつむるとをとゞめ申す、謙信やがて引き取り其後飛札を此方御味方、信州先方衆四人へ越し候、馬場民部助同心を付、人を待ちかけ道にてうばひとり、信玄公へ御目に懸け候へば、うらぎりの事あらはれて景虎同月六日に越後へ引き入りて後同廿八日に信州先方衆の景虎とくみたる四人御成敗なり

一和田

一がくがんじ　一より　一布下

是四人はがくがんじを飯富三郎兵衛に被ㇾ仰付、よりを甘利左衛門尉に被ㇾ仰付、布下を春日源五郎に被ㇾ仰付、和田は御旗本廿人衆頭三ッ澤四郎兵衛に被ㇾ仰付二家中へは武篇よき者の、わかく心のきゝたる侍を撰て此介錯をいたさせ候へと被ㇾ仰出三郎兵衛内より廣瀬郷左衛門、春日彈正内より、飯島長左衛門、甘利左衛門尉内より、井上文左衛門介錯なり四人の侍大將さすがに信州弓矢國の故腹をよく切るなり

天文廿三年寅の八月十六日に、信玄公木曾口へ御馬を出され候へば、其砌信州衆瀬塲といふ侍降參いたし九月すへに甲府へ召しつれられ次の年典厩甘利左衛門尉、両侍大將に被ㇾ仰付二甲府一蓮寺と申時宗寺にて、瀬塲を御成敗なり、此瀬塲少身なりといへども、大剛の者其上信州弓矢つよき事大形ならざるに付き、悴者中間まで武勇をたしなみ、にげおつる者さのみ無之して雑兵ともに二百十二人、瀬塲殿と一度に切り死する、典厩甘利衆にも手負い死人あり以上

天文廿四年乙卯三月七日に信玄公甲府を御立有り同十八日に木曾の内、屋ご原へ御馬をよせられ四月三日まで御逗留ある内則やご原にとりでを一ッ拵らへ、木曾殿居城へ取り懸らるべきとある所に

○甲陽軍鑑品第卅一

同月五日に越後の謙信川中島へ出でたると申し來る、此二左右を聞し召し、やご原のとりでには栗原左兵衛に足輕大將多田淡路をさしそへ、木曾義高をおさへ、信玄公六日にやご原を御立あり長尾謙信にむかひ給ふ、五日對陣ありて謙信早々引き取り候、謙信も關東上野の國へ出て、北條氏康と對陣して日々夜々の足輕せりあひあり其後景虎七月は越中へ出、椎名、神保、遊佐、土肥、土屋其外おほき侍の中に椎名、神保兩人大身なり、此侍衆とせりあひ、せめつけ又謙信信州へ出ては信玄と戰、關東へ出ては氏康と戰ひ、或は越中衆に威光をみせ三方と取合有、是は越後謙信の噂さ也、扨又信玄公其年八月二十一日に島居峠を越し、やご原に御馬を立てられ、同廿二日に甘利左衛門尉其年二十二歳にて御先を被二仰附一候其次に原隼人介馬場民部助内藤修理少輔春日彈正此五頭を以つてやご原のむかひ、いねこきといふ所へとりつき、おきそと云ふ所へとり出、見おろと云ふ所へをし出、おくだけの城へ取つむる是は山道なれ共原隼人佐父の代より、ケ樣なる山道人數をさゝげすみ、得ものにて如二此勿論所の者案内申一といへ共備おす道のなる、ならざる、つもりは、道をしりてもならず原隼人名譽の侍大將也、殊に福島筋へは栗原左兵衛、飯富三郎兵衛、長坂長閑、典厩、市川宮内助此五騎働く故、木曾殿其日に降參有、我所領を悉くあげ甲府につめて御奉公申すべきと申され、分に付、信玄公仰らるゝは、小笠原長時にちがひ木曾申分一段能とて、持來る所領相違なく被下木曾殿家高なれば、信玄公御聟になされ御息女のねとなに、千村備前、山村新左衛門兩人を木曾に指置前に武田の家中各々申べき由、信玄公仰せ出さるゝなり然れば始のやすく媚び給ふべきに、やご原にとりでを一ッ取御普請あそばす事御陣三月中に木曾の儀、ケ樣にたやすく信玄公御分別如何と各不審を立る所に、川中島へ景虎働く由を聞召、木曾に懸て御座候はゞ景虎に御持の小城一ッも貰落され可レ被レ成候さ有ても景虎に向ひ給はゞ、木曾義高より鳥居峠に取出の一ッもきつき候て持申に付ては是程早く、木曾落着有まじきに、三月やご原に取出を被レ成により如レ此、左右信玄公の御工夫不淺して御備へ、少も違はす候と、各々取さたなり、其年弘治元年霜月中に、木曾殿父子、長坂長閑奥者にて甲府へ出仕なり、天文廿四乙卯年はじめの十月年號かはり、弘治になる仍

如レ件

弘治二年、丙辰三月朔日に信玄公信州伊奈へ御出陣あり、伊奈の郡悉く御手にしたがふ所に、三月廿八日に河中島へ越後の景虎入道謙信、働き出るよし申し來るにつき信玄公又景虎にむかひ給ひ、四月中對陣なされ、五月朔日に景虎引き取る其年六月中旬には又景虎も關東へ出てられ、七月迄北條氏康と景虎と對陣なりときく以上

信玄公弘治二年六月中旬に又伊奈へ御出馬あり、七月、八月、九月都合四月の間に伊奈を伐り從がへ給ひ則ち伊奈侍御成敗の衆

一みぞぐち殿　一松島殿　一はふ殿

一こたぎり殿　一いなべ殿　一くろかうぢ殿

此外ありといへども書くに及ばず又たやし成さる中に、弟、伯父、從弟などに所領半分、或は三分一など被下、名字をつがせなさるゝことあり、去る程に此年迄に相州北條氏康公は亥の年にて四十二歳、駿河今川義元公は卯の年にて卅六歳、越後長尾景虎入道謙信公は巳の年にて卅六歳、越後長尾景虎入道謙信公は廿七歳也何れも三人の大將衆は氏康をはじめ、爰かしこへ働きとりあひ給ふに駿河今川義元公は、駿河、遠州、三州三箇國を持ちなされ、しかもよき家老數多あり其の上子息氏眞公も戌の年にて十九歳になり給まひ就レ中氏康と信玄公と無事なれば、尾州へうち出て成さる共よき人數二万か扨は一万八千、固く有るべき處に氏康公信玄公景虎公十分一に、御苦勞なさるゝ事なくたゞ家を高く、能、さるがく、歌の會、茶の湯がゝり、扨は振舞料理よきあしきのせんさくつよければ氏眞の御代になつては、猶以此樣こくなり申候はゞ今川の御家も少し、あぶなく候と山本勘介入道道鬼、弓矢功者分別して、伊奈の郡、高遠の城にて信玄公へ申上る、信玄公被レ仰は德は一代名聞は時の間にあれは名は末代なりとの小者までも感じ奉る

弘治二年十月下旬に秋山伯耆守相そなへとありて、はたもとに附らるゝ、伊奈の侍大將衆は

○甲陽軍鑑品第卅一

一ばんざい　一いちのせ　一ちへ　一はるちか衆

合せて弐百騎、秋山伯耆與力なり、伯耆守手前の騎馬五十騎共に引合せて弐百五十騎人數をもつて伊奈の郡代に仰附られ、伯耆居城は高遠の城にさし置かる〻伊奈衆

飯富三郎兵衛相備とありて、よりき附らる〻以上

一松尾　百騎　一下條　百五十騎　一松岡　五十騎

合三百騎、飯富三郎兵衛に附下され、其上伊奈侍御成敗の衆のしたにて武篇堪の有侍を五十騎召出され是も飯富三郎兵衛手前弐百騎と與力衆と合五百騎預られ御さき衆の二の手を、飯富三郎兵衛仕る以上

小山田備中守、あまかざりの城へ在城也、其跡かいづの城には春日彈正被ニ仰附一指置かる〻二のくるわには足輕大將小幡山城守子息又兵衛馬乗十五騎、かち足輕七十五人持てゐる、是は春日彈正を景虎と云強敵のれさへに被ニ仰附一故春日彈正望て小幡山城を、弓矢のかいぞへのために如ニ此なり

扨又春日彈正手前へは、和田より布下、がくがんじ、四人の信濃侍御成敗其下にて武篇堪へ有る少身者を三百騎召し出され、春日彈正に預け下だされ〻始めの百五十騎と合せ彈正手勢四百五十騎持ちて、信州侍高坂が名字を乞ひ請け彈正に被ニ下春日をやめて高坂彈正と申候、此高坂彈正相備へとありて與力衆、西條、清野、いも川をはじめ川中島衆後には皆高坂彈正に被ニ付なり

弘治三丁己年正月七日に、相州小田原の北條氏康公より、信玄公へ御使に大藤きんこくをもつて仰せらるゝは十ヶ年以前に武田殿上野國へ御發向無ニ之條にと駿河今川義元を頼み御詫言申候へども上杉則政方越國の景虎を頼みて、越後へ行きてゐられ候に付景虎年々關東へ働き候へば、それにたより獨り立ちならざる上杉家の侍大將ともに上杉を返すこともいや、又氏康に從ふ事もきらい敵になり、みかたになり候て關東治り兼申候、上杉家各おぼき中に武州にて太田のさんらくと申す侍大將と上野に長野信濃守と申す侍大將、大きなるいたづらものにて景虎を後あてにいたし、氏康に楯をつき末々は兩人のもやうを相みるに、三樂は武州をみな已れが望み信濃は上野を望み候と聞へ申候間三樂をバ氏康伐り從へ申すべく候、信濃守をば信玄公より御成敗なされ上野を甲州より御支配あそばし候へとある事にて、弘治三年丁己三月中旬より信玄公上野へ御發向なり如ニ件

弘治三年四月九日に上野みかたりにおいて、北武藏、西上州侍十頭あつまり其勢二萬斗りの人數にて長野信濃守大將になりやさしくも信玄公に楯をつき參る、甘利左衛門尉其年廿四歳にて老功の飯富兵部殿をもこしてかゝつて合戰をはじむる、飯富三郎兵衛、馬場民部助、内藤修理、原隼人諸角豐後守、小宮山丹後守飯富兵部少輔此八頭を先として太郎義信公大將にて甲州方よりかゝつて一戰をなされ悉く追ひ崩し勝時を取れこなひ給ふ、其後長野信濃守居城義輪へ信玄公おしよせ給へば同月十二日に川中島へ越後の景虎働出たると申來るに付上野を捨て又川中島へ御馬をよせられ五月の末まで景虎と御對陣ありて歸陣なされて同年八月又信玄公上野發輪へ御働あり西上野の毛作をふり燒はたらきあそばし候へ共各々居館へこもり田頭へいで〻たてをつき申事はいたさす候故十月中旬に信玄公御馬いれ給ふ仍如ニ件

甲陽軍鑑卷之十上終

○甲陽軍鑑品第卅一

43
165

甲陽軍鑑

甲陽叢書第二篇

甲陽 温故堂梓

版權登錄

下

版權所有

明治廿五年十二月五日印刷
同　廿五年十二月七日出版

校訂兼編輯者　山田弘道　山梨縣甲府南新町五十番地

發行兼印刷者　內藤傳右衛門　山梨縣甲府市常盤町八番地

印刷所　內藤活版所　同所

43
165

甲陽叢書第二篇

甲陽軍鑑

下

版權登錄

甲陽 温故堂梓

版權所有

明治廿五年十二月五日印刷
同　廿五年十二月七日出版

校閲訂正兼編輯者　山田弘道　山梨縣甲府市新町五十番地
發行兼印刷者　内藤傳右衛門　山梨縣甲府市常盤町八番地
印刷所　内藤活版所　同所

一謙信と和睦不レ調又對陣事　一河中島出陣謙信對陣事　一飛彈國に御手遣之事　一
御働之事　一氏康信玄公頼候事　一小田原を加勢入事　一謙信小田原押詰事付飯富兵部信玄公
に異見事　景虎敗軍並信玄公さげすみの事　一景虎上洛之事　一小幡尾張守甲府に參る事
一信州先方衆御成敗之事　一河中島合戰之事　一あさかす近江守退口之事　一法師信玄に紛る事
一信玄氏康松山城攻事付竹たば鐵炮之事並輝虎後詰山根城攻落す事　一松山城に上田喧嘩齊被レ證事
一北條氏政麥飯之事付上杉と氏康合戰物語之事　一知行割之事　一信玄公義信中惡く成事

永祿九丙午年二月
村上義清に頼まれて
景へ の 奉公 にて
何事も成就申さず候間、
五日に景虎公と信
川を隔て敵方の
五人づゝ
手かるき大將
公と

越後景虎入道謙信より、信玄公へ手を入申さるゝは景虎信玄へ少も子細は無レ之候
の儀是迄なり所詮信玄公と面談申、無事に仕り我等は越中能登加賀を伐とり、父爲
扨は上杉則政を東上野平井へ歸參なさるゝ樣にと存るに、信玄公と取合候へ共
ちくまの川を隔、諸禮仕以來は、ともかくもと景虎申越さるゝに付其年五月十
無事の儀越後信濃谷々悦び候事限なし扨五月十五日に兩大將御對面の時筑
公と御無事の儀越後信濃谷々悦び候事限なし扨五月十五日に兩大將御對面の時筑
摩川を隔て敵方の川のはたに牀机を置き兩大將ながら馬にめし牀机の際にて馬よりおり、互に御供は
人を拂てと定、其ごとくなされ既に川端まで乘よせ兩方馬よりおり給ふ時、景虎公
と思召し候故早く馬よりおりて牀机に腰を懸給ふ、信玄
信玄公に手遣くみられ
を直すふりをなされ馬の上にて
景虎おほきに腹を立て順而馬に乘もどりて、信玄公へ使を立、我等の家は鎌倉の權五郎景政から梶原
平三景時迄五代、それより代々續き來りて爲景景虎と申候、武田は頼朝右大將富士山まきがりの時分も
御所の次梶原、其次に武田といふ事歷然無レ之其上八年以降は上杉に成、管領職を請取て候と、謙信申さ
れ候、信玄公御返事には梶原は頼朝の取立の被官なり武田は公方の御相伴也時にいたりて出頭なれば
何樣のいやしき者も、君邊へ近付事昔が今に至る迄珍しからず候それが家の系圖には成がたきなり、
又管領職の事、上杉則政の忠不忠もしらず、諸代奮功新參本參のせんさくもなく、民百姓の困窮もしら

○甲陽軍鑑品第卅二

ずむだと所領を取くれ、逆に物ごと執行ひ、人間を以て天道に放たれ奉り、氏康に負て、嫡子龍若迄捨て越後へ逃入候名利の盡たる管領を譲られて、景虎の管領と申さるゝは一段若氣なり、殊更信玄に慮外せられたりと腹を立らるゝ景虎無分別なり、信玄は緩怠するとは努々思はず候、只有様の會釋なれば堪忍の二字を、分別せられよと、御返事に付、謙信大形なく無興にて又取あひをおこし、五月より閏六月半迄七十日余對陣、其後は景虎退散故、信玄公も七月十一日甲府へ御歸陣なり仍如件

川中島信玄謙信對陣四條治郎

永祿二年、巳未二月十二日に信玄公甲府を御立あり、川中島へ御馬を出され候へは、十三年以前に村上義清と越後へ退たる四人の内、清野と云侍大將御諚言申候、弟西條、忠節人の故、御免あり抱へ置き給ふなり、其時分村上と立退たる侍大將は清野、高梨、井上、須田是四人成るが、清野は歸參申候、須田跡をば、弟須田甚八郎に被下候故、甚八郎一門をあつめ、高坂彈正がさきを仕るなり、高梨、井上したにて武篇よき侍を、七十騎召出され馬場民部助に預下さるゝ、馬場民部始め五十騎と合せ百廿騎の侍大將也又信州にて武篇少もよかるべき一兩度も心ばせの有侍を三十騎召し出され、下曾禰に預け被下、むろの城代に指おかるゝなり、扨信玄公かいづに御座候を、謙信きゝ、陣ぶれをいたし候以上

むさゝ八小室ナルヘシ

永祿二年、巳未三月中旬に、越後の謙信川中島へ出る十五日、信玄公と對陣ありて四月二日歸陣後、加賀能登へ出陣いたすと、景虎申され四月三日に早々引入謙信五月は越中へ出、越中、加賀、能登の侍衆と景虎より無事を仕り候へば右三國の侍衆申さず候とて、無事に仕り、景虎六月中に越後へ歸陣也、信玄公は四月十日に御歸陣也、六月半信州松本迄御馬を出され、六月すべに飯富三郎兵衛、甘利左衛門尉、馬場民部助三人の侍大將に被仰付飛彈の國へ御手づかひなされ飛彈侍、しらや筑前守、江間常陸守兩人弓箭の家風をひきみる時せりあひに、飯富三郎兵衛我同心被官をこし、自身鎗を合する其後彼の境目にとりでを搆へ、木曾衆に長坂長閑入道指添、飛彈國押へ、諏訪には小宮山丹後を陣代に被成七月末に御歸陣也

白屋

永祿二年九月初めに、信玄公甲府を御立あり、上野箕輪、長野信濃守をおさへ、西上野の毛作をふり給ひ候へ共、長野信濃守地戰には千騎と申て堅く八百騎程持、弓矢功者の侍大將にて其上西上野を大形緣類に仕候へば五度や六度の御働有分にては中々よはけをみせ信玄公御被官にも成難くみゆる故、十月半

氏康信玄ヲ頼ム

に信玄公御馬を入給ふ仍如件

永祿三年庚申二月朔日に、北條氏康公より、御使甲府へ遣せらる、信玄公を頼給ふ子細は、越國の謙信去年十月末より上野の平井へ參り居候て、關八州の侍大將共を、太田三樂才覺を以て悉く謙信旗本に引附申候、氏康は久我の公方と組候へ共其儀をも不用誠やらん、都より近衛殿を申下し、公方と名付奉り、氏康を倒すべきと申げに候若し此事つのり候はゝ、信玄公の加勢を頼入候由被仰越に付信玄公いかにも相心得被成候と御返事なり

永祿三年庚申二月十三日に、相州小田原より飛札を以て仰らるゝ、其趣きは景虎近日小田原表へ働由に候、兼て約束申ごとく加勢を可給の由御頼有に付、初鹿の源五郎と申足輕大將と南沼助兵衛是も馬乘十六騎かち足輕卅持たる人なり、此助兵衛は損德の考へ能して山川迄も、所務の勘辨上手の人なれば、信玄公御分國中諸代官の算用奉行兩人の内なり、氏康公御藏、何程富貴成か加勢に參たる次でに、能見て歸れと被仰付候初鹿の源五郎は其年廿七歳なれとも十六歳より武篇度々の働ありて信玄公御感六ツまで取て持、しかも弓矢に一入賢き人なれは、此度加勢の次でに氏康公の衆大敵を引請て其樣子誰は如何樣成、よく見て歸れと被仰付候源五郎も歩足輕卅人の大將なり、右兩人二月十六日に甲府を立て同月十九日に小田原の城にこもるなり

永祿三年申の二月十八日に、信玄公甲府を御立あり、信州上野の境笛吹峠のこなたに御馬を立られ候扨又越後の景虎は關八州の侍大將衆大小合七十六備、此人數九万六千、謙信譜代衆一万七千と合て雜兵ともに十一万三千の軍兵を將て北條氏康の居城の國相州へ押詰る先衆は大磯小磯、後備、脇備は藤澤、田村、大かみ、八幡或はあつきなどゝ云ふ所に陣取候、景虎は古今にまれなる、つよき大將にて御座候なれば先衆の次に何時もまします故、此度も高麗寺山のふもと、山下といふ所に陣を取、一のさき衆、太田三樂小磯に陣をはる小磯より謙信の旗本陣場山下へた〳〵十八町あり、景虎公の威光關東の事は申に及ず奥、北國海道七ヶ國迄も、刹那が間に聞へまことに武勇の譽れ、日本國中にならぶ方なしと、上下萬民ともに、景虎公を讃ざるはなし、此事信州かる井澤において信玄公へ飯富兵部少輔申上、景虎ヶ様に候はゝ此度北條氏康公、御切腹疑なし、さあり、駿河今川義元公と、扨は信玄公兩大將滅亡と存候

○甲陽軍鑑品第卅二

間氏康公堅固の間に笛吹を引いれ、甲州よりみませ到下をかゝり花水川へ打出關東勢をば指置、景虎と有無の防戰あそばし候はゝ、勝ても負ても、信玄公の御名は末代迄申傳ふべく候、殊更當方の身にかゝる事にてもなし、北條氏康公に賴まれて義理の一戰は弓矢をとつての面目かと、飯富兵部信玄公へ謀申上る、信玄公被仰は、長尾景虎働き出或は引取武篇の形義を十四年以來みるに、弓矢の儀は生つきて鍵に其身が得ものゝ樣に候へ共、聽意にゐれたる工夫なき者にて此度の義は結句、氏康のため以來吉事なる其子細は、上杉則政うつけたる人の故、關東の侍共うへには則政をおづる樣にて、底井あなづり、勝田左衛門をはじめ、上杉家の侍逆心して、上杉を押出す、氏康の一段神妙成人を主にいたし、各むつかしく存知景虎よかるべきかと思ひ、今は渴仰する共年若き三十歳に成る謙信が無分別と云ひ、然も短氣者なれば手あらに仕置を仕、今年來年の間に、關東の諸侍、謙信をうとみ、獨り立ならず氏康を賴より外有まじきと被仰候へ共、飯富兵部は一圓合點申さず候以上

景虎三月中旬に、相摸の小田原へ押込既に進退迄亂入に心も知らぬ關東侍大將衆に、少も機遣なく甲を脫白布の手拭をもつて、桂包と云ふ物に頭を包み、朱さいはいをとりて諸手へ乘わり下知し人をいきたる虫程兵思はさる景虎のふりをみて關東の諸侍大小共に舌をふるひ此大將を賴候はゝゆく〳〵大事也と面々身の上を思ふ人多き也、扨て其後景虎、鎌倉鶴岡八幡宮へ社參の時近衞殿を都より申下し公方に作りたて景虎は山の內より大石、小幡、長尾、白倉四人の侍大將を近邊につれ、中にも上野國廐橋の城主小幡三河守に太刀を持せ、景虎管領に成威勢東卅三ヶ國に双ぶ方なし行々都迄も、かつがう有に誰有てたてをつく人あらんや、子細は先年は卅歳の時なり越後大國に東上野をそへて持、下地の家は長尾代々大國の越後持來り、然も武篇の家なれば弓矢功者の家老景虎をもどく程成る衆百騎二百騎の侍大將三十人に余り持給ふ、景虎關東中を從へ管領に成、十万余の人數引まはし、三年の內日本の主に成給ふべき事疑なし、果報の大將かなと、諸人批判する所に、社參の歸に、忍の成田ながやすと云ふ五百騎の大將長りきに怒て、持たる扇を取まはし、成田が顏を三ツまでうちなぐる、成田、宿へもどり我も五百騎と申して、地戰には千騎の侍を引まはす所に、景虎に如此せらるゝ事口惜とて、景虎に暇乞なくて、忍へ歸るそれをみて悉く引拂ひ景虎手勢一万七千の人數さへみだりになり、ここだを地の百姓にとられ、小者中間をころされ、敗軍にて漸々上野平井まで景虎なればこそ、相違なく引とり給ふ、上野平井に逗留ましく五月始めに、景虎越後へ歸陣なり、武田の家の諸人大小上下ともに、信玄公御さげずみ、少もちがはず候と感じと奉る

永祿三年庚申年、五月中旬には、越後の景虎より、甲府へ使を被遣候其子細は景虎都へ上り、公方光源院殿へ御禮申上候、但信玄我等持の內へ働き給ひ候はゝ、公方へ の儀私事に非す候へは、信玄も公方へ對し奉られ我留主へ働きなされざるは本意なりと景虎申さるゝ故、信玄公御返事に尤も其方上洛留主中に、景虎の持中へ手づかひ申まじきと有御返札就、其景虎上洛有て公方光源院義輝公へ、景虎御禮申上猶以て管領職を申請け然かも義輝の輝と云ふ字を被下其上綱代輿文の裏書、公方樣より、ゆるされ候て、上杉輝虎と此比は申候知行件

上野侍大將、小幡尾張守、相摸小幡圖書助と申、侍大將に行をせられ半人して甲府へ參り、信玄公を賴奉る故則ち信玄公御抱へなされ、信州大日向と云ふ所五千貫の所領を堪忍分とありて、小幡尾張守に被下事、庚申五月也然ば小幡尾張守、小幡圖書兩人は、上野侍大將衆にて、長野信濃守聟なれとも、小幡尾張をば、信濃守惡む子細は、小幡尾張は千騎斗持たる故、聟にても長野信濃守手に廻ざると心得、今一人の舘圖書は尾張よりは、少身者成故、信濃守被官に候間、圖書と信濃守談合して小幡尾張を押出すを以て如此庚申九月中に、信州上州の境なんもくと云ふ所に、要害を拵へ右尾張守を指かゝる尾張守才覺を以て西上州の城三箇所信玄公御手に入、其外其年三月越後の謙信をそむきたる侍衆、其年中に、又氏康へ降參いた永祿四辛酉年五月七日に、信玄公甲府を御立あり、川中島に御馬を立られ、信州先方侍大將に、仁科服、海野服、高坂、三人を御成敗也此高坂は春日彈正に名字くれたる高坂也、然れとも右三人の衆思案に前申の年景虎小田原發向の時小田原陣にては有まじきと、定而大軍を以て信玄公を倒申べく候、子細は、十四年の間、景虎度々信玄にうちあはせ、軍の支配をとられ、勝時をあげられ候へ共、景虎一度も、軍場をふまへ、勝時の執行無之を口惜きと被申候間、必ず小田原發向とありて、景虎大軍を以て甲斐國へ打いらるべきと考へ其節ふりを仕たる科により三人の侍大將御成敗なり然れとも海野服跡をば、侍八十騎

景虎上洛全集ニハ永祿四年トス

全集ニハ景虎上洛ノ下ニ一此時太田三樂分別に此留守中に信玄越後働なく心易しとて去年小田原働に時鎌倉に謙信へ心を放したる樂事と作るに政と大將ま引卒三万余人と相州酒匂迄押詰る安房の里見正木大膳は北條佐倉へ押詰を見乃家老板倉近江守と云ふ所に、要害を拵へ右尾張守を指かゝる尾張守才覺を以て西上州の城三箇所信玄公御手に入、其外其年三月越後の謙信をそむきたる侍衆、其年中に、又氏康へ降參いた永祿四辛酉年五月七日に、信玄公甲府を御立あり、川中島に御馬を立られ、信州先方侍大將に、仁科服、海野服、高坂、三人を御成敗也此高坂は春日彈正に名字くれたる高坂也、然れとも右三人の衆思案に前申の年景虎小田原發向の時小田原陣にては有まじきと、定而大軍を以て信玄公を倒申べく候、子細は、十四年の間、景虎度々信玄にうちあはせ、軍の支配をとられ、勝時をあげられ候へ共、景虎一度も、軍場をふまへ、勝時の執行無之を口惜きと被申候間、必ず小田原發向とありて、景虎大軍を以て甲斐國へ打いらるべきと考へ其節ふりを仕たる科により三人の侍大將御成敗なり然れとも海野服跡をば、侍八十騎

○甲陽軍鑑品第卅二

三度目に謙波申は謙信は他人也氏政は御なれば御替して不苦北條と絶さまでは相違也と乃ち申越付高坂へ越後へ働入や酒匂或は川越へ押寄たる越後勢は悉皆退散故先公の錆氏康氏政滅亡なき事隆なしアリ

○甲陽軍鑑品第卅二

其儘召をかれ、輿座の若狭に被二仰付一信玄公二番目の御書司其年十八歳に成給へと盲目にて御座候故、龍寶と申に、海野の跡をつがせまいらせらるゝなり、仁科の跡五十騎をも召かかれ、是は甲州あふら川原の五郎殿と申て、其年五歳に成給ふを、仁科殿に被二成、仁科の五郎是なり、如二此の仕置被一成、同年六月信州わりが嶽の城をせめおとし、六月末に信玄公御歸陣なり

永禄四辛酉年八月十六日に、信州川中島より飛脚參りて申上る、輝虎出てかいづの向、西條山に陣取候て是非かいづの城を攻おとし申べしとあり、其勢一万三千斗なりと申上るより、信玄公同月十八日に甲府を御立なされ同二十四日に川中島へ御着あり、謙信の陣所西條山のこなた、雨の宮の渡りを取切、御陣を取給ふ、謙信の衆は越後へ の通路をとめられ縦は袋へ入られたるごとく也と、うれふれ共輝虎少も愁たる色なく候、かくて信玄公五日それに御馬を立られ六日目二十九日に、廣瀬の渡をかゝり、かいづの城へ引入給へど、謙信家老の異見もきかず、西條山にいつものごとくかゝらるゝ、扨又信玄公へは飯富兵部いさめ申は、有無の御一戰尤と申上る、信玄公馬場民部助を召して御談合候へば馬場も御一戰あれと申上る、信玄公仰らるゝは、我家の足輕大將弓矢功者の者共、小幡山城此六月病死原美濃も當夏わり か嶽城において十三箇所の手負未た疵直らす候故召つれず候とありて山本勘介を召し、馬場民部助と兩人談合にて、明日の合戰備を定よと被二仰付一山本勘介申は、二万の御人數を一万二千、謙信の陣どり西條山へ仕懸、明日卯の刻に合戰を始め越後勢首候ても、勝候ても、川を越退申べく候間そこにて御旗本組二の備衆をもこて跡先より押しはさみ討取候になさるべく候と、山本勘介申上る故、高坂彈正、飯富兵部少輔、馬場民部、小山田備中、甘利左衛門尉、真田一徳齋、あい木、蔦田下野、郡内の小山田彌三郎、小幡尾張守此拾頭は、西條山へ懸て卯の刻の合戰をはじむべきなり就中御旗本組は飯富三郎兵衛、中左は典厩、穴山殿、右は内藤修理、諸角豊後、御旗本、脇備は左、原隼人佐、遠藤甚三郎義信公其時廿四歳なり、義信公右望月殿、御旗本後備は、跡部大炊助、今福善九郎、淺利式部丞、此十二備、御旗本共に八千有、今夜七ッ寅の刻に打立ち廣瀬をこして備をたつるに敵の退をみて一戰をはじむると定、先衆旗本衆した〳〵めのしんぎを、西條山において、謙信見給ひ我家の侍大將を悪くよびあつめ輝虎申さるゝは、十五年以前、未の秋、信玄廿七歳謙信十八歳の時、とりあひを始め度々合

戰仕候へとも信玄の備ちがふ事なくしてれさまる所に軍場を信玄にとられ、みな謙信がをくれの様也明日は合戰と見るが、信玄の武略に人數を二手にわけ、此陣場へ懸て合戰をはじめ謙信が旗本川をこし引のく所を、半分の人數を以て討取へきとの合戰定め、鉄にうつろふごとくにみへたり、爰は謙信もぢう手を一ッ仕り、やがて川を引こしそこにて夜をあかし、日出でばかりつて合戰を始め、信玄の先衆かけつけざる以前に、武田勢を切くづし信玄の旗本と、我旗本と一戰をとげ信玄と、我と手に手をとり合、組ふせて指違ふか、撰様により無事にすむか、いづれに明日は、二ッに一ッの合戰なりと、輝虎物の具をして、九月九日の亥の刻に、西條山を打立て雨の宮の渡をこし向へうつらるゝに、一万三千の人數なれども、音も聞へざる子細は越後衆陣の時一人に三人あてがひに、朝食を調させをき候軍法故人馬の食物を調へざるにより、火を焼く色みへずして如此、左有て九月十日明ばのに、信玄公廣瀬の渡りをこし八千余りの人數にて備をたて、先衆の一左右を待給ふ所に、日出て霧悉く消ければ輝虎一万三千の人數にて、いかにも近々と備たり、謙信強敵の故、對々の人數にてさへ、あやうき合戰なるに、まして信玄公は八千、輝虎は一万三千なり、勝と云ふとも討死あまた可在之と武田の各々存ずるは理なり信玄公信州先方浦野と云ふ弓矢功者の侍を召し物見にこし給ふ浦野見て歸り御前に畏り輝虎はのき候と申上る、信玄公積のよき大將故被仰は、謙信程の者が、よひより川をこし、そこにおいて夜をあかす程にてむなしく引取べきか、但退やうはいかんと問給ふ、浦野申は謙信我味方の備をまはりてたてきり。いく度も如此候て、さい川の方へおもむき候と申上る、信玄公聞召し、さすが浦野ともおぼへぬ事を申物かな、それは車がかりとて、いくさはりめに旗本と、敵の旗本とうちあはせて、一戰をする時の軍法是なり、謙信は今日を限りとみへたりと有て備を立なをし給ふ、謙信はあまかず近江守と云ふ大剛の侍大將雜兵千の備をはる〳〵次にたて直江二千の侍大將に小荷駄奉行を申付、謙信は一万の人數をおしまはし、柿崎と云ふ侍大將を一のさきにして、二の手に輝虎指つゝみ旗をうつふけて無二無三にかゝりて、ひとつきりに合戰を、はじむる其間に謙信旗本にて、信玄公味方の右のかたへまはり、義信公の旗本五十騎雜兵四百餘の備を追立、信玄公の旗本へ、謙信の旗本敵味方三千六七百の人數入亂て、つゝいつ、つかれつ、きりつ、きられつ、互に具足のわたがみを取あひ、くんでころぶもあり、首をとつ

○甲陽軍鑑品第卅二

○甲陽軍鑑品第卅二

て立あがれば、其首を我主なりと名乗て踵を持てつきふせ候をみては、又その者を切ふせ候、甲州勢も手前に取紛れ、信玄公いづかたに御座候も存せず、越後勢も其通りなり、然ば萌黄の胴肩衣きたる武者白手拭にて、つふりをつゝみ月毛の馬に乗り、三尺斗の刀を抜持て、信玄公立て軍配團扇にてうけなさる、後みればうちはに文字に乗よせ、きつさきは、づしに、三刀伐奉る、信玄公立て軍配團扇にてうけなさる、後みればうちはに八刀瑕あり、御中間衆頭、二十人衆頭、都合廿騎の者共、大がうのつわものゆへたちまはり、敵味方にしられざる様に、信玄公をとりつゝみ、よる者共を伐拂ひ申候中に原大隅と申御中間頭青貝の柄の御鑓を持月毛の馬に乗たる萌黄の段子の胴肩衣武者をつけば、つきはづしたるにより具足のわたがみをかけうちつれば、馬のさんづをたゝき、馬さうたつてはしり出候、後聞けば其武者輝虎也と申候、然ば旗本組の内飯富三郎兵衛人數にて、越後方、一の先手柿崎衆を追崩し、三町程追討にする、穴山殿衆も、謙信の内柴田を四町程追うちにする、信玄公御牀机立られたる場を、少も立退給はず、其外九頭悉く敗軍して、ちぐさ、廣瀬の渡り迄追討にうたれ、太郎義信公を始めしさり給ふ、殊に典厩御討死、諸角豊後守討死、旗本足輕大將兩人は、山本勘介入道道鬼討死、初鹿源五郎討死、信玄公御牀机うす手二ヶ所、太郎義信公も二ヶ所御手おはれ、此合戰大方は信玄公御なけとみる所に、西條山へかゝりたる先衆十頭、謙信にだしぬかれ鐵砲の音、ときのこゑをきゝ、我いちまはやくにうつ、さすがの謙信も、和田喜兵衛と申侍只一人つれ、名譽の放生月毛を乘はなし家老の乘かへにのり主従二騎にて、高梨山へかゝり退給ふ、典厩御頸をば御内の山寺と云ふ侍取かへして、然も其者を討て典厩の御しるしにそへて歸る、諸角豊後首をば諸角同心の石黒五郎兵衛、三河牢人成瀬と云ふ侍と兩人にて取かへし、越後衆の頸をとり歸る、其合戰卯の刻に始りたるは大かた越後輝虎のかち、巳の刻に始まりたるは甲州信玄公の御かち、越後衆を討取其數雜兵共に三千百十七の首帳をもつて、其日申の刻にかち時を執行給ふ御太刀は馬場民部助、弓矢は信州先方の侍、もろがなり、永禄四年辛酉九月十日信州川中島合戰とは是なり、此合戰以後輝虎信州へ出ず候、識訪頼茂、伊奈衆、木曾義高は降參、ふかしの小笠原長時嵩尾の村上義清、此衆と輝虎をそへ、年々の弓矢ありて都合二十四年に信州おさまる信玄公武篇のなされやうは、信濃衆にてこうしやになり給ふなり仍如し件

輝虎の後備あまかず近江守雜兵共に千の備を、少もちらさず、我味方の勝負にも搆はず、越後勢總人數のくずれにげる道を、殊に靜々と通り退くこと廿町斗なり、是を謙信とみる者多し、高坂彈正衆に伐くづされ二十町程過ては、甘數衆も皆亂れ共、近江守は崩れず、六七騎にて雜兵四五十つれて、さい川をこしさい川のあなたに、三日逗留仕敗軍の越後勢をあつめ諦陣仕る甘數近江守は、かしら刻にかち時を執行給ふ御太刀は馬場民部助、弓矢は信州先方の侍、もろがなり、永禄四年辛酉九月十日信し謙信秘藏の侍大將の、甘數近江守備において、白羽織着たる侍、三騎乘さがつて殿仕所を小幡又兵衛乘もつて二町斗の間に二騎引落して腕に溜手負候間、爭か人をうつべきと申候へば、熊江孫四郎と申悴者、三人目の白羽織をつき落して主の又兵衛にうたせ候を飯富、甘利、馬場みられ、信玄公へ申上られ候故又兵衛其年二十八歳にて、父小幡山城どのにさいばいをゆるし被下さるゝなり仍如し件

時の御褒美に御感状に添御長刀を一枝下さるゝは、信玄と大方見つれとも信玄諜と有川中島合戰の樣体を後に謙信家老衆と、せんさく被仕申さるゝは、信玄公の御出張所、希人にて法師武者を大勢仕立をかれ候をきく若し只の侍と組けどられては如何と思ひ、馬よりおりて信玄と手を取あはせ、組ふせざる事口惜きと申され候也

永禄五年壬戌正月七日に、相州小田原の北條氏康同氏政御父子より甲府へ使を被遣信玄公を頼み給ふ子細は武州松山の城を太田三樂支配仕り、彼の城には則政庶子上杉友貞をこめ已は中武藏江戸の城に罷在近邊の侍大將をだまし付、氏康松山の城をせめ候はゝ、三樂後詰斗は不苦候へとも三樂越後の輝虎を頼候はゝいかゝにて候其爲に信玄公御馬を出され松山の城を氏康せめ取申候事容固をあそばされ給ひ候はゝ、松山の城氏康手に入候に付ては武藏國大方おさめ其後は信玄公へむつかしき無心申まじく候、此春は是非御手前の用をかゝれ、信玄公の御出張所、希に候と頼給ふ故信玄公同年戌の二月二十八日に甲府を御立あり、よお、なんもくどへをかゝり、三月北條氏康子息氏政武田信玄公子息太郎義信公両家合て、四万六千余にて松山の城をせめ給ふに、武田勢の先衆甘利左衛門尉、よりくらから城ちかく取よせ、城の内より降參仕る子細は、甘利殿同心がしら、米倉丹後守と云、弓矢功者の武士、よき工夫の故、天文二十一年壬子に信州かりや原の城を、信玄公せめ取給ふ時、甘利左衛門尉、より口にて、竹をたばね持てたて置、城ぎはへより跡をくづしては、くりよりに仕

○甲陽軍鑑品第卅二

り、甘利家中よきはたらき、諸手にすぐれ候て此城をせめおとす事、悉皆米倉丹後武略の故如此今度松山においても、米倉丹後を武田の諸人まね、竹斗りにもかぎらず、杭柱までからげあつめ武田の諸勢、是を竹たばと名付け、城ちかく付よするは、根本信州かりや原の城において、竹をたばねて、米倉丹後付よりて、味方の手負すくなく、利運にしたる故なり、米倉丹後、信玄公の二十人衆頭とて、悴者頭なれ共いくさの時、御使にありき武篇度々の働あり、城のはめあづけ被下、件の竹たばにて松山の城よはり、但武田の侍大将日向大和が子息藤九郎、松山の城水の手をやくかつる事米倉が武略竹たばの故なり、とるとて、竹たばのそとへ出、鐵砲にあたり日向藤九郎討死す、此鐵砲は大永五年信玄公五歳の御年とるとて、竹たばのそとへ出、鐵砲にあたり日向藤九郎討死す、此鐵砲は大永五年信玄公五歳の御年倩虎公三十二歳の御時、但二丁はじめて甲府へ來る、又甘利左衛門尉同心頭米倉丹後物領子彦二郎、鐵砲にて御ふり退たり、左馬助もたおれ、其跡へ血入て、腹はつしてすでに死するに、薦毛馬の糞水にたてゝのみ候へは血をくだすと申てあた、候所に、又丹後におとらぬ武者故、彦二郎申は此手前がら、うしろへうちぬかれ助かるべきにあらず、さありでいのちおしきとて牛馬の糞までのみたるとあれば、武道をかせぎてがばねのうへのはぢなりとてのまず、甘利左衛門來りて申さるゝは、さすがに武き米倉彦二郎ともおぼへぬ事を申物かな、かほどの深手にてたすかりがたけれ共、もし能事もあれば又信玄公の御用に立べき物を、無心悪の侍は何共いへ、能武士は命をまたう、高名をきはめてとありて、馬の糞を立たるを、左衛門とりて二口のみ、一段味よきとほめ、左衛門尉手より彦二郎にくれらるゝそこにて一段味よきとほめ、左衛門尉手より彦二郎にくれらるゝそこにて血一桶ほどくだり彦二郎其深手平癒なり、甘利左衛門尉、其歳二十九歳なれ共、父備前におとらぬ名誉の人かなと彦二郎に懇を見きゝて諸人ほめ、甘利下の同心被官涙をながして、左衛門尉になじみ候これを信玄公聞召一入甘利左衛門尉御秘蔵なさるゝ侍大将なり以上

越後の輝虎、松山落城の二日めに、後詰とありて八千の人數をひきゐて前橋へ着、太田三樂に向つて大きにいかり謙信が後詰と有て呼出し、かほどに聽病なる侍に城をもたせ候事、謙信に瑕をつくべきとの儀ならば、三樂と打果申べきとて、すでに謙信刀に手をかけ、太田三樂を場中にて手詰にいたすべき梯子にみゆる、三樂もかねてがやうと愚悟仕り、松山にこめたる友貞が子と弟兩人をうれ如此八貫をとり其上八敷兵楯玉藥弓矢鐵砲までの書立を謙信へ指上候、是をみて謙信今の友貞入貫ふたりの頭の毛を左の手に一ッに握り、右の手に刀をぬき、けさがけに二人を四ッにきりはなし、機嫌をなをし盃をいたし一ッひかへて輝虎三樂を呼出し、中をなをり被仰は、氏康と信玄と兩旗ならば敵五萬が四萬より、丙にては有まじく候とあれば、三樂氏康は子息氏政其弟源藏信玄も子息太郎、合て大將分五人かと六人ありと申謙信あざらへわらふて被仰信玄と氏康斗り、子共がつれは、義信も氏政も謙信が刀のむくうちに一打づゝにもたらぬ事なり、内々謙信分別するは大軍にあふて味方も多勢は其手拇成がたしと思ひ、人數を殘し只八千つれて來る信玄と氏康と兩旗本に謙信一萬を以て勝ては日本國中の誉無勢なれば僕でくるしからず、但し陣場へかゝり候はゝ信玄弓矢に工夫つよき人にて謙信がばたらき自由なるまじく候此あたりに氏康要害はなきかと尋給へば、三樂申は山の根の要害と申て三十里候て是より日歸りに仕候と申、謙信刀ぬ川二本木の渡に舟橋をかけさせ、武田北條兩家へ使をたて輝虎松山の後詰いたし候へども、友貞がなはず落城の後前橋へ着候事定めて氏康公信玄公謙信がたぎぬ後詰と思召し候はん處、はづかしく候さりなから輝虎が是迄參りむなしく歸る事氏康信玄へ對し弓矢の慮外に相似たり然は氏康の御領分山の根の要害を輝虎攻申候間無用と思召候はゝ北條武田兩家をもてきほくして退參申か、いづれに明日卯の刻に罷立と申されて二本木を打渡り舟橋の綱をきらせて氏康信玄の御陣どりの向ひを、どをり山のねへおしよせ一日一夜に彼要害を貰くづし籠りたる女童迄三千ずりなでぎりして次の日はもとの道をかへり三日の内に越後へ歸陣あり輝虎の弓矢古今まれなり前橋の城ぬし長尾彈正入道謙忠、山の根城へ案内者に三樂如くに參らざる科にて謙信かたなをぬきて、こと成ばをかけて長尾謙忠をせめいし謙忠がうちの者まで雜兵共に二千ばかりころし、前橋の城には北城丹後をさしおかれ歸陣なり、是は輝虎入道謙信三十三歳の時なり以上

謙信引とりて後氏康公合戰を可」被」成物をと、くやみ給ふ信玄公仰らるゝは北條武田兩家を以て若き輝虎にかちて、はぢなりとある氏康公尤と被」仰扱て松山の城には誰をか置申べきと談合まし〳〵ず〝信

○甲陽軍鑑品第卅二

一本ニ北庄丹後トアリ

一本ニ伴伐またはケ脇有太郎にもを引所腕に程より見角つ間に信玄先手跡より駈り下立信ざる手取組打ざる事口惜と申ける也トアリ

一本ニ和田慕兵衛三倩にて退駈へ駈り退たり左馬助もたる繰損川乃渡より付原方に馬自害仕候父馬

一本ニ宇野馬助早むる所を敷と思ひ直す事成間に立

一本ニ手跡より駈り來て登万余にて其の惣人數追討小衛共に崩ち武者共の中へ入交りの中へ入交り

○甲陽軍鑑品第卅二

玄公上田又二郎に被二仰付一候へとありて上田又二郎松山へ安堵の事、信玄公御肝煎をもつて如レ此、此又二郎を後上田晴礫齋是なり、八百騎といへどもかたく侍五百騎持たる侍大將なり此時氏康四十八歳

信玄公は四十二歳なり

其御陣とかくありて四月すへになり麥をかりて馬の持とふるを北條氏政御覽して仰らるゝは松田あれを麥飯に仕り早々是へ出せと御申候、信玄公聞召しさすがに氏政は大身にて候故御存知なきは道理なりあれはまづこき候て、こなしてほしてつきて又ほして其後まづきと云ふを仕りさるゑまして申に成て水を入よく煮候て麥飯に成申と信玄公被レ仰北條家の松田大道寺を始め信玄公の氏政をさげすみ給ふとせうしく存ずるなり、其次の日信玄公氏康へ川越の夜軍の樣子を所望被レ成候氏康公信玄公の御前にていかゝと御噺酌なり信玄公仰らるゝは我等氏康公に六ツの年おとりなれば學問に御雜談を承度候又義信にきかせ申べしと、しきりに御所望なりそこにて氏康公仰らるゝは川越の夜軍は天文七年七月十五夜と覺へ候氏康が廿四歳の時なり、敵は兩上杉人數八萬六千程有、氏康は伊豆相摸兩國にて一萬の人數を駿河甲州境房州を機遣ひ三浦にも置候へは、殘て八千の人數を引ゝし入間川まで罷出みれば敵三萬斗りこなたへ趣むくを見て早々小田原へにけ入て候、物きゝをさしこしてきけば敵のさたに氏康は遁たりと、わらひごとに仕ると聞ゆる能きさたと存五六日有て又出て候最前のごとく敵のかゝるを見て早々小田原へ引いれ敵のさたを聞に氏康は出ること有まじきと申、又出てありともらつもの如くにげいらんとの取さたなり、そこにて疑をきり入間川の端まで出、人をつけて聞候へば氏康は又還候はんかまはずして其まゝをけど敵方申に付て八千の人數に白きかみにて胴肩衣をきせ首とるべからず斬捨にして敵なりと云ふとも白き物きたるをばきるべからず人をきりかけたりともうしろにて貝の音聞へば其所へきたれと三ケ條申ふくめ夜るの子の刻に兩上杉旗本の、かしは原と云ふ所へきりてかゝり八過迄敵をうつに味方百人損せず後聞申に上杉家の者共雜兵合せて一万六千程打死ずる一万餘り手負候て敗軍なり、兩上杉は我家中の者に用心致され人さきにをちたる故合戰氏康が利運に仕りて候へとも氏康が手柄にあらず、北條上總守と、ためと申者の剛なる故也子細は中武藏にて氏康が少しきり取候所を上總守にくれ候へば其所領を其身の欲にいたさず、上杉家をそむきたる侍共を五百人ばかりが

せうしく存ろ　ハ笑止と存ろ也ナルヘシ

へ置能ハ貿取小田原へ指こし川越の城を手づよに持たる故なりさて又ためは軍の時五十人の足輕を引まはし脇へより身搏への如くにして夜明て氏康を守護し此松山の城へのきて本城へこもり候川越をまきたる上杉家の侍大將ども弓矢功者の衆なれば、氏康が人數をつもり草臥たる所へかゝつて氏康をうたんとて合戰場へおしよすれども氏康は松山の城へ堅固にこもられたるとき〳〵流石の功者なる侍大將どもなりといへども上杉敗軍して大將なき故、敵義區々なる所へ北條の上總守川越の城を拂つて出て上杉家をおひくずしすゝに松山へ取りて氏康を守護し此邊の仕置を仕、川越の城に大道寺をおき上總守は、たまなはにおてあはの國を機遣ひ氏康がためを能く存候と、信玄公に語り給ふ信玄公御陣屋へかへらせ給ひ、馬場民部を召して氏康の弓矢、てだて大方しれてありと被レ仰扨又前年上野國作毛邊候て信玄の諸軍不自由に御座有べきとて氏康より三千駄の兵糧を信玄公へ送りなさる信玄公此儀子を武田の諸勢に國へもどり一倍の利足にてかり候へと被二仰出一此御陣やがて歸陣とつもり借り申侍、百人の少し上此八木かりたる衆ありて殘りは上野城主ども、信玄公御扶持の衆に被レ仰付やがて甲府へ御歸陣なり以上

甲府にて此度松山御陣において米借用仕たる侍衆せんさくありて能々身上ならざると信玄公御分別あそばし寄親衆に仰付られ侍衆取所領の悪き所を取あげ上納の所にて被レ下或は其後忠節忠功により、所領すくなければ御加恩もなされ候信玄公を諸人忝く存し所領取者もとらざる者もいさみ賢き大將かなと感じ奉る如レ件

永祿五年壬戌六月吉日に太郎義信公へ信玄公より飯富兵部殿、跡部大炊助、長坂長閑三人を御使になされ四郎勝頼を諏訪の頼茂跡目と號し信州伊奈の郡代になされ、たかとうに置申へきとあれば義信公尤と被二仰付一四郎勝頼公に付らるゝ衆、跡部右衛門、向山出雲、小田桐孫右衛門、安部五郎左衛門、竹内與五左衛門、小原下總、弟丹後、秋山紀伊守此八人勝頼公へ付らるゝ儀と川中島合戰の樣子と二ケ條を以て信玄公義信御父子御中あしくなるなり以上

八木ヘ米ナルヘシ

○甲陽軍鑑品第卅二

○甲陽軍鑑品第卅三
甲陽軍鑑品第卅三
一信虎より信玄へ異見事　一小幡尾張守本意之事　一上泉伊勢兵法修行事　一山本勘介さげすみの事
城攻の事付城の伊庵大熊はたらきの事　一上泉伊勢を山と名附事　一甘利左衛門落馬の事　一秘蔵
一飛彈越中働之事　一雪惡を山と名附事　一富士願書事
大將四人死する事　一飯富兵部御成敗之事付甫宮十兵衛被召歸一事並義信自害之事　一信長息女勝頼
一三好公方光源院殿泰と討事　一越中働之事　一緣者組之事付古典厩御子息事　一輝虎和田城せむ
視言の事付信長より進物之事付方々國々使之事　一信虎より書札を被遣事　一甲州勢
る事付横田十郎兵衛手柄事　一東上野新田足利働事　一連歌事　一越中より出馬之事
氏康勢於二前橋之城一攻二緘虎一事　一信長より信玄息女所望城介殿と縁邊事付信長より音信幷息女進
物之事
永祿六癸亥年正月七日遠州懸川圓福寺と申律僧宗の寺より出家一人きたり長坂長閑に付て信玄公へ申
上る御父信虎公今川氏眞公の御機に違なされ春中に都へ御上り候其儀に付て信玄公へ被二仰渡一事候間
少身なる侍の信玄公御心やすく思召し、如何もしまいりたる分別ある者を一人此僧と共に御越し候へと
有儀にて日向源藤斎を正月十三日に被二仰付一其日に甲府をたゝせ遠州懸川圓福寺へ指越なされ候、源
藤斎十七日に懸川圓福寺に着き其後に信虎公御目にかゝる信虎公被二仰出一向源藤斎と名乘何者ぞと御
尋ね有源藤斎申日向大和が親類にて候信虎様甲州御牢人の時分二十六年以前は我等奉公もいたさず日
向大和にかゝり成共のうちにて候元來は信濃本國にて候と申上る、信虎公聞召縦へ何物にてもあれ信
玄の心やすく思はれ候はゞくるしからず候とありて被二仰付一其日に甲府をたゝせ遠州懸川圓福寺へ指越なされ候、源
十五歳の時より當年まで二十六年の間今川義元に扶持をうけ當年はや七十に成り義元存生の間は信
虎甲州にねる時のごとくに會釋ありて今川家の侍衆御眞殿と信虎をあがめ申つれとも四年先庚の申五
月十九日に義元討死の後子息氏眞信虎を疎父の會釋にもせず候故去年戌の春までは駿河に有つれ共妥中
此圓福寺へ移りてあり又信虎牢人の次の年駿府にて男子二人持て候、義元是をも小島の會釋にいたさ
ず驕慢あこ十預り武田上野守と名乘當年二十五歳になる此上野守十六歳の時まふけたる子我等名を付

候に信玄にあやかる様にとて勝千代と付候此子當年十歳に成候、上野父子にすてさせ此圓福寺に去年
より居候へは三浦右衛門と云ふ氏眞の出頭人さ〳〵にて上野父子まで、氏眞の言葉も悪られず候間信虎
は三日の内に上洛仕り都の邊に居申べく候公家の翁享服に上野妹當年十九歳になるを義元存生の時祝
言させ給ふにより將享服信虎聟故是へたより都へ上り候然は上野信玄の弟なれば是父子共を悪し給へ
と信玄へ能いへと源藤斎に被二仰付一候
其後半過にみな人じこせりて信虎公源藤斎をめして被二仰信玄に恨有といへども過候て久しき事なり
又信玄の道理も萬々多ど其儀はよきうへにも能くあれかしと存て、折檻仕れとも信虎みならがひなり
と思ふ予細は今信玄のほまれ名たかく聞へ信濃みな手に入て飛彈國上野國までも一兩年の間に治るべ
き様にさたあきけば信虎が祝着是にすぎずと信玄へいへと被二仰源藤斎かしこまりて候と申上る
其後信虎公被二仰は今川の家十ヶ年の内外に滅却有べき子細は上方牢人武藤と云ふ武篇の義侫初にも
しらざる利運ばかりの役に義元の申付られたる町人半分侍半分の者あり其子うまれつきよきとて氏眞
の御座をなをさせ三浦右衛門と名づく氏眞は皆彼右衛門がまゝになり霜月極月にも右衛門が所望なれ
ばふとりを七月のごとくにおどらせ扨又五月の菖蒲斬を七月すへてたゝきあはせ能猿樂、遊山、月見
花見、聞、茶湯、川遊、舟遊、あけくれありて民百姓をたゝきはり久敵家老今川一家の衆にも、つふりをあ
ばさせず殊に遠州井伊のが妹をとのびて妻女にする事、義元討死の年中より如此それをもおそれて
氏眞にしらする者なし、さやうの事信虎氏眞へきかすべきとて我等を右衛門僧侯へば、右衛門が氣に入
をて、なをやの與七郎と云ふ者我等を甲州の武田がうやく入道と名附候是と云ふも本は氏眞の心得悪
きねざなり、氏眞廿三の時父義元を旗下の彈正が子信長に殺され、はや四年になり當年廿六歳に氏眞年
をひろひても父のをふらひ合戰する心はせ夢にもなし氏眞も腰病にはなけれともたゝ心がけなき故西
國にて大内義隆關東にて上杉則政扨は今川氏眞なり殊更三河岡崎の城主今家康と云ふは當年二十二歳
になるが義元のかげにて岡崎へなをり候へ共氏眞をみかきり今川敵の信長と入魂してたがひに討戈を

一本ニ井伊の子飯尾トス

○甲陽軍鑑品第卅三

かきていひ合信長に六ヶ敗事あらは家康すけ藏人家康に大事あらは信長すくべく候とて、すでに家康が
當年五ッに成摠領子を聟にと約束して元康をひきかへ家康に成、四年已來三河國を切てまはり候を氏
眞にきかせ今川家の年寄より家康にことはりをいへば、今川の御恩にて岡崎へ歸參いたす事父盛忠い
き共に二代なれば少も今川家に對し奉り如在に存候はゞ御罰あたり申べく候、爰許にての取あひは所
領の堺問答仕り候、信長と入魂はうちわをみずかし義元公のとふらひ合戰氏眞公なされ候時の爲なりと
て家康弟を人質にわたし、駿河の後山中のあたりを行時分にはたらき氏眞をあがむる者共を連々にき
りしたがへ候を今川家の年寄大事に思ひ氏眞公にいさむれと家康がめのと酒井雅樂助と云ふ者工夫の
能故か成瀬藤五郎とて口きゝの利根なる侍を一人、三浦右衛門所へつけ置候間、氏眞と家康ともとのご
とくなり候此体ならは家康と信長組三河遠州駿河三ヶ國は家康信長にとられ結句敵の方より今川家を
やぶり申べきほどに信玄能く分別して右の三ヶ國を取給へ若し眞なれは北條氏康今川氏眞をすけらる
べく候但し氏康子息氏政信玄のむこなれはそこの程は信玄の定て分別有べく候と信玄へ申せと彼ニ仰
付一候源藤齋申は信玄様萬事御念入候間口上ばかりをもつてはいかゞに御座候、信虎様御一筆を被遣
之候様にと申、信虎公被仰は文にていふならは其方をよぶべきか必す書物は大事の儀にせぬ物をと被
レ仰源藤齋申は、さらば信虎公御判を一ッ御すへ被成下候はゞそれを御目にかけ證據にいたし御意
意申上べく候我等諸國へ御使に參候へ共何たる御行の御吉事にも信玄公はふまへ所のなき事をば少も
まことになされず候と申上るによりそこにて信虎公御直判を日向源藤齋に御渡し被下候次の日逗留
いたし十九日には信虎公圓福寺を御立あり御上洛なり源藤齋は二十日に懸川を立安部川出候間廿五日
に甲府へ着き則ち信玄公へ信虎公御判を御目にかけ件の儀言上申に一切御取あひなきやうにて被仰
は信虎公の御老躰にて皆いたづら事なり必す源藤齋取さた仕るべからずと御機嫌あしきやうなり信玄
公は善悪は善事々儀不儀、勝利不勝利となく御着あり小幡尾張守を
永祿六年癸亥二月十二日に信玄甲府を御立ありよりたうげをこし、なんもくへ御着あり小幡尾張守を
めして問給ふ其方あひ聞と聞く小幡圖書助は如何様なる氣たての者ぞと被仰尾張守承り圖書助武篇
の儀は畧の侍にては無之候へ共少の事にもあはてたる形義の者にて候と申上る信玄公被仰扱は仕様

ありと被仰内藤修理少輔に被ニ仰付一小荷駄一疋に挑燈二ッばかりづゝ結付馬負にも一人に一ッづゝ
燒松もたせ旗本にて掉のさきに挑燈を附火を立あぐるに付ては其方請取の小荷駄共に火を立させたか
き所へおいあけさせよと被ニ仰付一總人數を、松枝、簑輪、安中三方を手あてなされ陣とらせ御旗本は、脇
跡備ばかりを以て圖書助かたへ手あてゝ陣取夜に入あひづの火を旗本にてあげ給ふをみて内藤請取の
人馬の火をたて、たかき所へ追あげときのこゑつくり候へば小幡圖書助もどろきさはぎて遁かつる共
下の者共方々へ遁るを押かとし武田の家の悴者小者歩者まではき取て其うへ、圖書助が居城にて、次の
日まで亂取おほし、左有て小幡尾張守昔のごとくにみぬの城へ歸參して前代の所領本地被下候故上
野に小幡尾張守、信州に眞田彈正入道一德齋、是兩人は信玄公の御譜代同意に御爲を存奉る就、其信玄
公右兩侍大將を御心やすく思召なり、小幡尾張守やうすありて、上總守になされ小幡上總守と名乘事永
祿十一戊辰年より如ニ此候一以上

同二月廿六日に松枝城へ飯富兵部少輔、淺利、小宮山丹後守三頭に御旗本足輕大將城伊庵弟忠兵衛、原與
左衛門、市川梅印都合六頭を以て押よする安中の城へは、甘利左衛門尉、小幡上總守二頭に旗本より足
輕大將原美濃守、曾禰都合四頭、押よする、簑輪の城へは内藤修理少輔、飯富三郎兵衛、那内の小山田彌三
郎、馬場民部助四頭に、簑輪の城をおさへさせ扨て又安中左近は降參いたし候へは、御ゆるし被ニ成甘利
左衛門尉奏者にて御禮申上城を指上る、松枝安中越前は城をわたされずして、二のくるわまで入候へ共
越前守降參申さす候然れとも平尾と云ふ侍、信玄公の御意にちがひ松枝の城へこもり旗本足輕大將、
城の伊庵と鑓をあはする扨て又松枝、安中越前押つめられ降參いたすといへとも、はやく詫言申上ざる
故城をは請取、安中、越前御成敗なり、松枝の城には小宮山丹後を指かゝる、安中左近は父越前御成敗
なれ共左近早々降參申、城を差上候に付て、安中の城を本領共に被下殊に甘利左衛門尉妹聟に被ニ仰付一
候扨て小宮山丹後守跡、諏訪の郡代に、市川宮内助を差置る、也
簑輪の城信玄公數人數、貳萬をもつて、もみくづし被ニ成候一其節城伊庵、簑輪の城追手において日の内に
兩度の鑓を合せ二度の鑓に一入つよきといふは鑓の柄のたをみたるを我ひざにておしなほし出る敵を
まちて鑓をあはするを是を信玄公御覽せられ候、伊庵手を負候弟忠兵衛討死する、扨又飯富三郎兵衛下に

小幡尾張守本意ノ事

安部川出ヽ出ホナルヘシ

小幡圖書沒落

○甲陽軍鑑品第卅三

ては越後半人大熊と云ふ侍其日大剛の働故敵の中へ入さじりよき武士とくみうちするとて敵に指物を
とられくみふせたる敵の首をとり其後おいかけ差物を取かへし歸りたるを是も信玄公御感有故、御陣
ひき候へ〻御感狀を被ㇾ下馬乘三十騎足輕七十五人預け給ひ女房出頭人、小宰相聟に被ㇾ仰付ㇾ候則受領
させ大熊備前に被ㇾ成旅本足輕大將になる　△就ㇾ中曇輪落城して長野信濃守女房子共悉く御成敗なり、
さりながら信濃家中にて武篇爲〻の武士を二百騎召かゝへられ內藤修理に被ㇾ預下ㇾ曇輪の城代に指置
るゝ修理はじめ五十騎といまの二百騎と合二百五十騎の同心に、手前被官共に三百騎の侍大將となり
曇輪に在城して西上野七郡の郡代仕り、新田足利武藏筋の御さきは內藤修理少輔なり西上野七郡に七
年かゝり被ㇾ成候は長野が故なり
長野信濃守大剛の武士といひ地戰には千騎の侍を持候故、曇輪の城信玄公三十七歳の時より年々はた
らき給ひ四十二歳にて七年めに曇輪御手に入是も三年以前辛酉の年信濃守病死して卅より內のせがれ
の代にも三年もち今度落城にも信玄公の衆に手負死人多し此儀は長野信濃守家中の侍衆能武士とも成
故如ㇾ此信濃守衆二百騎あまり召をかゝへ中に上泉伊勢と申者も武士ほまれおほき侍なるか、此者信玄
公へ御いとま申上候子細はあひすかげの流と申兵法をならひ得て候間此中よりそれがし仕出し、新陰
流とたて、兵法修行を仕り度候泰公いたすにおいては信玄公へ注進申べく候、泰公にてはなく修行者に
罷成候と申上る故、御いとま被ㇾ下也殊更上野侍大將衆

一たゝら　一高山　一白倉　一上田
一永　ぬ　一おうど
皆西上野衆信玄公御被官に成此衆甲府にての奏者は原隼人佐、跡部大炊助、兩人と被ㇾ仰出ㇾ候扱て信玄
公二十三歳の御時、山本勘介廿一年先に如ㇾ此の儀をつもり候其時分は信州諏訪郡漸く御手に入るかい
らざる時分さげすみ申候ゝしきかな三年以前辛酉の年川中島合戰の時討死する然ば西上野去年戌の秋
作毛よくして、曇輪、松枝其外方々侍のかきあげ屋敷にあがり兵粮澤山あり是を武田の諸勢に、三わり
の利足をもつて借候へと二被仰出ㇾ諸侍衆去年の春松山御陣において俵子かり申たる者に御加恩あり或
は惡所を引かへ上納にて被ㇾ下此度も猶以て右のごとく、うたがひなしとて貳万俵の米を一兩日の中に
みな借用いたし、くれに御さんようあり信州甲州とともに、其筋諸代官衆へもどこども進上申候
永祿七甲子年五月飛彈國半國の前、常陸守と云ふ侍大將降參仕り弟坊主圓成寺を甲府へ人質に進上申
候此出家を江間右馬丞に被ㇾ成足輕を預られ、御旅本に置給ふ是は飯富三郎兵衛一頭を以て其年四月働
き四月中に降參させ甲府へ召れ三郎兵衛奏者にて五月御禮申上る此常陸御さきを仕り飛彈、越中へも
一兩度信玄公御馬を出さるゝ仍如ㇾ件
永祿七子年七月十五日の夜燈籠御見物とありて太郎義信公、長坂源五郎、御乳母曾禰周防只兩人御供申
飯富兵部少輔所へ御座候て八ッ時分にいかにも隱密の体にて御歸被ㇾ成候是を御目付坂本豐兵衛橫目
の狹原豐前能見て則十六日の朝信玄公御山に御座候に山へ參申上る、飯富三郎兵衛御膳物を持取障子
の陰に罷有候か御前へ罷出申上候は七月初めより長坂源五郎御使に被ㇾ成兵部少輔所へ日々義信公よ
り御書を被ㇾ下候目付橫目の衆申上候て後我等披露致すべく候、はやく申上目付橫目を御折檻なされ候
は〻我等慈悲かけ申候其上急になさるべき御文体にもなく候御陣に於ての逆心ときこへ候とて三郎兵
衛さんちやくより義信公御自筆の御文を飯富兵部方への名付然も合點御嬉しく思召との御文体を信玄
公へ御めに懸候故信玄公御涙をながされ飯富三郎兵衛能は思召候、三郎兵衛申上るは、まことに兄の事
を申儀いかゝ候へどもさりとては信玄公を討奉るべきとある事は義信公御分別ちがひ被ㇾ成ての逆心
なり其御子細は御父子の間なりとも信玄公の太郎殿をのけまいらせられ候ばゝ逆心ながらも少
郎殿をのけまいらせられ候ばゝ逆心ながらも少し御道理も御座候さなくして太郎義信公十六歳の御う
い陣には御旅屋にて飯富兵部御具足をめさせ原美濃入道、小幡山城入道、山本勘介入道、飯富兵部四人
の衆に信玄公御自身御扨をもつて義信公御さきかづきを右四人に被ㇾ下たるを馬場兵部、內藤修理、我等
式までも終に信玄公ゟ様被ㇾ成候事見申さず候て馬場、內藤などは涙をながし申候其後八年の間もい
かほど義信公を大切にあそばし候所に川中島御合戰の時より様々信玄を御惡口被ㇾ成其上逆心をくは
だてられ御年も御さかりの名大將をころし申べきと有惡き儀義信公と心を合申候兵部少輔は、兄と申
候へとも我等式の爲にも大敵かと存候勿論太郎殿御分別ちがひ候はゝ、わかき殿に御異見申上御聞な
くは御前にて腹を可ㇾ仕候に、義信公は御わかげなれば是は偏に我等が兄飯富兵部少輔一人のとが也と

一場に於て兩度迄走回諸手に勝さりと被ㇾ遂是も知行五百貫の加恩るゝトアリもとこハ元利ナルヘシ前ハ主ノ誤ナルカ

義信逆心

○甲陽軍鑑品第卅三

飯富三郎兵衛證據を引て義信公逆心の儀信玄公へ申上る、本より御目付儀目の者とも念を入證據を引て申上るはそれにより子の年秋冬は方々境目へそれ〳〵に加勢をこも給ひ御出陣是なし此儀をば皆不レ存禪宗、濟家、洞家、天台、眞言の智者たち信玄公と義信公御父子御中なをしなさるべきとあれども御中なほり無レ之仍如レ件

信玄公は御用心の御ためやらん御閑所を京間六帖敷になされたゝみを敷御風呂屋梯の下より、とひをかけ御風呂屋のげすいにて不淨をながす樣にあそばし香爐を置則香箱に沈香をわり入當番の奥衆二人づゝ朝と、ひると晩と定めて今の香爐に火を取、沈をくべたき申候其上今一人の人御意を得狀箱のふたにいづれの國郡と書付をみて御意次第に持て御閑所において實否を御分別被レ成るなり、殊更河中島合戰の後酉の極月朔日より飯富三郎兵衛、原隼人佐、跡部大炊助三人侍大將番にして御城につめ殊に御閑所へ御座候時は御腰物を持取障子の蔭に其身も刀を差候て罷在なり然ば信玄公閑所を山と被レ仰候故甲州谷々山と申候誰人も何と申御ことゝ、山の故事信玄公へ問ひ申人なくして終にしられず候と七ヶ年も以前に他國牢人奥衆曾禰與市、助に山と云事をきゝ候へば與市助申は道理かな、のぼればくだると申は是本手かといひて別人一年もありて奥衆日向藤九郎に、山の事をとへば藤九郎申は道理かなにほふてくだるはもんくさうなりと云ふ其後長坂源五郎にとへば源五郎は道理かな山にはくさきが絕ぬと申小山田彦二郎にとへばにをふ物たへずと申に小宮山内膳申は山のにをひは燒物をぬがふぞと申候箇樣のざれごとも濟家洞家の禪宗へ立入少し禪宗口にづこびて申なり以上

此子の年侍大將に甘利左衛門尉と申信玄公御秘藏の人三十一歳の時馬にて過をして死去なり、子息三郎次郎幼少の内米倉丹後陣代に被レ仰付候、なり

大かうのあしがる大しやう原みの〳〵かみ入道病死なり、ゆいごんに酉の年病死する小幡山城入道ことく金言有川中島合戰に山本勘介入道道鬼も討死す多田淡路去年亥の極月末に病死なり信玄公御秘藏の足輕大將衆酉の年より子の年まで四年の間に四人死してみな若世になれども子息とも場を引たるほどれ五度十度つゝあり弓矢考へつもりに功の入たる人々多しそれによりて跡のあく事なし信玄公わかき時分は年々大合戰年中に兩度もあり今は、はや三年四年たてども大合戰是なし縱へありといふとも今

よりすへは御旗本にて合戰のある事まれなる故場數有ましく候むかし度々の合戰ありて十度のほまれより今一度の手がらは少うへなり各武士の一道まつたく疎略すへからず仍如レ件

永祿八年乙丑正月飯富兵部少輔御成敗被レ成候子細は

信玄公御若き時分より兵部御呼有時御返事すぐに不二申上一候事

弓矢の儀にも信玄公もどき申やうに諸侍衆中にて申候勿論老功の家老なればいかていさめ申上儀承引なさるまじき事にあらず候へとも諸人面前において申べきと思召よき事をも飯富兵部申をば取あげ前において家老にもどかるゝ樣なれば諸軍信玄公をかろしめ大將たらん者は大敵強敵弱敵破敵隨敵五ッの敵にそれ〳〵の會釋ある所に越後謙信強敵の然も破敵なるに信玄公種々武畧工夫は被レ成て勝利の分別を信玄弱き樣に申事は飯富兵部一人の口より出る事越後謙信に對し信玄公武畧の分別よければこそ五年以前九月十日河中島合戰に謙信をくれをとり十月越後堺長沼まで備を出し一日逗留し早々引入候其後五年以來信濃へ出ず候所に信玄味方よりは四年以降堺目をこし越後の內をやきはたらき仕る事高坂彈正一人の覺悟にて働く信玄公の御力をかり申さずしてかゝる事は有まじく候

義信若氣故恨みなき信玄に逆心をくわだてさする談合相手の棟梁に兵部成候事、此五ヶ條御書立を以て飯富兵部御成敗なり太郎義信公其年廿八歳に成給ふ御成敗被レ成候事、

加へられ籠舍させ御申なさるゝ其後長坂長閑子息源五郎御成敗なり義信公御乳母曾禰周防横目の荻原豐前に被二仰付一然もはなしうちに御成敗なり此外太郎義信公の衆八十騎あまりあるを御成敗候て其外は他國へ追拂ひ給ふ中に雨宮十兵衛と云侍小田原へ走り三年罷在內七度大剛なる武篇仕北條氏康氏政御父子の御感狀七ッまで取て持內に一番鑓とある事四ッなり是によりて高坂彈正信玄公へ申上彼雨宮十兵衛三年目卯の年の暮に召返さるゝ又其年の春三十の御歳太郎義信公御自害なり飯富兵部少輔三百騎の同心被官、弟飯富三郎兵衛に五十騎同心とめ兄の兵部御成敗のみきり五の年より如レ此飯富兵部人數二百五十騎のこりたるを百騎小曾根へ預けられ小曾根かへ板垣になさる百騎は跡部大炊介に預被レ下五十騎は逍遙軒へ遣せらるゝ如レ件

○甲陽軍鑑品第卅三

本ニ獻富士幾問

右意趣は德榮軒信玄息女當病平愈息災延命のときんば
來る六月息女富士參詣の事　士峯萬山むろにおいてひっそうじゆをうけ五部の大乘經讀誦の事

神馬三疋獻納の事

右三ヶ條の旨相違なく社納せしむべき者なり

永祿八乙丑年五月吉日　　信玄敬白

是は五ッに成給ふ織田城介殿へ御約束の御料人御煩の時如此
永祿八年乙丑に天下を持三好左京太夫分別ちがひ家老の松永彈正意見に付　公方光源院殿義輝公を
うち奉るなり假初にきくも主君をうち奉るは、いまはしき事なり聞て耳をあらひ逆心を物がたりに申
ては其口をあらふべき儀なり以上

永祿八年乙丑六月山縣三郎兵衛御先を仕り越中へ御馬を出され飛彈國、侍大將江間常陸守才覺仕、越中
の內一郡あまり持候樣名と云ふ侍大將八數三千五百余持候者降參仕り二番目の子幼少成を人質として
御目にかけ信玄公を主君とあふぎ奉るなり彼人質勝賴公に御預け被ㇾ成伊奈にさしをかるゝなり
小幡入道日城息女山城妹小宰相殿とて信玄公御前にて物をよく申上る女房の出頭人有、此人書立を仕
り申上候緣者組の事信州伊奈の万歲を上野國安中左近とあひむこに被ㇾ仰付一葉原藤三郎三年以前義輪
にて先衆へ御使に參り討死仕たる者の後家は甘利備前守むすこと祝言あり

信州まりこと云ふ侍馬場美濃むすこになる

同あい木市兵衛子息山縣三郎兵衛むすこになる

川中島にて御討死被ㇾ成候古典厩信繁の子息今の典厩信元の舍弟其年十四歲になり給ふを信州望月と
申侍、息女と祝言被ㇾ成則望月跡を御取此比望月殿と申は古典厩信繁の御子息今典厩信元公の御舍弟也
永祿八年乙丑九月九日に尾州織田信長公より織田掃部と云ふ侍を甲府へ御使にこし給ひ信玄公御仰らる
ゝは恐がましき申事に候へども信長事去申の年駿河義元公の信長をふみつぶしなさるべきとて尾州へ
發向あり勝利をうしなひ殊に討死ある其競をもつて我本國夏秋中に信長に暇ひ其暮より美濃へ取懸當

年迄六年なれば大方今明年の間に美濃國も信長支配に仕べく候、さ候はゝ信玄公御持の木曾郡と、うち
つゞき候間在々の往來もたがひに申事なきために伊奈の四郎勝賴公へ信長養子のむすめを進じ度候此
女子は信長父彈正忠存生の時美濃國ない木搦太郎と云ふ侍を聟に仕り則信長ためには妹むこ也むかし
より美濃國ない木の城に居住候なり彼者むすめを幼少より信長養ひ當姪女と申せ共實子よりは、いた
はり候信長息女も候へども我等當年三十二歲なれば物領の男子さへ十歲のうちそとにて二十歲に成給
ふ四郎殿內方になさるゝき息女を持申さず候と種々の信長申されやうありて乙丑霜月十三日にない木
殿むすめ信長姪女を養親に成て伊奈の高遠へ御こし入四郎勝賴公は尾州織田信長の聟に成給ふなり又
御使仕る織田掃部は信玄公に十一年召つかはれ、五年先辛酉十一月に信長よびかへし給ふ尾州侍、然も
信長ふだいの侍なるが、信長十八歲の時氣にちがひ十一年甲府に罷在り信長廿八歲の時召返さるゝ、信
長公より信玄公へ御使の人は織田掃部、赤澤七郎左衛門、佐々權左衛門是三人は正月、三月、五月、七月、
八月、九月、極月此七ヶ月は樽着、卷物、給帷子に信玄公御めし料にとて御小袖一重つゝをば別に武田び
しを大きにはきゝしたるはこの、くれないにて緒をしめたるに御づきん一ッ御わた帽子二ッ合三色を
是もちいさきはきゝしたる箱に入甲府へ信長御音信申さるゝなり信玄公より信長公へ御使は秋山十郎
兵衛なれども一年に一度も御使越給ふ事はなし日向源藤齊は關東安房國結城、たがや、宇都宮越前比
叡山への御使なり、雨宮存哲は近江の淺井備前、四國の長宗我部への御使なり長遠寺は伊勢の長島、河
內國大坂坊主にて一向宗繁昌の所へ參られ候但し越後謙信へも一兩度長遠寺參らるれは謙信ほめてさす
か信玄の家に入たること道理かなとて信玄公と無事仕べしと謙信申さるゝ儀兩度有りつるが兩度なか
ら先ッ長遠寺をこし給へと獅虎より申こさるゝなり仍如ㇾ件

丑の極月二日に小幡山城子息又兵衛を甲府へめしよせられ長坂長閑、跡部大炊助兩人を以て信玄公被
仰下ㇾは父山城をかいづこへのくるわにさしをかれ高坂彈正かいづこへのために如ㇾ此なるは越後の景虎公
強敵おさへのためなり其上信州先方信玄公へ御忠節の侍西條治部少輔、うんのなかづき、これ兩人ち
ゝ山城むこと被ㇾ仰付ㇾ候又御譜代といひながら川中島郡在國の足輕大將原與左衛門市川梅印が子、平
左衛門兩人をも山城むこに被ㇾ仰付ㇾ候は山城に萬事指引の異見緣者の衆ともに申候へとある儀は山城

輝虎和田城攻
濱田十郎兵衛手柄

○甲陽軍鑑品第卅三

度々の忠功にて弓矢功者といひ小幡日城二代目めしつかはれ候間御心やすく思召しての儀なり然ば永禄四年酉の六月山城病死仕候間叉兵衛を山城ごとくに信州緣者の衆とも與と存候て叉兵衛に儀を得候は、高坂彈正も仕置も仕りよく可」有」之候川中島四郡の事は今とても大事の境目なればかならずかいづの二のくるわに叉山城ごとく罷あれと被二仰付一候て所領も同心もさして可」被」下由被二仰出一候へと、しきりに御訴訟申候重ての御使にはさあらば所知を召も叉兵衛申上るは川中島に罷有事迷惑申候と、し上らるべき由被二仰出一叉兵衛申上るは身づからざうりをさげ候て成とも、御旗本に罷有り御奉公可」仕候とて小幡叉兵衛御本城よりすぐに寺へ參り土屋平八郎其年廿一歳なれとも念の入たる武士故妙音寺へ早馬にて遣け候らゝ勝頼公より阿部五郎左衛門を付をかるゝ扨て其後勝頼公土屋平八郎殿兩殿り腹をきり申べく候間我等參り相留候はんとて十の御肝煎にて小幡叉兵衛御旗本に召しをかれ所領の義は信州において五百貫甲州こゝ井にて百貫東郡にれいて八十貫甲州しづめにおいて廿貫合七百貫同心は、あさを新之丞、長井與五左衛門、遠藤七右衛門馬乘二騎歩足輕十人叉兵衛に付られ甲府御旗本に被二召置一殘りは所領同心足輕共に伯父の小幡彌左衛門に被」下彌左衛門をかへ山城守に被」成高坂彈正に差添へ、かいづ二のくるわに置給ふ小幡叉兵衛事四郎殿土屋平八郎殿御肝煎をもつて叉兵衛存分のごとくに成申候なり仍如」件

寅の六月廿四日に信虎公より同年五月五日の日附にて信玄公へ御書被」遣」之候其趣は去甲子三月公方光源院殿へ信虎御禮申上罷歸候所に廣繰まで御をくり被」成候間信虎頭を地に付則申上る武田の家のあらんかきりは廣繰まて公方御送りある我家の系圖是なりと申上候、然は三好道なき故光源院殿御妹聟に成る御恩を拋ち去年乙丑義輝公をうち奉るうち奉る左ありても侍のあるほどは公方のたへ給ふことなしと其心得有べく候と折々信玄公へ信虎公より被二仰越一候かのつよくましますと信虎公も御父子の間なればすでに落城とみゆる所に信玄公御旗本の足輕大將横田信玄公御吉事の義を折々被」仰候とて武田の家老谷汲をながすなり以上

同年七月越國の輝虎上野國和田の城へ取つめ、すでに落城とみゆる所に信玄公御旗本の足輕大將横田十郎兵衛加勢に籠り居て我同心足輕の義は申に及ばす和田が者共を十郎兵衛よく下知して輝虎一万三千の人數をもつてせめ給へと城の落ざるは先大筋目城の持やう、手ぐばりよろしくして其後櫓へ十郎兵衛あがり日來ならひ得たる鐵炮をもつて輝虎旗本のよせ所を見定、よき武者を多くうちおとす中に、廣信の御座をなをす侍をうちころして其後十郎兵衛うつ鐵炮にて廣信もあやうくみへつる故早々輝虎城さきほゞし越後勢退散仕り、和田の城堅固に持さだむること横田十郎兵衛、大剛強にして然も弓矢に能く功者の故なり此年横田十郎兵衛四十二歳なれとも十六歳よりはしり廻り廿七年の間に數度武篇仕すぐれ手をくだきたる働らきあるに付和田の城もちたる儀、人は譽れとも横田はざのみ手柄と不」存候然は輝虎剛強なる、あら大將と名を取給へとも信玄公御持の城を一ッもせめおとしたることなし五年以前松山の陣の時北條氏康公信玄公兩旗を敵に仕り諫信一方を以て氏康公御持、山の根の城を無理せめに攻おとし申され候事八千の人數をもつて一日一夜にせめおとし雜兵ともに女童に三千きりすてらるゝに定て其城に、はたらき武士千余りは上下共に可」有」之候今度和田の城には和田兄弟の騎馬三十騎と申せとも地戰にて七十騎加勢の横田十郎兵衛卅騎にて、かち足輕百人手前の者ともに馬乘、かち合て武百余り地の和田衆馬乘り、からの者へかけてせめおとされざること偏に信玄公御武勇さかんにて御座候故なり、十郎兵衛は大剛の原美濃守が惣領の子なるを美濃には子とも多きとて横田備中かの子をもたざるにより聟にして跡をつがせ原彦十郎を横田十郎兵衛に仕り跡をゆづり候本國は伊勢國牢人、信虎公御代より足輕大將仕り武篇數度のほまれ近國にひゞき候やう父の横田備中にも十郎兵衛おとらぬ足輕大將なり仍如」件

永禄九年丙寅初の八月二十六日辰の刻に法性院信玄公甲府を御立なされ後の八月二日に上野箕輪へ御着あり同十日に御備定にて十三日に新田足利筋へ御働らき有、先衆は十八手を一節六備づゝ二ッに分け利根川のわたり三ッの事、こりやう二本木、くすなへ六手も先衆のごとく是は一組二手づゝ三手に合てこし候へと定められ川のこなたに信州伊奈松本侍衆に宍山入道梅雪を大將に被」成備給ひ、扨て末の道に向などとりて一筋の渡りをば味方右の方よりをしわたり其つぎ〳〵へと被二仰付一候東上野へ御發向なされ新田足利まで△燒つめはたらき給ひて八月すべに裝輪迄御馬を入られ九月中、西上野に逗留ましまして御もちの城々堅固に被二仰付一十月十日に

全巢ニ△境諸働玉ふと味方なて放れ行なり以て小敵ニ三千ゝ居城へ二万三万ゝ味方よて敵ゝ城近と押寄る事危あとて在

○甲陽軍鑑品第卅三

御蹄陣あり以上

寅の十月廿八日に信玄公馬場美濃守をめし信州まきの島城代に被二仰付一候なり仍如レ件

三河國長澤より香清と云ふ連歌よく仕る人を岡田堅桃肝煎をもつて甲府へ召しよせられ御扶持被レ成侯香清御禮申上ざる以前に信玄公御發句に、ちぎりあれや春待得たる花の友とあそばして香清方へ被レ遣是に付百韻の連歌御前にて被レ成候其刹香清信玄公甲府を御立あり越中へ御馬をむけられ飛彈の江間、越中椎名此兩人永祿十年丁卯五月十八日に信玄公甲府を御立あり越中へ御馬をよせられ越後信州境目の御仕置あそばし、馬場美濃守に被二仰付一あたらしく要害とり立らるべき堅固の地を見定給ひ八月初に御蹄陣あり以上

同年卯の九月九日に小田原北條氏康公同氏政公より甲府へ御使被レ遣信玄公を類給ふ子細は北越の輝虎上州前橋の城に居て氏康父子關東仕置のさまたげ仕り候間信玄公御馬を出されて輝虎を退治申べく候由被二仰越一に付九月十八日御談合有て輝虎前橋の城にゐられたるに北條氏康公三万つて輝虎を退治申べく候由被二仰越一に付九月十八日御談合有て輝虎前橋の城にゐられたるに北條氏康公三万五千信玄公二万合て五万五千の人數をもつて十月六日卯の刻より前に打立前橋の城へおしよせ宿町を燒き城の門際までおしこみ早々引取給ふ其日に限りから風いたく吹、利根川を渡るに北條武田の諸人目口もあかず東西更にわきまへず侯此色を謙信御内の侍大將衆一人弓矢功者の人々五六人あつまり備を出し信玄と氏康をうちとめ可レ申候といさめ侯へども、何としてやらん輝虎おくれられ侯事十四歳よりして其年卅八歳まで卅五年の間謙信の是程つゝしまれたる儀はじめてなり、武田の侍大將衆批判に利根川半分こし侯時分輝虎衆三千騎出仕悪侯は〻甲州勢大方うたれあしく取まはし侯はゞ信玄公御討死なさるべく候其謂は風、敵のかたより吹悪放火の烟りに旋風まじりて手本足本もみ〳〵ず侯とのさたなり敵出ざるゆへ何事なく引取たると信玄公の衆は上下ともにかくの分申候扱て又小田原北條家の衆沙汰の限なき甲州上野へ歸陣なまじひに其儘にまします共兄氏政公より御迎來て歸府へ呼取せらるゝ其日の領分海

○甲陽軍鑑品第卅四

御料人様への御音信は
一厚板　百端　一疋板　百端　一緋白　百端　一繰紅梅　百端　一代物　千貫　一けかけの指上中下三百筋

此外御祝の御樽肴作法のごとくにて御使は繰田縫部助なり
天文十七戊申年より永禄十丁卯年迄二十年の事合戰せり合城貳萬づゝ信玄公御代之様子大形上下に書付申候　天正三乙亥年六月吉日高坂彈正四十九歳之時於二甲州府中一記レ之

甲陽軍鑑品第三十四　巻第十一之上

一氏眞信玄申惡成事　一信長に御祝言進物幷城介殿に進物之事　一公事幷世間風之事　一謙信氏康子息養子付嫌疑信玄和睦不調事　一信玄病氣付脈事　一駿河仕置付家康懸川攻事　一氏康より使者參事　一氏康信玄對陣付馬場美濃手柄の事　一氏康信玄對陣付馬場美濃手柄の事　一信玄甲府打入事付氏康駿河仕置事　一於懸川城家康氏眞勝負事　一眞氏降參、船にて小田原に退事付三浦右衛門しばり難きらるゝ事

永禄十一戊辰年五月駿河の今川氏眞公へ御使を越給ひ信玄公被」仰は今川殿御持の内東三河を信玄に給はり候へ（信州伊奈より續きたる所にて候間取續き候）以來義元の御訪ひ合戰、氏眞公被」成候て松平藏人元康と云眞がる生物出來りて今川殿恩を忘れ元康の元と云字をも拋ち悉く引かへ德川三河守家康になり大かた三河國を治めたると承及候家康にとられ候はんより信玄に給はり候へかしと被二仰越一候へば信玄は武田信玄を頼申に及ばず能氏眞公御返事に信玄被」仰分辱く候乍」去父義元のとぶらひ合戰とある義は武田信玄を頼申に及ばず能時刻を見て氏眞一身にて本意をとげ申べく候殊更氏眞敵の織田信長と信玄緣者に成給ふと聞候へば信玄も今は敵半分と存候又東三河の事家康にとられ候事口惜目ヲ當ヲ皆ニ永祿十一戊年二月ハ氏眞ハ太郎二郎ハ氏田屋代ハ近江ノ安吉ノ持物ヲ太刀ト左ニ有ト云字ヲ拋ち悉ク引カヘ德川三河守家康ニ被付ラル但御料人ノ御誕生去也

全集ニハ畏沙門堂ト立付氏眞信玄ヲ不和ノ風聞ヲ揭ケ十永祿十一戊年二月ハ氏眞ハ太郎二郎ハ氏田屋代ハ近江ノ安吉ノ持物ヲ太刀ト左ニ有ト云字ヲ拋ち悉ク引カヘ德川三河守家康ニ被付ラル但御料人ノ御誕生去也

なれば今明年にもたやし申候事いと易く候信玄へ東三河渡し候て後は遠州迄もとられ申べく其證據は今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を酒に醉たるふりをなされ信玄御とり候とて父義元も信玄をば殊の外調儀の恐ろしき人と申され候ひつる間信玄と氏眞とおほ甥の取沙汰指おかれ以來は書札の取かはしも必らず無益也此比も家康母方の伯父水野彌平太夫に信玄念比し給ふと聞く又掬水遂介と云者をも

甲府迄よび鐵炮十丁に甲州名物とありて木綿の布を貳百端くれ信玄三河へ出ば手をひけと御申候事委しく氏眞き〻申候間水野彌平太夫をば去年の冬成敗仕り候とて信玄の水野彌平太夫所へ被」下たる廻狀を甲府へ駿河より御返事にそへられ越給ふ故今川氏眞と武田信玄と御中惡くなる也信玄公は六年以前より駿府へ町人百姓出家、本より侍、何も物の善惡よく辨る人を撰び御越被」成候て開給へば氏眞公御前にて物一番の出頭人三浦右衛門助分別惡くして、今河家の大身小身老若御一家衆共に右衛門助にあきはて候今川家の人々心持あしくなり、そでなき事に物をいれ塀の紹鷗が流の茶の湯がゝりなりとて茶碗一ッを三千貫にて買取桑花にふけり申候は三浦右衛門がしわざなり仍如件
永祿十一辰年六月上旬に甲州信玄公より信州伊奈、飯田城代秋山伯耆守を御使に被」成美濃國岐阜の織田信長公へ御緣者御祝儀の御音信樽肴作法のごとく

一越後有明の蠟燭　三千張　一漆　千桶　一熊の皮　千枚　一御馬　十一疋之内
關東宇都宮殿より進上ある鬼河原毛　以上
一御曹司城介殿へは御樽肴作法のごとく　一大安吉の御脇指　一義廣の御腰物
一紅　千斤　一綿　千把
一馬十一疋之内會津黑とて名馬也さありて秋山伯耆、岐阜に於て信長公馳走被」成七五三の御振舞初日には七度御盃出て七度ながら伯耆守に御引給り三日目に梅若太夫能を仕候て其後は岐阜の河にて鵜匠をあつめ鵜をつかはせ伯耆守にみせ給ふ伯耆守乘候舟をも信長のめし候舟のごとくになされみせ給ひ鮎の魚上中下を信長公御覽とよせ伯耆守に信長直に仰渡され甲府へ御越被」成候秋山伯耆守七月初に罷歸信玄へ樣子申上候以上
同年七月上旬に信長公より信玄公へ大なる御音物あり際限なし書に及ばず御料人え八帖敷ほどの御にほひ袋被」進」之候也以上
同年八月甲府にて公事あがり候時、草を爭そふ儀に付御藏の前衆錄と申物を取候に付て此公事出來申候由申上られ候へば其時信玄被」仰は武士と云者は香車に有て其上武篇よき事是本の道なり香車なりと云て容顏美麗にばかりあれ〻西國の大內義隆が風のごとくに成候選からぬ駿河氏眞の家老武藤淡三

○甲陽軍鑑品第卅四

毘沙門堂と號ス給ふトアリ第一巻第四品ナ參看スベシ

一本ニ十一疋ノ内一疋ハ關東ヘトアリ

同十一疋ノ内一疋ハ會津云々トアリ

同御引出物給てゞトアリ

草加鎌公事

香車一本ニ華奢ニ作ル

一本ニ此里に結する人孔なひはらん門田乃早苗三ふさたつまでトアリ

きないハきゝへナルベシ

一本ニ誤（此次切レテツヅサレズ）トアリ

一本ニ識

庵原左馬之進同安藝守ナリ三代記ニハ安房守トス

宇津城

地圖燒毀

一本ニ津和原ニ作ル

○甲陽軍鑑品第卅四

郎行讃、香車　過候て今川の家に武士道手柄者其數多ありと雖ども父義元の帋合戰ならずして申の年より當年迄九年の間香車風流の沙汰斗り候て武士の道すたりたる樣にみゆるは武藤新三郎が氏眞の氣に入、三浦右衛門助に成、心は貧、上は香車にけたかく仕るとて諸侍にはへい致し諸人にあかれ候事香車過たる故也とて即古歌を御引候、延喜の御門の御歌

此さとにゆひする人のなきやらんふしたつまでにさなへとらぬは

しつのめかしほけのちりをはらふほどさやかにてらせ山のはの月

ケ樣に幸王の香車の歌あそばすにも不辨なることなり以上

にて弓矢はとられぬぞとありて其後公事ども落着なり然も氏康七番めの子息三郎殿と申すを謙信養子に申請三越後の謙信輝虎と小田原北條氏康無事になり然も輝虎の家老衆諫め村上殿上杉殿兩家に賴まれ强敵の信玄郎殿越後へ御座なされ候て景虎と申候子細は輝虎大敵の氏康と取合給ひ輝虎公當年卅九歳迄御手前の事にさのみかゝり給はず候間はや是からは輝虎公も佐渡庄內或は加賀越中能登へ御發向尤也と家老の異見に付輝虎公氏康公と無事の義永祿十一辰年の夏中に相調候なり然らば越後より輝虎、甲府の長遠寺をよび信玄公と無事なさるべきの由御申候、信玄公御返事に輝虎若氣故如此の分別今迄遲なわり候さりながら此上も輝虎少き事を心にかけ無事破れ候へば世上のきけいもいかゞに候間無事と有てより信玄は逢事あるまじく候輝虎のよく分別をすへ、と仰らるゝ御返事の時は又長遠寺に指しそへ、信州岩村田の法興和尙とて禪宗洞家の知識をこし給ふ謙信玄は無事不調以前より輝虎を取給ふ時普請中臨碍なき爲め狀判、兵庫助に信州水內郡にて百貫の所領を被下信州戸隱に於て斷念被成候其證書に云く判、兵庫助手をかりて愚僕を修すこゝに

北越の輝虎よに諸臣を企てと云々

屋の稻月信玄公少し御煩なされ候、板坂法印御脉を取此御煩は順て能く御座可」有候へ共一兩年の內に腰より下御煩可有候間都より藥師呼下し給ひ御養生尤と申上候其御煩は十日の間に御平愈なり以上永祿十一戊辰年十二月六日辰の刻に信玄甲府を御立なされ甲州下山道を駿河國へ御發向あり七日にやし濱り同月十二日に駿河由井口、八幡坂の左、長坂を打こへ、うつぶさといふ所へうち出給ふ、扨又駿河勢は薩埵に庵原殿千五百の人數をもつて指しかため居らるゝ八幡だいらには岡部忠兵衛、小倉內藏介、兩人大將分にして今川家の十八人衆とて武篇覺くで其日十二日に甲州武田信玄公と駿河今川氏眞公と一戰あるべきと有所に清見寺より薩埵山の際まで取續きたる氏眞公の家老衆御親類衆都合二十一頭三浦右衛門助にさゝへられとるべき人の所領も不レ被下或は武藤新三郎のはなたらしめが出頭にまかせ氏眞公をたぼしまいらせ三浦右衛門助に經あが事諸侍に慮外致し候、此義に退屈して各信玄公の御旗をみて今川家の衆大將ともに申すは義元公の敵、尾州織田信長に駿河をとられたるより武田信玄公にとられたるは、はる〳〵ましなりとて廿一頭の侍大將衆氏眞公を跡に置き奉り駿府へ引いれ候間薩埵八幡だいらの人々も引いれて後は氏眞公御旗本ばかりをもつて一戰なりがたければ氏眞公も早々駿府の御殿へつぼみ給ふ今川の一おとな朝比奈兵衛太夫御城番所長いるりにてうしろあぶりにでゐたるを岡部忠兵衛、小倉內藏介兩人みて氏眞公へ申上るは朝比奈兵衛太夫別心とみへ候御成敗あれと申すを思儀なると二ツ候、兵衛太夫日來は如」形能侍大將なるが今日一の先に引入て候其上濱見寺迄敵の來るに帶をとき後ろあぶりの樣子は兵衛太夫信玄公へ內通かとみへ候と申上る氏眞きこしめし各々と談合なさるべきとありて召よせらるゝ衆をえらび三浦右衛門介書付を仕る內に朝比奈兵衛太夫と仰せあれば先の所には居申さず候と申す人數と問給へば是もみへ申さず候と申す扨こそ朝比奈兵衛太夫逆心なりといふよりはやく褒りて甲かしらの衆色を立て、別心なりと有處に信玄公の先衆の山縣三郎兵衛、馬場美濃守、小山田兵衛尉、小幡上總守、興田源太左衛門、同兵部介、內藤修理少輔、七頭江尻を越宇八原迄旗先みゆる氏眞公の旗本隨分武篇盛の衆ありと雖ども今川の御家風年久敷不和合にて奮好の衆若衆に

○甲陽軍鑑品第卅四

恐怖をもたせ給ふ故内輪（うちわ）かはり候へば即時に御館をあけられとき の山家一本ニ土岐又砥城ニ作ル四騎ノ者ヘ小池主計三澤四郎兵衛中村彌左衛門窪田介之丞ナリ

ときの山家一本ニ土岐又砥城ニ作ル四騎ノ者ヘ小池主計三澤四郎兵衛中村彌左衛門窪田介之丞ナリ

の深き名大将にてましませば御小人頭二人廿人衆頭二人合せて四騎の者に被ニ仰付一次の日十三日には駿府の城を焼拂給ふ、扨又駿河山西人に紛れ早く今川の御館へ火を懸よと被ニ仰付一乱取の様に仕り雜花澤の城に今川家に弓矢功者の家老小原肥前遠州懸川に朝比奈備中是も小原同前の侍大将なり藤枝とくのいつしきに長谷川二郎左衛門と申、有徳仁是は務川ほう忌いが子也、遠州高天神の城には小笠原居侯へ共是は城徊（めぐ）郡をもち身がまへをしてさのみ氏眞公にも取あひ申さず侯氏眞公をば朝比奈備中懸川（かけがは）なに御旗本を陣取先衆は八幡へいれまいらせ今川の旗本衆武篇ほまれの人々多く龍有、氏眞公を大切に仕るは久敷家の驗第一なり三浦右衛門が年月諸人に慮外のはなをしにても如ニ此

龍公墓高ノ谷宇八原

龍公墓高ノ谷宇八原

信玄公駿府かごがはなに御旗本を陣取先衆は八幡へくづのや、うは原江尻を切て陣取被成也氏眞は懸川へつぼみ給ふか、小田原北條家より氏眞をすけるか、よろづを聞合せ給ひ侯へ共是は城徊郡をもち身がまへをしてさのみ氏眞公にも取あひ申さず侯氏眞公をば朝比奈備中懸川（かけがは）な

きのみがちに仕り候信玄公各此酒をたべて寒き事なきかと仰らるゝ諸人寒きこと御座なきと申す者も
ありこれにても寒く候と申す者もありそこにて信玄公被ㇾ仰平地において酒をのみてさへ寒きにいは
んや山の上なる氏康衆酒ものまずして高所に陣屋はかけたりとも人は山の麓へ下て可ㇾ有ㇾ之候氏康衆
の武篇、輝虎と十八年取あひ候へ共輝虎本國越後と小田原程、遠ければ一年に一度づゝ出合、五日十日斗
り戰てさのみながく氏康と謙信と對陣有事なし、さありて上杉家は大敵といひながら大將の則政、よは
ければ武道不案内故氏康に武略をせられ候氏康衆ついに甚敗敵にあはすして汕斷可ㇾ仕候間只今飲み
たる酒の覺ざる内に北條家の先衆掛たる陣屋を破りあぶなげもなく敵に一鹽付よと被ㇾ仰付ㇾ候て甲州
勢先衆薩埵山へせめあがりみればまことに陣屋には一二人ありて本の人皆麓へをりて居たるゆへい斗
にもやす〳〵と陣屋を破り其上小田原先衆の武具馬具鑓、結句代物など甲州武田方へ取候は信玄公の
賢き御智畧の故也其後日々夜々に北條衆、武田衆せりあひ申、信玄公衆は侍大將衆一二三より十迄と鑓
取にして其次々へ渡し、ひと手きりの足輕せりあひ也或時跡部大炊介足輕番にあたり馬場、内藤、小山田、
眞田、小幡、原隼人、小山田備中此人々の弓矢功者にて働被ㇾ仕ごとくに跡部大炊介ふかくはたらき北條
家の松田に押たてられ二町ばかりにげ其上くひとめられ退事ならずかくて跡部衆うたるべくみる故馬
場美濃守に被ㇾ仰付ㇾ候跡部服三百騎の人數をもつてさへ〳〵なり申さず候處に某百騎斗にて罷成間敷候
と馬場美濃守掛酌申候信玄公内藤か馬場か兩人の間に參れと被ㇾ仰内藤はあのごとく敵にきほはせ後
れ立たる所へ馬場美濃の外誰やの者參りて理を可ㇾ仕候と申て内藤不ㇾ參候馬場美濃申は、さらば某參
り敵をうけとり候ば〳〵跡部大炊介には足なみはやくのけと被ㇾ仰付ㇾ候へと有儀にて御旗本よりむかで
の衆を御越候て被ㇾ仰付ㇾ候故大炊介衆足なみ早く引退、馬場衆雜兵共に貳百
四十騎斗り、跡部大炊介大備を追付る松田衆に向ふ、松田衆小人數と存、きほひかける、馬場衆雜兵共に貳
百斗りひた〳〵とおりしく是をみて北條衆つかへたるをみて北條家松田衆悉く崩れ候を追懸け小田原松田衆二
かり弓鐵炮、いたて打たて横筋違ひにかゝるをみて馬場美濃八十騎雜兵共に四百ばかりにおひ立られ七十三
千五百斗りの大備を、立かへすとならずして馬場美濃のかみ廿騎雜兵ともに百二三十の跡備へ行き是をくづさずして二度
頸をとらるゝ其あひだに馬場美濃のかみ廿騎雜兵ともに百二三十の跡備へ行き是をくづさずして二度

城戸押こみ其後堅固に引あげ歸られ候へ共馬場美濃同心、とび大武と云根來衆、大剛の侍、信玄公御秘藏
の者深手負存命不定なりされ共信玄公御機嫌よき事大方ならず候内藤馬場にむかひ大なるあやまり被
成候といへば馬場挨拶に尤敵の崩るゝ面白さに我をわすれ馬場一代の不覺をかきて候と申す信玄開召
我家の武篇せんさく頂上へ上りたると被ㇾ仰なり扨跡部大炊介小旗しろき地に日の丸を出し千五百余
りの備にて小田原衆にはれたる事武田勢のれば〳〵て是はじめなり是を信玄公御先衆歌に作りおどり
申候其歌に、猶も茂れや八幡林、べに丸小幡のかゝるほどにといふて跡部大炊介、小旗は日の丸緩怠なり
べに丸小旗にとあだ名を付候は、跡部大炊介出頭を各々そねみて如ㇾ此
此御對陣正月十八日より同年四月二十日迄九十三日なり日夜のせりあひに武田方跡部大炊介一度松田
尾張にはれたるより外はみな小田原北條衆をくれなり然れ共余りに長陣故信玄公家老衆をめし口ふ
りを聞給へば内藤修理申は、くずしが眼の褒生に、すねの三里に灸をふろし申候馬場美濃はけらつゝき
が虫をたべるに、よの鳥に遊び穴のうしろをつゝき、口へ出るを取下され候と申す信玄公扨は各分別い
づれも同意なりとて山西のおさへ山縣三郎兵衛を駿府よりめしよせられ北條方の陣しろを一ッをしち
らさせ山縣同心、みしな、廣瀨、小菅、其外手柄の者共に御證文被ㇾ下二日目の夜は馬場山縣兩侍大將に被ㇾ
仰付ㇾ由井の源三殿とて氏康公二番めの子息、武藏の八皇子の城主陣屋の前に柵をふり廻にてかこひ猶
をいくつも燒給ふを悉く踏やぶらせ四月廿七日に被ㇾ仰出ㇾ次の日二十八日には信玄公陣を拂ひ駿河い
はらの山を打越道もなき所を原隼人助工夫にまかせ甲府へ御馬をいれ給ふ北條家のさたには武田信玄
劔をまはし甲州へ逃こまれたると申すなり甲府にいて内藤修理申は氏康五万に及ふ人數をもつて懸
川へ押通り家康を押拂氏眞を駿河へなをし給はゞ人能の今福はなにと可ㇾ被ㇾ成と申す信玄公開召氏康
の弓矢小田原を出て武藏下總上總其あたりをはたらきさはりつけたる武篇にてしらぬ他國へ大河大坂
をこしてのぞみをかくる人にあらず其うへ子息氏政我等がむこなりつるが今はやはや息女死てあるとい
へども國王と云子は信玄が孫なれば氏政よそのやうに思はねど彼氏政は當年三十二歳なるが慾の深き
ことは年の數よりはるかにとう〳〵也、さあるに付駿河をば北條家の國に仕るべしと存ずる事うたがひ
有べからずと信玄公御つもりの如く駿府の御館やけあとには小倉内藏介、森川日向、久野攝正、とび長い

○甲陽軍鑑品第卅四

一本ニ富永一富酒井植馬助トアリ

つとう、酒井きはめ、澤、小長井、阿部大藏此外は小身にて人なみの者を四五人宛、浦原、次宮、神田皇布（しこう）のう、善徳寺、高四寺、長くぼ此城々に北條家の諸代衆をこめ羅氏康父子もやがて蹄陣なるは今川氏眞に駿河を進ずまじきとある意也仍如し件

駿河今川家の十八人衆と云武邊覺の侍のうち岡部忠兵衛穴山入道梅雪を以て信玄公へ降參致し候此者甲府へ指越候書付之内　遠州掛川に於て正月二十三日に天王山にて徳川家康衆に仕負（しおう）氏眞方討死の衆

一伊藤武兵衛を家康被官根原討　一日根野彌吉を水野太郎作討　一近松丹波を大久保次右衛門討

一大谷七十郎を家康をち水野惣兵衛うつ又二月七日に掛川酒宿に於て氏眞方伊藤左近を高天神衆中山是非之助討取笠原七郎兵衛を岡崎方菅沼三五郎討、菅沼帶刀を松下加兵衛討、山崎市兵衛を散木討、朝比奈小三郎を高橋傳七郎討、新谷小介を佐野討、本多みぬと云者、のち掛川衆を一人討、夫計（それ）を云侍岡崎方の剛の者、掛川衆返してうたすまじとする所をすけてみぬにうたするは是は手負てをくれたるかせ（せ）ものなり正月廿三日に鑓を合せたる侍菅沼美濃守、河井筑後三月七日鑓合する衆本多左馬介吉見孫八郎菅沼孫太郎、今和泉甚介、同孫三、久左衛門、同日城より矢を送られたる衆名倉五郎作、彦坂戸作去廿一日に岡崎衆相働き天王山へ取詰遂ニ一戰ニ處に無二比類一走廻の段太以（はなはだもって）神妙也本意之上感度可レ加二扶助一等此旨彌可レ抽二戰忠一狀如レ件

永祿十二年正月廿六日　　氏眞

安藤九右衛門どの（へ）

是れは氏眞徳川家康に負少人（おいすくなきひと）の能き者には如レ此御感を被レ下なり

永祿十二年初めの五月廿六日に今川氏眞と徳川家康とあつかひになり懸川を家康に渡し其上遠州一圓に家康支配ありて氏眞を一度駿河の主にして給はり候へと頼み給ひて氏眞公遠州懸塚より舟に召し小田原の北條氏康、氏眞のしうとにてまします故頼みて小田原へ御座ありしが何ごとも一圓に御心根やらず諸侍に慮外仕り人罰めたり、猶以て三浦右衛門分別ちがひ高天神の小笠原、氏眞公、代が世の如く用に立ち候はんと三浦右衛門存知、氏眞公を見はなし高天神へはしりこみ候を、小笠原どらへて三浦右衛門をからめとり、しかもしばりくびをきるなり已上

永祿十二年正月廿六日　　氏眞

安藤九右衛門どの（へ）

是れは氏眞徳川家康に負少人（おいすくなきひと）の能き者には如レ此御感を被レ下なり

永祿十二年初めの五月廿六日に今川氏眞と徳川家康とあつかひになり懸川を家康に渡し其上遠州一圓に家康支配ありて氏眞を一度駿河の主にして給はり候へと頼み給ひて氏眞公遠州懸塚より舟に召し小田原の北條氏康、氏眞のしうとにてまします故頼みて小田原へ御座ありしが何ごとも一圓に御心根やらず諸侍に慮外仕り人罰めたり、猶以て三浦右衛門分別ちがひ高天神の小笠原、氏眞公、代が世の如く用に立ち候はんと三浦右衛門存知、氏眞公を見はなし高天神へはしりこみ候を、小笠原どらへて三浦右衛門をからめとり、しかもしばりくびをきるなり已上

永祿十二年正月廿六日　　小笠原與八郎

甲陽軍鑑品第卅五

一信玄出馬駿河伊豆燒き拂ふ事付信玄八幡大菩薩の小旗を波にとらるゝ事

一關東衆向、小田原城迄御働之事付馬場美濃見物に參り候事

一相州みさせ合戰之事

永祿十二年六月二日に信玄公甲府を御立あり内藤修理正、笛吹到下（とうげ）の方へは如何と申上る、信玄公被仰は北條家の人數へらすべき爲めなりと被仰富士のすそ野へ出陣なされ悉く燒き拂ひ、にら山、山中迄はたらき同月十七日に三島を燒きかはなりとさに御陣を取給ふ△一夜の内に大水ゝで信玄公の諸勢道具を津浪にひかれ候へども無二何事一さう〳〵甲府へ御馬をいれ給ふ、北條家の諸勢信玄公八幡大菩薩の小旗波にひかれたるを取りあげ武田信玄旗をすて〳〵はいぐんなりと、とりさたすれば其北條家に弓矢功者だていたす衆は、信玄當年中にはたらき、如何樣近邊北條家もちの城二ッ三ッもせめらるべきと評議して、駿河の蒲原、大宮、神田屋布（やしき）、ゑんのう、善徳寺、高國寺の城、長久保、にら山、山中、新條、深澤十ヶ所余りの城共に、千五百二千加勢をいれをかれ候信玄公は甲府にまし〳〵七月初めに毘沙門堂において歌道者を召し寄せられ御歌の會有り關路の月を云ふめでみほの松原

清見（きよみ）がた空にも關のあるならば月をとゞめてみほの松原

とあそばす各々の歌不（ず）及（ん）書候以上

永祿十二年己の七月中は信玄公御内談あり、小田原へ御發向の備へ定めに、關東國、北條氏康の領分繪圖をもつて一戰あるべき所々を考へなされ候に、一戰はたらきの後は、小田原より箱根へかゝり、三島へ出るかそれに敵城ともあまたあれば、みさせとうげをこし、甲州郡内へ出づるか、いづれにはたらきとふり給ふ路次は御歸陣に、あやうく候と、御談合にもみさせすぢは敵城つくぼの城、一ッならで是れなしとありて、十が九はみさせ海道を御歸陣とさだめらるゝなり、高坂彈正は、川中島へ歸り十月に成り候はゞ越後口のおさへ、多くいるまじく候、二三千指し置、馬場美濃守、眞木の島に殘し給へば、信州の事はあぶなげ無しの候間、彈正手前の同心被官に、河中島四郡の彈正相備へ、其外信州にのこしおかるゝ者五六千も有るべく候、其衆合せて七八千の人數をもつて支度仕り、みさせにおいて信玄公合戰なされ、はやく出玉宮へ出玉ば、宮へ吹乃峠

○甲陽軍鑑品第卅五

○甲陽軍鑑品第卅五

は〻、つく井の城に押へをおき、氏康とみませにて、又御對陣なさるべく候、其時高坂彈正、甲州郡内より、深澤すぢをおし出し、深澤、足柄の兩城をがせめにするか、さなくはおさへをおき、小田原へ彈正、はたらき候はゝ、みませの合戰は信玄公御勝利うたがい有るまじく候追手の一戰、武田の理運ならばからめる事、子細有るまじき儀と評議被成候、高坂彈正申すは小田原迄の深澤すぢをおし出し、深澤、足柄の兩城をがせめにするか、さなくはおさへをおき、小田原へ彈正、はたらき候はゝ、みませの合戰は信玄公御勝利うたがい有るまじく候追手の一戰、武田の理運ならばからめる事、子細有るまじき儀と評議被成候、高坂彈正申すは小田原迄の

筋ハ如何に候ヤ内藤申上高坂彈正ハ小田原御利運さへくやみ候ハヽ御旗まで捨らるゝ様に御座候ハヽ御旗越度なくて跡家中衆御見も破られざるの御事にて候ハヽ此時は御人數合存當る也トアリ

三増峠ハ又味增峠ニ作ル

一本ニ金指平左衛門トアリ

又獻初めより秋初めよりトス

深澤すぢをおし出し、深澤、足柄の兩城をがせめにするか、さなくはおさへをおき、小田原へ彈正、はたらき候はゝ、みませの合戰は信玄公御勝利うたがい有るまじく候追手の一戰、武田の理運ならばからめる事、子細有るまじき儀と評議被成候、高坂彈正申すは小田原迄の

一本ニさそと三曾トス

諏訪五郎板垣三郎浅利式部亟兵庫介信冗

一條右衛門大夫信龍一本原戸ニ作ル

場美濃守は、信州御留守にと定め給へ、共、小田原御發向心もとなく存じ、眞木の島城には七十騎殘し置き被仰付、早々滝山をさきほどくし、つゝしめ、小山田二つ丹、きそ、かつ坂まで陣取り給ふ、殊にかつ坂に、明日相摸川うちこす跡のおさへ、乘山縣三郎兵衛、小幡尾張守、眞田源太左衛門、同兵部介兄弟一手なり、此三頭川こす時の警固なり、御さきは内藤修理、小山田兵衛尉、栗原左兵衛、板垣駿、四郎勝頼公、此十一頭は先き衆なり、二の手はあさり、原作人、跡部大炊介、三は兵庫熙につく、長坂長閑四十騎、小山田備中、安中左近、保科彈正、諏訪殿、相木市御旅本組衆、兵庫殿、諸牢人共二百騎餘り、非伊豫四右衛門那和無理之介、五味與三左衛門、是れ三大牢人頭、小山田大學三十五騎、曾根二十騎、大熊備前三十騎、御旅本一手になす、御跡備へは、遥遠軒、一城殿、海士尾五十騎、白倉五十騎、余田八十騎、大と十騎是れは遥遠軒に付、合六頭なり、馬廻横御旅本前備へ衆、市川宮内介三十騎、曾根二十騎、大熊備前三十騎、御旅本一手になす、御跡備へは、遥遠軒、一城殿、海士尾五十騎、白倉五十騎、余田八十騎、大と十騎是れは遥遠軒に付、合六頭なり、馬廻横御旅本前備へ衆、市川宮内介三十騎、曾根二十騎、大熊備前三十騎、御旅本一手になす、

一本ニさそと三曾トス

諏訪五郎板垣三郎浅利式部亟兵庫介信冗

一條右衛門大夫信龍一本原戸ニ作ル

被仰付、信玄公御實本は、はい島森の内にそなへを立てらる〻んと存知、御法度をやぶり見物に參りて候、但し信州まきの島城は、堅固に申し付けて、御跡をしたひ參り申し候をあれば、信玄公殊の外御大慶なり、かく〻北條陸奥守居城滝山へおしよせ、四郎勝頼公を大將分にさだめ攻させ給ふ、北條家の衆、跡より來るべき押へには、遥遠軒を大將分にして、山縣三郎兵衛を置き給ふ、内藤、眞田は、小田原筋の手あてに被仰付、信玄公御實本は、はい島森の内にそなへを立てらる〻んと存知、御法度をやぶり見物に參りて候、但し信州まきの島城は、堅固に申し付けて、御跡をしたひ參り申し候をあれば、信玄公殊の外御大慶なり、かく〻北條陸奥守居城滝山へおしよせ、四郎勝頼公を大將分にさだめ攻させ給ふ、北條家の衆、跡より來るべき押へには、遥遠軒を大將分にして、山縣三郎兵衛を置き給ふ、内藤、眞田は、小田原筋の手あてに被仰付、信玄公御實本は、

滝山の城二のくるわをせめちらし陸奥守二のくるわ二階門へあがり、さいはいをとつて、こゝをさいごとふせがるゝ、其日四郎勝頼公、御年卅四歳、若氣故、自身かま鑓を執て、陸奥守二のくるわ二階門の下迄追つゝ、返へしつゝ三度せり合あるに、三度ながら四郎殿鑓をあはせ給ふ、其相手は三度ながら詰岡山城と云ふ、陸奥守内大剛の者なり、信玄公聞し召し、小田原よりまへにて、四郎典厩などうち死あれば、いかゞと被仰早々滝山をさきほどくし、つゝしめ、小山田二つ丹、きそ、かつ坂まで陣取り給ふ、殊にかつ坂に、明日相摸川うちこす跡のおさへ、乘山縣三郎兵衛、小幡尾張守、眞田源太左衛門、同兵部介兄弟一手なり、此三頭川こす時の警固なり、御さきは内藤修理、小山田兵衛尉、栗原左兵衛、板垣駿、四郎勝頼公、此十一頭は先き衆なり、二の手はあさり、原作人、跡部大炊介、三は御旅本組衆、兵庫殿につく、長坂長閑四十騎、小山田備中、安中左近、保科彈正、諏訪殿、相木市兵庫熙につく、長坂長閑四十騎、小山田備中、安中左近、保科彈正、諏訪殿、相木市

諏訪五郎板垣三郎浅利式部亟兵庫介信冗

一條右衛門大夫信龍一本原戸ニ作ル

○甲陽軍鑑品第卅五

香車と云ふ字を書きたるに信玄公御無興なされ候、執聊さかわの川出たるに付、傳右衛門に瀬ぶみを被ニ仰付一候傳右衛門其歳卅五歳なれども、はしりまはり、才覚ありて此心遣代には、小山田八左衛門、初鹿野傳右衛門などゝ、信玄公御旗本に若手の者なれば、酒勾を越し小田原へ亂入り、既に四門遁池と云ふ所迄おしこみ、内藤修理同心、木部駿河、待田兵庫、かんな圖書、寺尾甚後、めくつ大學、くぼ島、矢島、長沼、やき原此九人鑓を合せ頸を取候諸手に手柄の武士多といへども修理、上野の芸輪に在城して、一の御先を被ニ仰付一右の九人の内藤兼武邊は小田原の大手四ッ門遁池の手柄なれば、一入其名高し、其時馬場美濃守より早川彌三左衛門と云ふ者を使にして、内藤修理服へなぜをかけらるゝ、いとげの具足、敵を切る何、内藤則とかるゝ、小太刀、馬場聞て、本手よりは、まし也と褒らるゝ是は馬場美濃も、内藤修理も、ひごろなどずきにて如ニ此使の早川彌三左衛門、ゆきもどりともに、鐵炮手二ヶ所負申候、就ニ中小田原、悉く焼拂ひ、信玄公は、波打際を押通り、早川口を右にみて、湯本の内かざまつりに陣取なさるゝ、去程に、小田原町屋の殘りたるを、信玄公さこしめし、我が屋敷ばかり、やかせざると、松田尾張おんげん申べきこと必定なり、是をやき殘したるを機にかけて、信玄公被ニ仰、そこにて馬場申は、此度某は、信州御留主居に定められども、御法度をそむき、小田原御陣見物に參り候へば、御旗本前備に罷有、何事にも構申さず、客人にて候客人分に、松田屋敷をわれらやき申べく候と被ニ申上一信玄公きこしめし、馬場美濃、此度はたゝ五十騎召つれ候に、跡によき者をあまた置き、若き者ども、四五十騎にてはいかゞと被ニ仰、馬場左様にはいへども、ならずはもとの物と、思召候て彼ニ仰付一候ば惣手より萱木を侍一人に一把づゝ馬場美濃かたへもちてより、馬場にわたせと御意被ニ成候一と申に付、むかでの衆或は二十人衆頭、御中間頭にふれさせ、即時に萱木を持よる、小田原町、やきはらひたる道筋、ことに城より出る所を、勘辨し、今の萱木をつませ、具をなをし候こゝをきゝ候はゝ、火を付よと奉行に申候へゝ、馬場美濃守は、馬乗十騎、足輕三十つれ候て、松田屋敷のきは、へゆき、鐵炮をうち候へ、其屋敷に人ごゑなければそこにて具を吹き立、口々の萱木に火付させ、少ありて後、松田屋敷を悉く火をかけやきはらひ申候、馬場美濃守は、馬乗り、信玄公御悦喜被ニ成候一なり以上

阿久津大學又荒津トモアリ

三增合戰

牛原山

信玄公小田原表利運に被ニ成十月六日に一引取給ふ事、四郎勝頼陣がりを被ニ成候一て、田村大かみと云ふ所に陣取、鎌倉鶴ヶ岡へ社參有べきとのさたなり、是を小田原氏康父子まこと〳〵思ひ、信玄鎌倉へ越候はゞ跡よりとりつゝみ、武田勢を一人も殘さず討取申べしとて信玄公みませずおの〳〵奥守、同舍弟安房守、其外忍衆、須谷衆、江戸川越衆、碓氷、さくらこがね、岩付玉繩の、北條上總守如ニ此、北條むねとの侍大將、都合武万あまり、みませ到下を取切居申候由、信玄公聞召し、さらば見ませへおしかけ候へ、子細は、氏康父子ねられてさへ、信玄と一戰なりかね申べきに、まして家中の各ばかりをもつて、合戰なるまじく候、若し防戰彼等斗にて仕候はゞ、信玄勝利うたがひあるまじきとありて、七日にみませへおしよせらるゝ、惣手の小荷駄あとの小田原せいをきづかひ、惣軍左のかたを、かね田といふ所迄、おしかゝに前ニ仰付一故、そり田、つき田迄はやめて跡をまち候間に、陸奥守内、設樂越前父子、物見にいで、かね田のうしろ、谷の上より靜かに物見を仕る、甘利衆の覺の武士八騎、米倉丹後、江田加賀、田中淡路、井上文左衛門、水野四郎右衛門、佐々木十左衛門、木内六郎左衛門、青木彌惣左衛門此八人馬をはやめて、中津河を乘こし、牛飼と云ふ所へ、坂をのりあげ候をみて、設樂越前親子馬をはやめて逃る、八町斗りおひて甘利衆八騎も歸る、其後信玄公見ませ、つき給へば北條衆は、陣屋をあけ中津川をこし、はんはら山へ落る、信玄公內藤修理をめし、小荷駄奉行を被ニ仰付一內藤申は、われら上野の郡代に指し置なされ候へば、關東むきの御はたらきにかゝる、御さきひくに、殿がりと有事は、弓矢の作法にて候に小荷駄奉行の儀は、めいわくなりと申候、信玄公被ニ仰は、先年北越の輝虎、小田原へ發向尋常に仕候へとも分別うすうして、引時敗軍するは、第一に小荷駄を切くづされて敗軍なれば明日の小荷駄奉行、信玄が仕度と存ずるなり、馬場美濃守は、たゝ五十騎つれてまいり候へば、是はあまり小勢なり、うしろの甲州へとをる路次五町斗に、敵のもちたる、つく非の城あり、明日の小荷駄奉行は內藤修理、小荷駄奉行なり、小幡尾張守、のせと云ふ所へ引こし、つく非の城のおさへと被ニ仰付一小幡は又五百騎の大將なれ共、信玄公御意をもつて、留守に三百騎つれ來たる故、雜兵共に千二百の人數をもつて、つく非をおさゆる、山縣三郎兵衛をはじめ隨分の侍大將を、八頭ゆうぐんをありて、眞田澤のうへをとをり、に

津久井ノ城ニ明日ノ小荷駄奉行ハ一本ニ申ノ刻トアリ

○甲陽軍鑑品第卅五

中間頭を以明日の一戦は氏康父子の旅本と見付さるゝ以前に必らず無用たるべき御先衆へ懸られ同八日に信玄公かれて御定のごとく小幡尾張は三百騎に置二百騎にて來る故雑兵千二百の人數を以て志田澤上の山を俣へし沼へなほり津久井のさゝ城と其跡に山縣押候へバそれ〳〵分ろ士大將七頭も遊軍とありて志田澤の上と通りるれへ出それより云々トアリ

長蛇ノ首尾

ろぬへ出て、それより眞田澤へかゝりかゝれと被二仰付一みませ到下筋は淺利なり味方右の方は、栗澤、ふかほりを、右にみて、かゝへせば二つの澤を左にあて〳〵備候へとて、これをば小勢なれども、弓矢功者のよき名人故、馬場美濃守に被二仰付一美濃守二の手は四郎勝頼公と定め、殿がりの淺利備、曾根下野掟使にこし給ふ、馬場美濃守は、三枝善右衛門、眞田喜兵衛をこし給ふ、勝頼公御備は、三枝善右衛門、五備夜中に、みませの山にあがり、御定のごとく御旅本弓手きこし給ふ、殘りは御旅本組共にのけて、十五備夜中に、みませの山にあがり、御定のごとく御旅本弓手信玄公かれて御定のごとく小幡尾張は三百騎の内を五百騎の守をき所へ首尾するを見定め典廐仕る相圖の員、小旗次第、三手の殿がりかゝりて戰はじめよと、八月はじめに甲州にて、關東國の繪圖をもつて、大方諸侍大將の定なり、七日の晩、御中間頭先衆へふれに、明日は

無用とふれ申候

北條氏康父子のはたもとを見付ずは、一戰無用とぞ十月八日には、信玄公かねて御定のごとく小幡は志田澤上の山を、岨傳ひにぬまへおし通る、其跡につき山縣れさへ候へは、山縣につき七頭も岨づたひにおす、小荷駄奉行内藤は能小荷駄をすぐり、みませ坂の道の脇を上る、信玄公は御旅本組共に十六備を高き山へあげ、みませ到下を、左にみて備被二成候一東北條家の衆弓矢のつもり、うはきにさたある、度々戰ひ候へ共、氏康公より大敵にても、よは敵つよきにても少敵にあひつけ候故、小幡山縣がふまへ所ありて、岨づたひに押をみては、れひつめられ候故、二三町道へさがるを、をそく思ひ道もなき所をゆきて人數をたて信玄の山よりつたひて、にがし申べきとの事なりと云ふ、内藤が道のわきをよぎ小荷駄あくるを見ては、もだへこがれて、我意地せしに、にくるとさたして、北條家の衆腕かゝつて武田勢をくひとむる、北條家にも玉繩の城主、北條上總は弓矢功者なれば、かさつになくて、氏康父子旅本を、いそぎおしつけ被二成よと一、はや馬をもちて、使を趙し候、信玄公弓矢を取て我朝に多く御座なき名大將にてましませば北條上總が備よりはや馬乘、二騎あとへゆゑをを御覽じ、氏康父子にいそぎおしつけられよと云ふ使なり、敵の内にも、北條左衛門太夫、本意の弓矢功者なれば、旗本の後ろだてなくして、合戰なるまじきと申儀ならんとゆもり給ひ、一戰をいそぎ度思召候へども、山縣をはじめゆうぐんの八備を、にろねより、志田澤の道へ取てかへしかゝり、ちやうしやの首尾あふ事、おそき子細は、八かしらの人數、五千あまりなるをもつて、かくのごとし、猶以ともよき

時分におしつけ、山縣三郎兵衛備さきのみゆる時に、馬場美濃守かたへなぞかくる、待よひに更行かねのこゑきけば、あかぬ別の島は物かは、馬場美濃守則ちとく車牛はなれ、牛遣もどるなり、扨又山の上より信玄公御覽すれば北條陸奥守備より白き羽織きたる武者、一人先にすゝみ、勝頼備にむかつてかせを梯子、一段見事なり只今軍はじまり候はゝ彼の武者うち死仕べく候間、四人勝頼備へゆきて、一人は彼武者と鑓組一人は勝頼衆に、此衆をうつべからずと云ふ使なりて、武十人衆頭伊藤、其番あい川甚五兵衛二人、いへ、二人としてわきうろよりくみ、生捕て參れとありて、武十人衆頭伊藤、其番あい川甚五兵衛二人、御中間頭原大隅、石坂勘兵衛以上四人如二御意一に仕り、軍始まると同時に、彼武者を生捕白手巾のながきをもつてしばり、信玄公御前にひきすゆる其名を尋被二成候一へば、北條家へ聞る殊更其合戰、山縣三郎兵衛武士なり、二年甲州に罷有、小田原と御無事ありて三年めには北條家へ歸る殊更其合戰、山縣三郎兵衛を始め、八備五千餘りの人數敵の後ろへまはし候、此時に馬場美濃、山の上、典廐のあひづをみて、さいはいをとりて返す、勝頼公横入に被二成候一成候然る所に左の侍大將淺利、北條上總衆に鐵炮を以て馬上より、うちおとされ、即うち死、淺利人數みだるゝ所を御旗もとよりの御撿使、曾根内匠申やうは、撿使は此時なりと備しづめて内匠、大將になり、一戰して北條上總衆を追くづす、馬場美濃備への御撿使、眞田喜兵衛、馬場美濃備への一番鑓を仕る、馬場同心去る夏八幡だいらにて鑓を合たる、とび大武弟二位と申根來法師、旗本衆の二ばん鑓はいやなりとて、鑓をなげうち、刀をぬき、場所にて敵のすねをはらひ或は頸骨をはらひ、八人きりたをす、さありて北條衆、はたらきなどいふ、切所にて、みかたどし、ずぐるはたらきならず、其上後よりかゝられ、こんらんして、がけへとびおり、中津河原をわたり、大方半原山へにげあがる、北條衆をうちとる其數、雜兵共に三千貳百六十九の頸帳をもつて東道六里こなたより、島において、かち時を執行なされ候、永祿十二年巳己十月八日、相州みませ合戰とは是なり、氏康父子荻野と云ふ所迄おし來り給へ共、北條家先衆敗軍をきゝ、則時ひきかへし、あし〳〵にて小田原へ引入給ふなり、信玄公被二仰は一、北條氏康當年五十五歳、信玄に六の兄なり、其より時代少先の人にかち候へば、一入信玄本望なり、信州村上義清同國小笠原長時、信玄より歳まさしといへども、是は氏康十分一より、うちの少身なれ〻此度みませ合戰信玄年月念願の勝利滿足な

りと被仰、さう〳〵甲府へ御歸陣なり仍如件

甲陽軍鑑品第三十六目錄

一高坂彈正みませ合戰くやむ事　一相州駿州豆州御はたらきの事　一蒲原城攻の事付岡部次郎右衛門信玄公被官に成事並北條左衛門太夫深澤の城に黃八幡と云指物捨て逃る事　一花澤城攻の事付藤枝の城あけのく事付無理の助落書之事　一信長より使者御音信付家康之御事

永祿十二年八月下旬に、信玄公甲府を御立なされ關東へ御發向あり、北條氏康公父子の領分大方やきはらひ小田原へおしつめ、侍宿地下町少ものこらず放火被仰付、其上同年十月八日に相州みませにおいて信玄勝利を得給ひ、都合四十四日の御はたらきに、北條家をしづめ、信玄公駿河治められ〳〵さまたげの氏康手を出さる〳〵防戰をとげられ、甲府へ御歸陣ありて、高坂彈正を召して、信玄公被仰小田原おもての信玄勝利は如何とあれば、高坂申は御かちなされて御けがなり、子細はたとへをとりて儀に、數万の人數甲州へはたらき入候に能々當方の御運つき、五十六十の人數ならば、是非に及ばず申さて五百千とも人數これあらば、御館つゝじが崎まで來る敵を相違なくひきとらせ申べく候や、其候を分別いたし候へば今度小田原城に、松田尾張をはじめ其外人數八千あまり候て、二万少しうへの旗田勢に、道地までおしこまれ何事なく引とらせ、其上みませにれひて如此仕り候、よは敵にかち給ひて大なる御不覺かと奉存候、此ほどの若き者、三川岡崎家康が、悪川へおしつめ今川氏眞公の衆歷々のおぼへの者をせりあひのたびにうちとり終に氏眞を關東へおしはらひ申候、せがれなり共彼家康に北條氏康御父子の人數を、三ケ一あづけ候はゝよほど御手にたち申べく候、信州侍衆には百騎二百騎の人數にてさへ、五六年づゝ御手間をとられて候と申上れば、信玄公、高坂彈正は、小田原陣まへに申ごとく今に評をこはく申候とて、御笑なさるゝなり、若き衆は高坂彈正分別だて今に始めざるとのさたなり仍如件

永祿十二年、巳己十月八日、みませ合戰に勝給ひ、御馬を入られ諸人をやすめ、又相、駿、豆の堺へ信玄公出陣なさるべしとありて、錦々侍大將衆を召て、信玄公被仰出は山中にて陣とる所、水遠うとては人夫ども、地の雜人にけがあるなり、たきはあれどもほそければ、久敗陣とる時、水につまる儀いかんとあひたづね給ふ、長坂長閑申上るは、少も此度甲相のさかひ、御はたらき手間取給ふこと是あるまじきと申、信玄公被仰は、先長陣と定め陣をとらずば、不吉と被仰、長閑申は、御陣ながくましまさば雨ふり候て、瀧の水ふとりながれ候はんと申す、信玄公それも雨ふらざる分別候て、ふればよしと仰なり、長坂申上るさるに付ては、たゞ侍大將衆の内にて功者をつかはされ可然と申す、信玄公被仰あやうきさかいめへ、大事の侍大將共をこして、よくてもしるべき物をとて、工夫まし〳〵御小人頭、山本土佐、小木原兩人をめし、心經を存知たるかと御尋あり、兩人尤存たると申す則よませて聞給ひ、其者共をさしこさる〳〵兩人見てもどり樣子申上れば、信玄公思案なされ水ちとたるまじきとある儀、心經一卷をもつて他國のほそきながれをつもり被成なり、さありて信玄公御そなへ一定ならし、七重にあるべきと申、信玄公被仰は、先長陣と定め陣をとらずば、不吉と被仰、長閑申は、御陣ながくましまさば雨ふり候て、瀧の水ふとりながれ候はんと申す、信玄公それも雨ふらざる分別候て、ふればよしと仰なり、長坂申上るさるに付ては、たゞ侍大將衆の内にて功者をつかはされ可然と申す、信玄公被仰あやうきさかいめへ、大事の侍大將共をこして、よくてもしるべき物をとて、工夫まし〳〵御小人頭、山本土佐、小木原兩人をめし、心經を存知たるかと御尋あり、兩人尤存たると申す則よませて聞給ひ、其者共をさしこさる〳〵兩人見てもどり樣子申上れば、信玄公思案なされ水ちとたるまじきとある儀、心經一卷をもつて他國のほそきながれをつもり被成なり、さありて信玄公御そなへ一定ならし、七重にあるべいめへ御馬を出され候、扨又北條氏康氏政父子の御談合は信玄公の評定にちがひ北條殿父子よきやうにはかり、家老衆談合候て信玄みませ合戰にかち即時に境目の城をせめとるべきに甲州へ馬をいれるゝはいかさま、北條の御家をふかく被存候てのこひもよらぬ事なりと、陸奥守をはじめ一門の衆松田、大道寺をはじめ家老各申に付、さかいめ北條殿もちの城々へ加勢をこめらるゝ其前みませ敗軍の時節甲州堺の城共、あけわたすべき覺悟敵人數少つゝ置所に信玄公御馬入たるにて城々へ人數をこむる、扨北條家各存知の外信玄公御出馬をきゝ城をあけ惡くはいぼくする其人々芳賀伯耆、北條常陸、松田新二郎、郡内の小山田兵衛丞手にせめられ谷へころび落てにぐる、此競ひをもつて右堺めの城九、信玄公せめとしよさて極月浦原の城へ頓つめ信玄公城内へ彼きたて此度北條家、各傍輩どもなみに城をわたせとある彼すぢ一圓御陣をあけ給ふ深澤の城御かゝへ被成駿州江尻山中はすて給一陣具とるにも水汲にもよき場なき見定めたる先手のあしかるべきなり、北條新三郎返事にいやしくも我等北條源庵がせかれなれば自余の者共にはちと違候間城ばあ

○甲陽軍鑑品第卅六

くまときと申すそこにて信玄公城をせめかねたる体にて明日は先駿府の城へ取懸べく候此浦原はかさねての事になされ候はんと二十人衆頭を先衆へ廻しふれ給ふは去十月上旬に北條家の者共出候て、みかたをくひとむることは中々なるまじ但北條新三郎、氏康、氏政より結句武邊甚しけれど定めて新三郎は被出とも家老共出まときなり、若は城より出てみかたをくひとむるとも、少もかまはずしてとをり候へこゝにおいて人數を損ざし駿河の城を攻むるに手間を取候はゝいかゞなりやと、信玄公御中間頭衆高聲にふるゝを城内よりの、めつけきゝ、城へ歸り信玄方の樣子如此といひければ城内にては上下競て申樣は、明日はますかを信玄通り給はゝいでゝ通ふさぬやうにせんと云ふもあり又左右より取可申事もあり又とをしてあとよりしたはんと申もあり、北條三おほしくおのおのそれぞれ水のふるれてそくみさるへき事四山も里も其筋敵地なればふらく行べからず近所にて陣具さるべき事五陣具さる時一番先手相備共に六二番に二の手相備くみさに七三番に御うしろ備衆小荷駄守共に八四番へ御腰備但一番に右脇二番に左脇備かり九五番へ御前陣六番に御旗本付此内に足輕大將衆先可取出十七番へ此次切勢一此次切

テミエス」如此御そなへならし七疋にさだめ云々トアリ

一本ニ助二郎トテ助四郎トス

る大將二三かしら一時かゝりにして張番とつさめ心やすく水とくまで具とゝのへ候へ但雷しすべしのりの時あるだて油斷あるべからざる事二水くみさにはおかれろうしろよりも左右よりも取可申事三おほしくおのおのそれぞれ水のふるれてそくみさるへき事四山も里も其筋敵地なればふらく行べからず近所にて陣具さるべき事五陣具さる時一番先手相備共に六二番に二の手相備くみさに七三番に御うしろ備衆小荷駄守共に八四番へ御腰備但一番に右脇二番に左脇備かり九五番へ御前陣六番に御旗本付此内に足輕大將衆先可取出十七番へ此次切勢一此次切

一大草右近太夫　一新田又八郎　一大草右京亮　一鈴木但馬守　一引野大膳　一引野圖書

三郎、狩野新八郎、兩侍大將城を拂出て信玄の先衆と旗本の間を取きり小山田備中と北條新三郎衆とせりあひ有其時四郎勝頼公さいはひをとつて道場山より乘給ふ、其外旗本後ろ備脇備をもつて、城をのつとる是を見て北條新三郎城へあがる、小山田備中衆北條衆を追かけ悉く頸をとる、其節旗本にていつれもてがらあり中にも落合市之丞、吉田左近介、初鹿ノ悠右衛門三人旗本の一番乘高名も勝れたり、中にも落合市之丞六ヶ所手を負、是は善福寺九のことなり、本城へはやく乘衆、小鹽市右衛門、入澤五右衛門、常盤万右衛門、大石右衛門介、澤江右衛門此五人は岡部忠兵衛衆、駿河先方なり、勝頼公御手にての走り廻りなれば、則四郎勝頼公御眼前の手柄故其日に信玄公へ四郎殿御披露なり

永禄十二巳己年極月六日に駿州浦原の城をせめとし北條新三郎、同弟箱根出家少將狩野の新八郎、清水太郎右衛門　笠原ため、荒川是は大將分、六人の頸なり又北條新三郎内にて物頭或は隨分の者共

一上原甚三郎　一上原甚太郎　一山口宗次郎
一二見右馬介　一久保宗四郎　一鍋目鹿ノ介
一加藤助九郎　一加藤助二郎　一杉浦
此等を初として侍共二百騎餘りの頸を取り其外上下合七百十一の頸帳をもつて吹上の六本松において、さつたへれし給ふ薩埵山に敵みゆる、何ほど跡つかんもしらず、信玄公馬場美濃申す今日は長途をうちて參りたるみたにて其上日暮に及ひ候へば自然大將なき寄合ものどもにひと手もしまけ申につゝては會稽いかゞと遠慮なりさりながら城、意安よく見きり候て旗本六十人衆を以て薩埵山へ取あがる、馬場美濃衆同勢にて追くづすもとより頭なき一揆なれば何の造作もなく逃ちる、濵津河原まで追かけ雜兵三十七八人うちころす、然れど大將なき一揆なる故高名とは、さのみ申さぬなり、即其次の日駿府今川殿館に岡部次郎右衛門と申す、三百貫知行取今川家の近習小身の侍あまたの人をあつめ、籠居信玄暫らくせめ給ふ次郎右衛門小身にてヶ様の行、如何様たゝものならすと信玄公思召、千兵は し易く一將はもとめ難し此次郎右衛門を助け置取たてゝ我先をさせ候はゝ然べしとて、無事になされ岡部次郎右衛門、信玄公御彼官衆になる故古主今川殿にてもたざる人數を五十騎彼岡部次郎右衛門に下され三百貫を三千貫になされ其時より岡部次郎右衛門侍大將となさるゝ事、今川氏眞公居城の明たるを二度もち返し信玄公を引受け、會稽のはぢをすゝぎたる、次郎右衛門が武功の故侍大將となる、さて右ノまさせ合戰の競をもつて駿相境めの城共あくる其中に深澤の城には、北條左衛門太夫こもる此左衛門太夫は北條上總が子なり、又父上總は遠州高天神の城主、くしま上總甲州西郡まで發向いたし武田の家老衆原常陸がはかりごとをもつて信虎公に頸をとられける其くしま上總が子に逢着ある故取立給ふ相の体なるを氏康公二十歳の時くしまが子も二十歳にて氏康公今のくしまが子に逢着ある故取立給ふ相州たまなはの城を被下北條左衛門太夫武道のために八幡の縁日けつさいするゝ彼左衛門太夫武道のために八幡の縁日けつさいすると故か武功のほまれ度々においてあり、すでにさし物はきぬりの四方に八幡大ぼさつとかきて氏康公の先をいたす氏康かはごへ夜軍の御手拍も此左衛門太夫、河越の城にこもりゐて管領公八万あまりの

玉縄城

人數を引受け城をおとされざる故氏康公利運に成、さるに付北條左衛門太夫を、關八州にて黄八幡と申なりむすこに、左衛門太夫と云ふ名と差物をゆづり、巳は北條上總になる今の左衛門太夫も祖父くらまし上總父北條上總にをとらぬ手柄數度あり是もせがれに左衛門太夫と云名をゆづり巳は北條常陸守になる、されば國もち給ふ大將は大合戰大事と云ふは北條家みまはせにて大まけある故か又信玄公御武勇強からざる故か、さすがの北條常陸守も黄八幡と云ふ差物を深澤の城にすてをきにくる、其差物眞田一德齊が末子に下さるゝさて又岡部次郎右衛門弟岡部治部右衛門をはじめ、駿河の御たちにこもりたる今川家おぼへの者共五十六人すぐり、信玄公へ御禮仕、信玄公則時に被ニ仰出一花澤にこもりたる小原肥前武篇おぼへ有侍大將と、きこしめし及ばれ候間、正月はさう〳〵花澤の城御せめなさるべきよし上意を承り、老若共に武士に心をかくる者ども少もちらず信玄公御先衆、馬場美濃、山縣三郎兵衛、内藤修理介それ〳〵に備をかゝると申てかたづくなり、岡部次郎右衛門につくもあり、ことに花澤の城には、是をきゝ武田法性院信玄公にせめられて死して炎魔の廳の訴へ生て弓矢のほまれとて敵みかたともにいさむことかぎりなし以上

永祿十三年庚午正月下旬に、駿州花澤の城へ信玄公坂つめ給ふ、岡部次郎右衛門駿河先方の中にも、信玄公御とりたて被ニ成候一へば一入精を出し花澤こしかくるわのちかくにある家の上にあがり居申候處に御舍弟武田逍遙軒信玄公御意をもつて諸手を見廻りなされ候が、岡部次郎右衛門一間戸を一ッとりよせ逍遙軒の御前にたて候へば運の矢と云ふ物はのがれぬとありて今の戸をわきへおしたをし立給ふ次郎右衛門弟岡部治部大輔の兵なれば信玄公の御舍弟同前に罷有ては下々の武士めいげはなきことはより家より下へとびおり候へば花澤こしかくるわからほりへとび入其故岡部次郎右衛門衆なをもつて近くとりよりて逍遙軒は其後御かへりある信玄公へ岡部次郎右衛門事被ニ仰上一候なり、さありて花澤の城門わきへ五人つきたる衆は四郎勝頼公、長坂長閑、名和無理介諏訪越中、初鹿の傳右衛門なり城のあけ鎭子を無理ノ介あけられよと初鹿傳右衛門申候へば矢鐵炮しげくしてあけらるゝ所にてなしと、無理ノ介あいさつなり、そこにて傳右衛門立あがり、鎭子を押上る、諏訪越中つゝひてわがもちたるかま鑓をもつてつきあげてかへる傳右衛門、越中兩人にて無理の介が、具足の上にきたるなはの羽織をはぎ取、以來無理ノ介とは名のらすまたきと申勝頼公あつかいなされ、なはのはおりは、其物にかいてかゝせ、其後信玄公きこしめし、四郎殿手柄なさるゝときこえうりて御使をつかはされさうへ引あげさせ給へ、信玄公もうゝ非番あがりの兵衛大夫殿被ニ仰出一候は、城はもつていて出る二段と御劍眞田源五郎傳右衛門兵衛尉人數をつれ城の中を被ニ仰出一城の門際へつめかけられ、別手を入かへらるゝ、又から澤山にこもる衆は、城のあけ鎭子を無理ノ介あけられつゝ出る其音ともは小原源之丞、同龍右衛門、非術又左衛門、井伊直五郎、杉原上兵衛、鈴木孫三郎、左衛門と云大頭の大身取其外なみ〳〵も若き者共出る殊に信玄方には孫右源右衛門、白倉玩七郎、大木源五、山田宮藏左衛門、村松藤左衛門、天野五平、宮澤小兵衛、武藤金次郎、落合治部左衛門、此十人の中に、孫右源右衛門一番鎗なり、鎗を七本つかひて、部を討取を討捨、弟左平次舍兄治部死骸を引て退く、城内の武士共頭をそらせ、よき手の武士有物ぞ、いづれも信玄公御旗下中にて名を名乘、高所より御覽ゝ、いづれも信玄公御旗本衆にて、是石山源二郎兵衛尉内藤四郎左衛門を討取、其後合戰の場に敵味方ともに出引かれて後合戰の場に出引かれて後合戰の場に敵味方ともに出引かれて後合戰の場に敵味方ともに出引かれて後合戰の場に敵味方ともに

人數を引受け城をおとされざる故氏康公利運に成、さるに付北條左衛門太夫を、關八州にて黄八幡と申なりむすこに、左衛門太夫と云ふ名と差物をゆづり、巳は北條上總になる今の左衛門太夫も祖父くしま上總父北條上總にをとらぬ手柄數度あり是もせがれに左衛門太夫と云名をゆづり巳は北條常陸守になる、されば國もち給ふ大將は大合戰大事と云ふは北條家みませにて大きけある故か又信玄公御武勇淺からざる故か、さすがの北條常陸守も黄八幡と云ふ差物を深澤の城にすてをきにくる、其差物眞田一德齋が束子に下さるゝさて又岡部次郎右衛門弟岡部治部右衛門をはじめ、駿河の御たちにこもりたる今川家おほへの者共五十六人すくり、信玄公へ御禮仕、信玄公則時に被仰出一花澤にこもりたる小原肥前武篇おほへ有侍大將と、きこしめし及ばれ候間、正月はさう〳〵花澤の城御せめなさるべきよし上意を承り、老若共に武士に心をかくる者ども少もちらず信玄公御先衆、馬塲美濃、山縣三郎兵衛、内藤修理各それ〳〵に備をかゝると申てかたづくなり、岡部次郎右衛門につくもあり、ことに花ざはの城には、是をきゝ武田法性院信玄公にせめられて死して炎魔の廳へ生て弓矢のほまれとて敵みかたともにいさむことかぎりなし以上

永祿十三年庚午正月下旬に、駿州花澤の城へ信玄公取つめ給ふ、岡部次郎右衛門駿河先方の中にも、信玄公御とりたて被成候へば一入精を出し花澤こしやるわのちかくにある家の上にあがり居申候處に御舍弟武田逍遙軒信玄公御意をもつて諸手を見廻りなされ候が、岡部次郎右衛門兄弟罷有、家の上へ逍遙軒あがり給ひ立ながら城中を御覽ずる、次郎右衛門一間戸を一ッとりよせ逍遙軒の御前にたて候へば運の矢と云ふ物はのがれぬとありて今の戸をわき、へおふしたをし立給ふ次郎右衛門弟岡部治部大剛の兵なれば信玄公の御舍弟同前に罷有ては下々の武士めいげはなきことはり家より下へとびおり候へば花澤こしやるわからほりへとび入其故岡部次郎右衛門兼なをもつて近くとりよりて逍遙軒は其後御かへりある信玄公へ岡部次郎右衛門事被仰上候なり、さありて花澤の城門わき〈五人つきたる衆は四郎勝頼公、長坂長閑、名和無理介、諏訪越中、初鹿の傳右衛門なり城のあけ鎭子を無理介あけられよと初鹿傳右衛門申候へば矢鐵炮しげくしてあけられるゝ所にてなしと、無理介あいさつなり、そこにて傳右衛門立あがり、鎭子を押上る、諏訪越中つゞひてわがもちたるかぎ鑓をもつてつきあげてかへる傳右衛門、越中兩人にて無理の介か、具足の上にきたるなはの羽織をはぎ取、以來無理介とは名のらすまことき申勝頼公あつかいなされ、なはのはおりは、其場においてかへし候、信玄公きこしめし、四郎勝手負なさるべきとありて、御使をつかはされ、さう〳〵引あげさせ給ふ、越中傳右衛門今のかぎ鑓をとつて歸る、其後彼虎口へ信玄公、おく近習あがりの、足輕大將曾根内匠、眞田喜兵衛、三枝勘解由左衛門、三人同心ともの中を拔出城の門際へつめかゝる折ふし、城まりついて出る三枝一番鑓、曾根内匠二番鑓、眞田喜兵衛兩人二番鑓なり、信玄公御使をつかはされ別手を入かへ〳〵ちる〳〵又から澤山において惣二、せはしきせりあひあるは、城内のよき武士、いひあはせつゝいて出る其者ともは小原源之丞、同權右衛門、井伊次左衛門、井伊彌五郎、杉原戸兵衛、靍なし瀧三郎左衛門と云大強の大弓取其外心がくる若き者共出る殊に信玄方には孕石源右衛門、村松藤左衛門、天野市平、宮澤小兵衛、武藤金次郎、落合治部、落合左平次、此十人の中に孕石源右衛門一番鑓なり、靍なし瀧大弓をもつて落合治部を討殺す、弟左平次舍兄治部死骸を引て退く、城内の武士共是を敵へうたせては弓矢を取ての、はぢと思ひ有御旗本において總懸の攻掛に鯨波をあげさせ給ふ故城内の兵共引られて落合治部が頸を敵にとられず候、いづれも信玄公御衆衆に思召山縣三郎兵衛同心に損被成候さて城より降參仕りあけて花澤の城を渡し家康の方へのく今川殿御同明伊丹うあみ、花澤くるわを一ッ請取、しかもよくもち奏とて信玄公御扶持被成伊丹大隅守を申て駿河衆大將に被仰付候なり花澤落てより勝枝とくのいつしきあけてのくは是は堅固の地なりとて、馬塲美濃守に被仰付馬だしをそらせ田中の城と名付、しばらく番手持なり、駿州江尻の城代には山縣三郎兵衛を指置被成候、信玄公二月中旬せで田中に御逗留有、江尻御普請駿河先方衆仕る、清水にも屋敷かまへ馬塲美濃守縄ばりなり、信玄公馬塲に被仰付關東梶原海賊ありて、清水の屋敷がまへをせめ取りこもりゐたる時我方よりせめほすにみかたさのみむつかしくなきやうに工夫仕候へと馬塲美濃守に被仰付候美濃守委細畏りたると申候て、其ことくくいたす山本御介流、城取の極位なり、扨又清水關東梶原海賊の御用心は武藏、東上野新田足利筋所々へ御はたらきに、江尻城代山縣三郎兵衛を召しつれら

○甲陽軍鑑品第卅七

るべきとの御遠慮なり仍如件

此御陣中に甲州・信州の信玄公、木參衆より、歌をよみ板に書付立つる

無理の助道理の助に名はなれや無理なることをする身でもなし

是は花澤において初鹿野傳右衛門、諏訪越中守に名和無理助こされたるゆへ、かくのごとし以上

駿河田中御逗留の間に、織田信長より佐々權左衛門使者にて、御音信、からのかしら二十、毛氈三百枚

猩々緋の笠是は四年さき公方靈陽院殿都へ御供仕征夷將軍に備奉りたる弓矢に縁起のよき笠にて候と

信長申されて信玄へ送り被進之信長使者居候所にて、土屋平八郎に其笠を被下、信長に武篇あやか

れと信玄公被仰なりからのかしらは奥近習衆にくじ取に被仰付候、さありて二月下旬に江尻へ御馬

を寄らるゝに江尻迄、又織田信長より飛脚を御越なさるゝ其御狀に三川岡崎の松平家康我等別して、め

をかくる者にて候間御引まはし頼入候然者其地において今川殿へ前々より指置候家康弟被召置候由

幸の儀候間家康人質に甲府迄も召つれられ御心易く御用等被仰付候樣に家康も我等方へ申越候條

如此候家康事よき樣に頼入候恐惶謹言

二月十八日　　織田上總守　信長

甲州法性院殿　　人々御中

甲陽軍鑑品第卅七目錄　卷第十一下

一氏政輝虎深澤城攻事付氏政より輝虎を頼引出ケ事　一土屋右衛門尉事　一氏政信玄三島にて對陣の事付秋山伯耆武略並山縣三郎兵衛家康衆と喧嘩之事　一北條氏政と和睦の事付信長簑作城攻落す並家康若狹に勤之事　一關甚五兵衛事　一信長嚬之事　一諸角助七郎と原甚四郎喧嘩の事　一同家康氏政輝虎批判の事　一高天神にて內藤修理手柄の事付城々仕置並吉田の宿にてせりあひの事

永祿十三年四月半に北條氏康公子息氏政公三万八千の人數をもつて、駿井右京、亮指ふかる〻深澤の城を取つめらるゝは、右京弓矢にしかとほめられ是なき甲州のさたを聞及び深澤の城あけて北條家へ渡し申べきと、小田原衆存知候て如此なれ共駿井右京、亮さすがに信玄公の御分別にて此城にさし置給へば、北條衆三万あまりの多勢を引うけ打たて射たて、あたりへ氏康衆取寄る事思ひもよらず候駿井右京寄子五十騎、信玄公外樣近習とて百騎在郷に居中候小身の旗本衆を二ッにわけ原隼人に五十騎駿井右京に五十騎さしそへられ、かやうの儀にある歟目の城に沓手に指越す、御用なれは又御旗本へよび、火たきの間御番をつとめ候侍衆にて詰句木の近習より武篇場數はふほくして五十騎といへども句木の近習より武篇場數はふほくして五十騎といへども矢の作法よくて北條衆三万四万の多勢を何とも不存候にたゝの侍千騎、こもりたるより此五十騎は弓矢の作法よくて北條衆三万四万の多勢を何とも不存候に

より北條衆可仕樣なき故、城をはなれの麥作をふり或はう〻田をこねすて思ふさま、しつめたりとて小田原へ歸陣なり其後小田原北條家、越後輝虎を頼み引出し候故信玄公西上野へ御馬を出され、せり合有之是時御旗本是輕大將、城ノ伊庵子息織部介、伊庵弟玉虫次郎右衛門尉三番鑓を仕、織部前橋衆と鑓を合、伯父の玉虫次郎右衛門二番鑓を仕、何も信玄公御褒美被成候其御陣に北條氏康は出給はず氏政武藏の秩父まで馬を出し北條家の先衆松山へふし出る、信玄公は上野一盛輪に御馬を立られ候、誰信東上野衆をそへ二万、氏政三万八千合せて六万におよぶ大敵なり信玄公二万五千餘に對陣あるべき所に、越後の輝虎申さるゝは氏政と誰信と兩旗をもつて信玄にかちてはなし、まけて末代の惡名なりとて誰信さうゝ越後へ引入らるゝ故氏政も退散なり信玄公は西上野に御逗留なされ候小幡三河御味方、永井豐前又味方に罷成、武藏の內忍、ふかや領共に、いりくみたる所八千貫あまり是を御加勢を申うけ案內いたし取てあげ申べしとあるに付小幡尾張守、安中左近、ごかん、長根衆に原隼人、跡部大炊介、長坂長閑七かしらを指つかはされ十日のうちに取ひしき候故其所を三千貫永井豐前五千貫小幡三川兩人にくだされ所領替ありて後、山名鷹巢の間にあたらしく城を取立信濃侍望月甚八郎友野助十郎兩人さしれかれ七月初に御馬いるなり以上

淺利同心百二十騎の內、七十騎駿河先方の衆三十騎合て百騎土屋平八郎同心に預被下名をかへ右衛門尉に被成信濃うき勢の侍衆を七頭相備に被仰付土屋右衛門尉と成、此御さきを仕候なり以上

全集二八にふりは道理の助と名はなれや云々トアリ

公方義昭卿

○甲陽軍鑑品第卅七

氏政信玄三島對陣

永祿十三年九月初めに信玄公伊豆にちやせ（はたらき給ふに、氏康は出なされず子息氏政三万八千の人數をもつて、山中に馬をたてられ候、北條家先衆は三島の上迄取つゞき跡は箱根に陣取三島より上の山は大かた陣取なり、にら山筋をば信玄公勢軍に被二仰付一かり田はたらきあり御旗本は小山田兵衛尉、馬場美濃二頭御先にて三島に御馬を立られ小山田兵衛尉に被二仰付一北條家の惣人數を左に見、はつねをのぼつて箱根の宿へおしこみ北條衆を馬場小山田兩手へ六十七、頭をとりて歸るに、少もあやうき事なし扨韮山筋かりたはたらき御存分のごとく被二仰付一ば同年四月深澤の城さはり夏作或はうへ田を北條殿ふりちらし給ふ故なり、さ候て信玄公惣人數を三島へよせめ駿州へ御馬を入られ、駿河中城の半造作なるを御普請可レ被二仰付一ことある所に氏政惣手をよせめ山中の人數をねろし三島の北に三十町餘りへだて三万七八千斗りの人數を五十備あまりにたてたるゝ信玄公二万三千の人數二十一備・かはらがいへふしいだし合戰をもつて馬場・山縣小幡・真田・小山田・內藤・朝比奈駿河守・岡部次郎右衛門・原隼人其外侍大將老若共に召つれられ上下合て百四五十騎あせりみかた惣軍を五町程出、大物見なされ是非一戰をとげ氏政をうち、明後日は必ず小田原へと被二仰付一馬場申は敵味方御防戰の地形を御存知なくてはいかゞと申あぐる、信玄公聞召これは各心安く思ひ候へ、法性院が兩眼のごとくなる者を指越候と仰らるゝ、谷口下老若共に信玄公御兩眼とあるは誰人ぞと不審を立る所に兩人敵ちかく物見を仕り歸りたるを見候へば曾根內匠眞田喜兵衛兩人なりさ候て地形の事御尋あれば一段場吉にて候と申上るそこにて信玄公被仰は今日の合戰八ツ比なれば頓て日暮、北條家の者おのれが國山の案內能しりて夜にさされ落行ば氏政をうちのがしてはいかゞなり、明日卯の刻より一戰をはじめなさるべきと被仰三度へ御備をいれ給ふ北條氏政其夜小田原へ一頭も殘らず引いれらるゝ信玄公小田原勢夜にさされ退參の色を御覽じ、しろしめされ偖以其樣子かと曾根內匠、眞田喜兵衛兩人に訓給ひ候間、以來において、曾根內匠、眞田喜兵衛、三枝勘解由左衛門是三人はかの樣の義多ければ弓矢功者にならるべきと諸人うらやみ候は理なり其後信玄公駿河江だへ御馬をよせられ御普請被仰付候へ侯駿州山西御仕置には、山縣三郎兵衛を指越被二仰付一

○甲陽軍鑑品第卅七

永祿十三年九月初めに信玄公伊豆にちやさ（せ）たらき給ふに、氏康仕出なされず子息氏政三万八千の人數をもつて、山中に馬をたてられ候、北條家先衆は三島の上若取つゝき跡は箱根に御取三島より上の山は大かた御取なり、にら山御本は小山田兵衛尉、馬場美濃二御御先にて三島に御馬を立られ小山田兵衛尉に被二仰付一北條家の惣人數を左に見、はつぬきの様に少もみだれざる事は扨も扨も出頭かりたはたらき御存分のことく場小山田兩手にて六十七、頭をとりて歸るに少もみだれざる事は同年四月深澤の城よりも見事なり（後略）

（割注）「一本三十一頁ト一ツ」

氏政信玄公御馬を入られ、駿河中城の上迄作なるを御覧遊ばし候二仰付一候ふ所に氏政勢手をさめ山中の人數をとゞめられしこと三島の北七十町餘りへだて三万七八千斗りの人數を五十備ゆるりとなでたてゐる旨を公二方三手の人數二十七、八備、小幡、淸田、小山田、内藤、朝比奈駿河守、狩野一庵、あさちおいとおしをもつて馬場、山縣、原隼人其外侍大將老若共に召つれられ、十五町程出、大將皆なだれ非一戰をゝかれ候はゞ、明ぼのは、小田原の北條氏政御存知のごとく、申あるべく候間、御馬をよせられ御着調被二仰付一候へ、駿州山西御仕置には、山縣三郎兵衛尉被二仰付一候へ、信州伊奈近所の伊奈の郡代秋山伯耆守組衆を二百五十騎餘りつれ三河國へ出一戰を仕り勝利を得しかも信州伊奈近所の

全體ニ信州秋山伯耆守武衆のはまれよりき故なり、又十月初めに駿河山西、島田にやすく着入勿と仰て小山其わたりを押ちらし、亂取をし、狼籍なる故家康島田河原まで來り、信長御あつかいにて、大井河きりと御約束あり又惡川城に氏眞被二居時信玄公被二仰出一は遠州一國の義、家康手柄次第れさめ取候へと仰被付一候所に如何樣の儀をもつて山縣三郎兵衛狼籍沙汰の限と有て家康百四五十騎つれ家老一頭もなく雜兵四五百の人數具足きる者もあり、すはだの衆も有まち〳〵にひかへたるを山縣きゝわが手勢組中二千餘の人數をもつて喧嘩に仕りかけ、かなや坂へおしあけ入坂の少し、あなた迄おいて申、家康は惡川の城へ早々かけこみ申さる此儀を長坂長閑、跡部大炊介兩出頭入江尻にいてき〳〵山縣三郎兵衛服天下の御無事をやぶり、家康斗にもあらず信長迄と御無事きれ候間山縣敗易必定なりと申越候山縣も迷惑被二仕同心一の和田加介、辻彌兵衛兩人亂取の故也と申さる、めしこめにして加介、彌兵衛に番を被二着候一重て長坂長閑より狀に、家康子息は信長のむこと約束あり、信長抱領城、介服は信玄公御むこと有は御緣者中を、山縣やぶり申され無分別故同心衆にはかゝられ申間敷と申所に、土屋右衛門尉をもつて馬場美濃、內藤、眞田其外侍大將山縣が事を如在なきとをり申上候へば信玄公殊の外御悅喜なされ四郎典廐をはじめ一門の內にも家老にも海道一番と自慢する家康と相手がけの合戰是非に及ばぬ仕樣なりと御褒美故和田加介も、辻彌兵衛も大事なくして江尻の城代に山縣三郎兵衛被二仰付一各組衆駿河、信濃、甲州にも能衆、山縣同心に被二成候一結句三川、此度降參の山家二方衆まで、山縣寄騎被二仰付一は島田河原にて家康と山縣と喧嘩に仕家康にしほつけたる故山縣三郎兵衛を以來家康方への御さきさせなさるべしとて如此さありて箱月中旬比御馬入られ候家康の人質松平源三郎、甲州下山より雪をふみ分、山通り三河へかけ入なるにより明年の年より家康と信玄公遠州三州二ヶ國をあらそひ弓矢はじまるなり仍如件

上野小幡尾張を上總守に被二成候一駿州今川家の老朝比奈兵衛太夫を駿河守に被二成候一なり駿州先方、岡部忠兵衛に、土屋名字をゆるし土屋備前に被二成候一土屋右衛門尉弟惣蔵其年十五歳になるを備前養子と定あり、又旗本足輕大將本郷八郎左衛門、駿河興津にて討死の跡、足輕七十五人城、伊庵に廿人小幡又兵

○甲陽軍鑑品第卅七

衛十八關甚五兵衛十八此甚五兵衛は尾州牢人なるが其年足輕大將に被ニ仰付一子細は駿河先方庵原と云侍大將に賴もしき樣子の故なり、庵原大剛強の兵甘利過候て後奏者に賴候、土屋右衛門庵原本領の御朱印れそく取てくるゝとて土屋殿に存分申べしと有事、信玄公御耳に立、庵原を敗易と被ニ仰付一候處に關甚五兵衛身をすて如レ此なるの弓取は是ほど法度申付る所に甚五兵衛用に立事は武道にいのち拋はたらきの段何の道にても褒なり忝とげなきあてがひにつゐては信玄公御用に立事疑有まじきとて足輕十八關甚五兵衛に預け下され候△庵原殿に甚五兵衛賴もしき樣子は、まへ巳の年なりかくありて信玄公被ニ仰出一此後又少の法度をそむくともがらあらば妻子まで御成敗なり、逆心同意と御ふれまはし給ふなり

同年午十月關東の小田原、北條氏康病死被レ成候に付て子息氏政公其歳三十三歳なれ共父氏康にはなれ前の國々合候へば十ヶ國に及び候間氏政と御無事は必相やめられ當冬より小田原れもて〳〵御出陣候は賀谷、宇都宮、安房此侍衆は、氏康に仕詰られ前々より當方へ御音信被ニ申候間無ニ異議一御旗下に被ニ罷成や御手間をとらるゝ分にても來未の正月中に申べく候佐竹は御音、日付と名書のあらそひ被ニ仰付一候へ共、佐竹は以來の如く思召、是も相違は有まじく候、縱ひ異議申され候共、其三年の內に御したがへ有べしと申ごとく次第に氣力れとろ小田原領分近邊の御仕置未の三月中旬には越後へ歸信玄在世十年有間敷候然ば人は一代名は末代なり勿論北條家信玄公へたてはつき申まじく候、只今さへ高坂彈正六七千の人數をもつて越後の內へ五里十里づゝ働き候へ共さのみあやうき事無ニ之候、小田原へ御はたらきいそぎ給へといづれもいさめ申上る信玄公被仰は各異見尤なれども三年先、長の年板坂法印我脈を取大事の煩有べしと申ごとく次第に氣力れとろへ心地よき那はれなりゝ樣にこれあらば信玄をれもしつぶす事手間取儀有まじく候子細は去年小田原へおしつめ燒きはらひ其上みせ合戰にかち數ケ所の城をせめとるに、殊更氏康他界なれば少もと、こほる事有まじく候へ共さありて仕置勞に來年

中かゝつて、人數のせんさくそこ〳〵、みつくろひ候間に煩あしくなるに付ては、すくやかなる內、遊州三河美濃尾張へ發向して存命の間に天下をとつて都に旗をたて佛法王法神道諸侍の作法を始めにまつりごとをたゞしく執行はんとの信玄、のぞみ是なり然ば小田原おさへをかず氏政人質を取人數を少も出させ候はゝ甲州勢も、三万あまりならん、此勢をもつて都を心懸三河、遠州へうち出家康をさへをし失なひ候はゝ都までの間に恐くは信玄が手にたつもの覺人も有まじく候子細は信長江州箕作の城をせめおとしたる故公方を都へなをしまいらするゝ、彼箕作は家康內の松平伊豆守と云者手がらきゝてせめおとす、信長金崎より北近江、淺井備前守に機違退口みだりに、岐阜へ味方を捨歸りたる時家康若狹の國へはたらき同勢の信長に捨られ三河勢五千の人數をもつて少もけがなく引とる家康郎充衛門と云者三手の矢をもつて跡をしたゝきまゝてあり去る六月廿八日に江州あね川合戰にも信長三万五千の人數敵の淺井備前守三千にきりたてられ十五町ほどにげたるに家康は五千の三河勢をもつて淺井備前が同勢二万五千の越前朝倉義景をきりくつし候故備前もくづれ候時信長たてなをし勝利をうる信長は十一人にて敵一人に十町あまり追われ候、家康なくてはたてなをき勢なり、然ば小田原おさへ家康は五千也敵の淺倉義景は一万五千なり、家康被官一人にて越前衆三人あてがひにして、しかも勝利をうる信長は十一人にて敵一人に十町あまり追われ候、家康なくてはたてなをす事ならずしてあね川合戰信長負なるべきと美濃近江の侍共、かき付て越候、其上信長我等と緣者組仕信玄を馳走いたすこと皆いつはりなり家康にそくらをかひ、加勢を仕べく候間信玄と取あひ候へ、と內談して此方へは年中に定て七度の使をくれ其外三度四度十度にあまりて音信仕る子細は上方信長せめとるてきは皆生替る故か弓矢よはき故か城一ッ落城をみては近邊の城五ッ六ッもあけ候、東武士は二渡三渡せりあひにをくれをとり、或は大合戰にたちき、毛作をふりやきはたらき仕らざれば降參せず候、東武士は大方強敵共なり是を信長分別して信玄と無事をつくり信濃より出て美濃尾張をとられざるため、それがし機嫌をとり此方信玄をば生替でなき老功の敵に戰ひ、其手間を入させ已は五畿內のおさまりよき國共をとりて信玄が年のよるを待候

一本ニ甲斐此時ニ小笠原與八郎內ニ波部金太夫其日一番ニ物見ニ出ル云々トアリ

一本ニ三河勢一以下ハ缺ク

又云、竹は以來の如く思召、是ほどの事は有まじく候トアリ

一本ニ領下ニ二度ノ御ト有リ

一本ニ甚五衛門ト有リ

一本ニ甚五衛門ト有リ

一本ニ甚五衛門

社稷勿論鮮也
信長日本第一
之一本鎗と直
判の感狀に眞
宗乃感指と取
添手づから
れ候由美濃乃
近江乃侍共書
付越候トアリ

○甲陽軍鑑品第卅七

はん其間も、三河遠州信玄の國にならぬやうにとて、家康と云武道の強き侍に內々かふばりを仕ると云義を、美濃國の先方信長に降參の侍共より密紙をもつて申越候間、無二無三に上方信長と一兩年の間に手ぎれをせんと被」仰小宰相を小田原へ指越給ひ、北條氏政と、信玄公御無事調ひ申候故、年歲極月舍弟北條助五郎、北條四郎、兩人を甲州郡內迄即時さしてさるゝ氏政のぞみかなひ、よろこびかぎりなし、扨又馬場美濃守、內藤修理、高坂彈正、山縣三郎兵衛申は、さあらば來年の御備定春中いづかたへ御はたらきなさるべきと申候へば、信玄公上方侍衆內通申上る書付を取出させ給ひ御覽候へば遠州高天神の城主小笠原被官共江州姉川合戰に拔出たる走廻りいたし信長家康ほめたる武士は渡部金太夫、林平六郎、吉原又兵衛、伊達の與兵衛、中山是非〳〵五人とかきつけにあり、信玄公仰らるは尊若手の者老功中老或は十九二十の者迄戰功を心かけたるよき侍あまたかゝへ持候、小笠原與八郎わかしと雖とも家康におとらぬ高天神も武篇の家なれども小身故今川氏眞年人せられてより、家康旗下になり候なん時、信長と合戰あらば、家康をきりくづす事肝要也家康との合戰には、小笠原家中高天神衆手に立つべく候間來春は遠州きとうくん筋へ、はたらき候て、小笠原が弓箭のふりを當家さき衆二の手衆に勘辨さすべく候間家康衆の事は我家の秋山伯耆守、一兩度も當りて知る三河の國山家三方衆此方へ蹲伏なれば、大かた家康衆あてかひ〳〵しれて有、さ候へば來春は高天神おもてへはたらき、夏中三河へはたらき信長と家康間を取切、武略の備定め評議して信長には先づかさはず候はゝ、あなたよりは、いつまでも、鄭根のやうに仕べく候が、家康に信長加勢いたさずば成まじく候、子細は箕作の城主竹邊源八を信長せむる時も家康衆也、金崎表にて信長敗軍の時も家康手柄なり、江州姉川合戰に信長ほくれたる時も家康はたらきよろしき故、信長利運になる如、此候へば信長家康に加勢は必定なり加勢のある證據を取て其上信長と家康相手にして信玄合戰仕り勝利を得て後信長居城國へはた事をやぶり遠三尾濃の內にて信長家康兩人を相手にさし、其城にさし詰天下をもちたると、高慢する信長がおごらき入一城一郡なりともせめ取我家の侍大將を、其城へとなづけ候へば即時に死する共跡に思ひ置事なく候へとありて、其のちまた信玄公被仰はむかし唐國には項羽高祖の前後弓矢の名將際限なし、今はきこゆる人なく候日本國にも源義朝、同義平、平淸盛、同重盛前後に名ありといへども、其次顯朝義經兄弟の事を申、其後は義貞尊氏とさたするなり今は安藝の毛利元就相州小田原北條氏康、越後長尾輝虎、尾州織田信長、海道に德川家康これ五人ほどの侍は日本の事は申に及はず、大唐にも只今は有まじく候然れば長尾輝虎、十年已前辛酉に信州河中島において大きく負三千あまりうたれて後は次第に此方よりおしつめ、此比は信玄馬出すにおよばず、高坂彈正越後の內へはたらき候といへどもさのみあやうからず候、北條氏康當年十月こそ他界なれ、去年己の歲中度々押つめ、すでに小田原へ日歸にする、足柄深澤迄信玄せめ取、關東は氏康にかすめられ候へば、其氏康を信玄かすめ候、佐渡庄內、加賀、越中、能登關東迄も輝虎に押付らるゝに其輝虎をも右の分に申付候、此上信長家康二人に、信玄勝候はゝ、西國迄も弓箭に心もとなきことなく候其意趣は四國九國は安藝の毛利に仕詰らるゝ處に信長都へ發向して天下をもちたる、阿波の三善をたやし中國の毛利をも、父元就死後とは申ながら、はや少づゝかすむるとさた有、海道一番の家康五畿內四國中國九國まで、ひゞきわたる信長家康を一ッにして信玄一方をもつて勝利を得るならば、日本國中は、さたに及ばぬ義、當時唐國にも武田法性院信玄にならぶ弓取全く有まじく候と、被仰候と、彼仰候遠州御發向の御備定午の冬中に高坂彈正所にて七重にさだまり、かき付て御目にかくるなり仍如件

信玄公仰らるゝ某廿四五の時分、山本勘介雜談仕候事、みな首尾あふてあり、三河の國より東の武士は弓矢の敵縱へば物の上手のより合のごとくにして面々各々の意地を立候人十人の中に九人あり上方にては意地をたつる武士廿人の中に一人ばかりならで御座なく候と勘介申ごとく信長駿河義元にかちてより小身の時とはいひながら三河、遠州、駿河の內へ取かくること少もなくて其年廿歲から尾張、美濃を信長おさむるに尾州は其年中に大かたしたがひ其年のくれより美濃へ、とりかけ、七年攻め戰ひ七年めに、近江に淺井備前ほど意地をたつる武士、五六人もある三十三の時、美濃尾張兩國の守護と信長なり候、近江につきては江州にも七八年かゝり申べく候、此淺井備前は信長妹聟なれども意地をたて、したがはず候伊勢國に濱井備前ほどの者、四五人もこれあらば勢州にも、五六年手間を取候はゞ縱ひ信長果報ありて天下をしるとも五十歲より內にて都合はなるまじく候と眼前にみへて候、三河の國松平が家のできならつくで、たみぬ、長篠、三人は家康をきらひ、意地をたて候てそれがしの下へ來る、東の家風は駿河氏眞

○甲陽軍鑑品第卅七

○甲陽軍鑑品第卅七

の無心懸故、今川家の侍共無行義に成たるといへども、三年に漸く信玄おさめ候信長武篇のほまれは義元の大敵にかちたる故美濃も治まり候といへども、義元遠慮あらば、二万の人數を持ながら五百千の敵に勝利をうしなふことにてなく候へ共是は義元懶づかひなき故、不應の儀なり信長強敵と云は、美濃衆なり是も義龍死して龍興代になり、此家老に意地をたつる武士小牧源太、野木の次左衛門両かとな差違へて死候故、美濃治まり候さなくは美濃にも信長十年は手間をとるべく候、いづれに信長武篇は美濃侍と戰功者に龍成候それがし武篇は、信州更級の村上義清と取あひ弓矢のあぢに心つきてあり其上父信虎以來弓矢功者の家老、足輕大將又は諸國のよき武士をあつめ國々の弓矢かたぎを聞、就ㇾ中山本勘介と云弓矢智識の如く成武篇剛の者を扶持して武士道の善惡をわけ、勝利の武略しやうを信玄よく定候へば以來信長家康合て十三ヶ國の大將を兩人よせ、信玄は越中飛彈の國はしをそへ四ヶ國の人數をもつて遠三尾濃の間にれいて、合戰をとげ、うたがひなく勝利を得べく候かくありて信玄頻つのらずしてうたがひ有まじく候と仰られ來年は遠州御發向の御備さだめありといへども、織田信長よりはいつものごとく御音信も大がたの小袖其上信玄公めし候をは一重詩綸の箱にいれ御頭巾綿ぼうしまでうつくしきさまのはこにいれ進上申さるゝなり仍如件

元龜元年午の霜月中旬御馬入て萬づ思食のまゝ諸人大小上下共に心いはひ、のぞみをもち武田の諸勢勇さむ事かぎりなし

同年同月下旬に諸角助七郎と原甚四郎と御城において喧嘩仕り、双方手二ヶ所づゝ負候へ共相番の衆引分うちはたす事無ㇾ之御前狼籍の故、信玄公御立腹大かたに不ㇾ被ㇾ仰候原甚四郎は、原美濃度々の御用にたち三十度に及、あんだにのり陣より國へ歸り、武功の御奉公に免じ給ひ命を御助なされ候、諸角助後度々の忠功ある侍大將其上川中島合戰の時うち死を仕、父豊後に免じて助七郎命御助なされ、典厩四郎殿御両人をもつて右之通り被ㇾ仰含ㇾなり、されば御前振舞諸人みごりのためなれば、原甚四郎も諸角助七郎も、知行同心めしあげられ、諸角同心の五十騎は一條右衛門太夫殿へ被ㇾ預候、原甚四郎同心は今福丹波に預らるゝなり原甚四郎家屋敷共に土屋に被ㇾ下也右の両人外様のことくに被ㇾ成候少給少扶持にて堪忍仕り、物あわれなる躰なりといへども御たすけなされ忝きと奉ㇾ存知ㇾ也

午の極月信玄公、馬場美濃、内藤修理、山縣三郎兵衛、高坂彈正、小山田兵衛尉、原隼人助、跡部大炊介、七人をめして彈正に仰らるゝは信長使織田掃部は家康人質かけかちの事聞て何と申候やと仰らるゝ高坂承り、掃部申候は、信長きかれ候はゝ家康相とゝかざると有べく候へども定めて是は家康も存せらるまじく候、源三郎殿悪悟不届候て如ㇾ此と推量申候間やがて又定而別の人質を家康より進上申にて有べく候さなきとても信長は信玄公へ御無さた申さるゝ儀少も御座なく候間以來は信長も舍弟なり共子息成共進上いたさるべく候といかにも無ㇾ異儀ㇾやうに織田掃部うけひ申と彈正申上る、信玄公仰らるゝ高坂長去年江州坂本において義景と對陣又は當七月より天下を支配仕につき信長家中をふかく取なし弓矢の儀能々とひ候はず候はゝ、彈正には申まじく候隼人、大炊介にも申まじく候自然谷が被官共にはかたらざるかと被ㇾ仰高坂も隼人大炊介いづれも承らず候、扨て信長使にかぎらず何方の使者衆も當方へ參り武者雜談などは終にいたさず候と申上る所に馬場美濃申は、尾州犬山の城主津田下野守は信長あねむこにて候が信長にまけて退出され諸國を牢々いたし三年以前より當國へ參り御舍弟一條右衛門太夫殿はなしの衆に龍成犬山哲齋と申候此人物語りには信長武篇形義、父彈正忠をば少もまねず、しうと齋藤山城守、弓矢形義仕、そゝけたる樣にても殊外しまつてはたらくと沙汰仕り候と申上る信玄公仰らるゝは信長父彈正忠は尾張を半分も治むることならずして小身故今川義元の旗下になり駿府へ出仕いたし候、齋藤山城は、ことに我智を頼てまします土岐服半々の後美濃一國の主に成、越前の方までかすめ山城嫡子義龍代には越前より朝倉館住坊と申す、從弟坊主を、美濃へ人質に取候ほどなれば、齋藤が弓矢が彈正忠とは、はるゝ〳〵弓矢の拙山城うへなり信長齋藤山城弓矢の家風を取所に、いたすは尤なりしかも山城が孫龍興を信長おしちらし、美濃侍をあまたかゝへ候は、父彈正代には小家中なりつるゆへ侍は何とせても、大家中の家風をまねる者なるにより、をのづから信長衆大かたの儀は齋藤山城がごとく致べく候、それはあながちまねるにてなく共、淨土寺へゆけば天然に念佛申度心有と同事なりと有て、又信玄公馬場に問給ふ、信長弓矢しまりたるとは、なにを證據に犬山哲齋申候やと仰らるゝ、馬場申

○甲陽軍鑑品第卅七

はある時犬山に油斷仕り、侍を在々へみな返し候時分、信長七千の人數をもつて犬山の宿町まで、みだれ入候所を、哲齋方十八人にして見出し、其後跡をもとめ上方道一里餘り追申候へ共返し合せず、にげちりて候へども、尾張中皆降參仕り犬山一人信長に、たてづく事已來さで成がたければ、つねに城を渡し牢人仕り候、信長七千の人數、十八騎にこみ出さるゝ事にはあらず候へども一國みな隨ふうへは犬山もとかく手に入へき物をと存じ哲齋にさのみつよみをいださず候は分別ありてしまりたると、哲齋物語いたし候と申せば、信玄公被仰は、信長切々使を越、音信仕り候間、去年秋山七郎兵衛を此方より越候へば信玄駿河出陣に、甲州下山通り甲府より駿府へ飛脚みち三日路しかも切所ゆへ人數みな一騎うち七日におしたるをきゝ、信長しばらくあんじ、信玄の御人數は三万なれ共極月寒き時分にて小荷駄五千、本の人數は二万五千ともつもり候彼信長は、輝虎にさしつゞきたる弓取なり、もとより謙信一万五六千の人數を五人十人のやうにつかひさしかゝりたる、軍をまはさぬようにと仕れば、日本國に、むかしも今も、さのみおほくなき武將なれ共上杉家の無心懸なる大敵をせり付たる人なる故、弓矢をねばく取信玄と、みま世合戰にもおそくまいらるゝうちに先衆をきりくづされ、はたもとせいをもつて、二番目の合戰なりがたき故小田原へにげこみ勝利をうしなひ申され候老功の氏康よりも、猶以信長は、ましなり氏康子息氏政、義元子息氏眞、我嫡子四年先自滅したる太郎義信成年にて右の三人一ッ年也織田信長に四ッおとりて一ッ時代にさたするなりさりながら義信氏眞氏政三人を一ッ所へ取こめ、一ッ陣十四にて仕るもありたそくば十八の時えいたすゝをもつて武士は四ッおとりをば、おなじ時代にさたするなりさりながら義信氏眞氏政三人を一ッにくゝりよせたりとも信長足の小指ほども有まじく候、今は〳〵や我朝に輝虎信長兩人なり、さて家康は海道一番といひながら日本に若手の武士なり、是にかどらぬ人も有へく候へども國を一國ともたゞれば大功なることなし然れば信長家康を一ッにおしからみ、五三年の内に信玄防戰をもつてまじき事口惜く候。あはれ信長對陣あれかしと被仰次に勝利を得べく候へども、信長信玄には出羽まじき事より近江の國を一國もち、天下を望まぬ侍をば近國の抱別侍は必ず、のぞみの有をよき武士と申す昔よりかろしめ江州をもたせぬと申傳たり信玄望ありといへども、若盛に信州事は申に及ばず其身家中よりかろしめ江州をもたせぬと申傳たり信玄望ありといへども、若盛に信州踈畝の我より老功なるに取あひ、村上へかゝれば小笠原長時いで諏訪へかゝれば村上出る伊奈の侍衆もみな剛の武士、故手間を取候、信長が大敵強敵は、今川義元、扨は美濃衆家康が強敵は同國三河侍、かやうの強敵斗りに信玄わかき時より、今までもたゝかひ候、上野衆輪、長野信濃守父子にも七年かゝりておさめ今は信長家康を敵に仕り候へば、信玄は強敵、大敵にむまれつきたる、弓とりなりとて、御褒所に入らせ給へばをの〳〵も退出申なり

元龜二年辛未二月十六日卯刻に信玄甲府を御立なされ、富士の大宮に三日御逗留まし〳〵、駿河田中へ御馬をうつされ同月廿四日に、遠州こやま〳〵御馬を向られ能滿寺の御普請、少の間被仰付二大熊備前を指置給ひ三月初に遠州城東郡高天神へ御はたらきなり、さる程に高天神小笠原與八郎、國を一ッともたぬ少身なりといへども家中にさすが隨分かくれなき衆を、あまた持たる武篇の家なる故物見に出て、馬足輕を悉たる体、信州の村上衆同國小笠原長時衆、諏訪伊奈の侍大將達、或は上野國衆輪の城主、長野信濃守衆のごとく利發に取まはし武田勢二万餘りの大軍をもつて、しかも信玄公御馬をむけらるゝに高天神衆二千餘りの少人數にて、少もまくれたる色なく結句信玄の衆油斷のもやうあるにつきてはすきまをかゞ、きつてとるべき樣子、一段すゝやかなるを即時に信玄公御覽と付られ、はじめてうちあわする敵にひとしほつけずは、いかゞなり然れ共あしくかゝり、みかたもうち死たほくある時は、小笠原小身ものといひ家康旗下の高天神へ信玄自身の、はたをむけ、小笠原ほどの侍を、いくたりも引つれて、よせかけ味方に手負死人澤山なれば同前に敵をうち取たるといふとも、それは互のことなり小笠原より、大身の被官、信玄はいくたりも、もちながら小身者どもに戰では味方大なる御まけと思召、しばらく工夫あそばして、あのごとくなる利發にあまる敵をば、我家の侍大將には內藤修理よく、あへしらひて持たりと被仰即內藤をめし、あの出たる小笠原衆を、城內へ追入味方引とるにこみ出されざるやうに仕り候へ彼小笠原衆は去年夏江州姉川において信長家康勝利を得候事信長は、にげたるに家康手柄を仕り、大軍の朝倉をきりくづす、家康下にては小笠原家中の者共、初合戰によく仕る故、姉川合戰信長家康勝たる、奇特其手柄を、はなのさきへいだし、信玄馬のむきたるにも、武篇だてをするとみへ候間、かならず味方少もけがなきやうに城の內へ追入て歸り候へ敵をうち取にもかまはぬ儀なり、城內の小笠原衆を、おしつめおさへくればよきことなりと被仰付候へゆへ內藤委細畏り候と御請を申、種々武畧をもつて、敵

一本ニ武將ゐれ共分別淺ければ敵は虎口矢は次第に細々みゆる信長は工夫と仕分別あれば結句は敵より少き也當十月胴切ゆへ人數みな一騎死骸らるゝ氏眞も強兵將ゐれども無心懸なる云々トアリ

全集ニ高天神ヲ引揚ル表ガ松夫ニテ栄ガ原夫ヨリ宮口ヨリ坂ヘ登働ヘ久野ヘ懸ヘ川ヘ巡見ヘ社ヘ時ヘ久野ヘ島ヘ野ヘ城ヘ社ヘ小幡上総介殿ヘ山ヘ城守兄弟名乗ヘ殿ヘ引ヘ云ヘ如ヘ此ヘ引ヘ遠州乾ヘ御ヘ馬ヘ云々ト有テ後ノ久野ヘ城ヘ順見ヘ扇ヘ子ヘ迄ヘ

一本ニ八ツ子乃梯ト差物ニ立テトアリ

○甲陽軍鑑品第卅七

のわきまへざるやうに、備をいだし候で手くばりして二三のいくさをさせでもち、よき物がしらをまことにいくたりも申つけ勝利のそんとくをいひふくめ、かち首までに其理究を、がつてんさせ、智略をもつて敵をふほく引いだし、武略をよくしてそなへを敵にみせ、其後せりあひをはじめ候内藤同心、矢島かはじき、差物にして城内よりつゐて出甲州はたもとの足軽大将城仁庵と鑓を合せ二度めには弓を持て城の伊庵頸へ射付候時矢のゆがみたるを、信玄公御覧なされ敵の長野内にて、七貫取たるに褒美御手に入、則彼矢島をめし出され百貫被下候高天神においても、のぼりはしのさし物にて、鑓を仕る、其後内藤が其条をもつて人数かさみ、敵の立所なきやうにいたすにより、さすがに自慢の小笠原衆内藤修理衆にをしたてられ、城内まで追こまる〳〵其後小笠原衆も門をひらき、ついていでんとい〳〵つれ其、内藤修理弓矢功者の名人なれば門際へつめよする事、殊更になく、門前を二十杖ばかりあらけ弓鉄炮足軽を段々に形義をたてたれば、敵門をひらかんとすれば鉄炮弓をもつてうちすくめ、いとなられ候故小笠原衆出る事ならず其後内藤信玄流のくり引を仕、大あとは長蛇のそなへを用ひてたて勝利のつきいくさは総がかり〳〵の付いれと、合戦をもち候へば是をみとり武篇の家、小笠原衆のおぼへの者ども弓矢の色をさとり其後は出す候、信玄公被仰ほはじめてあふたる敵の、むしつけを武田侍にみせたり、心ちよしとて内藤に御褒美なり、さて次の日は高天神おもてを、ひきあげ給ひ、遠州乾へ御馬をよせられ三河御被向留守の事、駿河に武田上野助殿駿河先方小幷直参衆乾天野宮内右衛門と一所に宍山殿を大将にして信州定番の千貫百騎、六貫宛定づゝの侍大将衆十頭、半分あとに人を残し候へば是千五百氏政より差こさるゝ、大藤組の人数五百合三千餘り乾に指おかるゝ故、家康も浜松に留主居大藤組の城御順見あそばし其上久野の城御順見なされ、信州伊奈へ御馬おとよせられ、たかとうに道遙軒留主に被仰付北條氏政人質助五郎殿兄弟の番を、うへの三千ばかりあるべきとの、つもりにて如此、さて原加藤にかたく仕候へと有て北條方へ境目にさしをかるゝ人数又は信州海野、仁科衆、駿河先方半分物合せて二万三千の人数をもつて信州伊奈郡に於て勢揃あり、殊更合戦のならし被仰含三月廿六日、信玄公たかとうを御立あり西三河へ御被向候て四月十五日に足助の城へとりつめなされ候處、城主鈴木

全集ニ美濃ヘ形土ヘ岐殿御宋人ニテ甲陽ヘ此ヘ御陣見物ヘ立ヘ玉ヘ件ヘ道合ヘ鑓ヘ廣ヘ白ヘ扇ヘ見ヘ子ヘ迄ヘ

城をわたし罷退候、預よき城なれば御かゝへありと信州侍下條を指おかれ候其後落城は、あさかいあすり、大沼田代、八桑、六の城落て又東三河新八郎といふ侍大将罷有候、家康れさへ組衆に武田典厩大将にて如此、さて新八郎とりでをあけすて罷退候、山縣衆追懸、菅沼三川先方衆つくで、だみね、長篠此三頭衆内者合六頭に、四郎勝頼公大将にて、取懸られ候に、新八郎とりでを仕、家康衆ふせぎぬる惣軍をもつて大手へよせられそのうへからめて、三河山家三方、小笠原攝部太夫、山縣三郎兵衛尉、五頭はたらくをみて城をあけ引とるなり、すこしをそき故、敵を一人もうつ事なし、其後家康、五千ばかりの人数をつれ、出向ひ申され候處に、山縣三郎兵衛御先を仕り、合戦をもつて四郎殿大将にて、都合八千五百、家康にうちむかひなされ候、信玄公惣軍は西三河落城の御番勢に、千五百殘しおかれ家康への手あてありて、殘る壹万三千、山へとりあげ、御はたをたてられ候へば、家康さう〳〵吉田へ引いれ申され候されども徳川家の酒井左衛門尉衆と山縣衆廣瀬江左衛門と、家康方戸田左衛門と云者鑓をあはする、二番に山縣衆みしな肥前と、家康衆大津土左衛門と云侍と鑓合せ、其節孕石源左衛門、小菅五郎兵衛、鑓下の高名仕る次の日のせりあひに吉田の宿城において追いれ追出され三度せりあひあり廣瀬江左衛門其日物見番にあたり馬上にて家康一番の侍大将、しかも家康をばむこの酒井左衛門尉と、三度の内二度ことばをあはせ、追込追出され、武篇を仕り其時、みしな小菅、孕石、仙渕、志賀兵衛、和田加介、長坂十左衛門武具喰ちがへ候なり、扨又其後、山どをとりうしくたず候なり、扨又其後、山どをとりうしく外仕置候て五月なかばに、御馬入申候仍別而御祈禱之奉公相勤候間、駿州洲走之淺間之宮同州岡宮社務之事被仰付候彌奉祈御武運長久就中祭禮等不可有怠慢者也仍如件

○甲陽軍鑑品第卅七

△

甲陽軍鑑品第卅八

一信長家康へ異見の事　一靈陽院殿より御使者の事　一申酉兩年御備書付御分國中に廻被し成　十八ヶ條
一信長より漆所望之事　一關東侍衆馬進上之事　一氏政より御音信之事　一信長より家康と御無事
之儀被し申事付御音信之事

元龜二辛未年七月又家康と御取合はじまり候へ共信長は いつものごとく御入魂ぶりなり然ば家康へ信長より異見に三河の吉田までつぼみ遠州濱松には家老をさしおかれ候へとあれども家康濱松の城を立のく退ほどなればかたなをふみ折、武篇を捨候はんとは、いかにもあれ武士をたて候は、遠州の內を立のくかさは御意次第に可し仕候、先一日成共是に罷有べく候と事有まじくと內談を定め信長への返事にはいかさま御意次第に可し進上申候、永、九月山縣三郎兵衛、信州伊奈より四千の人數て濱松を引いれず候儀遠州三河侍衆より書付進上申候、山縣手前の衆に信州諏訪衆伊奈の山縣三郎兵衛同心組衆をつれを引つれ西三河、東三河仕置に罷出候、山縣手前の衆に信州諏訪衆伊奈の山縣三郎兵衛同心組衆をつれて如し此さありて家康家老本多百介と云剛の武士むすこを、永の九月もち候所に此子三ッ口なりとて家康山縣と名を付候子細は、武田法性院信玄とて人の名をよぶ名大將の家老共の中に山縣三郎兵衛大剛の侍大將成が山縣も三ッ口なりと沙汰あれば家康が家老に三ッ口の生るゝ事しかも甲州家の山縣三河へはたらき出るに向ふて如し此なれば山縣が正体をこなたへとりたる心なりと、家康吉事を申されて如件

未の九月はじめに公方靈陽院義秋公より松原道友、尼子新左衛門、此兩使を被二差下一信玄公へ御賴有、子細は織田信長、公方を天下へ御供申、三年の間は馳走申上候へ共去年七月都をとりて三好を倒しをのが被官を天下の所司代に指置、五畿內或は丹波、播磨、若狹、丹後まで大方手に入候へば此比は公方を殊外慢り奉り盃を始めては公方へさし茶をたべ殘しては是を公方のましませなどゝ云、又公家近衛殿などを、やゝ近衛などゝ、樣々徒をし仕り、異相をたて候間彼信長を倒なされ度と有其使也其上越後上杉入道謙信輝虎にも右之通被二仰付一候へば謙信委細畏たりと御請申上候間、信玄も輝虎と申合せられ兩旗をもつて信長を退治申べしと公方より被二仰信玄兼て分別あそばし候により毘沙門堂、金の坐敷にて、御使者に對面ありて信長無行儀の故、御成敗可し被二仰付一上意御尤に奉し存候それに付輝虎たやすく、御受申候ば、何か別儀御座有べく候輝虎は一段やさしく弓矢を取廻しすくやかに生れ付たるものにて候間やがて思召のごとく信長御誅罰疑ひなく候、さ候て我等も輝虎同前に御うけ申上度候へども各御賢せられ候通出家に罷成、弓箭をとり申すべきをはや失念仕候へば何方へも能出、國ばしに於て少し鍛錬いたし其上御請申べく候、只今信玄が公儀へ御奉公には謙摩を修し御祈念をいたし、御武運長久御息災延命の札を進上申べく候、能樣に御披露奉し賴候と有て都よりの兩使を馳走なされ、御腰物馬つかはされやがてかへし給ひて後壹見寺仙海法印に、信玄公被し仰は公方の兩使に盃のうへ、さかなをはさみ候へば其着をくふて後たゝみにて手をのごひ候程、無穿鑿なるは公方家悉くすへになりたるに輝虎、信長退治の御請申候謙信が狀を公方より御越候、輝虎武道は如し形すぐれたる者なれ共此の分別工夫の四文字なき故卒爾にうけおひ申候、國を持者の申事は一日いはぬ國主の法也と仙海法印へ信玄公御物語なり、仍如件

申酉兩年の御備書付御分國中に廻なされ候跡部大炊介、原隼人佐奉し之辛未八月吉日

一來年者無二至二尾、濃、三、遠之間一勤二干戈一可し進二當家興亡之一戰一條累年之忠節此時候間或近年隱遁之輩或不知行故令二軟居一族之內武勇之輩選出、分量之外催二人數一令二出陣一可し被し抽二忠節戰功一之儀、年內無二油斷一支度肝要之事

一向後於二一戰場一至し抽二戰功一輩者、依二忠節之淺深一不し撰二貴賤一叶二所望一可し出二所領一之事、

一各家中之親類被官累年武勇名譽之人勤二軍役一輩以二注文一可し被二申達一向後進退相當加二恩意一又隨二忠節戰功一可し出二直恩一事

一自今以後爲し始二厚板、薄板、綿子、段子、綾、上々島等之衣裝一略二無用之費一堅禁武具之調在陣之支度專用意之事

○甲陽軍鑑品第卅八

○甲陽軍鑑品第卅八

一項諸軍共錄、弓鉄砲見苦候之條、外見如何候、向後叶二武勇一他見可レ然候可レ被二申付一候事

一立物鐵蹴幷朱四手等如二累年一不レ可二相違一肝要候、新調法尤候事

一知行役之人數如二先例一武具等一樣も無二闕所一支度之事

一過二身之分限一乘馬嗜事

一近年者、諸手共馬介具不足之候見及候間、堅有二穿鑿一分量相當嗜候樣可レ被二申付一事

一當時鐵炮肝要候間、向後略二長柄一撰二器量之足輕一鐵炮持參併以二着到一鐵砲令二紀明一上、鐵炮可二帶來一樣子、後日可レ成二下知一之事

一弓鐵炮無二鐵錬一之族一切不レ可レ令二持參一候事　付向後者於二陣中一節々以二檢使一和二改弓鐵炮一無二鐵錬一之族可レ有二過怠一事

一長柄持鐵共、可レ爲二柄打柄一之事　付此比長柄之實一段疎之間自今以後別而結構支度之事

一乘馬歩兵共、一統之指物申付、於二戰場一剛臆歷然之樣可レ被二申付一事　付指物小旗之儀者可レ爲二隨身一之事

一大小人共一手之内及二一戰一之砌可レ抽二戰功一手分手組等兼日被二相定一何時催促次第令二出陣一可レ勤二武勇一仕當肝要之事　付各存寄行以二書付一勝頼可レ被レ入二披見一之事

一小旗差物新調之事

一貴賤共分量之外鐵砲之玉藥支度可レ爲二忠節一事

一討死幷忠節之人、遺跡幼少者至二十八歳一迄以二武勇之人一陣代可レ被二申付一但於二堪忍分一者無二不足一可レ渡之然而及二十八歳之翌年一者遂知行被官以下、可二還附一之旨以二指詞一可レ被二相定一之事

一向後於二陣中一貴賤共振舞一切可レ停二止之一然則定器之外、楔折敗以下無用之荷物帶來禁法之事已上

元龜二年霜月下旬に織田信長より佐々權左衛門使者にて金具の鞍鐙五口進上申され候則ち其使に甲州漆、所望有に付、高坂彈正に被二仰付一候へば彈正申上るは信長より一年に七度づゝ定て御使の外三度四度も參り候に此方よりは二年に一度斗りの御使者に候へば惡皆御はたした會釋に御狀の文体まで被レ遊候それも嗤狂なる信長少も氣にかけず御入魂ぶり被レ仕候漆御所望申さるゝも、大身の信長天下を持

一本ニ江州酒樽トアリ

ながらことかく儀も有間敷候（共御緣者中、御心易ぶりをもつて如レ此候御手ざれ候は〻猶以少はいかゞに候と申上、高坂彈正分別いたし、甲斐國漆二千杯佐々權左衛門に、靑沼助兵衛方より渡す也以上

元龜二年霜月下旬に關東下總とうが奴、雨酒井、こがね高木、終に音信不二申上一衆、三人ながら能馬を進上申候條外關東侍衆日來御入魂申さるゝ人々、多賀谷、宇都宮をはじめ皆馬を進上申也

極月中旬に、織田信長より織田掃部をもつて家康御無事之儀其御狀に態と奉啓上候仍遠州參州兩國之守護德川家康事貴國御近所に能有慮外仕相違之儀候者御返事次第此方に召寄差遣異見可レ申候委細者此使者口上可レ致二言上一候間紙面早々如此候恐惶謹言

極月朔日　　織田上總守　信長

法性院殿　人々御中

其時信長公より御音信は信玄公めしの御小袖一重いつものごとく時絡の箱に入、御わたぼうし御頭巾まで例のごとくうつくしき箱に入て此外御小袖いつものごとく、此外厚板五十端、海板五十端、島五十端、片色五十端せんじ百疋、以上　信玄公家康と御無事の信長へ御返事の御書は、度々來意珍々重々候然者遠三兩國之境目居住仕逆侍跡倒放免之儀、翁更不二相心得一候委細者後音可二申述一者也

極月廿三日　　大僧正信玄

織田上總守殿　御報

甲陽軍鑑品第卅九目錄　卷第十二

一身延山に御使者被レ立事幷家康より輝虎に使者　一輝虎河中島に出馬　一遠州三河繪圖幷備定

一味方原合戰の事　一高坂彈正異見の事　一信長より織田掃部頭迄被二差越一事　一信長と御手ぎれの事　一氏政より御使札の事　一公方義昭公より御使者　一人質取替の事　一信玄公

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第卅九

御馬入の事付秋山伯耆と信長緣邊之事　一信玄　公方は御返狀　一信長　公方は申狀事
一東美濃は御出馬之事　一信玄公御他界之事付御遺言の事　一信玄公御一代敵合作法三ヶ條
一信玄公人の御仕被ㇾ成樣　一同家中武士手柄事　一同御家中城取極意　一高坂彈正申候事
一信玄公御家中諸侍禮　一同國法書たるをも入により免給ふ事　一同御家中晉信定の事

元龜三壬申年、初の正月廿一日に信玄公法華宗身延へ御使をつかはされ候子細は、去年庚未に織田信長敵山をやくにより身延を敵山になさるべく候間、身延山を御所望あり、其代には、なか野に寺を立、今の身延より大きに、御普請仰付られ、可ㇾ相渡ㇾ之旨被ㇾ仰、身延山谷出家衆御返事に、日蓮聖人御影の前にて闕をとり其後尤と可ㇾ申上ㇾとて闕を三度五度七度までとれ共合點の闕をとりず、其上山の變らざる祈念とて覺方部の法華經をよむ、不思議なり日蓮聖人の御告多くありたるとのさたなり、それをば信玄公御存知なくて、以來は是非身延を、東の敵山になさるべきと、御内存定候つる、出家に惡くあたらぬ物とは、次年酉の四月十二日に思あたりて候なり

同年閏正月中旬家康は、かなや筋、小笠原はいらう筋、大井川をこして河原迄はたらき、そくじ引取ㇾ

同閏正月廿八日に越中椎名肥前守方より、注進申上る子細は、去年中の九月德川家康越後輝虎へ兩使をもつて起請を被ㇾ仕頼申候間、謙信も是をよろこび家康に無沙汰有間敷と、誓言被ㇾ成候由たしかに承候家康より謙信公へ進物は、からのかしら一頭輝虎公御返札に月毛馬一疋被ㇾ進候、定て家康信長はかりは頼すくなきと存候故とて輝虎のよろこび家康を旗下にする北國の事は申に及ばず都までも信長の威光ふるはるゝ國々へ謙信の弓箭強ければこそ信長一味の家康の遠き輝虎を頼むと批判有べきと長尾家の衆申候、さ候は、當年は謙信信州へ被ㇾ罷出ㇾことと御座候はんとの注進なり

同年四月初めに輝虎信州河中島へ馬を被ㇾ出、さりながら在々の儀焼事もなく候、伊奈の四郎勝頼公是を御聞あり夜を日につぎ懸付給ひ輝虎一万斗りの人數に、勝頼公千不ㇾ足の備をもつて打ちむかひ被ㇾ成候へば、謙信搆ひなく、早々引き取り、馬を入らるゝなり、其後信玄公明高山まで御はたらき被ㇾ成候先衆はそれより奥へおし付候へ共、謙信取りあひなく候故、信玄公やがて御馬を、かいづへうつされ候

去年中トアルハ未ノ誤ナルベシ
廣未ハ辛未ノ誤ナルベシ
全果ニハ希庵和尚ノ事ヲ附記シテ關東ノ諸山ニ派シ置ケル由ナリ
希庵ヲ甲府ヘ呼ビ寄セントシテ國ヲ出デシメザリシ事ハ前ニ見エタリ
引伯耆ニ仰付ラレ同年十一月六日殺ス、其遺跡ニ伊奈ノ松澤源五郎小田切與助林甚助ノ三人也
此者共五十日程ニ狂氣ニテ候ヘバ云々トアリ
馬ニテ死ル信玄公モ翌年四月十二日御他界出家ニモ物ニ其時思ヒ當リテ候也トアリ
長野
井同人ハ熊谷小次郎ナリ
使ハ加納房
守ハセハヤ紀勢ナルベシ
御聖道衆

て其年霜月節越次の年二三月迄の樣子被ㇾ仰付ㇾ御馬を入給ふなり

同年中の夏秋、遠州三河の繪圖をもつて兩國嶮難の地或は大河小河の出樣一村一里に渡し、いくつ有、ふけ、たまり、池、萬を遠州三河牢人衆にさたさせ、原隼人、内藤修理兩侍大將能聞、信玄公御前において申上、せんさく被ㇾ成て後、御備先衆七手は、山縣三郎兵衛、内藤修理、小山田兵衛尉、小幡上總守、真田源太左衛門、高坂彈正、馬場美濃守、七人なり、山縣くみ其に九百八十騎の内、大熊三十騎遠州小山の定番、相木八十騎御跡備殘て八百七十騎也、内藤組八頭そへて六百騎組衆半役にして百七十五騎、内藤手前も五十騎、旗輪に置殘りて三百七十五騎なり、高坂は手勢組共に千廿七騎を手前にて五十騎組にて百七十騎跡に殘して八百騎小幡は留主居いつこの衆三百騎あまり持故、御役帳に有ごとく五百騎つれて御とも申べきのよし申上候、又二の手は勝頼公、典厩武田左衛門佐殿、穴山殿、土屋殿、望月殿、跡部大炊介、脇備は小山田備中、小宮山丹後、栗原左兵衛、今福丹波、左は原隼人、相木市兵衛、安中左近、駒井右京、御後者清遙軒組衆そへて六頭合て百九十騎、一條右衛門大夫殿組添て四頭合て百七十騎、海野衆仁科衆御旗本組は、市川宮内、小山田大學、下曾根、長坂長閑、もろが入道、三枝勘解由左衛門、真田喜兵衛、曾田此衆に信州うきせは、千貫百騎の衆を、本役にして五頭、遠輪の城に置又五頭を秋山伯耆にそへ、伊奈の御留主に伊奈、秋山伯耆組の衆、下條は三河足助の城に殘りて四頭、蘆田下野と一所にして是は落城の御抱への地に御番の勢のため也道作り新衆を千五百是は御中間頭十人二十人衆頭に、五百付らるゝ、駿河御留守武田上野殿、田中に板垣殿、しみづに舟手衆土屋備前、向井、間宮兄弟に、小濱、伊丹、大隅、小山城、大熊備前甲府の御留守、御藏前衆御普司衆御料人衆御しやうだう衆、四衆合百廿八騎、御城前衆の内にて五騎は駿州むきの代官衆御扶持方萬の爲めに御供也甘利衆は小荷駄の奉行也、大形夏秋の御定かくの分也後は樣子により少しちがひ申事も有ㇾ之也

同王申年十月中旬に山縣三郎兵衛、信州いなへ打越夫より東三河へ出て信玄公遠州おもてへ御發向をきゝ合體在內、せり合など有ㇾ之なり信玄公十月中旬に甲府を御立あり遠州たゝら、飯田兩城落て御仕置あり、乾天野宮內右衛門に遠州の定番の儀能樣に被ㇾ仰付ㇾ久野の城御見廻の時家康衆隨分の侍大將、三

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第卅九

かの川をきり四千餘の人數にて打出る信玄公あれをのがさゝる様に打ちとれと被ニ仰付一家康衆引あぐる也甲州武田勢がくいとむるなり濱松衆既に大事とある時家康内の大將内藤三左衛門と申者家康八千の惣人數は五千、是迄出て信玄と云名大將のしかも三万餘の大軍と家康出給はぬに合戰仕りまくるは必定なり是にて各負候はゝ家康御手前ばかりを以て何とて信玄と合戰成申べく候爰をば先引とり候て濱松へ歸り重ねて一戰をとげ候はゝ其時は又信長御加勢を被ニ成一に付てはそれを同勢して三河武者八千をもつて無二の防戰を遂られ候へ但かくはいひながら人數あぐる儀は是程取むすびての上三左衛門は成まじきと申候、そこにて本多平八郎其歳廿五歳なれ共家康したにおいて渡々の擧有よし、内々武田の家へも聞ゆる様なりつるが彼平八郎甲にくろきかの角を立身命をおしまず敵味方の間へのり入引たる様子は甲州にてむかしの足輕大將原美濃守横田備中、小幡山城、多田淡路、山本勘介此五人以來は信玄上公の御家にも多なき人に相似たり、家康歩身の家に過たる平八郎也、其上三河武者十人が七八人は唐の頭をかけて出る、是も過たりと小杉右近助と申、信玄公御旗本の近習歩にみてみつけ板にたつる其歌は家康に過たる物は二ッある唐の頭に本多平八やよむ其後、ふたまたの城へ取詰、せめらるゝ時に四郎勝頼公典厩穴山腹三人の大將にしてふたまたをせめ給ふ中にも勝頼公は紺紙金泥の法花經の冑衣を被成差物にして御輿をいれらるゝ右三頭の内にても四郎殿を詰入執奉るは信玄公の御養ある其歳六ッに人に惣人數を渡しふたまた中根平左衛門をせめらるゝ家康後詰のおさへに馬場美濃守手勢組そへて雜兵七百餘り小田原氏政衆千、合千七百餘り是は濱松のおさへ也然ば家康八千の人數をもつて後詰とみへつるが川をうち越早々引上る、馬場美濃守信玄公御前へ參り申さるゝは天龍わたり内々繪圖をもつて、ならしの時沙汰仕候へども淺き深きは更に見及ばざる所に家康越たるを能みて候へば一段淺く相みへ申、若武者ゆへ川を渡りてみせたりと申上らるゝは尤の儀也扨日々生捕を仕り、偖大將衆聞召され候に付、平八郎事も、三左衛門申たる事も家康ふたまた後詰の批判も能聞ゆるなり扨又中根平左衛門ふたまたの城、水の手をとられ降參仕り城を渡し濱松へのき候、水の手に付信玄公御工夫いくつもあり殊に二俣御番勢に信州先方侍大將蘆田下総を被ニ差置一候さ有て程なく極月廿二日に濱松味方が原までおし詰被ニ成一、其日御一戰有べしとて廿二日の朝信玄公いくさ神へ被ニ進上一て、あそばすとて御歌に

たゝたのめたのむやはたの神風に濱松がえはたをれざらめや

とかくあれども、合戰はなさるまじきと有子細は、海道一番の弓取とはいへども、吾朝に若手の武士に、家康一人にとゞめたり、其上信長加勢を九頭まで仕るに、しかも岡崎、山中、吉田、しらすかまで取つゞけて、信長被官とも居たるときく殊更家康伯父水野下野も半途にひかへたるはさだめて家康と合戰をとげ勝利を得たると云とも、敵大軍をもつて草臥たる味方へかゝられ候はば疑なく信玄をくれを取べく候敵の居城ぎは〳〵深くはたらき、負たるに付ては大河大坂を越て退事ならず一騎一人も殘る事なくうちとられ候へば若き時よりきくれをとらず、信玄勝利のほまれみな水に成て年寄の分別ちがふはかばねの上の恥辱末代までの惡名と被ニ仰馬場美濃と山縣と三人にあへしちはせ今日は山際まで引とり候へと被ニ仰付一候所に小山田兵衛尉内の上原能登守味方が原左へ乘かろしさいが谷の方より家康人數をみてあれば九手に備たゝ一かはなり信長加勢のものどもは人數多しと雖もはた色すみやかにしてしかもはやく敗軍の色付たり、はやく歸りて此儀を兵衛尉に申候へば則ち馬場美濃守にかたる馬場美濃と小山田とうちつれ信玄公へ此事を申上信玄仰らるゝは、いくさに勝べきとの、ふまへ所はとある申様也さらば旗本の物見番功者の人、今日はたそと御尋ありもろが入道にて候と申、もろが入道を召、上原能登に指添重てみせ給へば上原がみやう一段理究相濟申候尚今日の御防戰疑なく御勝と、もろが入道はしり歸りて申上候故小山田兵衛尉に合戰始を被ニ下候時申の刻に成て合戰始まるは種々御遠慮の故也家康衆流石の名を得たる、弓取の家中とおぼしくて九手が八手にて鑓をあはせ候中にも山縣三郎兵衛手へは家康旗本をもつてかゝつて三町餘しさらする、三川山家三方衆は日來家康の手なみを存たる故三郎兵衛がさきから四町程あしなみにて迎かゝる家康おばむこの酒井左衛門尉も山縣手へかゝる△左には小山田衆三町程遣ちらされ馬場美濃もりかへし事故なく勝たり、扨山縣日來にちがひ大くづれなるべきを勝頼公大文字の小旗を押立横すぢかひに入たて家康をきりくずしなされ候故、山縣

○甲陽軍鑑品第卅九

一本ニ蘆田下野トアリ

二俣城攻

加勢九頭ヘ平手、佐久間右衛門、大垣下全ク佐、渡安全ク賀、第安藤與兵衛、遠藤九左衛門、毛利河内、流川伊豫

全集ニ△鳥塚美濃守に小笠原與八郎と取

とさり相戰ふ乃ち小笠原衆中に杉野原は金の制札の盤物を落合市尼見て敵とバ我討べまさる味方にこさはる岡部治部は金の提灯指たる武士と斷と兩人ながら毛付を味にに落合は左の手損すて討れバ手にて討取馬場にハ見せ落合と幕治部と落合と幕せたり是も見合共に信公乃卽意に背ざり馬場が側事なり山縣左そには云々トアリ

○甲陽軍鑑品第卅九

衆もすゝみ酒井左衛門尉手へかゝる時、信玄公御詫をもつて、小荷駄奉行の甘利衆横鑓と仰らるゝにより甘利衆米倉丹後、小荷駄を捨てかゝるを見て、左衛門尉くづれ候ゆへ、酒井か衆斗鑓をあはせず崩れたり信玄公御旗本、脇備後備、少もはたらかす、見物のごとくなれば終に家康をくれをとり、敗軍なり此合戰は先手二の手、合て十四くみ斗にての、信玄公御勝利なれば定て信長たばかりて、今ぎれのあたりに罷在二の合戰仕べしと被仰脇備を先へくり、後備をわきにくり、すて鑓をたき本陣をもちひなさるれども敵かゝる事なし、一の御さき、五千の人數をもつて仕る、山縣手へ預十三ならで討とらざるに二の手の勝頼公、千不足の備に六十三顆をとる元龜三年壬申極月廿二日遠州みかたが原の御一戰是なり 法性院信玄公五十二歳の御時如件

廿三日の朝濱松より味方が原へ出る足輕衆、くなくりと云所へ、家康人數を少いだす其日穴山殿おさへ山殿、四郎殿、典厩、逍遙軒、家老衆には馬場美濃、山縣三郎兵衛、内藤修理、小山田兵衛尉、小幡、眞田を始め濱松の城御せめなされ尤といさめ申上る、高坂彈正申は仔細なき事を申上られ候者かな、信長と家康と内談候て濱松より美濃岐阜の間に信長後詰をいたされ、本坂へ五万ばかり、今ぎれすぢを三万もは番にあたりなされ候故、穴山殿衆ありずみ大學、ほさか常陸、同弟掃部馬足輕をかけ候へば、敵少もたまらずにげちる、三騎の侍に歩者四五人踏ころばされて、頸をとらるゝなり、如此に候と有儀をもつて穴山殿へ

○甲陽軍鑑品第卅九

信玄公重ねて信長へ御手切の御書は一書申達候然者信長種々理を以て信玄と緑者に罷成度由申さるゝに付無二據其儀にまかせ所望を叶て貴國當方入魂の上、近年家康讒言在レ之は信長邪欲を存せられ賊心やがてあらはれ逆儀の事、縦へば鐙裡に祕藏あるがごとし錦に毒石をつゝむに相にたる物かな就レ中信長弓箭を取て其名を得、和朝當時戰國の最中にも輝虎信長は四人と無レ之様に仕り殊更信長若盛なりといへども信長生國、都近き故か果報ゆゝしき故か公方義秋公致二御供一上洛の後武名をもつて天下に雷動するは眼前にみへたり然共きたなき慾ありて表裡のことはざ、みな累年とりきたる弓箭のほまれ、捨置、よこさまの思ひにふけり、聖賢の政りごとを夢にもしらずんば天道にはなたれ、軍神の御罰忽ちにくだされ身命をむなしく失なひ末代の惡名信長うたがひ有間敷候向後は某し信玄と信長と二度不レ可二申通一者也

正月十七日　　大僧正信玄

織田上總守どのへ

天正元年正月三日に小田原北條氏政御使札あり其御狀には人數一万成りとも二万成りとも進上可レ申候又氏政に罷出候へと有共御一左右次第出陣申べしとの儀也書狀は長く候故書に不レ及候

正月七日に公方義昭公より上野中務御使になされ信玄公と信長との御あつかひあり、其御書に信長家康と和睦これありて國々物いひなきやうに被レ仕尤に被二思召一候信玄老萬事老休役に堪忍せられ於二同心一者御祝着に御おぼえ可レ被レ成候猶中務可レ申候恐惶謹言　　御公眞名にて候へどもかなになをしうつし置けり

正月廿日　　義昭

法性院殿

天正元年正月七日に信玄公遠州刑部を御立有本坂を打越し同月十一日三河野田の城へ取詰せめ給ふに家康より信長へ小栗大六と云者を使にして後詰の有やうにと頼申され候へ共信長不レ被レ出候二度の使にても信長出る事なき間に菅沼新八郎降參いたし野田の城をあけわたし山縣三郎兵衛に新八郎御預け被レ成新八郎方より家康へ申越し奥平美作守八質家康に在レ之と菅沼新八郎と取替奥平八質信玄公へ家康より進上申され菅沼新八郎を家康へ渡しあり其取引三州長篠の馬場において在レ之事二月十五日也其後信玄公御煩悪く御座候て二月十六日に御馬入家康、信長家、誰人のさたに信玄公野田の城をせむるとて鐵炮にあたり死に給ふと沙汰仕るみな虚言也惣別武士の取あひによはき方よりかならずうそを申候越後輝虎と御取合に敵味方共にうそ申たる沙汰終に無レ之候ひ鐵炮に信玄公御あたり候ともそれが弓箭の瑕になる事なし長尾謙信は武州忍の城において堀のはたに馬をたてゐられたるを城の内衆輝虎とみて鐵炮をよせ、いかほどうちつれど終にあたらず候其鐵炮に謙信あたり候はゝ結句つよき大將とほめはするとも悪くは申間敷候既に信玄公信州河中島において謙信に勝給ふ時謙信名馬放生月毛を乗ずてられ候つるを長坂長閑取て乗、流石の謙信も馬をすてられ候と長閑申候へば信玄公大きにいかりなされ馬草臥ばのりかへてこそ有らめ乗かへたる時合戰負に成たらば中間ども捨てにげつらんにそれが輝虎よわきとは一段無穿鑿なる申やうかな長坂長閑をあしく仰らるゝは三年めにきこゆる輝虎川中島合戰の時和田喜兵衛一騎供仕り退候に越後へ着、馬よりおりると同時に喜兵衛を謙信手討に致されたるを信玄公きこしめしさては謙信ほどの侍もをくれては、ちとどりあはてたる事こそ有つらめ武士はほむるもそしるもふまへ所をもつてさたするものなりと信玄公仰らるゝなり

信玄公癸酉二月中旬に御馬入四花の衣をなされ二月下旬に信長伯母子、美濃國岩村殿後家を信州伊奈秋山伯耆内方に織田掃部信長子息御坊を甲府へ同道仕り信玄公へ進上申候此人質故先づ信長とは御無事の様なれども其後織田掃部信長子息御坊を甲府へ同道仕り信玄公へ進上申候此人質故先づ信長とは御無事の様なり御坊のめのとに五十君久助と申者きたる宿は春芳庄琳番にかわり宿を仕り候以上

信玄　　公方への御返狀

至二遠參兩國一信長家康等押二妨一神社佛閣諸寺物一害二民事一利慾二恣振一逆威一之條前代未聞次第也然而於二信玄一者起二一揆之義兵一願二大軍一之令二發向一之處彼與黨等馳二相支一始二悪川一二候其外數ヶ所之要害大半令二破却一殘徒悉責伏之刻寛通被レ成レ下二御教書一候上意雖レ難二默止一彼等積惡不レ可レ勝計一之條御請雖レ申者敢所詮誅二伐信長家康一企二逆亂一山上

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第卅九

山下燒亡諸佛物落執、巳嚴ニ私用ニ極ニ榮花ニ諸人閉レ口褒レ眉之仕立偏ニ佛法王法破滅ノ相、天魔變化也、就中不レ蒙ニ　勅許ニ自ラ令ニ昇殿ニ登ニ高官尊卑ニ咎無ニ通所ニ其罪一、不レ辨ニ巳匹夫血ニ月卿雲客猥ニ令レ言、侮ニ權門ニ無禮之咎不レ淺其罪二、洛中洛外令ニ徘徊ニ相ニ惡徳分課役ニ掠ニ領殘疆財寶ニ之咎其罪三、累年錯亂以來或成ニ敵或成ニ身方ニ族在レ之然而一度令ニ赦免ニ後、高槻今中城高宮以下、士卒忽行ニ死罪ニ併殺ニ鵜鳥ニ同何以爲レ實、何以爲レ賴哉、誰不レ惡レ之ヲ其罪四、去永祿十二年、至ニ坂本ニ義景與ニ信長ニ魚鱗鶴翼之連陣、決ニ雌雄ニ之刻掛ニ奉ニ敵通之起請文ニ令ニ和睦ニ自他下國畢、然而翌年七月、令ニ上洛ニ神社佛閣成ニ灰燼ニ非背ニ　勅命ニ耳ニ御下知云云、天罰云、劣以惡逆無道之咎其罪五、右五逆在ニ千古ニ未聞ニ也況於ニ末代ニ哉、若逆徒等此節、被ニ宥置ニ者、譏臣破レ國窮鼠却而噛レ猫鬪雀不レ恐レ人却而成ニ怨敵ニ欲レ領レ國有レ企ニ此條ニ雖レ未レ入ニ上聞ニ諸國者皆所レ知也、若行ヲ及ニ猶豫ニ者、可レ同下履ニ虎尾ニ懷ニ豺狼ニ巢諸國之御敵令ニ蜂起ニ可レ成ニ大亂之基ニ歟、早ヲ信長、家康以下ノ凶徒等、可レ然賜ニ誅戮ニ御下知不レ移ニ時日ニ彼舘馳向輕ニ身命ニ立亡ニ凶黨ニ戸喝ニ軍門ニ首掛ニ獄門ニ者、萬人開ニ愁眉ニ處ニ安寧ニ歟、苟信玄盡ニ正義ヲ運策雖レ經之內ニ靜ニ四海遍ニ吾嶽之諸伽藍七社之零墟ニ建立ニ再成ニ顯榮兼學建ニ地ニ糺ニ現世安穩ノ政ニ輝ニ日月ノ餘光ニ可レ致ニ天下靜謐之功ニ旨、宜レ被レ達ニ公聞ニ信玄、誠惶誠恐謹言

大僧正法性院　　德榮軒

正月七日

上野中務大輔殿

信玄公信長家康と御無事の儀、公方御あつかひの御返札に無事仕間敷と御返事被レ成候へ共信長より條々手を入無事にと申され候て、公方樣へは信玄公の儀惡く申され目安をさし上られ候事大坂御坊又ば信長にしづめらるゝ五畿內の侍衆書付を以て信長の目安是なり

信長

公方ゟ申狀

抑武田入道信玄謀訴をかまへ五ヶ條を捧　上聞に達するの族粗其聞へあり於ニ事實ニ者誠に狂言綺語と

いつゝべきをや其證艦は三好左京の太夫が逆心あつて忽に光源院殿御自害を被レ成上、直柱の輩大半討死候て御當家一度御退轉に及の處に當御所ひそかに南都を御出行有て伊賀甲賀路をへ江州矢島へ御座をうつさるゝの處に佐々木承禎義賢祖の遺言をそむき主從の道を忘れ情なく追出申の間越前へ御下向被レ成里朝倉事元來其者にあらずといへども彼父上意をかすめ御相伴に任するの次巳が國において雅意の振舞によつて御歸洛の事前代未聞の次第也然而　公方御了簡なく岐阜へ御座を被レ成たのみ思召旨被ニ仰出一候間信長旺弱の儀たりと雖ども公儀請用是に過んをや併天下草創の忠功いたさんとほつし國家の爲一命をかろんじ御供申罷上候處に至ニ江州ニ佐々木所々に相支といへども忽に攻崩し罷上候處に畿內の逆黨數ヶ所の要路をかまへ相支ゆ一所も不レ殘十四日の內にせめくづし畿內の事は申に及ばず四國中國遠島遠路に至るまでみな御味方に馳參征夷大將軍にそなへ奉り御參內をとげらるゝの事偏に信長武功にあらずや

信玄事父信虎巳に及ニ八十ニ老父を追放せしめ京田舍に迷惑し街に餓る風情前代未聞の次第也

嫡子太郎いはれなき籠舍に行なひ剩へ鴆毒を以てころすこと法にすぐ父を追放し息をころし其外親類數多めし失ふ事年來の振舞一所へ追入燒殺す殷大惡行の最たり雖かかれに隨順たるべきをや、殊に信玄與力淺井は對ニ信長ニ雖ニ不ニ相似ニ妻女として某が妹をつかはし候その上江北一圓に扶助せしむる所に何の故に信長金崎へ發向の後詰め前代未聞の次第也

信玄剃髮染衣の姿として人の國を貪り民を害し內には破戒の業をなし外には五常を背のみ縱ば資子の僧のごとく就レ中比叡山傳敎大師、桓武天皇、國家護持の靈場の所に衆徒等近年不覺の所行をあらはし結戒を破り牛馬の糞尿を伽藍佛前にをかし勇かし魚鳥を服用する天道時刻到來して山上山下悉く燼となる更に信長斷行にあらず自業自得果の道理也信玄時節をうかゞひ支那震旦大俗の身として大僧正号の事其例をきかず

駿河の今川氏眞は爲ニ信玄ニ甥なり彼家老を相付甥の國をのつとる事前代未聞の次第なり

關東の北條氏政は信玄ために聟なり然所に關東へ亂入剩へ氏政が門外まで燒はらひ北條綠類郎等盡切捨、むこに天下のはぢをあたふる事前代未聞の次第也、殊更諏訪の頼茂がむすめを信玄妾と定め末子た

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第卅九

りといへども彼服に四郎勝頼をもちながら頼茂をたばかり甲府へ請待せしめ馳走のために猿楽をあつめ舞樂を興行し心をなだめさせ近習の者に申付頼茂をうたする事前代未聞の次第なり、右の惡逆千古に無之扨末代に有がたし如此無道の儀佛神の憎みうる故か信玄國を十と知行せず信長は五常をまつとう存るに付て禁中をおもんじ公方を仰奉り民をあはれむ心ざし天道につうじ天下を仕置被二仰付一國家を興隆し子孫を榮茂せんとする事いのらずとても佛神に叶ふ故也信玄皆僞の儀もし御承引においては天下破れなるべし古語に云君侫人をもちうるときんば必禍殃を受と云々譏臣の訴大亂の基たるべき旨宜しく上聞に達せらるべし信長誠惶誠恐謹言

天正元癸酉年正月廿七日　　右大臣　信長

上野中務大輔殿

鳥屋尾石見

天正元年三月九日に信玄公御煩ひ能くまし〳〵て御出被レ成御庭つき山に櫻の漸ひらきたるを御覽なされ遺線に御立有り古歌を吟じ給ふ其うたは太山木の其梢とはみへざりき櫻は花にあらはれにけりと次に都近き人は申置事、仕置遠國迄かくれなく〳〵夷狄之有レ君不レ如二諸夏亡一也と被二仰付一御陣ぶれ早々仕れと有事也次の日伊勢三瀬の御所より、とやなう石見御使にて早々御上洛奉レ待候、さるに付ては御船をいかほども勢州國司家より三河吉田まで進上申べきと注進也、中島一向坊主達よりも如レ此也大坂越前方々より信玄公御上洛奉レ待と申來る使者多し少身の侍大將衆よりは、いかほども有つれど際限なし不レ及レ書扨又東美濃御働らき御備定は美濃の内御治め、きりが城御手に入候はゝ秋山伯耆守組共に三百五十騎信長かさへのために岩村の城に指置、かんの大寺或は瀬戸信濃をきり岩村の城あたり惡仕置あそばして三河の吉田を攻をとす、刑部近邊今きれなどによき地を見たて馬場美濃に繩ばりをさせ其城出來次第小田原氏政人數を當方よび穴山か典厩か一條いづれも一家衆の內一人さし置其後勢州へ使をこし舟をよび長島へあがり片時もはやく天下に旗をたて公方へ御禮申上參內をとげ玉躰を拜し申べく候是は手間取時の談合なり三河遠州の侍家康をすて當家へ歸伏するに付ては陸をのぼるとも家康さへ滅却仕候はゝ信長には百日と手間は取まじ尾州より都迄の弓矢形義に勝てから威つよく後れてから、めり口はやく雜理も作法もしらず主が被官になり我身さへたすかるならばとがもなき親類傍輩をもきつて出し繩を懸られてもはぢとおもはざる樣子と聞へてあり一入つくる事肝要なり一度からたるにつきては手間取事あるまじと家康は味方が原合戰にまけて其夜又夜合戰に出べき支度を專仕たるに家老の酒井左衛門尉石川伯耆兩人すつををいだしみせつれば當方脇備をさきへくり跡備をわきへくりまはし合戰仕たる先衆を兩方へおしのけ一手ごとに旗本兩翁を用ひ二度めの軍もたるをみて夜軍に出さず候され共大久保七郎右衛門と云ふ者鐵砲衆をつれて出うちかけたると申候石川伯耆は信長へ加勢として近江の國迄行つるが踈りて味方が原へすぐにきて首尾にあふ時土岐家の侍淺岡と云ふ者に弓法知たる人有り是に向ひ信玄と軍ありてうち死したる時せんさく強き敵なれば尸の上までみられ候んずるに軍陣の緒とめ樣はいかゝと申候是ほど弓箭に念をいるゝは家康が武道をせんさくするに付如此也おくれを取て後も家康武士は命さへあらばと申候上方武士の初めてあふより今とても家康者共にゆだん仕るべからず候と被二仰定一候也以上

天正元年癸酉三月十五日辰刻に美濃國岩村へ取つめせめ給ふ信長一万あまりの人數をつれ大物見のごとく出らるゝ馬場美濃守雜兵共に八百あまり人數をもつてかゝるを見て信長引ちらしあしゝに引とらるゝ馬場美濃守くみ、先備越中衆三十騎飛彈衆三十騎岡部次郎右衛門五十騎此百十騎の內よりすぐをひく岩者共三十四五人引ちらして追懸信長の人數かちもの共、くたびれてさがりたるを二十七八くびをとりて歸る是にもかまはず足なみにて岐阜へにげこまるゝなり其後岩村の城落て岩村地衆は降參申候信長直參加勢にをかれたる三十五騎の武者皆踈をとられ候さありて秋山伯耆くみ衆ともに岩村在城の武者皆踈をとられ候さありて秋山伯耆くみ衆ともに岩村在城なり土岐遠山の御仕置なされ三月すへに三州寶來寺ふもとへ御馬をうつされ、牛窪長澤まで御手つかひの御はたらきあり岡崎節へ向ひて上道四里こなた宮崎のとりでに置給ふ足助の下條伯耆組故岩村へ參り其跡へ伊奈はるちか五人衆平屋左番、波相備前、こまんば丹波、きどころ高尾、孕石主水、由井市の丞、由井彌兵衛、山林正琳、郡內の安左衛門上下合せて七十六騎、此警固御旗本足輕大將小幡又兵衛差おかるゝなり、かくありて三河の吉田へ取つめらるべきとある時各侍大將衆申上るは小田原御人數萬方御よびなされ

一本ニ旅本ヲ捨本ントセリ

全集ニハ三月十六日岩付落城トス又此城ニ代ニ定め置ル信長叫番日ニ子息御坊八歳ニ成ヲ生捕候へ共信長ハ織田掃部赤澤七郎右衛門三佐櫻左衛門尉ヲ人ニ使者ヲ段子五十巻持せ彼御坊ヲ人質ニ進上仕さて

右の輜部甲府へ同道申給ふ桂林所と宿に定て候る但春芳桂林番昏御坊のめのと五十貫久助眼に入鬼二ツ有之也佐々と赤澤と岩村に諸て信長へ社冥事と承さて躍在其國を集と破早へ呼兎見可申候哉又家康と入魂相止可申候哉と有應なり候ゝ御返事には此方へ入有て家康へ金子千枚合力候証據は家康より大左文字小左文字やげん藤四郎長光が守如此刀四振被脇差一腰代貫物戻ふ候ハ合力ゟ候ハ也ゝ候ハ不及と散々の御返事にも不堪ふて組ぶり也トアリ

一本ニ四郷山ニ作ル

○甲陽軍鑑品第卅九

濱松おもてに差をかれ家康をおさへられ吉田を御せめ有やうにとの儀なり、信玄公仰らるゝ、さやうにありては肝要の事はまる所、北條家をかたらひたるとさたあれば少は弓箭の手柄不手際に候間家康手宛には四郎、穴山、典厩、三人搦取にさせ、とりあたりたる者を、大將にして人數壹万煩けて家康をおさへ相殘る人數をもつて吉田の城を無理せめに申付、はたもとは、くみ共に吉田の在郷山に備をたて馬場美濃守、内藤修理、小山田兵衛尉、三頭を旗本の先に相定、山縣三郎兵衛を警固して、上野信濃駿河にて、五千貫久助佐々と也佐々と岩村に諸て信長へ社冥事と承さて躍在其國を集と破早へ呼兎見可申候哉又家康と入魂相止可申候哉と有應なり候ゝ御返事には此方へ入有て家康へ金子千枚合力候証據は家康より大左文字小左文字やげん藤四郎長光が守如此刀四振被脇差一腰代貫物戻ふ候ハ合力ゟ候ハ也ゝ候ハ不及と散々の御返事にも不堪ふて組ぶり也トアリ

一本ニ四郷山ニ作ル

五千貫久助眼に入鬼二ツ有之也佐々と赤澤と岩村に諸て信長へ社冥事と承さて躍在其國を集と破早へ呼兎見可申候哉又家康と入魂相止可申候哉と有應なり候ゝ御返事には此方へ入有て家康へ金子千枚合力候証據は家康より大左文字小左文字やげん藤四郎長光が守如此刀四振被脇差一腰代貫物戻ふ候ハ合力ゟ候ハ也ゝ候ハ不及と散々の御返事にも不堪ふて組ぶり也トアリ

一本ニ四郷山ニ作ル

濃守、内藤修理、小山田兵衛尉、三頭を旗本の先に相定、山縣三郎兵衛を警固して、上野信濃駿河にて、五千貫久助佐々と也佐々と岩村に諸て信長へ社冥事と承さて躍在其國を集と破早へ呼兎見可申候哉又家康と入魂相止可申候哉と有應なり候ゝ御返事には此方へ入有て家康へ金子千枚合力候証據は家康より大左文字小左文字やげん藤四郎長光が守如此刀四振被脇差一腰代貫物戻ふ候ハ合力ゟ候ハ也ゝ候ハ不及と散々の御返事にも不堪ふて組ぶり也トアリ

一本ニ四郷山ニ作ル

十騎百騎の備共に、山縣くみ共に合せ八千餘りをもつて吉田をがせめにと被二仰付一馬場美濃申は、只今夏に罷成越後のおさへ御座候により冬の御陣よりは御人數四千あまり是にひけ申候へども敵去る極月をくれ申候間大事御座有まじきかと存候、ちとあやしき儀は、各ひと精出し候はゝやがて御利運なりと馬場美濃申止也以上

四月十一日未の刻より信玄公御氣相あしく御座候て御脈殊の外はやく候、又十二日の夜亥刻に、口中にはくさき出來御齒五ッ六ッぬけそれより次第ばく各諸代の侍大將衆御一家にも人數を持ち給ふ人々悉く被二召寄一信玄公被レ仰は、六年先き駿河出陣まで馬場美濃申止也以上

四月十一日未の刻より信玄公御氣相あしく御座候て御脈殊の外はやく候、又十二日の夜亥刻に、口中にはくさき出來御齒五ッ六ッぬけそれより次第ばく各諸代の侍大將衆御一家にも人數を持ち給ふ人々悉く被二召寄一信玄公被レ仰は、六年先き駿河出陣まで坂坂法印申候は腸と云煩なりといひつる、此わづらひは工夫積て心草臥候へば如此の煩ひ有と聞、然ば信玄若き時より、弓矢を取、恐くは當時日本一番にすぐれ候子細は國持衆弓矢の儀何れもほまれ有と雖ども皆人は他家の大將をたがひに頼み兩旗兩大將をもつて利運に仕侍もあり或は剛強を專にしてつよきはたらきを用ひてはまれ有侍もあり或は國を澤山に治め大身なるといへ共よその手がらをきゝては恐怖束子を人質に出すべきと用意する侍もありときく各敵にしてかなはざればそれがし信玄を頼み、松山陣其外一兩度我馬を引出し申され候今河義元も氏康と取合の時某罷出富士のしもがたにおいて北條家をしづめ其後今川義元、北條氏康無事に成は、悉皆信玄がすけたる故也毛利元就中國を大形治め四國九國まで威をふるひ元就にまぎれてしたはのように、仕るといへども、信長を聞き及び四郎と云ふ子を信長へ奉公にやるべきと支度仕たると聞き、扨又長尾謙信輝虎は、武勇をもつて日本へ名を發し上杉管領に經あがり候處に、某信玄に負、すでに我等家の侍大將高坂彈正に申付、信玄馬の出てざるに、彈正ばかりをもつて越後の内へ度々はたらき候へば越後よ

り甲州の内へはたらくべき事は夢にも不レ存此比は信州の内さへ然々と出たる事なし其上越中において大將なき者共に相逢てをくれを取、敵にたるとあれ共、先謙信も負たる事數度あり仕りすでにもつて信長はまきたる城をまきほぐし味方を捨退口あらき事數度あり、然も一向坊主など敵にして家康なくば成間敷候本より家康は少身なる若氣也、又與兩國にも輝虎ほどなる大將なし、四國九國にも毛利元就程なるはなし日本國中に右の大將衆程の器れの侍今は大唐にもなきと聞ゆる然所に信玄手がらは若き時分より他國の大將をたのみ馬を出させ兩旗をもつて弓矢を取たる事一度もなしまきたる城をまきほぐしたる事一度もなし味方の城を一ッと敵に取しかれたる事なし甲州のうちに城郭をかまへ用心する事もなく屋敷がまへにて罷在或人の云ふ信玄公御歌に

人は城人は石垣人は堀、情は味方讎は敵なり

敵の國へはたらき、五十日に及び、味方の地へ人の通路もなくやき廻り小田原まで押入もどりに一戰をとげ、しかも勝利を得て候、去年味方が原の砌も、信長家康申合十四ヶ國に取つゝきたる所へおしかけ二三里近くの二候をせめ取其上合戰にかち遠州三州の間刑部に極月廿四日より正月七日迄十四日の間罷在に、天下のぬし信長様々降參のうへ我等被官秋山壱伯守を、信長をばむこにして、それにことよせ束子の御坊と云ふ子を甲府迄差越候に信玄方より破りて、信長居城の六里近く迄やき詰、一万餘の人數にて信長出たるに馬場美濃守千にたらぬ備をもつて上道一里あまりおしつけ候へば跡もみず岐阜へにげこみて岩村の城を此方へせめをとすさて信玄武勇の事は人をたよらず只今にいたりても氏政加勢に可二罷出一と被二申候一共無用と申候、武篇の手柄は如レ此也又信玄分別の事は、物別五年已來より此煩ひ大事と思ひ判をすへ置く紙八百枚にあまり可レ有之と被二仰御長櫃より取出させ各へ渡し給ひて、仰らるゝは諸方より使札くれ候へば返札を此紙にかき信玄は煩ひなれ共未だ存生ときゝたらは他國より當家の國々へ手をかくる者有ましく候某の國取べきとは夢にも不レ存信玄に國とられぬ用心ばかりと、何れも仕候へば三年の間我死たるを隱して國をしづめ候へ跡の儀は四郎むすこ信勝十六歳の時家督なり其間は陣代を四郎勝頼と申付候但し武田の旗はもたする事無用なりまして我そんしのはた、將軍地藏

師ハ孫子ナルヘシ

○甲陽軍鑑品第卅九

の旗八幡大菩薩の小旗何も一せつ持すべからず太郎信勝十六歳にて家督初陣の時尊師の旗斗り殘しよ
の旗は何も出すべきなり勝頼は如ㇾ前大文字の小旗にて勝頼差物法華經の幌をば典厩にゆづり候へ諏
訪法性の甲は勝頼着候て其後是を信勝に譲り候
れられ候へ勝頼がせがれ信勝當年七歳成を信玄
がしとぶらひは無用にして諏訪の海へ具足をきせて今より三年目の亥の四月十二日に沈め候へ信玄望
みは天下に旗をたつべきとの儀なれども、かやうに死する上は結句天下へのぼり仕置仕殘し、汎々成時
分に相果たるより只今し〳〵て信玄存命ならば都へのぼり申べきものをと諸人批判は大慶也、就中弓箭
の事、信長家康、果報のつよき者共と取合をはじめ候故、信玄一入はやく命縮と愍たり其子細は、縦へを
とるに矢勢盛には射ぬく者也、矢勢過ては已と落る其ごとく人の果報も久し
く無ㇾ之候果報の過時分をまたずして盛に取合を始め天道よりおしなをさるゝ也、信玄が信長家康と武
篇對々ならば是程早く命は縮るまじけれ共弓矢には信長家康兩人悪りても信玄には更になり難き故天
道果報をひきし給へば天より信玄をころし給ふ其印には輝虎三年の間に病死仕るべく候信玄次には輝
虎より外信長を踏みつくる者有間敷候と被ㇾ仰、次に勝頼弓矢の取様輝虎と無事を仕り候へ謙信はたけ
き武士なれば四郎わかき者に、こめみする事有間敷候其上申合せてより頼むとさへいへば首尾違ふ間
敷候信玄おとなげなく輝虎を頼と云ふ事申さず候故、終に無事に成事なし必勝頼謙信を執して、頼と申
べく候さように申くるしからざる謙信也、次に信長とは切所をかまへ對陣をながくはり候はゝ、あなた
は大軍遠き陣ならば五畿内近江伊勢人數草臥無理成働き仕る時分、一しほのけ候はゝ、立なをす事有ま
じく候家康は信玄死したると聞候はゝ駿河迄もはたらき申べく候間駿河の國中へ入たて討取申べく候
小田原をば無理にかゝつておしつぶし候ともて手間は取まじく候故、信玄死したると聞候はゝ人質
をも、すてふりを可ㇾ仕候間其心得候へと各御一家衆侍大將衆へ被ㇾ仰渡、舍弟逍遙軒今夜甲府へ使に行
と申し心安き小者面入つれ出るふりにて物共をば土屋右衛門尉所に預け此曉き籠輿に逍遙軒をのせ信
玄公御煩に付て甲府へ御歸陣也と申候はゝ我等と逍遙軒と見わくる者有まじく候累年見るに信玄が面
を各をはじめしかとみる者なく候と相みへ候へば逍遙軒を見て信玄は存命なりと申べきは必定なりか

まへて四郎合戰數寄仕るべからず、并信長家康果報の過るを相待事肝要なり、果報に年をよらする物は
身をかざり、ふやうにふけり、おとり是三ヶ條也、初め申候信玄が信長家康果報の過るをまつべき物を、
といひつるは、勝頼に心をつけと云ふ事也其ことばりは信玄に信長は十三の年おとりなり、家康は二十
一をとり謙信は九ッ氏政は十七おとりなれば、あなたが信玄すへをまちうけたり、又勝頼は謙信に十六
信長に十二氏政に八ッ家康に四ッいづれも年ましの者共にまけぬ様に仕り今信玄取て渡したる國々あ
ふなげもなきように仕置をつゝしみ候所に各より無理成働き仕候はゞ持の內へ入たて有無の一戰可し
仕候其時は我つかひ入たる、大身小身下々迄一精出し候はゞ信長家康氏政三人ひとつになりても、此方
勝利はうたがひ有まじく候、輝虎みなひとつになり四郎にこめをみする事有間敷候信玄死してより、弓
矢は謙信也、天下をもちたる信長果報のすへ輝虎が武勇兩人のすへをまちうけ申べく候、信玄よろづ工
夫思案遠慮十双倍氣遣い致し候へと被ㇾ仰但其方を敵あなづり候は　甲斐國迄も入たて、かんにん仕り
てのち合戰をとぐると存候は、大き成からになるべく候卒爾成はたらきさすべからずと、馬塲美濃、內
藤、山縣にくわしく被ㇾ仰付、其次に信玄生たる間は我等に國をとられぬやうにと、氏康父子も謙信も信
長家康共に用心候へ共、北條方は深澤、足柄、家康方は二俣、三河、宮崎、野田、信長方は岩村、かんの、大寺、
瀬戸、信濃迄とる謙信ばかり越後の內を此方へ少も取事なけれども高坂彈正人數斗をもつて越後へ、は
たらき、輝虎居城春日山へ東道六十里近所へ燒詰濫妨に女童部を取て子細なくかへるなれば是とても、
我等にかたをならぶる弓矢とは申がたし信玄わづらひなりといふ共、生て居たる間は我持の國々へ、手
さす者は有間敷候、三年の間ふかく謹しめとありて御めをふさぎ給ふが又、山縣三郎兵衛をめし明日は
其方旗をば瀨田にたて候へと仰らるゝは御心みだれて如ㇾ此然共少〻有て御めを開き仰らるゝは大底、
還ニ他ㇾ肌骨ㇾ好ニ不ㇾ塗ニ紅粉ㇾ自ㇾ風流とありて、御年五十三歳にして、おしむべし、おしかるべしあした
の露とき〳〵させ給ふをの〳〵御遺言のごとく仕候へとも家老衆談合のうへ諏訪のうみへしづめ申事は
かり不ㇾ仕三年め四月十二日長篠合戰一月前に七佛事の御とぶらひ仕り候信玄公御一代の御武勇御勝
利、三十八年の間一度も敵におしつけみせ給ふ事なし仍如ㇾ件

信玄公御一代敵合の作法三ヶ條者

○甲陽軍鑑品第卅九

敵のつよきよはきのせんさくあり又は其國の大河大坂或は分限の摸様其家中諸人の行儀作法剛の武士大身小身ともに多少の事、味方物頭衆によく其様子をしらせなさるゝ事

信玄公被レ仰は弓矢の儀勝負の事十分六分七分のかちなりと御さだめ被レ成候中にも大合戰は殊更右の通り肝要也、子細は八分の勝はあやうし九分十分のかち味方大負の下作り也との義也

信玄公被レ仰は、弓矢の儀とり様の事、四十歳より後は、まけざる様にと有儀なり但し二十歳の内外にても我より小身なる敵には、まけぬ様にして勝過すべからず大敵には猶もつて右の通りなりおしつめてよく思案工夫を以てくらゐづめに仕り心ながく有て後途の勝を肝要に仕るべきとの儀なり

信玄公人の御つかひなされやう

第一にうしろぐらくなきようにとの儀也、諸人後ぐらきは御恩を被レ下様に、上中下のせんさくもなく、忠節忠功の走り廻りもなき人々に所領を下され候へば手がらなき人はかならず輕薄をもつてつくろひて立身仕る故忠節忠功の人をそねみ、悪口してをのれ〳〵が綺の者をほめ臆意は主君の御爲も思はず、うしろぐらく候て意地むさぼりたる心故うしろぐらきなり、

信玄公忠節忠功の武士には大身小身によらず尊き卑にもよらず其身の手柄次第に御感状又御恩も被レ下候故人の負、とりなしも少として不レ叶故諸人後ぐらき事少もなく候なり

御感之事

土には其方走廻諸軍にすぐれて神妙なり、又人數もたざる小身の人上の手柄には其方一身の走廻をもつて御本意をとげられ候、又人の同心被官の境目などにおいて、御馬出さるゝに我主、寄親ばかりの、せりあひに上の手がらには其方一身の走廻をもつてつきたる、走廻仕る手柄の武士には右の人にさのみをとらざる走廻神妙なりと下され候、若主、寄親敵負の批判にて中や下の走廻をよく申たて上の手がらの人うづもれて有レ之をば二十人頭、御中間頭衆をもつて御ふれなさるゝは諸家中衆勝負の手柄に付申上度事これあらば直目安をもつて申上候へと御ふれ故下々にてわたくしなる事ならざるは諸人のうしろぐらき事是なきもとこれなり

武田信玄公御家中武士の手柄は

第一に鑓を合せ第二に鑓下の高名同馬上より鑓下の高名第三に二番鑓或は鑓脇是三色よきはまれなり但我ねたる備より抜出、人さきにかゝりより深入して引のく時抜出候て跡にさがり神妙にのくは一番鑓ほどの心ばせなり猶以味方手負たるに引かけてのき又は死したる味方を敵にうたせずして、頭をあげて引のくはおほきなる心ばせなり追頸は一の下なり但人うたざるにはまし也、さりながらわかき武士などの心たけくし、よき者をうつべきと存人にうちはくるゝ事もこれあるべく候、さる程に合戰せりあひの時何者にても敵ならば先可レ討也悪頸と思はゝ頸帳にのす間敷者也

門のこぐちをおしこみたる人或は城を乗取たる時手柄の上中下、堀あさくせばく無堅固なる所をはやく乗たる人を一番の手柄と云ふ子細は門口、また無堅固なる所には人數多し弓鑓鉄ほはき故如レ此の御さため信玄公御家中のせんさくこれなり

五千とも人數をもちたる大將をうつは、弓矢の冥加の侍也必らず尊ぶべし、さて又其下の物頭さいはいを手にかけたる頸とつたる人も冥加の武士なり尊ぶべしとの御定なり

信玄公御家中城取の極意五ッは

一辻の馬出し、二にしとみのくるわ、しとみの土居、三にかざしの土居屏、四ッに重々のくるは屏たけ土居みせ、五に武者はしり、三色はがんぎあいさか、かさなる坂、いづれも所によりて如レ此なり

信玄公十六歳より五十三歳迄三十八年の間御武勇、又はなされやう御手がら十三ヶ條之事

一父信虎兄神のごとくに近國他國迄ひゞき給ふ大將の八千の人數にて不レ叶要害を十六歳の御時雑兵三百餘りの人數を以て乗取給ふ事

一他國の大將今川義元北條氏康に頼れて、御旗を出し給へと北條氏康をも今川義元をも終に引出し給はず候事

一信玄公御一代敵にふしつけを見せ、ふひうちにみかたをうたせ給ふこと一度もなき事

一信玄公御一代の内甲州四郡の内に城郭をかまへず堀一重の御たてに御座候事但し御館廿町斗りかさ

全集ニハ廿一ヶ條トシテ末ノ八ヶ條ハ切レテ見エストアリ

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第卅九

に石水寺の要害とて山城一ッ有し之是とてもむかしのごとく屏もかけず候へ共先此城本城の様なる者なりさるに付信玄公御前にての取沙汰を石水寺物がたりとかき申候此石水寺も御普請なくてこそられ候事なしさるほどに城は一ッもなく候是も敵に御用心なき故なり

一信玄公御一代の間敵に屋敷城を一ッせめとられ給ふ事なし

一天下の仕置仕らるゝ〳〵信長をばむこに、信玄公御家老秋山伯耆守罷成候事

一同信長の子息御坊と申を甲州へ御取候事

一北條氏康御他界の後とは申なから氏政より舎弟助五郎を甲州へ人質に御とり候事

一信長家康申あはせられ候へ共家康の國は遠州半國三河一郡半信長の國は東美濃二郡御手に入られ候事然も信長の居城美濃岐阜なるに右の分の事

一飛彈半國の江間常陸越中三ケ一の主、椎名降參申候武藏の内もちたる小幡三河歸伏申候或は相州酒井深澤、足柄迄御手に入らるゝ間、信玄公より知行高多く大身衆居城信長の岐阜を初めいづれも上道五里六里近くまで取よせ給へど信玄公御在世の間御持の内へ手かくる侍一人もなし但し越後の謙信はかり國はとられ給はぬ共是とてもあらそひの信州をばこなたへ御取候其上信玄公御馬の出ざるに高坂彈正越後の内東道二十里餘り働申候是ひとへに信玄公御威光を以ての事なり

一國をへだてたる侍大將衆東にて會津安房宇都宮こがね兩酒井、多賀谷、爺御晉信申、上方にて佐々木殿淺井備前守赤井悪右衛門皆々信玄公御旅下と申越御音信被申候事

一よその國よりは信玄公を承及御本公に參候へ共よそへ御家中よりかけおち人壹人もなし當家より御扶持はなされたる人他國へ參候得共さなき人のかけおち終にこれなき事

一御館堀ごみあげ普請の時御人足輕衆と一條右衛門太夫殿衆双方二千ばかりの人々喧嘩を仕、ときの御能有と云石の喧嘩せばきほり、一重隔て物すさまじく有つれ共芝居の衆奉公人は不及申地下人迄こゑをあげ鐵砲をうち申候事、しかも大庭にての儀なり折節御屋敷に駿河觀世太夫大藏太夫立相の

一飛彈半國の江間常陸越中三ケ一の主、椎名降參申候武藏の内もちたる小幡三河歸伏申候或は相州酒井深澤、足柄迄御手に入らるゝ間、信玄公より知行高多く大身衆居城信長の岐阜を初めいづれも上道五里六里近くまで取よせ給へど信玄公御在世の間御持の内へ手かくる侍一人もなし但し越後の謙信はかり國はとられ給はぬ共是とてもあらそひの信州をばこなたへ御取候其上信玄公御馬の出ざるに高坂彈正越後の内東道二十里餘り働申候是ひとへに信玄公御威光を以ての事なり

一國をへだてたる侍大將衆東にて會津安房宇都宮こがね兩酒井、多賀谷、爺御晉信申、上方にて佐々木殿淺井備前守赤井悪右衛門皆々信玄公御旅下と申越御音信被申候事

一よその國よりは信玄公を承及御本公に參候へ共よそへ御家中よりかけおち人壹人もなし當家より御扶持はなされたる人他國へ參候得共さなき人のかけおち終にこれなき事

一御館堀ごみあげ普請の時御人足輕衆と一條右衛門太夫殿衆双方二千ばかりの人々喧嘩を仕、ときの御能有と云石の喧嘩せばきほり、一重隔て物すさまじく有つれ共芝居の衆奉公人は不及申地下人迄こゑをあげ鐵砲をうち申候事、しかも大庭にての儀なり折節御屋敷に駿河觀世太夫大藏太夫立相の

一信玄公國法軍法を物にたとへ候へば御大將は大工にてまし〳〵候其下の侍大將足輕大將一切の物頭はくさびくさなり大將の御口ぶさぬ仕る、出頭衆或は夫を承はつて御使にはしりめぐる衆はさい槌、鐵鎚なり諸奉行は鉞、鍛鑿、鋸、錐、揆錐なり、御目付横目の二十人衆頭、御中間頭は京鉋、上野鉋などのごとく道具のはもの、まくれ候へば砥を以て刃を付申候、扨又惣人數は材木なり、備は家也然るによき御大將の分別と申は番匠箱より思案工夫を云つぼかねを取出し、古今にさかへ、ふところへたる家の備に引合せ御覽候所に材木くさりたる家の柱をぬきかへあたらしき柱なり共、やがてかれさう成をば、つかはずして火にくべ候ごとく隨分御つかひ候て御覽有國法軍法に背き心むさく善悪の辨もなく後ろぐらくして諸傍輩善悪の儀わるく證據もなきにほめ、人の足本をまもり、輕薄なる奉公人の役にたゝざる者をば戯者はらひに被成候は御道理至極なり必主君の國法軍法そむく輩は臆病成人也、子細は主君より所領を被下渇命を緊ながら其家の仕置をそむくは恩をしらず恩をしらねば義理をしらず義理をしらねば居ることなし屆事なければ慈悲をしらず慈悲をしらねば善悪をわきまへず善悪をわきまへなき時は理非にくらし理非くらき人は恥を不知恥を知らざる者は大事なきと申す軍中にてにげても大事なし萬に大事なき人は未練なる侍にては無之候哉、諸人御分別肝要なり仍如件

信玄公御家中諸侍の禮三ケ條之事

一に諸人武運のために讒靡被仰付候そとはなど立給ふ事

二に能き忠節の武士死たるに弔被仰付候そとはなど立給ふ事

三に御家中討死の衆に七月十四日十五日には御主服にたなをかざり御回向あそばす事

信玄公國法背きたる者をも人により二度までは御免なされ候事、五ケ條は

一に諸牢人衆又は降參の衆なり先方をは少も免し給はず候

二に忠節忠功の武士子孫ならば御成敗あるべきをも命をたすけ坂をこさせ、改易の科をば寺入に仰つけられ候

三に出家の妻帶をば其役錢をいださせ御免の事

○甲陽軍鑑品第卅九

○甲陽軍鑑品第四十

四に町人百姓の喧嘩過錢をもつて御免の事
五に非公事をも過錢をもつてゆるし給ふ事已上

信玄公御家中音信之定

一に大身者雜物一卷多くとて二卷板物多く共二端此外堅く御法度也
二に小身の衆は矢三手或は五手火繩三筋或は五筋
三に足輕衆は一遍寺國扇一本、花との御定なり、是ば諸人詮なき事に物を入武具疎畧にありて惡事なるとの儀にて如件

天正四丙子年正月吉日　　高坂彈正記之

甲陽軍鑑品第四十上　卷第十三

信玄公を始奉り家老衆大身小身善惡の儀分別の事

付物の時宜作法手本に成事

偖のなき世なりせば世の中にたが誠をもうれしからましとある歌を人にならふて高坂彈正が爰に記し申は此昔盛若し落ちりて人々見給ふ共盛なる家にて奉公衆の大小上下共に心いたりたる武士の御覽候は〻大にわらひ給はんずれ共是は又左樣の能き人へは深くかくして衰る家の無穿鑿成る奉公衆に心を付參らせんが爲にいかにもぐち成書物也以上高坂彈正が申す誠に我等文盲第一にてすでに一文字を引事もならざれ共傍輩の中にふかう分別達したる大剛の名人にしたしく雜談をつねに聞て百に一ッばかり覺へ候て少心も付たる故か又余の傍輩衆よき程の人々申されたる義迄聞書仕り只今紙面に顯はし候は當年長篠にて勝頼公後れを取給ふゆへよき武士百人は九十八人うち死してみな生れかはりにて候間其爲にかき置まいらする、長坂長閑、跡部大炊助殿かならず人にはみせ給ふべからず若し又みせ給ふ共當御家に二代も奉公いたし候子共あまたの人にはみせ給ふとも、牢人衆にみせ給はゞ中々高坂が現世未來までもはぢなれば且は御家のきずになり候ふかくつゝしめ〳〵如件

高坂彈正が申、物よみ衆の中にて定て此さた聞事に有べけれ共それは文盲成者の心にて心至らねばゝしらず聞しらねば事をわけて物いふことをもならず候間愚人の中にてもそれ〴〵に名を付ていはねば物の、はかゆかずして、大きに惡しさる程に、はづかしながら高坂彈正が愚痴の心を以て又た心しんを三ッにわけて申候間給へ、長坂長閑、跡部大炊介殿、先一ッに遠慮は志、二に工夫は分別、三ッに才覺は氣なり、扨いかに志しても分別にて工夫して其躰を見付ねば志しの詮なし、いかに見付ても氣をきひても才覺をもつてことをすまさずんば其かひなし、たとへば道を行時大河のはた迄參り水のましたるに、瀨をしらずしてわたらばもしながれやせんと、遠慮する是志し也さやうに心ざしても、渡るべき手だてなければ是又詮なし、是に付分別にて河の案内者を頼みてよしと、工夫し出す、され共案内能く存知たる者共を人が屋てなければ種々はしり廻りてよのかたへ行を、物なと澤山にあたへんと云て案内者の此方へ、すゝむ樣に仕る是才覺なり

高坂彈正申す、右三色ながら分別と申さんも遠慮才覺と申さんも尤にて有べし、但しそれにては文盲成る高坂がつれの合點おそし縱へば禪宗の祖師達は一則づゝにて悟り給へと末世の衆生愚痴にて悟りれそければ各祖師の大悟のきをあつめて千七百則とありて此頃人々修行させ給ふも元は愚痴の人間よりおこりたる事なりと、推量申て候以上是より次に信玄公の御出語有り

或夜の事成に信玄公御放參小笠原慶安齋、板坂法印、寺島甫安齋、岡田宗桃齋、長坂長閑齋、長遠寺、一花堂、新藤金額齋、小俣清甫、其外各へ尋給ふ工夫と思案は別か、同じかと仰らるれば、もろ〳〵の中に長坂長閑一ッ事なりと申上る信玄公御詫には別なり古語に工夫乾坤通二幽微一思案唯心在二好望所一と云ふ則ば工夫と思案は少し違ふ事也

或夜又信玄公各御咄し衆へ仰下さるゝ人間は大小によらず身をもつ事一ッあり旁是にあたりてみよとの御詫に候各暫く有て申上る何と思案いたしても更に分別に及ばずと申せば、信玄公そこにて仰出さるゝ、人は只我したき事せずして、いやと思ふことを仕るならば、分々皆々全身をもつべきとのたもふなり

或夜信玄公宣ふは譬喩をきりて木鍊をつゞは小身成者のことわざなり、中身よりうへの侍殊に國持人

一本ニ山本大林寺ヲ加フ

又分別とは別ならん、分別有之才覺なき分別なき有されば無知の者に知つけんと爲に名付て云分別に非ず心ユエそ

○甲陽軍鑑品第四十

は猶以て澁柿にて其用所達すること多し但し徳多しと申てつぎてある木練をきるにはあらず一切の仕置かくの分なるべきかとのたまふなり

或時信玄公仰らるゝ古人のいふ馬多しといへ共、能馬を見知る者なうしてよき馬共さたなく、うづもれていたづらに日を送ると申も大略は國持大将に人をよくみしれと申儀にてもあらん然ば小身成侍の知行百貫の内外取者なり共百姓の所をさらず其知行に物も殘らぬごとく、しかも我損物もなく仕置宜しくいたすべし、縦は一万貫取侍の事不辨に取さはすは十万貫取ても大方其者の一代物に事かくこと多からん武士は大小によらず武道を心がくる事第一也武道を心がくる共不辨にて事たらずは心に存じても萬づ成がたし事かなはねば武具馬藏見苦敷く似合のよき被官も、つゝ事ならず去程に男をたて頼もしう奉公の忠節もすりきりては成まじ、人は分々相當に身分を持分限成者をは主の方へ一忠節と思しめ様に侍に目を付て取立ッ事肝要也但分限の有者に物をためて、おく〳〵引こまんと思ふか、扨は息女子などに能聟をとらんと存候者、物をたむる侍を見そなふて加恩すれば下劣のたとへに盗人においをうつと申儀にならん是には目付の入所也、其目付も盗人の心ならばいひきがすまじそれには横目の入所、横目も少分成分別なき者に聞て物かくす目付横目を速心の科に申付べしと宣ふ也、訴人岩間大藏左衛門事

信玄公宣ふ世間に侍の事は申に及ばず奉公人下々迄も、其生付たる形義有べし右の人をみそこなひの事あらん、一ッには分別有者を佞人と見る、二には遠慮の深き者を臆病とみん、三にはがさつ成人を其とみん是大成るあやまり成べし、分別の有人は十を七分殺して三分申す遠慮深き者は跡先をよみ常に萬事を大事にするそれはいひ出る程にて勝負をつくるにより妻子の思案前に仕る故物云ふ程なれば實否をつくる是を遠慮と云ふ此遠慮をしらずして臆病と見ん左様に見る人は皆未練ならん扨又がさつ仁には分別も遠慮もなく無理に物を申遠慮者分別者の詞少なきを未練と思へ共勝負を付る所にてはじめて妻子を思ひいたすによりはたしぎはにてがさつ者は必最期臆分になし扨こそがさつは臆病のはなも信玄公宣ふ右がさつ者は分別遠慮もなき故恥をもあせりしらずして縦ひ親兄弟不慮に殺害にて死し敵

きあり其敵きをうたんと思ふ事もなく常のがさつにちがふて、合戦せりあひの時もかならず、がさつ者は人なみより結句内にしてしかも又それに付ても種々の理はりをいひたがる事、偏に分別なくして、遠慮なきゆへなり

又或る夜信玄公仰せらるゝは、工夫と思案のかはるごとく分別と、才覚とは別ならん子細は世間にありて才覚のなき人もあり才覚ありて又分別なき者もありされば手を付ていはねば若き者知恵二かざる間、かれが爲になづけて申さば、分別は心にてする、才覚は氣のきいたる者のわざなり、分別者には越度まれなり才覚ばかりで分別なきはあやまりふほし、物しりたる人の上には此批判いかほども有べしそれは無學の若者合點されなり

或る時信玄公仰らるゝ人は遠慮の二字肝要なり、遠慮さへあれば分別にも成る子細は遠慮して我分別に及ばざる所をば大身は能き家老に尋、少身は親類か扨は友傍輩のよき近付に談合して理をずますなれば越度すくなし去る程に分別のもとは遠慮なりと、いやしくも信玄は存ずるに、惣別は存ずるぞ惣別人間は遠慮深ふして才覚ありて、分別あるならは何にても仕り出し後の世までもとゞめおかん、其いはれは大職冠の分別才覚にて、うみのそこなてあま人を、くゞらせとらんと工夫し、才覚を以て右の海士人にちぎりをこめ、其後彼女を頼まるゝは大職冠の氣のきいたる人の故如此但し此段は詐はりにしても、又人の分別才覚深たる事は日月の火をとり水を取事水精をもつていたすは眼前なれば是もゝとは人間の工夫思案する才覚なり、然ば人のうへに分別才覚にて工夫思案に及ばぬと唯一ッ有ぞ、各是にあたりてみよと有時諸々の御咄の衆一人もかなはずそこにて信玄公のたまふは人間命の縮まりたる義は何にても及がたしと仰られわらひ給ふなり

或る夜信玄公古語をひきて仰らるゝ、陣孔璋謂二魏文帝一曰逢二人只說二三分話一未レ可二全拋一二一片心一人鎮不二與レ我相好一花鎮無二與レ春盛開一昨友今日冤讎、昨花今日塵埃と云ふて、人の奥深く物いふ事七分殺して三分申も皆其身の恥に遠き儀成を分別なき人は物を卒爾に申事悪しとて一圓物いはず萬づ大事とばかりといたす人はだい澁柿きりて木練につぐはあしき儀なりと人の云ふをきゝいたらぬ心より賢

だてのことはざは久つぎてあるきざはしのしかも能貨のなるをきりて澁柿につぐごとし是又よき事をせんとてあしうしなす分別なき者の仕形かくのごとし古語「曰金屑雖レ貴落レ眼成レ翳」とは右の様子をいはんか已上

或る年一二月の間打續き雨降て一日の内も空晴れつ曇りつ有つる日に信玄公へ駿河今川殿より送り參らせらるゝ定家の伊勢物語りを取出させ給ひ御看經所の次の座にて是をよみ給ふ時、長坂長閑短冊を二枚持て參り一ッは駿河氏眞公の御作にてしかも御自筆なり、一ッは關東氏政公のよみて書給ふなれば長坂長閑存ずる、北條氏政公はむこにて御座ます此自作自筆を信玄公御覽なさるゝに付ては定て御機嫌一入よくましまずべしと思案仕り、右短冊を取出し信玄公へ御目に懸候へば則よみて御覽あり是は兩人ながら自作自筆かと有時、長坂長閑其通にて候と申せば信玄公とかくの御詫もなく稍や有て仰らるゝ、長坂長閑尋べき事あり三河の國岡崎家康と云ふ若者は當年は、いくつばかりの侍ときゝつるぞと尋給ふ、長坂長閑申は寅の歳にて當年二十五歳と承り及び候、信玄公仰らるゝ義元討死の時節より當年まで七年なるが件の家康十九歳より今までに三河國一國をかすめ候に付、しかも彼國日本六十餘州にて人のかぞゆる侍の弓箭持く國なれば合戰の儀年に二度はあれ共一度なき事なく既に家康或時淨土寺へ行き知識にあひ念佛の十念と云ふ物をとり疑がひをきつて、敵三千ばかりを我人數二百の内外にて家康勝利を得たる共きゝつるぞ、是は歌をよむか物を書か家康うはさを長閑存知たらば申せとある長閑承り此家康事は一文不通の人にて少も花車なる事なくして一段無道なると申ならはし候と申せば信玄公御詫には國もちの武功なくして花車成は結句腹しきにたとへたり又國もちの武篇して無能なるはいたりて花車なると、それをいふ子細は、信玄は若き時麾野へ出て在鄕の家を見つるに石臼と云ふ物は種々の用にたて共百姓さへ座敷へはあげぬなり、扨又茶臼と云ふ物は茶を引一種なれ共是は又侍の所にて一入馳走いたす、信玄が見立は家康が無能は茶臼氏政氏眞手跡の能と歌の作は只石臼のごとしと信玄公の御批判也

或時信玄公仰らるゝ人の學ある木の枝葉あるが如し只人はもつて學なくんば有べからずと、いひつべし學と云ふは物をよむ斗りにあらず、ふのれ〳〵が道々に付てまなぶを學とは申也、先弓矢の家にうまる〻人は大小上下共に、武功忠功の人に近付一日に一様聞共一月には三十ヶ條の事あり、いはんや年中を申さば三百六十ヶ條のすへをしらば去年の我等に今年は又はるかに增ならん去程に人は我心を三ッにわけてあしき思案のいづるをばすて、若も、よき工夫あらば、そこを取てまなぶのが分別の友に仕て、あらば恥有事すくなかるべし縱ば、一文不通の者なりとも此理に徹したる人は、信玄は智者といひて馳走に存ずる也但しよそにて物識人の上には何程も能せんさく有共其所へは信玄及ばずして、少智短才の法性院如し此と宣ふ也

或る時信玄公御はなし衆に尋給ふ、奉公人の上に大身少身の侍は申に及ばず下々の者迄相手におそろしき人有是は何人ぞ見いだし候へと御詫なり、各不レ叶そこにて信玄公仰らるゝ無分別の人の事也、子細は彼無分別人跡先をふまず口にまかせ手に任せ法外の仕形あり左樣の人はかならずつばぎはにてをくるゝといへどもよき分別有人は、かねて〳〵せんさくをよくいたすにより無分別者のがれたがる共申いだしてからはのがさず、勝負を付るよき分別者があしき無分別の者と相手になりいたづらに身を果すなれば是を思案してみられよ分別なき者はおそろしき人にてはなきかと宣ふ也

或る時內藤修理に、武田典廐問ひ給ふは、奉公人大小上下共に付あふて惡き者ありや、願くは修理正批判をきいて我めしつかふ者共の後學にさせんと有時、內藤修理申は先二人是也、一人はいさかひ數寄の坊主、同座頭にて候子細はおの〳〵子の寄合ふて何ぞ樣子の時合により雜言あらば、はれ、きらば双方きりあふ時死たる方をまけと申す然らば人の口論とはりあひには坊主も座頭も雜人も侍も力次第口次第或は最負次第に勝負はあり、成敗いづれも甲乙なき物にて後はぶつきるより外の儀はなし其上坊主座頭は負てもくるしからず男は雜言の上にて少し義理のちがひてもはぢなれば突を以てきるにきわまるは武士のわざと申さだむる、さればきりて理をうるは其人平生たしなみ又は冥加さては時の仕合にて勝負にかちて以て、此人世間よりほめらるゝ事武士の行義是にて候さるにつき坊主座頭をきりては仕りすまして、はぢなり所詮いたづら坊主座頭には、つきあはぬが秘事にてありといひて內藤修理、典廐樣はさすがに信玄公の甥子にて生しますに、しかも古典廐信繁の筆法ありて御噂みゆ〻如此のせんさく迄なさるゝとて典廐を內藤ほめ申なり

或る時信玄公御舍弟一條右衛門大夫殿、山縣三郎兵衛に問ひ給ふ武士の大身小身共にほまれある人に終に越度なき侍は、かせぐやうの奥義別にありやと尋らるゝ時、山縣申すは定てある事なりと云一條殿願くは是をきかんと有、山縣三郎兵衛申すは侍度々の心ばせあり共、陣の度々に、はつの陣と存し跡の覺をすてゝこそ弓矢まつたきほまれの武士とは申べけれと山縣三郎兵衛一條殿へをしへ申也

或る時小山田彌三郎、馬塲美濃守に問ふ既に貴殿は、當屋形信玄公に七歳さきの人にて候へば信虎公の御代にも其方十七歳より陣をなされ八年の功莚の上、信玄公の御代にも七八年は小身にてしかも、時に取ては侍大將の間に廿一度武篇場數の御證文の中に諸手にすぐれたるとある

より先衆の中へもまじり給ひ、右二代の間に廿一度武篇場數に被下たりと云ふ儀承り及びたるがた

儀九ッ御座候御感狀を信虎公、信玄公御父子より　馬塲美濃殿に被下たりと云ふ儀承り及びたるがた

〻事ならぬ冥加の人にてことに手疵を一ケ所もおひ給はず候、貴殿にくらべて申には努々なし、喩にて

申今井九兵衛はせりあひ合戰の初まると即時手を負ふて此時代の衆の中にて覺になる場れ一度もなし

是も形のごとくの人なれと冥加ゆゝならんと云人も有執々のさたなれど今井九兵衛もあまりあしき人

にてはあるまじきが、何とぞかせぐやう御座候や此ことはりを仰せきかせ被下べしと小山田彌三郎申せば馬塲美濃申さるゝは別に手負ざるはたらきとては何と功者武士も有まじけれ共、さてこざかしく眼をきゝたらばさだめてよかるべし、大身小身共にある事也ときこゆる子細は古人曰善陣者不戰、善戰者不死と言程にと申さるれば、小山田彌三郎又問ふよく戰のやうは如何といへば、そこにて馬塲申さるゝは小幡山城の雜談にせりあひの時は、敵よりまづ味方をよく見合候て其上にて一命を捨かせぐときんば犬死もなし、人にもさのみこされずして其手柄まつたしと有つるを、此馬塲美濃も其まねを仕り戰ひ、やうすの相色を以て如此此其あいろとは先味方ふかふかの時手がらをやめて其備中に口を開衆と相談申早々引とる時、しんがりをいたせば、はやそれが手柄なり又敵方味方の地へ深く來らば敵の甲の吹返しに目をつくる事是秘事なり、扨は敵さし物ゆるさやうを二ッをよく勘て盛なるをひかへ衰ふるをかゝるとと小山田に馬塲をしゆるなり但し是は一騎にて奉公する侍のかせぐかくのごとしと馬塲美濃守申され候如件

或る時信玄公宣ふ世中の人は色々あり既に分別ありて才覺なき人もあり、才覺ありて慈悲のなき人もあり慈悲ありて人をみしらぬも有人をみしり小身は其熟根する修羅のあしきつれに近付のいたらぬ心なり、分別さへ能々すぐれてあれば其分別に付てもよからんさる程に人間は分別の二字諸色のもとゝ存知劇に心ざし、ゆふべに思ふても分別をよくせよと信玄公のたまふなり

内藤修理正いはく信玄公御意に人は分別肝要と仰らるゝ是尤に候然れば分別の儀ならひにて智惠つかんと内藤申に小山田彌三郎ぬがはくはこれをきかんと、しきりにとふそこにて内藤修理いはく氣遣といふことあれば分別にもちかよらん右の氣遣から萬へ心つき候て我いたらぬ事を分別ある人にならひ事をすまずに付て如此此の樣子度々かさなりて、後自分の心得も出來り猶以工夫分別發才の智ある人に近づき候へば、扨氣遣は分別のいろはにてはなきかと内藤小山田にをしへ候なり

小山田彌三郎、内藤修理に問、心のいたらぬ若者に、機遣と訓候はゝ何方へも出ず物もいわず萬事機遣をして、武士道も一返よはくならん事いかゞといへば内藤修理申侍が左樣の樣子にて其人智惠つかん扨こそ氣遣は分別の花なり此花に實なれば是分別共申さんと内藤修理小山田彌三郎にをしゆるなり

信玄公宣ふ、侍をわらんべの時めしつかふに見知樣子大方四ッあり、一ッ武士道におぼへの者、二ッかひ〳〵しき者、三人はしりめぐり一かど仕べき利口者三人寄合武者雜談いたす所にて童らべ四人其座敗にあり、一人は口をあきかたるものゝかほばかりみてきゝ、二人めは、耳をすまして是を聞三人めは、かたる人の顏をみて少しづゝ笑ひゑみがほし退く、かやうに色々有先始のうかゝと聞童べ後迄も其心とをり、いかに武篇場數ありても跡さきのわきまへもなく形義取ひろげつゝかぬ作法なれば似あはしき内の者の然るべきをもたずよき友傍輩の異見うくる近づきもなきもの也、二番に耳をすまして武士雜談きくわらんべは後に別はなきぞ、信虎より我等まで二代へかけはしり廻る横田備中、原美濃守、小幡山城、多田淡路、我代に尋得たる山本勘介、北條氏康のため、大藤金谷、かよう武篇ふぼへの者になるなり、三番に此雜談を聞候てにこ〳〵とわらひておもしろがる童は後に武邊ほまれの者にかならずなるといへどもあまりすぎて權だかうして人にうくみをうる者なり、四番に武者雜談

○甲陽軍鑑品第四十

の時其座をたつわらんべは後に十人の中八人九人は臆病者なり、縦へ一二人未練になくとも人の跡につき合戦せりめひの時、追頸の人なみに逃る敵をうちても鑓下の本の高名と存知醫蛾をいひまはりよき武士本の手柄を仕る儀あればをのれが心にあてがふて是も我ごとくにうちよき人をうちてこそ人のこりなるをもつて、大剛にいはれぞするらんと思て人間にあまりちがふたる人は、世の中にあるまじきと能武士をそねみ口にまかせて申事右のおさなき時武篇雑談の座敗を立つ童べおとなに成ての仕形如此と信玄公宣ふなり

或る時信玄公宣ふ國持大将人をつかふにひとむきの侍をすき候て其善敬する者共ゐなに行義作法の人ばかり念比（ねんごろ）してめしつかふこと信玄は大に嫌たり、子細は先大身小身共に然るべき侍は作法にて庭に四本がきりを仕る就中春は櫻の色ぬき柳は緑とくすむ春過て雨木の芽そひかはるとかくと夏を送り秋になればちらんとかなしむ、かえでが紅葉して、暮煙秋雨に經ると吟せらるゝ事様々の仕形ありとへども多にいたりては是又一ッもなし去る程に常住かはらぬ松の色今こそすがたをあらはすなれ其ごとくある世間の体をも、ちがへひとむきー ッかたぎをこのむはかならず國持の非儀ならん但よき大將の上には一ッやうなるもほめてこそあるらめ、三四十二或は三四七ッともいはんと信玄公御定ありし或る時馬場美濃守申す、信玄公の人召つかひ給ふ事何共分別に及申さず子細は職をもち公事さたのさばきは物をよみ物をしりていかにも慈悲やはらかなる人のわざかと思へば一年原美濃守と云ふ大剛強のあら人に職を御付らるゝ、是は不思儀と申事我等ばかりにかぎらず各取沙汰なるに、結句この原美濃殿何共ならぬよき仕置也、然といへ共此人公事にかゝりては、もろ〳〵の境目武士道の御用かくるとて奉行を上らるゝに其後暫く二三ヶ月も職定まり候はぬ事美濃殿程公事の理篇批判致す人なきとの儀は信玄公御工夫あさからず候へばこそ如此、さる間何方へ御馬を向られ、然も敵國へふかく働き有時も諸々の武士大小共に侍衆の事は不及申候誠に雑人迄定て是はかつ事にてこそ御座あらんと思ひ少もさくべきと存せざるは信玄公の智略賢くましますゆへ如此叛又馬場美濃守がやしき分別に大身小身の武士を朝夕下さるゝ供御にたとへて候、下々の者共飯を上手にこしらへたるは、こはきもさちりとして一段賞翫なり、ましてやはらかなるわ、いかにも然るべし又下の者下手にこしらへたる供御はやはらかなるかと思へば、ぐしやつく是中のにへぬ飯也、されば又人にこはきも近づきてよし、やわらかなるは猶以ておくふかく縦へば綿にはりを包みたるごとくにてよき人なり叛人によつてこはきかと思へば、うそをつきよき武士をそねみ、よろづ無案内にてゐりに、付さやうありて又其人うでだてをし、いかにもきすくを立らるゝ此人をさして中のにへぬ人と申べきなり、去程に変をよく信玄公思召付られ原美濃など職をさせ給ふと、推量申て候此原美濃殿信玄家のすぐれたる武士故存生のうち武田の家にて美濃と名乗者なし、永禄七甲子年に原入道死去ありてより馬場民部も屋形の御意を得奉りて、馬場美濃に罷成其上我等の指物、ふんべいは又小幡入道日意の指物乞取さし申は我等一人小幡山城殿を信仰仕り人数あつかひ少もさほう存ずる様なるも右小幡入道のたんをなめ扨又城取の少わきまへあるは、山本勘介入道道鬼の雑談にて如此馬場美濃守物語なり

南部下野殿改易信玄公廿八歳の時山本勘介と申大剛の兵武道の手柄ばかりにあらず兵法上手にて或る時信州諏訪において南部殿成敗しはづし切てまはるに折節勘介其近所に居あたり侯座敗へ右の藤三郎と云ふ男を南部殿へわたす少つゝ手二ヶ所ない候、手と申程の儀にても無し子細は三十日の内に平急候惣別勘介は武篇の時もはなしうちの時も數度少づゝ手負八十六ヶ所の疵數なりぞれを右の南部殿あしう、さたなさるゝも、いわれず候此南部下野殿も甘利備前、板垣駿河、小山田備中、飯富兵部少輔四人の衆につゝき少は武篇の覚もありといへ共うわきにて常に無挙鑒なる事ばかりいひ遠慮もなく明暮過言を申され、うそをつき給ふ無分別人にて山本勘介をにくみ國郡をもたぬ者の城取陣取又外科醫者もふかき事あるまじきと思ふにまして兵法つかひにて手を負たるなどゝいふて山本勘介をこと〳〵く悪口せらるゝ、目付衆横目衆順而御耳に立る、信玄公きこしめし長坂長閑石黒豊前、ごみ新右衛門を御使になされ則ち書立をもつて仰下さるゝ其御書の趣き南部下野、山本勘介と云ふ大剛の兵を悪口の事ゆるせんさくなる儀、物をしらぬ中されやうにてあり唐國周の文一山本勘介小身成者の城取陣取さことしからぬとある儀なり

王崇敬の太公望儀大身にては有まじき事

○甲陽軍鑑品第四十

一兵法つかひの手を負たると申は一入武士道無案内なり兵法の儀手をおはぬと云ふ事にてはあるまじ手をおふて相手を仕ほすが本の兵法也、殊更甚方被官の石井藤三郎しらはの所へ棒にてむかひくみたをしたらんには勘介死ても、かばねのうへまでほまれあるをそねむはぶせんさくなる事

一甚方南部手柄は内の者笠井と、春日と兩人として仕るを我手柄のやうに申さるゝと聞及びたる事是三ヶ條をもつて成敗仕るべく候へ共左有ては山本勘介も定めてめいわくに思はん袋を勘介に免じて命をたすくる間、遠き國へまいれとありて改易いたされ奥州會津へ行き南部下野うへ死なれ候なり、七十騎足輕旗本其外方々へわかち春日左衛門、笠井備後は右南部南おとなの子なり已上

或る年武田の一家勝沼五郎殿、訴人岩間大藏左衛門と別して入魂有て人の取やりなされ彼大藏左衛門に年々合力などしたまふに付て目付衆やがて申上る信玄公聞召、訴人とさだむる者にちかづき殊にしたしき儀不審のたつ樣子なりとて御せんさく候へば案のごとく五郎殿、關東武藏の大石一鷹と内通にて逆心の企顯はれて其年中に勝沼五郎殿を信玄公御成敗被ㇾ成候也、

或る時穴山殿馬場美濃にとはるゝ既に織田信長今天下を意見する程ならば間及て人の手本に仕るへき軍法一ッもなき事是如何とあれば、馬場美濃こたへていはく信長の敵は美濃衆に七年手間取斗り、殘りはみな信長におづる、人々なる故軍法もいらず候其上信玄公輝虎と大かた世間に有程の手だて、はかりごと彼に成に付他國の弓矢を當御家にてさのみおもしろふ存せず候、殊更信長も當年三十八歳天下にても三吉服をおしのけ都の義、誠に我意見仕らるゝは去年七月からの事なり、軍法も大敵強敵に逢ての行にて候へば信長國へだたり信玄輝虎と終に武篇の參會無之、就中唯今は信長の嫡子城之介殿信玄公御聟にとある緣邊なりさるに付信長手だてならるべき敵さのみなし、十二年以前今川義元公と合戰の刻此信長少身にて若ければ大敵には種々謀ごとありて信長勝利信長二十七歳にて無類の手柄是なり、其比信長を得給ふなり謀行の軍法なき弓矢は縱へば下手のあつまりてする能見物のごとし仕そこなはんと思ひ見ながらあぶなく候、信長の弓矢も美濃の國と七年の間取合て武功の分別定まるなり、信玄公の弓矢は、むらかみ殿と取合にて武功の分別をさだめらるゝ、村上殿信州のうち四郡越後一郡ほど合五郡なれ共廣き國なる故、甲州一ヶ國半程の位なり其上强敵にて候、又家康は此比日本國にて兵庫、信玄、謙信、信長四大將につゞき名をよぶ大將十三頭の中に大方家康一の人にてあるに付今明年の間に右の家康と一戰なうてかなふまじ、さあるに付ては信長も後をかんがへ今こそ當家と緣邊の無事なり共、家康へ信長加勢あらば兩家を相手になされ信玄公合戰をとげられ、都までほまれのためなれば是には猶以て軍法のいる所なりと穴山殿に馬場美濃守申きかす也、

穴山伊豆守殿、馬場美濃守に又とはるゝ然れば三河の家康は人にすぐれて利根なる仁かあれば馬場美濃守、穴山殿は信玄公御從弟、しかも惣領むこにてましますが、緩怠ながらさやうの御詞を他國の家中にきゝてわらひ候はんずるなり抑も武士が武士をほむるに作法定まりたり、第一に誰、舞或は物をよむにうけとりのはやき人を利根なると云ふ其所作がら又は品のよき人を器用なると申、扨性發とも才智とも名づくなり、第二に座配よく大身小身にうちまじり取成少もあやまず輕海にもなく、じゆつにもなくいかにも見事に、しあはするを、利發人公界者と申、第三に齒つきも無器用に座配もし得ずして、武邊の方にかしこきは、利口者と申此人を心懸者すれかやうに分てそれ〳〵になつけていはねは、國持大將の合點ましまさず候大將には能々出頭人なり共傍輩に物云ふやうにならねば、殊に一ッ二ッにては、やえつうあそばす事は國持の事也、一入信玄公十八歳よりそれが七廿五歳の時より來公申來るに御わかき時分せんさくなされ此儀をよそのやうに語給ひて、定められ今曾根内匠、眞田喜兵衛、三枝勘解由左衛門三人にケ條の定めを仰せきかされてこそ年人衆の參るに右三人、先其侍を見とゞけそれ〳〵に披露いたすと大方みへまいらせ候と穴山殿に馬場美濃守をしへまいらするなり

馬場美濃又おのこゝの利口者とさたするはばなしうちの成敗者一二度或は少の足輕又はせりあひにかたき弓鐵炮などにて人なみに少しすぐれて味方の鑓を始むる二三人の手柄にて敵味方五百六百のうちに也追くづす時其大合戰にもすぐれたる、武士の鑓を始むる二三人の手柄にて敵味方五百六百のうちに也追くづす時其かちたる方にて若者の初陣などいたしにぐる敵といへ共切ふて辛勞仕り取たる頭は追付頭とは申せ共少しふりよくして是を利口者と申ものなり、小身にても本の兵一番鑓二番鑓をほうして三番鑓もこは敵又は大敵ならば自然にあらんそれにつゞきて鑓わき、かたなにてたゝかひとつなり、弓にてそ

一本ニ敵味方五万六万八時により云々トアリとほうしてハ多うミてナルベシ

全集二八永祿六年三河設樂比郡比宮比城に本多百助を籠置氏眞公二千八百人數内八千信茂公に預け總川を押へとして遠州二俣へ取詰むる元目に置き一宮へ取詰むるに家康公せて二千八百人數を率ひ敵と突わり城へ籠り百助を岡崎へ連歸らる、石川日向守下知を以て人數を少ゝ不散圍を備早足になく二千八百へ方にて千八百へ敵を左右兵なし一萬二千を跡しらをはしらを備へ沈じむ同うんざ合戰云々トアリ

○甲陽軍鑑品第四十

たゆる人二なり、鐵炮にてこたゆる人三なり、就ゝ中鬪下の高名は一番の人にさしつゞきての武功なり扨又大將をうつ人は大略十が九ッ退類とおぼしめせ然れ共國もつ大將をうつ人は國五ヶ國十ヶ國の家にもおほうして二人三人ならでなし、扨其冥加を感じて是又ほまれの武士と云ふ是れは小身なる侍の事大身の上には一のおぼへ大合戰こせりあひ二のおぼへ城せめ、第一には人をよく見知、國の仕置見る事になさるゝ事是は又國半國とも、もつ大將の御手柄是なり、然る間右の家康は十二年以前に十九歳にて尾州大應の堺へ三河國一の宮の後詰同かんだいじの合戰吉良にての合戰山中の平せめ信長すけ、江州あね川合戰偏へに家康武功故信長の勝利と云ふ同若狹の國にて信長にすてられたる時の家康はたらき遠州懸川にて、今川氏眞をせめて氏眞に降參させ申事、其外三河國において七年に、大方七度の合戰有二万八千人數もたぬうちの合戰は、小合戰と申、それ大きなる、儕事也一万八千信茂公に預け總川を押へとして遠州二俣へ取詰むる元目に置き一宮へ取詰むるしに家康公せて二千八百人數を率ひ敵と突わり城へ籠り百助を岡崎へ連歸らる、石川日向守下知を以て人數を少ゝ不散圍を備早足になく二千八百へ方にて千八百へ敵を左右兵なし一萬二千を跡しらをはしらを備へ沈じむ同うんざ合戰云々トアリ

○甲陽軍鑑品第四十

たゆる人二なり、鐵炮にてこたゆる人三なり、就ゝ中鬪下の高名は一番の人にさしつゞきての武功なり扨又大將をうつ人は大略十が九ッ退類とおぼしめせ然れ共國もつ大將をうつ人は國五ヶ國十ヶ國の家にもおほうして二人三人ならでなし、扨其冥加を感じて是又ほまれの武士と云ふ是れは小身なる侍の事大身の上には一のおぼへ大合戰こせりあひ二のおぼへ城せめ、第一には人をよく見知、國の仕置見る事になさるゝ事是は又國半國とも、もつ大將の御手柄是なり、然る間右の家康は十二年以前に十九歳にて尾州大應の堺へ三河國一の宮の後詰同かんだいじの合戰吉良にての合戰山中の平せめ信長すけ、江州あね川合戰偏へに家康武功故信長の勝利と云ふ同若狹の國にて信長にすてられたる時の家康はたらき遠州懸川にて、今川氏眞をせめて氏眞に降參させ申事、其外三河國において七年に、大方七度の合戰有二万八千人數もたぬうちの合戰は、小合戰と申、それ大きなる、儕事也一万八千信茂公に預け總川を押へとして遠州二俣へ取詰むる元目に置き一宮へ取詰むるしに家康公せて二千八百人數を率ひ敵と突わり城へ籠り百助を岡崎へ連歸らる、石川日向守下知を以て人數を少ゝ不散圍を備早足になく二千八百へ方にて千八百へ敵を左右兵なし一萬二千を跡しらをはしらを備へ沈じむ同うんざ合戰云々トアリ

二にだて者、第三にゑち者是れ三人なり先一番に異相者はひとかたぎにて武士道のやくに立事すぐれて心清く縦へば刀脇指のかわりて出來たる様なり御家に、穴山殿なと夷大黒にて紙子を作りきてありかるゝ此穴山殿異相人也、又小身にては、名和無理介異相者也國持の異相人は織田信長なり、二番にだて者と云ふも武道の役にたつ人にて候それをたとへば、一條右衛門大夫殿馬鉄武具諸道具、是程陣しげきにいつもあたらしうして、しかも諸國の牢人によき者をあつめ、ざゝめきわたらるゝ此やうなる人、だて者なり三番にゑち者と申は小袖諸道具をいつくしくはかり思案して女の好やうに仕り微若なる奴をゑち者とて何の役にもたゝぬ臆病者にて此者にて廿に餘り卅に成てもよき事なくはぢを恥と思はず殊更其人は口たけて明暮はかにもたゝぬ、はをぬき所躰をよくしたがり、たけき兵の權だかなるをまねそこなひ、ざとうのすねるがごとくに、所ごとにて大口を聞武篇の時は人なみより内のしらみ顎のつれをも漸拾ひ親兄弟の敵ありてもねらはずぶせんさくなる事を遠慮なしに申臧け者をば我等の同心に仕らず候と土屋右衛門尉弟金丸助六同惣藏三人に、山縣三郎兵衛おしゆるなり、右衛門本名は金丸なれ共武田の老に信玄公なされ土屋右衛門尉と申候

土屋右衛門尉、山縣三郎兵衛に云ふいつぞや穴山殿、馬場美濃守殿にとひ給ふ遠州濱松の德川家康うはさに付て馬場美濃守殿談儀に器能はやく諸取人利根者座配よき人利發者武邊仕さうなる人利口者と美濃殿おしへ給ふと聞く、扨て諸侍の中に利根にて利發にてしかも利口なる人ありやと、土屋申せば山縣いはく信玄公の御家には侍大將内藤修理正あしがる大將濱田十郎兵衛是二人、此外侍大將の中に若手には小山田彌三郎にてあり、跡に中河中島合戰の時うち死なさるゝ古典座様なと物ごとあひとゝのひたる副將軍是也と、山縣三郎兵衛申され候此折柄山縣三郎兵衛、土屋に語りて言く侍が武士道のさたに大身小身のうはさ申時、詞大方定まりたり、先第一に國持をば弓矢取と申、第二に一郡一城斗りの侍大將をば武篇者と申、第三に小身なる人をば兵と申さる程に國持度々合戰に勝、數ヶ所城をせめとり翻ありて、云をたしなみ能人をみしる大將を文武二道の弓取とほめて名大將と申者也、扨一郡一城或は一ヶ國をもちても小身なる者が主に取立られ主の恩にて下され國主に成をば本の大將とはいわず郡代城代又は侍大將共申さん此人の手柄あり共、よ

○甲陽軍鑑品第四十

分など〻文なゾノ誤ナラン

き武篇者と譬て其君〻おそれなれば右郡代の分なども有をも、たしなみの武士と申なり、さりながら小身なる侍の分別工夫をもつてよき大将〻奉公致し少身を仕上げ其後かはりめに、主なしになり我手柄にて半國一國も切取に付ては是又大将と申さん其人五ヶ國十ヶ國もつ大将と無事にして互にすけあふ共少身成方を旗下と云ふて被官とはいはず候間縦〻人の旗下にてもそれは當座の政ごと成故我手柄にて一郡もちてもそれをも弓矢取と申ても大事なし、もし又文をたしなまば文武二道とほめ候はん、子細は伊豆の宗雲公今川殿〻たより、後我手柄にて伊豆相模を取、濱松の家康是も今川殿〻たより今如此就中小身成る若者一二度はなしうちの科人をよく切、或は合戦せりあひ、足輕場にて追頸の一ッ二ッをもふりよく取たるをば利口者と云ひさて又右の場にて鎗をあはする人につゞき鎗わきをつめてほまれ有人をば一度二度三度までかひ〳〵しき人と云ふ右の仕合かさなり人につゞき鎗わきをつめてほまれ有人をば一度二度三度までかひ〳〵しき人と云ふ右の仕合かさなり

抽る人

各〻者ノ字ノ誤ナルヘシ

て四番めからは剛の兵とて是をおぼへの者と云ふおぼへかさなり十度に餘るを場數有て名高き侍をさして大剛の人と云ふ其人に分別工夫あれば何と少身にても名人と名付る、殊更おのこ〻の武篇定廻る事若若によらず五百千ある一備の中より二人三人すぐれてせり合の場或ひは城〻取よするにもふりのみごとにこたへたる侍は一度にても剛の兵と名づけておぼへの人と申さん子細はせりあひに勝負なくしての儀城〻取よするに、おきたる城をせめずしてまきほぐすは、大将ひとりの下知故なれば少身なる各はからひにならず候然る所にのくにもかゝるにも五百千にぬきいづる人は英雄と申してむかしからほめたるげに候抜出る侍の意地は、敵あひ十間廿間又一町にても勝負のはじまる、すこしまへがおのこの善悪のみゆる所なり子細は矢鉄炮のせりあひざかりの事は、廿間卅間一町の内にてあるそれをちかくよれば鎗の戦なり然れば一番鎗を一度ほむるも人のすゝまぬにすぐれて抜出る覺悟をこそ、ほまれの鎗下の高名も右すゝむ人より敵のちかくへよりてのかゝる時と、ら敵ちかく行共一番鎗におとりたるは其高名と申も鎗にて敵をおさへてさするいはれを以て右の通りなり二番鎗三番鎗までは敵によりくづれかぬるつよき敵はあり何と強き敵にても四番めには、はや追頸にてあり、さるほどに信玄公御家にて鎗はおほうしてふたり三人三番鎗と云ふ事は終にきかず一番をあはする一人につゞきて二人ばかり鎗とよばるゝ、其二番鎗をつく人と鎗下の高名は對々の手がならん侍は軍法にそむかすして矢鉄砲のふるほどきたるところにおいて十間廿間卅間一町の間に手負死人かさなる場にてぬき出る人敵みかたうちあはゞ一番鎗の棟梁たるべし、其人をほめてこそおぼへの者はおほく出來申さんずれ、右にかたる五百千ある一備の中に、一二人ぬき出たる侍のかゝる時と、のく時とを、くらぶるならばのく時跡にさがるは、かゝる時のつよめに大方六双倍ほど、のく時さがりたる人の武き事意地すぐれたり、それも深手をかうふるか、なにぞの撰様を聞屆けて寧(ついで)鑿なされ弓矢の批判よく分別して侍を引まはし給へ、土屋右衛門尉と、山縣三郎兵衛申され候なり、右の次に山縣三郎兵衛曰く一ッ場所にて侍一二人走り廻りの中に、類鞘おほき方をましのやうに申、それは信玄公大きにきらひ給ふは、上かろければひいき〳〵の沙汰にて、悉皆大将もなく縦〻大将ありても未練なる君の下にて弓矢のせんさく女人のいさかひにおほき方の申かつ様子に相似たり、大将よければ、ましはまし、おとり對々なるは同じ事と分るがよき大将のわざなり、かならずおほき人の中には、せんさくなしにむざと我ひいきをほむる女侍澤山なり、去に付かたましき侍とは女を三人よせてかくげに候、就中よき武士他國より來る類親なき者手がらの儀ひいき〳〵に申につき信玄公度々御詫におのれがぬき出たる手がらをして大略にいはるゝは何程口惜からんと分別してみよ、そこの程をかんがうる者はかならず、中悪き人の事をもありように云ふを、其手柄をそしらぬ侍の我身にかけて大きなる武篇をいたす儀と又よし贔負おほうして種々作ことをいひ我もよりの大略のはたらきを一といひてよき手柄專らにする人をおとりに申者おのれが身にかけて、あしうしなす女侍をも、両方善悪共に信玄が書付て置たりと仰られ候定て其方土屋殿は見給はぬかと、山縣申されば、右衛門尉當年も両度見申候御家中つよき事淺からず廿ヶ年こなたへは左様の者一人もなし、信虎の御代に信玄公十六歳よりあそばし置る卅の御歳迄十五年の間に九人左様のあしき人有て各よの事によそへて改易なれば其親類衆へのために、むさと申さず候若き衆にかたり候はゝやがて彼一類をも女侍のよし贔負也といはゞ、土屋右衛門尉がいはするとも馬場殿、山縣殿はじめおぼしめさんと存知今ならではいはぬと有て弟の助六物蔵口をもかためられけるなり

阿部加賀守、山縣三郎兵衛相伴に、土屋右衛門尉所へよばれ、山縣よろづ武道せんさく仕らるゝ挨拶の

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

あとをとり後阿部申は右衛門尉殿の御事はかたのごとく若き功者にてなします、舎弟助六郎殿、惣藏殿聞せられよ、惣別若き衆は何事もなされざる間が奥深き物にて候、大略の事をなされ五百千の中にも一二人にすぐれたるごとくに仰らるゝ衆はゆく〳〵ふかき事は、なきものにて候間、甚心へあそばし、常に山縣殿をはじめ各ほまれの大身衆又は小身にてもおぼへをとりたる者の、雑談をきゝ、萬事せんさくさたなされ尤なり、子細は、信玄公わかうましまし時より、諸侍のことばをよくきゝ分別あるもなきもつよからんも、よはからんも其人の物いふ儀にてつもり被成たるが、今日にいたるまでもそれがしむけんならくへ曲罪仕らん少もあひちがはず候、さるほどによき事をもほめ所を見いだし、聞付穿鑿の取さたをもつて善をば善と定め、悪をば悪とさだめ道理をつめてはめそしる武士の作法なり、さなくしてかたはし聞て我贔負の者を虚空によきごとばかり批判する事、女にあひにたる侍と信玄公の常々御詫これなり、如此有様にせんさくあそばす故、若手に能武士出くるなりと阿部加賀守申て金丸助六郎同惣藏に教ゆる也

山縣三郎兵衛、土屋にかたりていはく、兵にもぶせんさくなる侍は家中さだちてあしゝ、其いはれは平野久助といふ我等同心大略の者なりしが、上州みのわにてそれがしそなへを二ッにわけ、小菅五郎兵衛を将にして侍七十騎のうちに右平野久助も入て弱手をおさへ、又一方は、ほうばう寺の一の門へおしよせ、我等下知仕る敵剛の武士共にて退手からめ手共について出勝負の時はたもと城意安加勢にまいられ城内のやしまと鑓を合せ手をふい引とらるゝ此方ちとめてくちの時、越後牢人大熊備前、我等同心の時敵に指物をとられ、おしこみ、指物とりたる敵をうち、指物に敵のしるしをそへて歸る、むるいのはたらき是なりと、信玄公ほめなさるゝ時右申平野久助もからめ手にては此者一人鑓をあはせ是も信玄公御褒美被下候へ共場所のかわりたるに、大熊備前をたゞ物そねみ種々の事を申て大熊をそしれば、我手前あかると、無案内なるせんさく故彼久助を追出し候へば、目安をかきて信玄公へ申上る、件の様子そ れがしも言上いたせば信玄公さやうの者はかならずぶせんさくにて縦へ手がらあり共、めてくちなる侍にも同前なりとて御内儀を得、扶持をはなせば我等むこにて候、信州あひき所へはしりこみ、山縣三郎兵衛に悔言ありて給はれとて、備をかりて居ながら、あひきうちの丸田と云侍の手がらしたるを右の通

佐川一本ニ酒勾ニ作ル

りに様々いひて後、喧嘩をいたし、しかもさん〳〵ふりあしうて、在郷のかぶあなへにげいり、殊外最後わるく相果候とかくぶせんさくなる者は、一段よきようにても終に仕形あしく候へば、武士はせんさくにきわまりたり、山縣土屋に物語り申され候なり

山縣いはるゝ右衛門尉は知り給はん、助六郎殿、惣藏殿此阿部加賀守は若き時五郎左衛門と申て覺の人なり子細はせりあひ合戰城攻の時先手へ旗本より一二人こされ敵味方の様子見きるに加藤駿河守は老功にて働の謙退を定むる其仁に指そへ御使には、阿部五郎左衛門を大略信玄公つかはされ候、今わは や弓矢の功者右の武士奉行加藤駿河守殿におとらぬ阿部加賀守にてあり、能彼人物云ふを、助六惣藏聞ならはれ候へとて、山縣阿部にとはるゝ貴方功者故四郎殿へかひぞへになされ信州伊奈、たかとふにおらるゝが四郎勝頼の御作法は立入て見奉るに何様に御座候ぞと、山縣尋る阿部則ち四郎殿武篇場數を指折てかぞふる

去る永祿六年上州みのわ椿山にて四郎殿十八歳の時初陣に長野が内にて覺へ有藤井豐後物見に出て歸るを追懸組討になさるゝ其儀御屋形信玄公へ深く隠し申候飯富兵部殿見給ひて我等に腹をきらせんと御呵り候事

上州むさしのさかい、鬼のつらと云ふ所にて敵馬上五騎のところへ四郎殿と秋山紀伊守と二騎の中に四郎殿はやくのりつけなされ河中にて五騎のうち一騎きりおとし給ふ事

去々年信玄公小田原御發向の時武州龍山三のくるはをせめおとしなさるゝ刻、北條與州家老、諸岡山城小田原のき口の時、しんがりをなさるゝに松田が家老酒井と云ふ侍と、たがひに馬上にて手と手をとりあふほどの事小田原より佐川の間にて四度御座候事

右の翌日に、みさせにて馬場美濃殿小勢故敵ともみあひ勝負つかざる所を勝頼公自身鑓をつてよこ鑓に入くづし給ふは、信玄公御眼前にて候その翌日に、そりはたけにおひて馬場美濃内藤、此義をさたして信玄公御前において四郎殿をほめ奉り、感涙をながし候へば信玄公とかくの御挨拶もなく仰らるゝそうふの涙と云ふて武き武士はいづれも涙もろし大唐の韓信樊噲物を感じて涙をながす事はやし又我

○甲陽軍鑑品第四十

家にてもむかし狹原常陸涙もろかりつると聞く旁も同前なりと、御意なされ四郎殿の御さた何共仰られず候

去年の正月駿州花澤にて門脇の左の方ひきみへ五人つゝそれも四郎殿・名和無理介、長閑、諏訪越中初鹿傳右衛門、五人なり我等は朝、もゝを少し、繊袖にさへられ其場へ參らず候事

去年四月廿八日に越後國の輝虎、小田原北條殿に賴まれ信州のくにばし、長沼へほこさきを出す時、信玄公御馬出ざるさきに伊奈より四郎殿、夜がけになされ、諏信一万五千あまりの人數に、四郎殿八百の備にて合戰をかけらるゝ所に諏信、四郎殿と聞、ほめてなみだをながし無類の若者かなとて、けんをまはし引とらるゝ但し殿にさがりて物見する侍二騎幾りたるを四郎殿乘つけ一騎切ておとしなさる其刻我等もやう〳〵つゞき申、今一人の者を切おとし候へばさすがの諏信衆も、のき口早々にて右兩人をすてゝ引とらるゝ我等の切おとしたる者は元來逍遙軒の被官に落合彦介と申各御舍兄金丸平三郎殿と喧嘩相手にて候四郎殿十八から當年廿六歲まで九年の間に大方先つよきはたらき是程なされ候へどもた 強過て今明年の內にうち死なさるべきかと存る、此程御陣ぶれの上は今から廿日の間に定めて參州遠州へ御發向ならん、家康と御手きれなるにつき、如此陣の時は歸りてこそいきたると存ずれ、武士は何もなれど四郎殿をば一入あぶなく思ひ候へと、阿部加賀守語れば山縣三郎兵衛聞て扨は四郎殿にも強過たるが一ッの瑕にてましますしかも是は大將の大き成瑕にてよはきよりは結句おとりなりと、山縣三郎兵衛申されて座敷を立なり

或時御舍弟一條殿、高坂彈正にとはるゝ關東の上杉則政は我下手の衆へ三年に一度つゝ知行わりありて加恩をあたへ給へと各のぞみたらばくるゝ日もゆく、日も所領とらんとを思ひ父管領の代より子息則政の代に三双倍四双倍に身上成たる人もかたじけなく思はずして內々には則政衆、北條氏康へ心をよせたる樣子は則政の知行くれられたるも、やうありや、このことはりを高坂彈正いひ給へ、きかんと一條右衛門大夫殿いはるれば、高坂こたへていはく信玄公の人取立給ふに、眞田一德齋、我村上におしたをされ牢々なるをとり立本知を下され或は小幡上總、諏信に背きて是も牢々して甲州へ參りたるをかゝへ置上野をおさめ取立本知を下され候へば辱なく存知御諚代の衆にも同前に其身も存知上樣も左樣思召殊に大熊、輝虎の機にちがひ甲州へ參候て山縣同心に也數度の手柄故出頭小宰相の聞に仰付られ取立給ふ故是も御諚代のごとくなり、それを上杉扇谷老四人の內、見田と申侍聞候て甲州へ參り長坂長閑、跡部大炊介を賴御家へ泰公に罷出る信玄公かゝへ置給へと切符少づゝにて召置るゝ長坂長閑、信玄公へ申上る越後牢人大熊なみに見田をも御取立あれかしと言上いたせば、そこにて信玄公御詫に一年某北條氏康氏政父子に賴まれ松山發向の時輝虎を引出したるは大田三樂と彼見田なり其節惡曾某分別を以て北條家理にせられ終には件の見田如此牢々仕る、さ有て侍は侍を賴むならひにてかゝへ置給へ但し一度敵したる者を取立大身にするならば眞田、小幡大熊存分に敵仕たる見田さへ如此なれば我等式御恩も、さのみ忝なき事にてなしと思はん義道理也、さあるとて又小幡、眞田、大熊に知行の上に知行を重されね候はゝ譜代の衆にも加恩せずして成まじ其如く知行を只ものくれては少身成者可取立所領無之縱國かさ多共善惡のわかりもなく人の譽にて家中の侍大身小身共に泰公の忠節なき者共明ㇾ知行をほしがり、結句後には則政に恨を言、敵をするは則政無分別にて人の譽を面白がり、忠節人にも一度敵したる者にも善惡同前に、ばかぐれと云物にむさと知行くれたる故なれば見田が採成侍をば命を助け少の扶持かたあたゆるは大成恩賞也、但し敵をしても己が身上つぶれずして降參仕る侍をばかたのごとく念比して置は國持大將の專ら工夫の上致す義隆參の侍是も忠節の中也と、信玄公仰出され長坂長閑、跡部大炊介不覺をかきたるほどの者にて候つると一條殿に、高坂彈正申きかせ候なり

天正三乙亥年六月日　　高坂彈正書之者也

一本ニ出頭女房小宰相トアリ全見田チ三田ニ作ル

向ハ円ナルヘシ

甲陽軍鑑品第四十下　卷第十四　目錄上同

唐國諸葛孔明八陣圖

●魚鱗（ぎょりん）　●鶴翼（かくよく）ハ○　●長蛇（ちょうだ）レン　●偃月（えんげつ）ノ　●鋒矢（ほうや）ノ个　●方向（ほうこう）○　●衡軛（こうやく）　●井爲行（せいいかん）

○甲陽軍鑑品第四十

●春（はる）向（むかふ）北　●秋（あき）は向（むかふ）南也○△是を以て相をとる有二口傳一

右をよく信玄公傳受ありて、其後工夫を被レ成新軍法其外諸法度の仕當をあそばし給ふ事皆是信玄公と合て四大將何も取合故也、さるにつき軍法は先當代四大將よりはしまる、むかしはありといへ共、尊氏公四代目の御時分からして連々取失たるとみへ候軍法の儀は信玄公、謙信公、兩君なれ共是も三分二は信玄公より濫觴する

當代日本の四大將は御歳增次第先へ書す

伊豆國平氏大聖院北條氏康公五十六歳にて元龜元年十月三日に他界病死

甲州源氏法性院大僧正武田信玄公五十三歳にて天正元年四月十二日他界病死

越國管領入道上杉謙信輝虎公四十九歳にて天正六年三月十三日に他界病死

尾州平氏織田右大臣信長公ばかり存生

右のつぎ大將衆大小老若共に名高き武士は

丹波　一赤井悪右衛門　四國土佐　一長宗家部　伊豫ノ一くるしま　安藝毛利家　一吉川　越前　一朝倉叔父金吾　一小早川

江州北郡　一淺井備前　三好家　一松永彈正　一德川家康　安房里見家　一柏木大膳　上杉家　一太田三樂　一盛氏　上總　一万喜少

弼　合十三人此外右四大將のしたに如レ形武士あれ共其日豊の日のごとくにて主を持候へば大將と

いはず十三大將の中にも主持あれ共それは其君輕き故我まゝになりて如レ件

右四大將より大身衆日本國にも、中國にも、毛利殿つくしに大伴殿、關東に上杉殿と有つれ共、はや生替にて前代ほどなき故か當時は先四人の御侍衆なり扱又四大將につぎ十三大將をあわせて十七人の大將衆此比扶桑國の名將と名をよぶ氏康公一代一のおぼへ十八歳の時しか一代一の覺、河越の夜軍、信玄公一代一のおぼへ十八歳の時しか

も少人數にて大敵を引請、にらさき合戰其後一年一月の內に信州戸石合戰幷笛吹到下にて信玄公二十四歳の時大敵を引請け一月に兩度合戰、又關東發向に四十二日の間數ヶ所の要害へ取よせ一度もけがなくしかも遲地までせめ入小田原放火の歸陣に、みませ合戰勝利の事、輝虎一代一のおぼへ十四歳に

て二千の人數をもつて七千の敵にしかも我下知にて勝利を得る小田原遲地へせめ入信玄公のごとく放火はなけれ共謙信公は信玄公より十年まへなる故まづ手がらなり頓て又三年の間に氏康公氏政公信玄公三大將を相手にして輝虎は一大將なれ共松山落城をきゝ、しりぞかず、しかもきさいの城を攻れどもし城主は恐（おぢ）の成田がれとうと、小田の助三郎といふ者をはじめ雜兵三千なでぎりにいたされ、のがるゝ事信長は二十七歳の時八百の人數にて二万の大敵義元公にかち其後公方樣御供申天下へ仕すへまいらせ三年の間公方を守護し奉り其以後都支配の事、いづれも此外自余の大將衆ほどへに成程の事はいかほども御座あれ共それは際限なし、四大將のはたらき前代にもためしまれなる儀これなりと申其余も其家々近邊に於て勿論大剛なる儀共さそは御座あるべけれとも事ながうして際限なし、さるに付あさねくさたの有斗り、紙面に書のせ申候就レ中前の四大將取合は氏康公にちがふたる人は信玄公へ申入信長公に遜ふたる人は又信玄公へ申入謙信公にちがふたる人は信長公へ申入信長公に遜ふたる人は又信玄公にちがふたる人は謙信公へ頼み大身、小身老若によらず右の四大將をまほり所に仕る故なかあしうして戰ありつれど、はや氏康公信玄公他界ましまします、謙信公は此書物かき立始め申す四年目、三月他界なり其時より高坂彈正も少つゝ相煩ひ候て罷有、輝虎公他界の年極月までもながらふまじきと存知我等命のうちに是へかきのせ候間病中にて事つゝかずとも首尾不合の樣に存せらるまじく候

高坂彈正

長坂長閑老　跡部大炊介殿　參

甲州武田　法性院大僧正機山信玄公軍法新しくなされたるに付て古歌ひき給ふ

聖德太子

しなてるやかた岡山のいひにうへてふせる旅人あはれ親なし

達磨返歌

いかるかやとみのをかはのたえばこそ我大君のみなはわすれめ

此歌は昔し聖德太子と達磨大師對面の歌也、達磨大師も日本國へわたり給ひ、やまとの國片岡山に乞食のごとくしてまします、臨濟の錄に片岡山下老野狐とありげに候、凡人は努々是を存せず聖德太子達磨大師はいづれも三世をさとる佛のよりあひにて互に知てこそ右の歌の上に達磨は唐土へ歸り給ふ事定て日本に佛心宗其比は時季相應なき故ならん、事長しあら〳〵と云ふと宣ひて件の歌は聖德のも達磨のも長ければ人の會得なるまじきとて定家卿のみしかう歌二首によみて、人の合點いたすやうに

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

あそばすときこへたり、扨又いやしくも信玄公分別才覚のまねをもつて、工夫思案して唐國諸葛孔明陣をとりしき備へまふけ城をかまへらるゝ儀、尋て是をならひ陣取を大小二にして其外人數備、三ッのかまへ、かずのはたらきやうを仕り我子孫計りにあらす誰人なりと云共、扶桑戦國の中において數萬の衆を將て軍さをやるにうたがひをさだめさせ、まいらせんがための信玄が軍法如此と宣ふ也、扨又軍法の儀は別に一巻有之

關東の上杉管領花の制札にて如件と立られたるなり、扨又信玄公甲府穴山小路眞立寺と申す法花寺に紅梅の甲斐一國の事は申に及ばず近國にもさのみ多くなし、さるに付右の眞立寺より花の制札を申請るに付即禁制の札に此花一枝一葉たりといふ共、たをり取輩これあるにおいては、げんかう、かうやうの例にまかせて申付べき者也件のごとしと、あそばす子細は花といふ物はたゝ尋常のせいたう、らうせきにちがひ花の主是をおしむは又こん春のため、折取は見ぬものゝためいづれもやさしき、なさけあるに、るざい死罪はあまりなるとの義にて候以上

山本勘介駿河より甲府へ始めて召しよせられたる時、信玄公勘介に駿河今川家の肯語を諄ねなさるゝ、山本勘介申すは義元公の御家むかしより、高家にてまします子細は公方たへば吉良つゞ、吉良たへば今川つゞくとある謂れにて、家風いづれも少しとして、ひだちの入る事御座有るまじく候、しかも駿河、遠州三河三ヶ國のあるじなれば様子けだかく物の名人のあつまりにて、殊更能き家老衆澤山にして中名小名迄に武道專ら心がけ申す事、是非に及ばす候其上臨濟寺雪齋の義元公かひぞへに御座ありて、公事沙汰萬事の指し引きあさからざる故、尾張國織田彈正なども、駿府へ出仕いたすにつき末々は都迄も義元公御仕置なさるべしと各々風聞にて候へ共我等式は一段あやふく存知奉つる、いはれは雪齋明日にも遷化においては家老衆のさばき縦ひよく共、雪齋と申す物しりのさばきより、おとりなりと諸人からく存ずべしさありて雪齋のごとくなる、長老をまた尋ね給はゞ今川家の事悉皆坊主なくてはならぬ家と諸人思ひ候てヶ様に批判申さば、扨て以來あやうき事なりと申上る故、それより山本勘介きゝ入れよび給ひたるほど、分別才覚ありて、工夫の知略よろしく思案の宏才者なり、一文字をひかず共、學問なくとも物

識といふは此の勘介ならん是れはたゝ智者と申す者也とて、信虎公、信玄公二代へかけて四人の足輕大將と此山本勘介をそへて五人衆に其年からなされ給ふなり

むろが入道がいはく名大將と申せ共一國斗りの大將をば世間のとなへもさのみ大きくは申さぬなりめて二ヶ國も取りて其近國三ヶ國程有る我持ち國共に五ヶ國にて鋒をふりて名をとり三ヶ國四ヶ國五ヶ國を支配なさるゝ大將は敵多くして沙汰多し如此の多き敵と戰ひて種々の智略あれば、それをさたして名をよぶなり、一國斗りにては敵すくなければ名もすくなし、扨又かずの敵にあふて何方にても一代越度なき大將の二代目にては、安大事の二事あり、先づやすきといふは前代の威光を以て後代の大將少しの儀をも四方にて大きにさたする事もあり是れをやすしといはん、扨又少しのあしき儀をも、大きう世間にあしうとりなす事、是れも大事と云ふ、やす大事の中に安はまれなるべし子細は四方へひゞきわたる大將の二代目をば少し斗りのほまれある儀前代よりたとりといふてひだちをうつ事ある故これもつて大事はまれなりと、むろが入道世間の批判これなり

或る時又むろが入道馬塲美濃に語りていはく人のたづる名大將の二代目は、大略九年は、くるしからずして十年めは、かならずあやうし其謂れは先づ三年は先代の威光にて何かと取まはして大事なし又三年はかはりめに仕合せよき衆、さゝめきわにればそれにつきて悉くいさみて是れ又大事なし、扨其後三年はあしき仕置といひながらとかくくして都合九年也如此ありて十年めは大きにあやうし、それすぎばかならず敵方生れ替りになり其仕置に大事ありて此方は大吉ならんとむろが入道がかんがへ工夫これなり

阿部加賀守がいはく三ヶ國共もち給ふ大將は何に付ても世間に名をとなへ申す也、子細は駿河今川氏眞公馬のあか藥、元來は、公方光源院殿御秘藏の御馬わづらひて五畿内四國中國のはくらくにてもかなはざる所に、乞食のやうなる聖が來り今の御馬に舍人衆三條河にて氷をかくる處へ行きあたり某なを申さんとて彼の聖此藥一服にて御馬平癒の條、公方より此藥方を書き付けあげよとある儀にて候處に其時分一宮隨巴と申す弓の射手光源院殿御前へ出頭人なれば、隨巴是をかき付けらるゝ其後光源院殿御切腹あるに付て隨巴駿河へ下り氏眞公藥數寄をあそばすをもつて、隨巴が訓へまいらせて諸人に

下さるゝ故氏眞公のあかぐすりと申しならはすなり

内藤修理内方の母死去なり、此隱居一向宗なれバとて甲州の内とゝろきと云ふ寺の一向坊主悉く來る

さる程に餘宗のごとく死人の膳いかにも見事に内藤申し付けらるゝ時、一向宗の出家だち申すは我宗

のならひにて御阿彌陀樣へ能く食を進上申せばわき〳〵へはいらぬ事にて候と申して亡者にむけず内

藤修理申さるゝ、それは何としてさやう法外なる立派なりとあれば、上人阿彌陀こそ肝要なれわきへ食

をそなゆるはさよひの心にて一向宗から餘宗をおかしく存ずるといはるゝ、内藤修理申すは亡者かつ

へば如何ととふたれば上人答て云く阿彌陀樣へさへ食を備ゆればそれが悉くの衆生へ施しになるとい

はるゝ、内藤修理手を合てさても殊勝也他宗にちがふて造作も御座なき御宗旨哉一尊の施し萬人にわ

たるとは珍敷き先づ重寶なる一向宗かなとほむれば上人悦んでさる程に我宗ほど殊勝なるはなしと、

上人いんげん也、然れば内藤修理自身上人の膳をすへ殘り百人餘りの坊主達に一切膳をすへず是れは

いかんと坊主達申して膳をこへば、そこにて内藤修理申さるゝは、やら御口のちがうたる事哉上人さ

へさいり候はゝ脇々の坊主だちは、はら一ばい かと存知て如ゝ此と申す其後は坊主達侘言して亡者にも

膳をすへ、みなの坊主も餘宗のごとくに執り行ふは、内藤修理、理窟の故一向宗恥をかく也

甲州に關口と申す馬乘の上手にて尚乘は本の事にてなしと申せ共是は一入重寶なり一丈二尺ある、が

けをとびわたろし、よこ一尺五寸ある土居の上をも早道、いつさんをのり、關の木通りいたやの上をはやみ

ちにやり其外あら馬強馬のり候て馬の藥がひ迄上手なれば關東奥にも此關口ほどなるは終にみぬとあ

る儀を東國の博勞共、大將衆にて申すなれば凡そ日本國中にも三人とあるまじきとさたなり、

甲州武田の諸代衆隨分の侍に今福淨閑若き時分よりためし物をよくきる人にてしかも上手なればすで

にすへものを切りて其頭の落るにわきざしをもつて切口へつきつらぬきてしたゝれとさぬやうに中に

てあやるほど、手をからしたる、ためし物の上手にて侍衆大身小身共に淨閑に頼まぬはなし、さる程に

ふとさたあれ共定めて一二百人も切り給ふべし此人何としてやらん

其年四十七八迄千人に及び切り給ふとさ

能き子供幾人も病死する、扨又今福淨閑參學などして心もこびたる人なれバ下劣の批判に取りあはず

子供の死するも、ふまひ因果と申されて少ともとりあひなし、或る時信州岩村田法興和尚甲州へ御座有

りつるに今福淨閑此の和尚へ見廻申さるゝ時法興和尚今福入道へ教化に其方はよきとしにてためしも

のゝ罪につくり勿躰なしとの尊意也今福入道申さるゝは我等の切候はゝこそ凶人の科がきりもないらす

る儀なりといはるれば、知識もそれは先づ尤もなりとて、しばらく間をおき法興和尚仰らるゝ、今福入

道此いろりへすみを入れて給はり候へとありければ、淨閑畏て候とて炭を持ちて爐邊へよる時和尚宣

ふ大きなる炭を火箸にてはいかゝなり、定めてさすが武田の幕下歷々の今福入道指を以て炭を入れ給

へとあれば淨閑又物の興ある人にて諧謔に達じ既に能なとする事も、古保庄太夫などゝ立ちあふても、

結句今福淨閑ましなり、ヶ樣の人なればすみ

わるゝそこにて和尚宣ふ、今福入道は何と

なり、扨て和尚宣ふは炭燒の手こそよこれ候

いだすなれば今は炭とりたる手こそよごれ申すべけれといへば扨こそ先刻其方がためし物の儀科ありと

も究てくびきる今福淨閑に其罪あらんと法興和尚のすゝめにて今福入道其の後ためしものきらざる

なり

信玄公御仕置にもろ〳〵のさかひめ、侍大將衆へ近國他國の大將は行儀作法仕形聞出し次第善惡共に

一ッ書にて言上いたせとあるに付、或年遠州いぬゐ天野宮内右衛門と申す侍大將の所より進上仕る書

付に美濃の岐阜織田信長へさはり一尺の挑三ッなりたるを枝折りに仕り霜月中の十日にあげつれば信

長指し引きのさへたる名大將にて、う、はこと

武士にてましませ右の挑を大きに心いはひ

らせられ三ッめをば遠州濱松徳川家康公へ送り給ふ、家康よのつねならず忝なく返事を被成其挑をか

くして捨て家康食ひ給ふ事なし此儀を天野宮内右衛門かき付てあぐる、一ッかき多き中に是はさせる

儀にてなきと存候てこそすゑにいかにもそさうに書きたるを信玄公御覽あり、其書付を御手へ取り給

ひしばらく目をふさぎまし〳〵て後御眼をひらき宣ふは家康今年は定めて三十斗りにても有らん四十

に及び殊に大身の信長に、いつ位もましの、しまり所ある分別ありさすがに武士の心ばせなき者ならバ

年こばいに相似あはぬとも申さんずるが、三河の國おさむるとて十九歳より廿六歳迄八年の間に粉骨

一本ニハ信長に五つ位もトアリ

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

をつくしせんかうのほまれかたのごとくなれば海道一番の武士と申しながら日本國にもあまり多くは

あるまじ、丹波の赤井、江北の淺井備前守、四國の長宗我部、會津の盛氏、若手には此家康ならん、扨時

過ぎたる此桃をすてたる分別出世をかんがへて如し此其出世とは年明ば吉事也、此心は馬場美濃　內藤

修理高坂は定めて合點つかまつるべきとのたまふなり

或時信玄公宣ふ人が人にしてみせ或はいふつ、しつ、有りてきかする事も有る一切のことわざ上中下共

に一人につき三ッあるぞ、第一に其位より出來る事一ッあり、第二には不出來る事一ッあり、第三に出

來も不出來もなく其身位ほど仕る事あり、扨又其みる人聞く人はまづ無分別なる者の批判に出來たる

をみては上手とほめ同じてが不出來なるを見聞ては下手といふてそしる三度三樣の取りさたにてそれ

は口計り利根にて心の至らぬ者共の昨日が今日にかはる人にはほめられて、曲なしたいそしりてくれ

よかし是れは見聞が人の事、就中其藝者は出來も不出來もなきやうに其位ほどに仕るを功者と云ふ又

元來器用にて其みち〳〵の學をよくしていかにもの會得の上我工夫よければ心のつき所に志してむかし

の儀、ふまへ所にいたし其人ならひの後學をもつて味を少しづゝあたらしう分別して出來も不出來も

なきやうなるは、いつもよその出來たるほどあらん、さるに付て是は其道の上手とて此人を四方にあ

まねく右の通りに沙汰するを名付て名人ともいふ儀なり、できふできのあるは上手のうちにていまだ

いたらぬ心ならんかと宣ふなり

或時長遵寺所へ振舞に馬場美濃守、內藤修理正、高坂彈正、山縣三郎兵衛駿河江尻の城代なる故遠州濱松の家康うは

各大身衆寄りあふて、一日の雜談有り右の內山縣三郎兵衛は小田原近所な

さをよく聞て申さる〳〵、內藤殿には關東安房佐竹會津までの事をかたり給へ、小山田殿は越後越中迄の儀をかたりなされよとありて山縣申さ

れ〻北條家の事を語り給へ、高坂殿馬場美濃殿は駿河さかりの作法をおさなくて見きいた

る〳〵扨て家康は義元公討死より以降十年內外の國持ちなるが扨又其きいた

る儀ならん信玄公の奉行衆公事さ〻く樣子に少し相似たるごとくなり、何にても公事の落着はめづら

しき事きかぬ共それは昨今の家康國持なる故、各々の感じ給ふ事はまだ十年過ぎてもあるまじあの若

き家康申付ける三人の奉行に三樣の形義をいひつけたるとみへて佛かうりき、罪作左どち〳〵なしの

天野三兵と濱松にて落書にたてたると聞く、扨又一年我等共卅計りの時分信州更科の出家公事に武藤

殿櫻井殿若き時今井殿計り宿老今福淨閑中老なるが四人歳もかたぎも各別なるを奉行に信玄公仰付け

られたる樣子に此程の家康が少づゝ似たるは不思儀なり△と山縣三郎兵衛かたれば、馬場美濃內藤高

坂各申さるゝは何樣家康たいものにてはなしと、各いはるゝ中に馬場美濃申さるゝは家康身の上を

我等見及びたる儀あり美濃が命を今廿年いきて此考へあたるか、ためしたく候廿年いくれば八十に今

少し也かぬのくさりでつなぎてもならぬ事をぬがうたりと云ふて笑はるゝ、高坂彈正申すは家康身上

をば何と馬場殿は考へ給ふぞと、とへば美濃申さるゝさすがの彈正殿我等よりはやくかんがへ有るべ

き物をといへば、小山田彌三郎手をあはせて御兩所の考へをぬがはくはきかんとしきりに所望する高

坂申すは美濃殿のを承りたさに我等下座から申さんとて彈正則ちいふ家康いま信長と二世迄の入魂に

つき兩方加勢をすけあひそれ故、ふたりけんごなれ共信長敵は上方十四ヶ國の間にて信長に國とられ

ぬを、もとにして信長國へとりかけんと存ずる武士一人もなき故、かくのごとく次第に大身になる家康

はいつまでも三河一國遠州三ヶ一ならば終には家康信長被官のやうになりて後祝言は申しつ信玄公の

明日にも目をふさぎ給はゝ信長安堵して今こそ嫡子の城介殿と同意に思ふとて三ッの桃を一ッ送る共

強敵大敵の六ヶ敷信玄公御座なくば家康を信長ころし候はんそれに大事なくば家康果報の儀少々の叡

神はかんがへなりかぬ申さんと高坂がいへば馬場美濃大檀文をたて我等もそれなりと云ふ內藤修理も

同哲文にて右の通りなり

或時小笠原監安齋へ宿老衆振舞によりあふて口すさびの物がたり是れなり、その大身衆は馬場美濃守

眞田源太左衛門丞、內藤修理正、山縣三郎兵衛尉、保科彈正忠、同兵部介、高坂彈正少弼、小幡上總守、原

隼人佐、岡部次郎右衛門尉、小山田彌三郎、土屋右衛門尉、土屋右衛門尉申

す皆宿老衆聞き給へ侍武士道のかせぎは申すに及ばず一切につゐて善惡の儀人を證人に立つるはふろ

かなり只我心を證人に仕候はゝよからんと存ずる是れ如何といへば、馬場美濃いかにもそれ尤もに候

と申さるゝ但しさやうの人は我心清きまゝに大晦の人をあさくみて自慢の意地ある者なり、とてもの

儀に慢氣なくして年增をはうやまい年かたりを引きたて、同年をはたがひあにうらとけ其中によく近

全集ニ△其

上酒井左衛門尉石川伯耆守兩老つとて家老大久保七右衛門尉左近大夫と四人何も一方の士大將たるべき人數を持ち合ひ又互に出頭を爭ふ故、多くは不和なり

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

づく人のたらぬ事ある共よく異見を仕り扱別人も我もよきやうにと存知少しもつゝつらぶたる儀にては、心に心を恥る人は何に付けても大きにほめたる事なりといふて、此次に侍の大身ともに不覚をかき越、度をとりたるあしき人のうはさはあたまをはられたるばかりにてはなし其不覚と申す事いくつもあるぞ、第一に悪きうそを、さかしらに申す人、第二に武士と武士が中あしきとて座敷にても路次にても慮外の事、第三に親兄弟の敵ぬらはぬ事、第四に侍衆たがひに被官共いひ事に付、云々過し仕る方より傍輩達をたのみはやく詫言せざるは無心懸の侍にて候、付たりあなた奉行ならば則時に我者成敗なり、第五に相知行などにて我ばかり徳のあるやうにいたし傍輩を慈徳の事にてだにぬく事、第六に能き武士の手柄あるを猶む事、第七に身上心安くなき以前に色好みの事、第八に武道具はたしなまずして入らざる儀に物をいる、事、第九に口論の時我ひいきの人多ければ強くいひ、悪口すくなければ又いひこなしてとる事、第十に委しき近付きのよき道具をしらずして、もちたるを我はよきぞといひても又いひこなしてとる事、第十一に出家町人百姓にあふてかさつを申す事、第十二に少しの心ばせをいたし五百千の中にも一二人にすぐれたるやうに存知過言申す事、第十三に武士が町人の金銀澤山に持ちたるを見いれむてに成事ふし、扨又家老と奉公人と取成に諸奉公人家来方を仮初にも跡よせ如此にて能国に居らるゝ上方なもの東とも、付ひ能とり弥三川国風号弥三賢き強み語也と馬鳴云々もとアリ。

なる事但し女人定能は又めかけなどにはくるしからざるが、ほんの内かたには大きに勿体なし、第十四に我女房よき縁者の時馳走候て何とぞ梯子ありて縁類なうなれば其内儀を無聊走にいたす事、第十五に我仕合せよき時はれごり無仕合せのある時めるる事、第十六に我よきうかづきなり共又はほまれの武士なり共あしもとのよはきをあなづり未練の侍をも仕合せよきをば誉る事以上十六ヶ條右十六の内我よき近づきか、又は大略の知人にてもよき武士ならば仕合せよきもあしきもあしう仕るべからず

未練の侍なり共主君の御崇敬にいては、ほめこそせず共珍重はいもう尤もなり、子細は其人をあがむるにあらず我君をあがむる儀なり君をあがむるは我身を思ふ道理なり、いはれは主君の御かげ故、をのれが渇命をつなぐほどに如此

人に慮外の儀座敷にて友傍輩の脇指又はひざなどにとりはづし我足さはりたらば縦へ其人と中よくともあしくとも、慇懃に畏り手をつき三度戴くべし、いたゞかる人も中よくともあしくとも其時はいかにもうちとけ是れは迷惑と申してあなたの手をいたゞくふりに仕るは、是れたけき武士の作法ならん人がいたくとてそれにのりかはをそらし大きなる体をする人は十人九人臆病に御座候

路次にてひとりは馬に乗りあしだをはき、一人はかちにて行けば其人と互に中よくとあしくと、歩の人ものかげへかくるゝ事尤もなり、扨又馬にのり或はあしだをはく人は是も又其人と中よくと悪くとかすみからかりて時宜をいたせ、あいてのかくるゝは人を六ヶ敷馬よりおろすまじきといふ事なれば、是は侍の時宜ふかく人の時宜するに此方より時宜をせざるは、大非義にて候中あしくは用心のためにもなり、扨又馬よりおりあしだをぬぐ事、よき武士の作法なり扱あゆみ行く人はあなた時宜しを給はゝ中あしく共うちとけがほにてぼくりはく人、ぬぎたらば、こなたはざうりをぬぎ馬よりおりたらば鎧をおさへ申さんと口にていひ候へ若し又かくれあはせぬ内に、馬をのりとをす共おろす事はかならず堪忍せよ、子細は相手が武士の作法をしらず候、武士が武士の作法をしらねば女のごとくなり、うはき者有て時宜いたすにおりよなどゝいはゝ、それはおれるべからべからずおれるゝほどならば定まりてかならずうちはたせ、就中親兄弟の敵、かちにてとをるにぬらはるゝ人、馬上に於ては、馬に乗りたる者そこにてよくうそをいへ、其うそは君の御使に参る御免候へと、慇懃にいひてのりとをせ、それは又そこにてぬらふ人もうたぬといふて不覚にはならざるぞ、子細は馬にて乗りたてはれひつかるまじきなり、殊更座敷にて侍のつきあひにさかづきは中あしき人のさし給ふ共、慇懃にいたゞきいくたびものむべし、相手慇懃にせばさす人も猶慇懃にせよ、又少し意趣あるを失念して不慮に盃さすに、いやといはゝ無理にのませよ、さるれも甲乙あるまじ甲乙なくばうちはたすべき無二是非一のむべからず、さるにつきてたがひによき武士は、いづに身上を破る儀、君臣共にれほひなる損にてはなきか是れをもつてつねに遠慮して、ふかくつゝしむ侍を興意有るよき武士とは申すなりは右十三人のひはんありて、其後ぬの〳〵座敷をたち申され候如件敵うちの事、先づぬらはるゝ人は常にぬ所をか〳〵警夜用心して其上路次を行くにかたき待ちて居ると聞けば脇道をとをり跡へもどり、何やうに仕りても、うたれぬごとくに分別尤もなり、此儀を無案内なる人々、比興といふ共不吉信玄家の作法はかくの分にて候

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

ねらふ人は其身のけがをしたる意趣ならば夜畫共に狙ふてしほす時、かたな脇指或は鑓長刀まではくるしかるまじ、扨又親兄弟師匠伯父従弟迄のかたきうちならば、弓鑓鐵砲にても仕すますを手がらにいたし候へ我意趣切りにもかたきうちにも、かたきの家へしのびこみて切りすますは、一入よき心ばせと申さんなり、よそは何ともあれ信玄家の作法如此

はなしめしうど、家の内に居り候は〳〵、麁忽に其居家へおしこむべからず、うちに科人いくたりありて何道具をもちたると聞き定め其上もし此方にあはても敵方を見さかへず切りつゝつきつするものなれば、其遠慮尤に候され共無案内なる人のさたに名の高き武士さやうの場にて右の科人の居家へむざとおしこまぬをよき武士にひだちうちいふは臆病なる侍の女の批判にあひ似たり、其人をばあすならふ侍と是れをいふ子細は諸木の中に名のなき木一本あり、此木が申す杉より檜の木がまし、ひの木もこめなるはよしなど〳〵沙法するを除の木共がとひやうに其方は何と云へば彼の名のなき木がそれがしは檜の木のおやうに、あすならふと云ふて終に何にもならざる間、此の木の名をあすならふと名づくるごとく、よき武士をそねんで手がらのなき男はあすならふ男と是を名づけんとて内藤修理いふて笑ひ候以上

右はなしうちの者、家の内或はそとにても、爰かしこよりぬる所へ、誰にても最前にかゝつて切りむすび、かゝつてひきつみだれて勝負をするに脇からもうしろからも別人よりて刀又は長道具弓などにてそのと人をころし候はゝ定てころしたる人、是をしとめてありとあるは、大きに非儀なり、子細は人のよりかぬるを、ぬき出、かゝる心はすぐれたり、其上人のきりあふ所へよこからもうしろからもかゝりては、じよからんまるにつきはじめ、まづきりあふ人の手柄一なり、二番目にころす人もはじめ勝負へたす人につゝきての手柄なり此わかりは人のかゝらぬに一人勝負をはじむる意地は人にすぐれてやさしく此者合戰せりあひにもかくのごとくの上は、定めて一番鑓ならん、扨又人にたゝかはせて仕よき所へ參るは右の人よりばる〳〵一間のある心ばせなる故是をばほそ心ばせと、むかしが今に至るまで武士の作法にて候と馬場美濃守申す、右はなしうちの者手がらにて、討手の人をきりころして後、各科人をしとむるといふ其

一の手がらはかばねの上まではじめぬき出たる人の手がらならん、子細は勝負をもて、人を一人きりころずにおいてはちとくたびるゝものにて候、それは後の世にも度々勝負なされつけたる人、此合點尤もなるべし合戰せりあひの時おひ類の事はいかんもあれ、辛勞して仕る高名はしるし一ツにても、ちとくたびれ候、道具は又次の勝負は存分のごとく成りかゝるなり、但しかにさきへかゝりても科人に手をれふせずして立ちのき、縦ひ一二ヶ所切り付けても、つゞいて出る人にわたして引きこみたらんにはそれ又跡に出る人一ツなり、こゝに座中ほどにて其場へ出で人なみに少しの首尾に逢ふ其ゝ様の人はすぐれたる武士と馬場美濃守ほめられ候如此件

關東上野國箇の城主、小幡上總守は、信玄家上總本意仕る此小幡は同國甕輪の城主長野信濃守むこなり然れば件の信濃守弘治三年丁巳年よりやさしくも信玄公と取りあひ大剛の武士なる故七年の間牾をつき、永祿六癸亥年に甕輪落城仕り長野が一類を悉く退治あそばす其後小幡上總を甲府へ召し寄せられ御錠に女房を離別仕候へ武田御家の譜代衆に緣邊仰合有るべき原隼人佐、内藤修理正兩使を以て上意なり、小幡上總是て御返事申上る、此儀を長野信濃守御誅罰の以前に仰下さるゝに付ては、尤上意にまかせ少しも違變申しあぐまじ、其いはれは我古主の上杉則政をうとみ其意趣を以て越國の輝虎に、にくまれ同名小幡三河守我あひむこにて候へ共欲をかまへ輝虎たちがけを以て討略仕り、それがし内の者を悪く引き付け此上總をうたんと仕る刻、我等甲府へはしり參り信玄公御扶持を得奉り、いはんや信州日向において、五千貫の堪忍分を仰せ付もるゝ其後やがて本領へ歸參いたす義、ひとへに信玄公御めぐみ故なれば何事に付ても、上意背きがたき事一方ならず候へども、此女房の儀は我等當妻と申しながら、長野信濃守御退治如此にていづかたへも參るべき方なくして女郎所なくて流浪いたすべきとても此女房において離別申間敷と申切りて返事なり、さるほどに内藤兼隼人衆、小幡上總宿をとりまく、上總は主被官共に三騎にて參れば何樣になさるゝともいとやすき事なるに、信玄公小幡が此御返事を聞し召し尤も申し分聞てあり、其意地にてこそ武田信玄が先手を申付ても、さのみたがう事なし其方は近年上杉則政みだりなる家の作法かとうたがひ候て如此なれども此上は大義理のたゝしき

一本二忌とは不そこゝろばせ云捉又は討の成敗を逃るゝと切腹ざるゝと此與

かゝ云其上被官とゞ手討するに手負たるをうたまるべからず但逃て押付なみせ切らるゝ義よはあらざるべからずトアリ

○甲陽軍鑑品第四十

道にめんとてゆるすとあり信玄公御意にて其節甥にてまします武田典廐を小幡上總守むこになさるゝなり

馬場美濃申す此度小幡上總はつよき御返事をいたされ大小上下共に諸傍輩のほむる人の手本になるほどの儀なり先義理專らの事なる故、ほめながらも一入おくふかく、しかもつよみ第一のほまれ也、ヶ樣の調ひたるつよみを、信玄公はすき給ふかと思へば、又此したにて何ぞの出入によの人にても今の小幡にてもつよみなる事を申したらば縱へしんそこから生れつきてつよき人のいふ共御成敗なされん、度々これは我等の一入ねばへて候其御慮意は何と有る事ぞ、批判して見給へと小山田彌三郎に、馬場美濃守とへば、小山田彌三郎言下よりいふ、縱へば出家が法門のならひせつはのごとくなるつよみにて候人まぬのつよみはかざりたる儀にてさながら女人のごとくなり、さありて女の作法は武士道のやくにたゝ事も有るべきと申せば、馬場美濃守、小山田殿かやうのせんさくにて心をつけなされよ名大將と申しながら信玄公なさるゝ儀一入水上の葫蘆子のごとくへんずるは聞きおよぶだる善知識佛法商量の事かくの分と推量申し候、然れば趙州禪は項羽兵をもちうるがごとしと云ふ事をも某しならひ申したりとも馬場美濃守、小山田彌三郎に云ひをしゆるなり

もろが入道が云はく、國三ヶ國をももち給ふ大將の下に、奉公人その色々多し、一にふだい衆、大身小身共に、二に先方衆大身小身共に、三には前方衆の中に忠節人、大身小身共に、四に降參の侍是れは大身斗り有り小身者は皆先方衆と申候如く此の儀國持大將よその國を一ッも二ッも或は三ッきり取りて仕置の時我譜代の衆斗りにてならねば、其國は國半國から一國二ヶ國の大將を云ふ、六に國持と國持が兩方無事をば、たがひにみかたと云ふ、七に牢人衆とは他國より此家中へ賴みをかけきたる侍をそれ〳〵に扶助せしめ、其本國を手に入れては、本領をくれさなく其其身の武功分別心ざしの屆きたるを見合せ人數をあづけとりたてらるゝ大身衆是は諸代衆と大略同事なり、さるほどに右を委しく申せば第一に信玄公御家にて信濃に眞田、上野に小幡越後より來る大熊是三人は牢人の大身とて信玄公御取立なり、此內眞田小幡は先方の取立衆と申さん、子細は信濃上野信玄公御手に入るほどに如此大熊は牢人とりたてなり、第二に駿河先方の中に、朝比奈駿河守是は又忠節人なり古主今川氏眞公御無分別にて武藤と申すおぼへのなき牢人者の子に新三郎と云ふ分別なきせがれに戀慕まし〳〵三浦右衛門介になされ崇敬ある此右衛門愛憎なる、依人放かたと云ふ七に牢人衆とは他國より此家中へ賴みをかけきたる侍をそれ〳〵に扶助せしめ、其本國を手に入れては、本領をくれさなく其其身の武功分別心ざしの屆きたるを見合せ人數をあづけとりたてらるゝ大身衆是は諸代衆と大略同事なり、さるほどに右を委しく申せば第一に信玄公御家にて信濃に眞田、上野に小幡越後守是は又忠節人なり古主今川氏眞公御無分別にて武藤と申すおぼへのなき牢人者の子に新三郎と云ふ分別なきせがれに戀慕まし〳〵三浦右衛門介になされ崇敬ある此右衛門愛憎なる、依人放かたと云ふ、六に國持と國持が兩方無事をば、たがひにみかたと云ふ、七に牢人衆とは他國より此家中へ賴みをかけきたる侍をそれ〳〵に扶助せしめ、其本國を手に入れては、本領をくれさなく其其身の武功分別心ざしの屆きたるを見合せ人數をあづけとりたてらるゝ大身衆是は諸代衆と大略同事なり、さるほどに右を委しく申せば第一に信玄公御家にて信濃に眞田、上野に小幡越後守是は信濃上野信玄公御手に入るほどに如此大熊は牢人とりたてなり、第二に駿河先方の中に、朝比奈駿河

○甲陽軍鑑品第四十

上勢大陣なり、其上村上頼平公武勇のほまれ近國にならぶかたなし殊に越後爲景にかち、越後の內をもせめとる大將と信玄十八歳より數度の合戰ある間に同く信州大身衆諏訪殿、小笠原殿木曾殿谷同事にて信玄公と戰ひ競ひ申上衆、是は猶以て大敵なり小田原北條殿ひろき國を持ち給へば是れ以て大敵なり日本に弓箭の儀若手の家康と信長申しあはせられ無事にいたし、信玄公とあひたゝかふ時は是又大敵なり、又輝虎は日本に當代の強將なれ共、此大將衆にかち給ふ是によつて信玄公御武勇當代の無双也、然るに此少し以前に日本國中にて、ヶ樣の大將ありやと內藤修理に曾根內匠とふ內藤あざらへ笑ふていはく、旁聽分利口なれどもいさだわかき故せばき事をいはるゝ物哉中國安藝國、毛利元就は大內、尼子、大伴とて三人の大將は國を八ヶ國七ヶ國或は五ヶ國よりうちなるはなし、此大將衆と毛利元就安藝國四分一ほど持ちて戰ひ終に勝利を得右三大將の國を大方切り取り、今安藝の毛利とひゝく其元就は我朝にて昔しの事は扨置きぬ近代尊氏義貞より以後には件の元就公なりと內藤修理申さるれば曾根內匠又問ふ信玄公と元就と武勇いづれ多少ぞといへば內藤修理答へていはく元就公の武勇信玄公よりちとうへなり、子細はもとが甲州一國ほどもの御弓箭は軍法の儀、古今まれなり是を以てさたせば末代によき大將衆信玄公をほめ奉らんと內藤修理、曾根、眞田、三枝三人の若者に申しをしゆるなり

三枝勘解由左衛門內藤修理正に問ふ余所の家中には我大將を他國の大將より、縱武勇れとりにても此方扱雖、上のやうに申す事各々かくの分なるに信玄公の御家斗り有り体にさたなさるゝ事、貴殿にかぎらず宿老衆武道のほまれあるも大略なるも大も小も悉皆此家風なるは如何ぞと、三枝內藤にとへば內藤いはくおとりを、まして云ひ、まじをおとりと云ふ事は町人女人のせんさく也町人は商買を專らにしていかやうなるいやしき者をも嚴樣とあがめ候は、資物うりはらはんと云ふ儀にて候へのでとし就中女人は人にかくるゝも我つまに能く思はれ、同くほにべにかしろいをぬりて男によくしたしまんと云ふ意地のかざりなりいづれもかざらば內心輕薄のいたす所にて武士には大きにきらひ申し候と內藤修理正いはるれば三枝勘解由左衛門又とふ、扨是は武田の家風にて廿七代其に此通りかと云へば內藤こたへて申す尤代々せんさくありといへども十が八ッは當屋形信玄公より一入せんさくつようして此通りなりと內藤修理正いはく、昔し頼朝公諸代衆土佐正尊と申す侍、舍弟義經公の討手に都へのぼる忍びて罷在るを義經の近習に伊勢三郎義盛賢きはかりごとありと聞召しいそぎ正尊を召し寄せ既に誅罰なさるゝ處に正尊君の爲にいつはつて起請を書く故、のがれがたき所をゆるされ申此儀を識負の町人正尊のはかりごとと淺からずとほむる、其ほむる町人又伊勢三郎義盛が偽りて土佐が中間に義經公討手の隱密をとひれとしたる儀を正尊無負の族、沙汰す義盛は比興のうそつきかなとそしる事、是町人のせんさくにて武士のとわざに聊もなき事也、若し又侍の批判にさやうなるは弱將の下にて臆病侍のせんさくならんと三枝に內藤が心をつけてをしゆるなり

女人のかざりて心いつはる事につき惠林寺快川和尚知勝國師尊意を得參る其歌に、鳥の子を十づゝ十はかさぬとも女に心ゆるす可らずと有は、まづむかし坂東八ヶ國のあるじ將門公を俵藤太討ち參るに將門若君の御乳人に俵藤太はかりごとをもつて文を通はせちぎりをこめて將門の七人に變と給ふ其いきをしるべとせよと右の御乳人にをしへられ弓箭をもつて俵藤太將門を射殺し參る女はひいきも正にならずにくむも正にならず、ふがいなくかざる人間なれば男子道にかざる人をば女侍と信玄公の仰らるゝ右の俵藤太が子孫は近江國日野の蒲生が一類是也、今近江國に蒲生忠三郎と云ふて利口なる若者あり是又三河の家康などに少く相似たる武士にてきく彼の蒲生が家は一代弱く一代強し子細は王威を以て將門公をうつ將門も名大將なる故是を討つ副將谷番にて忠三郎が親の蒲生をば下劣の作り歌に日野の蒲生は武者げたよ陣と申せばしもでしおこる具足をうりやれ衣めせと歌にうたふなれ共子息の忠三郎は常ならぬわかものときく親と子はちがふなり一ッふといふ事を內藤修理正、三枝、眞田、曾根內匠にノ永祿十丁卯年に太郎義信自害させ〳〵て後は信玄公跡をつぎなさるべき惣領御座なし、然れ共又其年誕生ある四郎勝頼公嫡子を信玄公養子に被成吉田左近助を以て御使として御書司を太郎信勝と名付け參らせられ武田の重代行平の御太刀左文字の御腰物をゆづり武田十八代目と相定めらるゝ子細は四

○甲陽軍鑑品第四十

郎勝頼公母は、諏訪の頼茂のむすめ、勝頼公御前は美濃國岩村殿とて織田信長妹の息女也四郎が父は荷も信玄なればいづかたへたよりても、是は然るべしとあるの儀にて信玄公の跡目にと今の御簀子を有しとさありて此太郎信勝七歳にて信玄公には公に陣代と有る事也然ば右の太郎信勝公十一歳の時小姓衆多き中にて近習友野形部むすこ又一郎と日向源藤齋むすこ傳次と喧嘩しいたせと太郎殿御意の時、友野又一郎腰にさしたる扇をぬく、日向傳次は手に持ちたる扇を腰にさしてゆびをたてゝむかふ時信勝早みへたるぞ、れけ、せぬ扇切に傳次はかちたる事心の逸物なるをほめ給ひ日向に褒美あそばす、是を高坂彈正聞ていはく此御曹司太郎信勝は近代の名人の大將衆、安藝の元就、北條氏康、北越の輝虎、尾州信長、三州の家康、祖父信玄公おさな立に相似たる信勝にてましませばと、只今武田家、萬事さつりごとみだりになり、去々年長篠にて勝頼公御分別相違故、長坂長閑、跡部大炊助、兩人のいさめをもつて信玄公取立の衆盡く討死候て猶家風あしくなり終に武田の滅却に付ては太郎信勝公のよき生れつきもいらず、むなしく相果て給はんとなみだをながすばかりなり又奥州よりかうさき織部と申す牢人、此比甲州へきたる此人物語に奥州の侍大將伊達が予息に太郎信勝と同年なる是れは不思儀なり万海と云ふ行人の生れがはり、その首尾まさしく候由奇特と存じ紙面にあらはす後を考へのために如此なりと高坂彈正書之

或時高坂彈正少弼と、内藤修理亮物語の時高坂がいはく人をつかふて見るに鈍なる者は無念にてかならず卒爾なりと云ふ、内藤がいはく一様に上手なる人は萬事にわたり、物をよく聞き知るなりそれ聞きしらざる藝者は下手ならんと内藤修理亮申すなり

信玄公惣別出家衆に對面は、毘沙門堂においてなさるゝ、或時惠林寺智勝國師二番目の弟子、南化和尚登城の時分、信玄公南化にとひ給ふいかなるか是過去佛、南化答て云昨夜金烏飛入海、信玄公又いかなるか是現在佛、南化云ふ曉天依皆一輪紅、信玄公如何是未來佛、南化云ふ明夜陰時未可知、信玄公南化和尚を拜しなさるゝ也

或時長禪寺春國和尚の弟子高山和尚登城の刻毘沙門堂にて、信玄公高山和尚に問ひ給ふ、高山は富士と何れ、高山答て云ふ脚下をみよ、信玄公宣く仰ぐ之彌高、高山云ふ珍重、信玄公高山和尚を拜し給ふ也」

信玄公東美濃御陣前に、高坂、山縣、内藤、馬場美濃、真田源太左衛門、同兵部介、小山田彌三郎、小山田備中、朝比奈駿河守、岡部二郎右衛門其外駿河侍、各又小幡、安中を始め、上野侍此衆を召して、信玄公仰らるゝ予が煩ひかくの分に平愈して三年の間は都へ入り候はゝ、又五年の内には六十餘州を治め取て旁き國持に申付る時其國の大小をくぢとりさせなすべきなり、其多少は面々の果報次第、扨又國と郡のなみに入る事必ず忠節をぬきんずる人は國主也、少しも手柄劣たるは郡坂らんと思へ、國なみにいる事郡のなみにいる事、武功の故ならんと、大身衆へ信玄公直に仰せ渡さるゝ間大身衆の事は申すに及ばず是を聞はどの諸侍大小ともにいさむなり

或時小山田彌三郎申す、馬場殿内藤殿山縣殿高坂殿、聞き給へ町人は武邊の義も力の强き物斗り手柄をするぞと思ふとみへて、普光院殿を討ち奉る赤松左京太夫を敵負の町人誉めて書きたる物の本に、赤松が力を三百人力と書き付けたる由申して笑ひ候へば、馬場美濃申さるゝ、されば侍衆が商の雜談仕るに左樣のふあんない成る事多くしてさこそ侍を町人おかしく思ひ笑ふらめ其道々によりて家の事になきは取りさたおかしき者にて候と馬場美濃いはるゝ也

高坂が云く人の人を馳走して惡き事三ッあり、一ッに露者知らずして藥くるゝ事、二ッに過馬人にのする事、三ッに魚の振舞此三ヶ條にて傍輩にけがあらば腹を切らずば見苦しからん、又死ぬるもいな物なれば所詮是は連々遠慮尤也

高坂がいはく名大將は、大略出家にすく者なり或時越後の謙信曹洞家の法興和尚にあふて大なる栗を輝虎とりて此和尚に進じ奉りて、謙信宣ふ此栗を十里にたしてまいり候へとあれば、和尚其栗をうけ取りていはく、則ち此栗をむき五りくとかみわりてくひ候はんと和尚宣まへば謙信殊の外機嫌能くまし〳〵たると明也

高坂が他國の事なれども聞きて愛にかく家康の内、内藤三左衛門と云ふ者傍輩の、人くらひ馬はなれたるに右の三左衛門道にて行きあふて、食ひふせらるゝ、馬は力ある物にてだきころばして三左衛門既にくひころさるゝにより此者しかも兵にて脇指をぬき馬の肱をおしはなす故馬死する其後三左衛門腹をきらんといひければ、家康申さるゝ少しもくるしからぬ儀なり、馬牛の頸きるなどゝいふは又各別のと

○甲陽軍鑑品第四十

りさたにて有りとて三左衛門身上子細なし、家康此ほどの國持ちなれども道理非をわけたる大將故如此惡き大將ならば馬をころしたるとて三左衛門に腹を切らせん、家康はさなくして赦免の儀國持大將のくはしきせんさく手本是也と存知高坂彈正が爰に書きしるすなり

眞田源太左衛門、同兵部介、長篠にて討死の後、弟武藤喜兵衛に兄の跡を勝賴公下され眞田安房守と申す此安房守或時、高坂彈正に問ふ信長長篠におひて當屋形勝賴公にかち其勢をもつて、越前の朝倉、伊勢國司、名をたやす、さありて四國西國關東奥までも末へには、れさめん事去年長篠合戰に信長勝利を得て一入如此、然れ共信長只今の仕置賴朝、北條家、或は尊氏などのやうに代替り迄無事に候て末代迄も人の沙汰するほど、信長仕置も可在之と、高坂彈正服見給ひ候哉、爲はくは此批判被成候へと眞田安房守いへば彈正いはく信長の仕置今はまづあやうし、子細は內の衆に大國をくれて國主に各を仕らるゝ其中に名人のなき事は有るまじ、さありて明日にも、信長病死ならば子息城介殿二代の大身なる故何としても、よろづこまかに有るまじ、又仕出での侍は、何事もめいさいなれば、本からの大身と仕出での大身とくらぶれば一ッ時代には仕出での方かつ物にて候、さなくして信長仕置さへよくば嫡子城介信忠も、舍弟伊勢國司に定められさへ候はんと高坂彈正が眞田安房守にいひをしゆるなり長死後にもおさまり候はゝにならばせめて一國をあたへずしては、都あやうからん眞田安房守、又高坂彈正に問ふ、大敵のれさへにならばせめて一國をあたへずしては、都あやうからん變をもつて信長も又此外別に仕置有るまじ、但し何とぞ今の仕樣より樣子よきもやう御座あるや、願はくは高坂彈正殿、工夫をきかんと、眞田安房守いへば、高坂彈正申、我等式の存ずる事ありとてもそれはふかゝらぬ儀なり、四年以前に他界ましたる故奧平が人質と菅沼がひめらんや、子細は伊勢、越前、河內、和泉四國其外紀伊國、大和國小身なる者共まで信玄公へ申通し法性院殿都入を相待とある事なり、さありて三河の家康をさへれしつぶせば、信長大身にてもそれはあまり手間どらぬ事、若手の家康强敵にて、しかも悉引よく仕るやさしき武士なり、去ながら此家康も申の極月に我城まはにてをくれをとる翌年の二月、のだの城へ信玄公とりつめ給ひ四郎殿、典厩兩大將をもつて彼城菅沼新八郎をせめらるゝ時家康なればそ、のだのうへの山まで出、山縣三郎兵衛組衆各馬

小栗大六ナルベシ

全集ニ(家康信)康に賴まれ申合るゝと間(は)渐も消候へ(は)働候へ(ん)其方は(へ)遁るべき(へ)其方手勢三千と内手五百と合て二千悴遣候へ(は)五郎に預候へ(ん)其方へ(は)其州勢一万五千云々トアリ

場美濃守、二の手にてをしはらひ終には、のだ落城する其節家康より信長へ小栗大山といふ家康近習の者を五度まで使にこゝ共、信長出ずして菅沼新八郎城をわたす、此新八郎、駿河岡部二郎右衛門に、れとらぬ剛の者也とて信玄公御家に置給はんと細はんとあれども、奥平九八郎人質家康にある故奥平が人質と菅沼新八郎を、替物になされ候其三月めの四月十二日に、信玄公御他界なくんば何としても家康、めつきやく酉の年中に仕らん、家康さへ滅却なれば、信玄公都入に子細はなし然れば其春東美濃へ發向なさるゝ時三月十五日前十四日に我等をめしよせられ△信州勢一万五千の人數あづくる間手につけて北越の輝虎れさへ候へと有て、信玄公御詫に我煩ひさへ如此平愈ならば來年中に都に旗を立ん、さありて天下の仕置とは都をさして申いはれは、日本の主、帝王の御座なさるゝ故なり、去程に信玄が此わづらひかようにて後まで平愈候て三年の內に都へ上り參內をとげ 勅命をもつて都の意見仕らば天下に信玄がねではあやうし、又都あたりに、內の者大身をおくもあやうし、山城の內には禁中への恐れに城はなく屋敷がまへをよくして、其屋敷まもりに、逍遙軒をさしをき都近國には敵をれさゆるために馬場山縣內藤小山田彈三郎、又は木曾殿、小幡安中あひきなど、かようなる者を、一國に一人づゝ郡代に定めて、其外は我讐代の小身なる者共をいかほども取立中のあしきを目付横目に尋ねてそれをませあはせ、一國の內いくたりもおき、其後日本を皆さしめば、遠國には又國二ッ三ッくれてもおく仕置ならはたとへ、信玄が死する跡にて何たる分別なき侍に代をつがするとも、三年はたもたん、まへの大將死して三年たもつやうにするは前代の手がらなり、四年目からは後の大將分別よければ、ほまれ、あしければ恥なり就中天下の儀二代たもつは、たゞの家百代たもつより弓箭を取てのほまれなりと、信玄公の仰られつるを存ずれば今信玄の仕置城介殿、三助殿、信長に相似て如形の若き衆たちにても信長死後にはあぶなしと高坂彈正が眞田安房守にをしへて信長公の御ふはさを申いたし候中に眞田安房守申は、此比信玄公御看經のついでに御したの諸侍大小上下共に七難即滅、七福即生とあそばし又其次に不動の呪を、一人に百返づゝくり給ひ候は、其方高坂彈正、土屋右衛門、曾根內匠、三枝勘解由左衛門、眞田喜兵衛と度々の御意なりとて、高坂彈正、眞田安房守も壁をあげてなきながらざしきを立なり或る時土屋右衛門尉が高坂彈正に問ひていはく、奉公人の武道たしなめと申せば喧嘩鼓寄になるいか

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

にも人よくせよと申せば、武士道無心悪になる、此間は何としめして家風をよく仕らん願は高坂彈正殿分別をきかんといへば、高坂いはく、別の事なし奉公人の行義作法面々が腰にさすかたな脇ざしのごとくに仕れと仕置なされよ子細は刀脇指よくとぎて其上によくはをつけてさすは人きらんと申事なれども常はさやをせねばさゝれ申さず候、人をきる物とてつぶみにてさゝば、さす人もあやまちを致しかたなわきざしもくさりて用にたゝず打くづしてくさにうちて後は、すたらん、あやまちすまじきとてぬけぬ様に鞘へをしこみよくとぎたてたるとて、おしみて柄もつけず候へばなまぎれにて、又すたらん所詮よくとぎて能くはをつけて、よくさやをしてよくぬけるやうに、あまりはやうになくなされ差てこそ本の事なれ、其中に小脇差をばちと抜かぬるほどにつめてさし給へいそがはしき所にて我しらずかつればよき人にはひだちをうつ、悪き人をば譲る、其故如此扱又泰公人の行義嗜過て喧嘩すきは刀脇差をつぶみにて指と同事、人あひよき無心悪になるは、はも付ずして、さしてなまぎれにて捨らるゝ心なりと、高坂彈正長篠合戦の前四月甲州東郡惠或る時馬場美濃守所へ振舞に内藤修理、山縣三郎兵衛、土屋右衛門尉、小山田彌三郎、高坂彈正、真田源太左衛門小幡上總此衆參られ萬づ雑談の中に小山田彌三郎申は各聞給へ世間は物のわかりをいひて人におしゆる事、がくもんしやのわざなり、しかればがくもんしやの中に、物しりは多し智者はすくなからん、一文字をひかぬ人にも智者あらん山本勘介など智者といふ者なりと、信玄公御詫なれば、扨物しらずとも又智者といふて、別なりといへば、そこにて馬場美濃申さるゝ、小山田殿宣ふとく、松木桂琳學問して物をよくよむにより、唐の諸葛孔明の事を某尊て候へば諸葛百姓なれども、大將の是をかゝへなされ度ため、いかにも慇懃なる出立にて諸葛がやどへ大將自身御座候へ共、二度は留主とて押返し三度目に彼諸葛、はたけをうなふて居る所へ大將行きあたり、何程も慇懃にしたまふ故、爰にては諸葛敵を投捨今の大將を守護して、軍法を仕、いくさに共大將勝給ふ事を本に向ひて申時は松木桂琳物識かなと存る刻、甘利同心、すの原惣左衛門我等方へ見舞候間、彼ノ惣左衛門は真田殿家中に武邊智恵才覺辨舌たらふたる武士にて信州村上殿へ武略に異因一德齋差越村上頼平公を信玄公、をしたをし、勝利を得給ふは、すの原がかしこき、智計の武士なる故大剛のほまれを感じ我入冥加のために某、すの原を一入慇懃にあへしらひ候へば松木桂琳是をみて、すの原が座を立かへりたる跡にて桂琳我等に申は、何とて人の同心あしがるの殊更小身なる者を、馬場殿はどの人が殊のほか慇懃になさるゝとて不審がり候間、そこにおいて我等存ずるは、諸葛いやしき百姓なれ共、大きなる大將の慇懃になされたる談議をいひながら是を不思議とうたがふは、松木桂琳山と心はあはぬと存知たるほどに物の本にむかひ談議するは物識、本にむかひよむすべしらず共、心の至りたる人を知者とこそ申らめと、馬場美濃が小山田彌三郎へあいさつ是なり

此次に高坂彈正申さるゝ、四國牢人に村上源之丞と申者は、堺の紹鷗が雑談をきゝたるとて我等にかたる數寄者と茶湯者は別なり、茶湯者と申は手前よく茶たてゝ、料理よくしていかにも鹽梅よく、茶湯座敷にて振舞する人を申、扨又數寄者と申は振舞に一汁一菜なりとも仕り、茶は雲脚にても心の奇麗なるを數寄者と名付てよび候、元來數寄は禪僧から出たるわざにて如此件、諸宗は佛語、禪宗は佛心とて意地を肝要にして、まことおほき心指を執行、人のたつる茶を、數寄者の振舞と村上源之丞が語るときゝたる也

或る年信玄公旅本の少身なる人に、長貫と云侍と高坂彈正がかたる也

て春日惣次郎道理也、然る所に信玄公馬場美濃守、内藤修理正、高坂彈正、山縣三郎兵衛、小山田備中、真田源太左衛門、小山田彌三郎其外各を召て仰出さるゝは信玄が家にて武邊手柄の事は申に及ばず、公事沙汰其外一切の儀四ヶ條は一入心つくる仕當也、第一大身衆親類の事、第二に我前へ出すゝる者の親類共の事、第三に武田一家衆の事、第四に小身にても類親廣き者共の事、右四人をば、十の理を七ッのけて三ッと聞候間、此度春日惣二郎公事理なり共、負に仕候へとて春日惣二郎公事の理を持候へ共、高坂彈正が甥なる故其公事惣次郎負になる其節猶以て信玄公仰出さるゝ、抑も國を持、家をやすんずるよき大將のことわざ就中其家の出頭人親類共うかへ候事、大きなる悪事なり子細は大將に對し逆心のどがと同前に候何の家にも出頭いたす物なうてはかなはざるに甚頭をいたして、大將に物よく申侍の親類どもまで出頭ぶりを仕り諸侍に慮外をするならば、諸人迷惑ながら機嫌をとり出頭人、親類共を用ひあがめ立るに付ては出頭人に又出頭人が、いでき其機に入たる者をたのみ、小身なるとさま者は何とよ

出ぎと出頭ナルヘシ

○甲陽軍鑑品第四十

き事を奉公しても大将の耳にいらず扱て悪き事あり共親類厚き近付知音のひいき多くある者は悪事を吉事と申なし、さやうのまつりごとにてむほんの儀もかくして悪事出來してから、大将の耳へ入る共それは更に所詮なき儀なり、其みなもとは、出頭人の親類うかへてまはり或はよきひきもちたる衆公人共、下の手柄を中にいひ、中の手柄を上に申、又ひいきなきをば中にいひ中を下にいふ事ひいきしたの取さた故如此、此躰なる家中は、かならず大将たはけて内の者まかせと、分別仕れとて信玄公谷家老衆へ仰せわたさるゝなり

山縣三郎兵衛がいはく、武藝四門とは弓、鐵炮、兵法、馬是四なり侍は大身小身によらず右四ッをよくもあしくもならひ其上自余の事を稽古いたさば物をよみならひ同く書習ふ事肝要にて候、其後亂舞も尤なり然れば右四ッの中に、まづはじめにならわん事は馬なり、二に兵法、三に弓、四に鐵炮と申て馬を最前に習ふは馬と申物軍場にて何たる大身も、代をたて人を頼みてのらぬなりさて兵法は同、切あふ事も代のならぬわざなるは源頼朝公さへ曾我の五郎夜討の時長刀を取て出給ふ間如し此、三番に弓は侍家の物なり子細は國持の武道に手がらなさるゝは、おほへの人柔れの人といはず弓箭をよくとると申候間此通りなり、しかも弓の儀は古來から、武士の家にそへ物にて是をたとへば、ふるき系圖の侍の如し仕出の侍は鐵炮のごとくならん鐵炮は甚しくわざありといへども屬焔のおそきをのゝく事勿論なし、弓は又うちみてわざ鐵炮ほどけはしくなきと雖共孤につかるゝ物、又は一切の不審ある物のけ、ことには弓にて鳴弦の行ある上は、武士の臆意は弓なり、就中鐵炮も所により侍の鎖わきをうち城をまき其城内へ打入敵をせむるときゝは、是もつて足輕大将から下の身上の人のなさるべき儀也、扨又兵法の儀ならはず共度々きりあひに理をうる人あれば、兵法稽古なくても自然はくるしからず候間、一から十まで兵法いらぬとある心の剛なる人の千人にもすぐれて、是以てほめたり、然といへども百人に九十人は人をぬらふか人にぬらはるゝかあればかならず兵法に心ざすなり、梯子ありて、其時心ざすは連々遠慮なき故武士道不心懸に候、たゝ何の出入いひ事なき以前に兵法もならへば、一段心懸の侍にて候と土屋右衛門尉舍弟金丸助六郎同拘藏兄弟三人に、山縣三郎兵衛尉語り訓ゆる也

高坂が云ふ、中國牢人井上新左衛門と申侍の雜談に唐には何様に賤敵者をも心の至たるをよき人とほむる、南蠻流なり

小幡上總守申さるゝ、さるほどに兵法つかひ、兵法者兵法仁三人あり先第一に兵法つかひはおもでなどつかふてならひのごとく人におしゆる是兵法つかひなり、第二に兵法者は太刀の甲乙仕り分、勝負のならひよくして上手なる者は、それがしかゝへおく、前原筑前などにて候、子細は彼前原を、座敷の角におき五六人扇をなげつくるに二三間へだゝりてこどくきりおとし候、其上かうよりを、なげしにつばきをもつてつけてさがりたるを、前原しなにていぐつにも切おとし候、殊更六十二間のかなたを、同じくとなひにて打ぐだきなど仕る程の上手にて此前原なども足も身もきゝたるきゝとくを仕る、かれが兵法者と申さんするか、第三つか原ばくでんは左様にきゝとくなけれ共、兵法修行仕るに、大膽みもとずへさせ、のりがへ三足ひかせ、上下八十人ばかりめしつれありき、兵法修行いたし諸侍大小共に貴むやうに仕なす、ばくでんなどは是は兵法の名人にて御座候、扨又兵法仁と申は勿論上手につかひたず人河中島合戰に討死仕らるゝ、山本勘介扱はなみあひ備前長刀をもつて我は一人敵は二百人ばかりを、七八十人きり候て其身は堅固に罷退切所とは申ながら、何様大きなるはたらきの、なみあひ備前山本勘介兩人などをば、兵法のうへに名人のぼくでん、上手の前原がうへからも、褒貶の批判は成がたく候其いはれは手がらづくの場數の儀其勝負を見たる人おほからん、剛なる手がらをば敵にも味方にもたゝしき耳きく澤山にてかくれなき者也、いはんや勘介備前などは立あふたる人多く、此山本勘介なみあひ備前ふたり衆のやうなるは、兵法仁には武士道にいたれば太刀つかはぬ人にもあるげに候それをいかんと申に、それがしが兵法仁と申候はん、兵法仁には武士道にいたれば太刀つかはぬ人にもが、今井伊勢守殿、戸石合戰の時越後衆の退口に長身の鎗をもつて、馬はなれたる敵一人退く所へ今井伊勢守馬にて乘ころばさんと有し時、件の敵さすがの謙信衆なる故鎗をなおし今井伊勢守をつき落さんとするを件の侍は歩にてはたらき自由なり馬を乘てにぐれば比興なり、そこにて今井伊勢守武功巖れの功者故方便て相手を見知たるやうにいはるれば、敵鎗をひきてさても候はんと挨拶むる、南蠻には、ねの高直なる小袖をきて、きらのいつくしき者をよき人と申す由きけば、すべてになりたる家は人の褒貶南蠻流なり

波合備前

塚原卜傳

一本正しく見聞者澤山にてトアリ

○甲陽軍鑑品第四十

○甲陽軍鑑品第四十

する内に、今井伊勢守かせもの多くかけつくる、則ち内衆に申付、今の敵をうちとむる、これらは太刀をつかはす兵法しらずとも兵法仁と申て名人のほくでんが一ッ太刀是なり、惣別ほくでんは一ッの太刀一ッの位一太刀と申て太刀一ッを三段にわけて極位といたす、黒白を知りたる兵法つかひ故、其道の名人と名をよばれたるよし、小幡上總のむこの武田典厩信政公にかたりおし〳〵申さるゝなり

或る時小山田彌三郎所へ振舞として、内藤修理馬場美濃、山縣、小幡上總守、淺利、高坂彈正此衆參られ、雜談のうへ馬場美濃守、小幡上總に問ふ上杉則政は誠やらん弓をいる侍には、武篇の覺なく共弓大將にせらるる由、聞及んで候と申さるれば、小幡上總こたへていはく父管領の代にはさやうなけれ共則政の代に其通りにて有つると語る、そこにて内藤修理申をも上杉家にとめて騎馬の五百騎も千騎も預け給はんが、其分別にてこそ我より少敵の氏康に度々切負給ふは氏康のぶのよきにはあらず道理がつまりてかくの分也と、内藤修理申其次に小山田彌三郎いはく上杉則政は、人をもみしり給はねばこそ則政にて取立の人に、十人が九人微弱にて則政公の爲も思はず口にて管領をあがむるばかり河々はうしろくらく、しかも又武道は臆病第一と聞へたりといへば、其後山縣三郎兵衛いはく、上杉則政の儀高野聖が半弓にて鍋釜盜人を一人射殺したるとて足輕をあづけ弓大將にせらるゝなれば一事が萬事にわたる故何として人を見知りなされんといへば爰におひて高坂彈正いはく、人をほむるも、そしるも我位ほどさだする時は彼官といへどもよき者へは惡大將心ざし及ばさる故めもさながらとゞかぬなり、抱別よき大將は三万四万の人數をつれても五千の敵に氣遣給ふ事主の小人數にて大軍を引請、どこぞのつがひに切てとらんと思ふたる大身のむかしよりいかほど大きく成給ひて後までも氣遣なさるゝ事、我意地にあてがひてかくの分なり但それは主もたぬ大名の事一万の人數を引さはせども、大將を持て、其先をする人は敵に向ひ餘り遠慮だていかゝなり其いはれはいたらぬ者共侍大將の遠慮するを敵におづると思ひ、めしつるよ、そう軍が氣遣ひをして敵にむき味かたの威勢よはくなるなり、則政公内衆も其味にて、氏康に度々に、しまけられてこそありつらめと高坂が云へばあさり申さるゝはそれを考へ、小幡上總殿など上杉則政公へ余り奉公だてなされす候は、一段道理にてましますと淺利が云ふて各塵敗を立なり

或る時信玄公宣ふ、侍の中に小身にても天然と世間に人の存知、名高く兵とよぶ冥加の武士をゝ名をいひながら又人々そねみて名ほど惡へ口の場數是なしなどゝさたするもの也、さりながら爰は大將の分別する所にてあるぞ名高き者に常の者は何としてもかなはぬ者也子細は場數在まじきといふてもすぐれたる儀すくなうして二度三度あるは名の高き者のわざなり、さやうの働れ人合戰せりあひの時、人なみにいたせば臆病と申又主の前にて出頭する者をばゝの時はあしう申かね合戰せり合の刻、諸傍輩出頭人の頭を此時かさんと思ひ出頭いたす者、人なみにすれば臆病をしたるとさた申事如此二ヶ條は疊の上の公事さたに出頭人理をもて非ならんと、さばくようにすれば、さばくのうはさはちと余分をきく儀信玄が仕形是なりと各々宿老衆へ信玄公仰せきかせらるゝなり

關東の管領上杉則政公の取立て大身になさるゝ人をば十人の内八人九人を諸傍輩次第にすへ程あしう取さた申つると聞、扨信玄公御取立の人は前々十分に、よきさたなき人をも次第に各諸申候、又其人なにぞ一かど仕得たる事ありて近國他國にもほむるとある、則政公の御分別と信玄公のあそばしやう此樣子仰られきかせ給へと高坂彈正に眞田喜兵衛いへば、高坂答へていはく上杉則政公そでもなき人を取立給ふ故惡しき者は必ず善事あればこそ、あしき事にはめり意地不雅意なきをもつて、善惡のわきまへもなく仕合よき時こくうにおごり、うかへたる公取立給ひつる故諸人あなづりてこそ有つらめ、殊に信玄公は取立なさるゝほどの衆日を追て愚懃に奉公を勵まし心がけもよく候て諸傍輩のそしるべきやうさらにこれなしと、眞田喜兵衛に高坂彈正をしゆるなり

或る時曾根内匠、高坂彈正に問ふよき大將の無行義なる事有て惡しき大將の行義よき事有は是何としたる事ぞ願くは高坂殿ひはんをし給へと、曾根が出る時刀脇指をさし扇鼻紙をば忘れ罷出る儀有といへ共刀脇差は忘れず候其如くよき大將は不行義にても主の名をうる事或は德ある義には少も惡しき事なし子細は織田信長無行義なると雖人の目利上手にて池田、柴田、瀧川、木下、丹羽、河尻、佐久間などと云ふ者共武邊なければ分別すぐれいづれも少身なる衆を目利有取たて一廉の侍と近國他國へ名をよばするΔ信長鼻紙をばわすれて刀脇指を忘ぬ心なり

○甲陽軍鑑品第四十一

扨又中國大內殿文ありて行義よけれ共人の目利下手にて取立給ふほどの侍十人が九人役にたゝざる者
ふ信長乃御爪
を仗るにいつ
もうろへて持
て行ひ安土の
大庭乃前大堀
へ入るゝ或時
御用仰られし
御前へ五分
計ひ針れ有と
取て立又た隊
數ひ針れ下な
立るる矢念
成候やらん
て歸れと
仰付らる長
て候と戸と
明てさて戸歸
るを信長公
かんと聲らる
おらん申む
せがれ乃御上
意をもざく
やうへば
奉存て申上
る加様ゝ幼兒
者迄大將ひな
根よ敬ひ奉
る事明將にて
人を能見知玉
ふ故也トアリ

に知行を澁山くれ人のせんさく不行義にて仕置悪しうある、によりおとなの陶といふ家老に國をかすめ
とらるゝやうになさるゝを、大內殿行義よけれど、あしき大將と人にいはれ給ふは扇鼻紙をばたゝし
う忘れずして刀脇指を忘るゝ心なりと高坂彈正曾根內匠におしゆるなり

高坂彈正書之

天正三乙亥年六月吉日

小山田古備中天文二十一信州地蟲到下の刻、越後義景と討死とき田にて同場にて栗原左衛門深手おひ
四十五日目に死す同小山田左兵衛手負二十一日目に死す

小幡山城永祿四年に病死す

天文十四に、勘介咄に原美濃守信虎御呼候て其返報に相圖の小幡と云ふ事北條は信虎御相傳候なり
天文十五戸石にて村上と甘利備前橫田備中討死す同年三月にきやうらいし民部馬場に成、工藤內藤に
成、甘利子玉千代藤藏に成(但後、左衛門に成永祿十年馬にふされて死す)
天文十六信州上田原にて板垣信形村上勢と討死す

甲陽軍鑑卷第十五目錄

源法性院大僧正信玄公軍法之卷也

他國爲ニ讒謀一無ニ傳受一不ニ知檢書一之

品第四十一　一軍法序一ヶ條　一法度の元五ッの事、付同五ヶ條の理、並三ヶ條

品第四十二　一三ヶ條之合戰備定之事　一大將三ッのさいはい付御旗奉行武者奉行之事

一御大將其下侍大將足輕大將近寄頭迄不ニ存して不ニ叶事　一敵數人隱す儀御大將に諸役者內通の事

小幡山城永祿四年に病死す　一山本勘介前原筑前日取破る事　一法度入不ニ入事　一押太鼓の事

天文十四に、勘介咄に原美濃守信虎御呼候て其返報に相圖の小幡と云ふ事北條は信虎御相傳候なり　一備之事　一陣取の事　一戰場にて備立同賦の事

天文十五戸石にて村上と甘利備前橫田備中討死す同年三月にきやうらいし民部馬場に成、工藤內藤に　一侍大將足輕大將詞のさいはい二ッの事　一多勢無勢出立之事

成、甘利子玉千代藤藏に成(但後、左衛門に成永祿十年馬にふされて死す)　一敵を引懸合戰の事　一足輕付あひことば　一味方討なきやうの事

天文十六信州上田原にて板垣信形村上勢と討死す　一味方夜軍分別　一初め逢敵に武略之事

よこぐるわの事

品第四十三　一信玄公軍法の御挨拶人之事　付足輕大將侍大將御使武者奉行旗奉行鑓奉行

一信玄公十六歲より、五十三迄之間に軍法工夫仕る衆　一信玄公御旗之事　一勘定奉行三人形

儀之事並信虎公御代の事付鐵炮之事　一五敵之事　一於ニ陣所一制札之事　一雜人陣にて煩

ひの時變　一對陣の時いやなる人三對　一陣之時大將崇敬なさるゝ人一對づゝ十人

一信玄公放ニ御陣一手拘をなす者に褒美の色々　一國持三代家弓矢無穿鑿の事　一信玄公家老軍

法工夫侍大將に八人足輕大將八人

甲陽軍鑑品第四十一　自ニ四十一品一至ニ四十三品一軍法の卷也

一軍法序　一法度の元五ッの事付同五ヶ條の理弁三ヶ條

夫軍法は兵法也其いはれは陣なき時武士かけむかひの勝負をばきりあひ、或はしあひと申、此勝負にう
たがひなく勝ことをよく習ひ畢りて是をよくて手に熟して而して後勝負を決して度々の勝利を得て我名
をとつて人にも是をおしゆるを能兵法仁と名付、就ゝ中國持給ふ大將の自國他國をあらそひせりあひ合
戰又は城せめなどゝいふ勝負をば、これ軍陣と申す其軍陣において、よは敵少敵大敵強敵破敵隨敵もろ
〳〵の敵うちあわせ武略智略計策をよくして、定めて能勝利をうる事を能軍法と云ふ然るに武略のも
とは自國諸々の城取をよくかまへ陣取をよく取しき備をよく立設くる事、大形は先づ是武略のもとな
り、さて智略はよき大將有てみだるゝ敵を、味方も亂れてあて
がひ、大將ありて其なる敵は、味方みだれて聽意其にあてがひ大將なくて其なるをば位をもつてこれを
つめ敵をそゝりたてはたらく敵を見合、はんとをうちかまりをもつて殺し隨へ或は敵の內に歸伏の侍
をまねき或はみかたに謀ある勇士を近付敵國へさしつかひ、其行を能くきゝとりて、其敵を全く亡す事
是れ先大形智略のもとなり、又計策は出家町人百姓などの、才發あるものを常に愚をあたへて後敵國へ

軍鑑全集(六本
巻十三、十
四ヂ十五、十
六トシ此二巻
ヂ石水寺物語
上下ス而ソ
每巻末ニ左ノ
如ク書戰セヌ
リ
右水寺物語
一巻ニ九十六
ケ條上下合百
九十二ケ條ア
ル、
ま共切てすて
たる(私云末
書ト号拾書ア
レ故カ焼所
ト尾畑勘兵衛
尉尚純(後改
最寛)識而記
之畢

一本ニ其敵ト其國トセリ

○甲陽軍鑑品第四十一

つかひ敵の大將才智なくして好事を過し万民までもうとむ所を聞つくろひ、敵國をさだ〳〵せ其國をせめ又は敵の内に邪欲の者をき〳〵きはめ引物色々をもつて其敵をしたがふる事、大形是計策の元也右の武略智略計策三ッの作法其すべを知て是を謀りて勝利をうるとわざを指て能き軍法と申す、如此よき軍法と云ふ此元を尋るに大將のさいはいを能とり給ふ事肝要なり、よきさいはいの其もとはよき法度なりよき法度の其元は五ッあり

一大將の人を能目利して、其奉公人得物を見知て諸役を被二仰付一事

一侍の事は申に及ばず大小上下ともに武士たらん者の手柄上中下をよくわけて又無手柄をも上中下をよく分て錺にて物のみゆる様に大將の私しなくなさる〳〵事

一右の兵手柄のうへ恩をあたへ給ふ事、手柄上中下のごとく被二下同言葉の情も其手柄に隨て大將のなさるべく候事

一大將慈悲をなさるべき儀肝要なり

一大將のいかり給ふ事徐になければ奉公人沙断ある物なり沙斷あれば自然に分別ある人も背き、上下共に費なり又其噪にも奉公人科の上中下によつてあそばし又ゆるす事もあるべき事是法度のもと也

右五ヶ條の理

第一に人の目き〳〵あしき事を申すに、國持或は二郡三郡とも人數を引廻す大將はひろくめぐみ給ふにより家老の内にも其品々有、是をくだ物にたとふるに、梅桃など〳〵云ふ物は先花さきてのち實なるなり又ざくろ瓜など〳〵いふ物は、先みなりて後花さくものなり扨又蓮花と云ふ物は、花も實も一度にめぐむなり、此三様がいづれもすつるにあらず如此に國持大將の人をつかひ給ふ事、國土の草木をやしなひ慥ごとし又水中に有てかる〳〵草木あれば又岡にありてかれ水中にてしげる草もあり其ごとく大將のあしくめき〳〵なされ、清心にてなき人に、濁ばかせ給へば、其家老必らず賄賂にふけり、禮物をもつて諸役者に諸奉公人共なるにより、彼役者どもの存分我立身したることわざをば死するまでもよきごとく存ずるに付、いはんや存生さかんの時、我に音信つかふ人をば、善惡の辨もなく、これはよき人と存じ御大將へ出頭よく取成て禮物つかふ人ばかり立身して、本のよき者はおし付られ、心いさむ事なくさながら其大將へ無沙汰申し、ぜん〳〵用にも立ざるしきと思ふなり、もとより禮儀をつかふて、身を立る人々は心むさければ、いたつて大將の御ためも存せず當座々々のよろこびを專らさほり民のつまりもしらず詔ひ取て藏につめ或は女人を引付て氣に入是を忠節といたして慇懃なる様にて出頭衆計にかゝみ廻り、諸人には殊の外慮外仕る体のかたましき者共は只の時計り大將を執し奉り、大事の時少も用にたつ、走廻りなうして、法度をきかず候也

第二に諸奉公人の忠節忠功の手柄大忠をもおしかすめ、大功をすこしく、せんさくありて善惡のさた大將のみだりなれば家中の奉公人衆善も知らず惡をも存せず最負々々に物をいひ忠節なき者共或は功もなきよわき人々、善惡同事のせんさくをよろこび忠節忠功の奉公人をそねみ、よくはいはずして、結句そしる作法なれば件の心ばせにてはよき法度をあきらかにせむけ共、右の賄賂にて事相頼むにより法度を破る奉公人共おほき事

第三に兵共手柄の儀に付て、最負々々のさたを、大將のせんさくなしに聞入、上の手柄を下にし、下を上にし、或は中を上にしてみだりに、所領を下され、同し言葉の情も右の如く漫りなればよき者曲なく存知、忠功もうすくなる、此作法のうへは未練の人々は、遂ても苦しからずとてぶせんさくなるを、悦ぶ侍仕合よき故萬事ぶあんないにて、通々人をほむれ共、辻切辻相撲にて、血もつかざる、ず喧嘩したる者共を、むだとほめて覺の者の様に申たて、馳走してほむる事、武士のはたらき善惡無案内故也、左様の者は本の事にてなき故、合戰せり合に人なみよりうちにする奉公人多ければ、法度聞べき様もなき事

第四に大將慈悲にましまさねば有爲無常も知給はず、大身最負の者はかり、何事に付てもよくきこへ小身なる者の奉公いたすをば、取あげず不辨者忠節忠功仕るべきやうなくて總軍いさむ事なく、身を大事にして、とがにおつる事は、小身者はかりなると相心得、萬づをひかへ、小身のよき者の、仕出べき様なしさて又むきひきのよき人々は、下の手柄を上にする意地なる故いたつて善惡の沙汰をしらねば、慈悲をするとても、罪科の惡きはたらきのせんさくもなく、主君へ逆心の侍をもあはれみ、道理非の二字にては非の方へ近く心むさくして、義理を不し存其身仕合よければ主君の御かげ共思はず只をのれが仕りやうにて立身する心得大將のため存せざる侍おほく口をき〳〵廻る故、法度きく様にても後ぐらうして法

全集ニハ第四ヲ大將ノ慈悲ト云ハ賢シキ者ハゴヨクアレハ非理悪ヲ能ヲ正シ依怙ヲ盡ス忠節ノ下々ヲ忠節ノ埋レヌ様ニセサクハサレハ非道ナル事ナキ者也トアリ

○甲陽軍鑑品第四十一

○甲陽軍鑑品第四十一

度そむく事なほし

第五に大將のいかりぶせんさくにして、人によりて上の科を中にして下の科を上中にして成敗有則ばは全第五ノ大將ノ人ノ心ニ油斷ハ一本林佐久間平手水野津田トアリ

自ら天道にて、其大將法度きかざる者なり法度きかざれば、軍法あしければ合戰に勝利をうしなふ事うたがひなし、縱へば勝といふ共不慮にてあやうし、あやうきかちは定まる事なうして末代までも手本になる事少もなし一城をかまへ、少も人數を引まはり、侍大將までも、其工夫專ら有べき事肝要なり右五ヶ條の理なり

信玄公の趣善惡のさた、黑白のごとくわかり賞罰明らかなる事天のごとく地のごとくあそばし、よく法度をたてよくさいはいを取て、味方をいさめ、敵をおかし掠め給ふ事よろしき子細は先關東の敵馬上の戰ひよくして、馬を入乘きり足輕上手なれば此敵には信玄公家老內藤修理又は小山田彌三郎をさしむけらるゝ、越後の謙信には、高坂彈正に小幡山城入道をかいそへにさし添てがひなきさる〳〵、三河武者家康衆はこがへしよくする侍どもなりとて、山縣三郎兵衛といくさをよくもつ仁なり岐阜の信長は未だ手あひしことみへざる子細は申の極月、信長とは御無事きれて、酉の三月中旬にはじめて信長持の國、東美濃へ取懸、岩村の城を信玄公御先衆に四郎殿、典廐、穴山三人を警固として せめ給ふ時、信長一万ばかりの人數にて大物見に出る、馬場美濃守八百の備へにて、かゝるを見て岩村の落城にもかまはず、信長早々引入て、岩村きりが城を、信玄公へ取給ふ其右十日の間に東美濃かんの大寺まで信玄公御手に入候といへども、信長終に出あはず候事前の極月遠州味方が原にれいて、家康へ加勢の信長衆に、村井、佐久間、平手、水野、澁田など〳〵云ふ侍大將共きたつてひとはもあはず敗北する殊更瀧川丹波（にば）卜全など〳〵云ふ侍大將は都合十三頭、來て今ぎれのわたりより引かへし悪くにげたりと聞それ故立むかふ事ならずといへども、信玄公敵を指むけなさるゝ、但し岩村の城に秋山伯耆守なり、信玄公敵にをたゝへば藥師の病ひをよくみつけてあれば藥きくまじきやうなによりて、家老衆に先を被二仰付一是をたとし其病をみしらずして、藥をあたふる事は推量のあてがひなれば、病者平癒なりといへどもあやうしそのごとくに敵の行武（ゆきたけ）篇の位をかく見すへて、我人數大將どものうちにて其はたらき得たるをみすへて、是

に合事大將の肝要に工夫する所なり

信玄公侍大將衆への御仕置に、せりあひ合戰二ッの戰に勝やうの色三ッあり、十の物六分七分の勝一ッ十の物八分九分の勝一ッ、十の物十ながらの勝一ッ、第一に十を六分七分の勝はこれ十分の勝なり、第二に十を八分九分の勝はこれあやうし、第三に十を十分の勝はかならずけが有て跡のほまれを無にすべきとの御諚なり

信玄公宣ふはわかき大將の十分にかちてけが有ては、其後なにほどの勝利を得ても若き時まけたる事引いだされ、後にてもけがにいはるゝなれば、かならず大將たらん物は、十を十ながら勝たき思案あれば我心中より大敵强敵の數を作り出し、勝利をうしなはん惡事をせぬと相心得候へ由を、仰せをかるゝなり

甲陽軍鑑品第四十二　一三ヶ條之合戰備定之事

第一に味方備能くして敵のたつるを見て是をいたす口傳あり

第二に敵勝て味方をうつ二三より、是に勝ちいさき其數を以て、敵一ッに九ッ迄と思へども、五ッ六ッまでによし、口傳おほし

第三に敵よく備を立てかたくは、是味方九ッ迄にしてむかつて、又横をもちゆる、せめては六ッまでにするゝ口傳おほし

大將三ッのさいはいは

第一につねゝ〳〵自國他國共に、武士の手がら忠節忠功、上中下共によき批判の事

第二に人を能みしり、それ〴〵に役を申付る事

第三に忠節忠功の武士に、手柄の上中下をよくせんさくして、三段に恩をくるゝ事、是右ともに三のさいはいなりかく通りあしければ、諸侍の行義むさぼりて、下の手柄も、己れが仕樣にて上になると心得

全第二左ノ一項ヲ加フ國持大將四十人內の合職は勝樣にして四十歲なればまけぬ樣にと相心得べき事

戰場の、はたらきをば、ひか〳〵輕薄計りにかゝりて大將のほこさきよわしさるに付此三ヶ條は國持大將のさいはいならん、又手にてさ、いはいふるは其下の侍大將、或は足輕大將の仕所なり如〻件

御旗奉行には、さいはひをゆるし給ふ事（一本ニ御鎗奉行ノ四字アリ）

武者奉行は、御大將とひとしく、さいはいを不〻持してかなわざる事　但し功すくなきは名計り口傳

御大將其下侍大將、足輕大將近寄の頭迄不〻存して不〻叶事

あひづの物見の事口傳あり　一あひづの小旗口傳　一物見四方に心付口傳あり

敵味方ともにはたらく時持小旗備（後之事口傳あり

計策文の認めやう、一字の事七佛の事、口傳あり

敵數人隱す儀御大將に諸役者內通の事口傳

退敗、陣取敵みるやうの事、口傳あり　戰場において、かゝる敵、しさる敵みしるやうの事口傳あり

矢藏（やぐら）せいろうに、數のきざみの事、口傳あり　敵のはたらきやうにて、遠慮の事、口傳あり

敵を見きるに、一人より上の事、口傳あり　あひしるし、うたがひなく數多き事

敵地はたらき山手の事

備之事　城まきほぐしやうの事、一頭〻五頭なり、口傳有

くり引の仕樣、口傳有　備たゝむ事、口傳有

組事　口傳有

山本勘介前原筑前日取破る事、口傳有

結ぶ事、口傳有　法度入不〻入事口傳有　敵夜軍自國他國にての替分別の事、口傳有

押太鼓の事九字を表す他國は如何もあれ信玄流は如〻此

押とまるによする又作法に二ッ、一ッに序二ッに破、三ッに急、口傳有、是となへ失ひたる時のためしるす

侍大將足輕大將詞のさいはい二ッの事

一ッに馬上にて敵味方の批判よければ是にて味方いさむ也

二ッに見切なり、右二ッのさいはいかくの分なり

陣取の事

方向、是は敵國深く働時、夜合戰にあはざる陣取也、素より軍法に大によし、但し信玄公宣ふは、十ヶ國迄は、此陣取然るべし、又二十ヶ國より上には、旗本定りて多勢たるべきとて、魚鱗（ぎょりん）の陣取と名付て一ッあるべしをかるゝ、それは信玄公御工夫なり、馬場美濃守、內藤修理正、山縣三郎兵衛、高坂彈正、土屋右衛門尉、小山田彌三郎計りに被〻仰渡一餘人は存間敷者也、大軍にて此陣取になさるゝとも御旗本計りの事先衆はいづれも方向の陣取よかるべく候、陣取に付たり、一ッ本かゝり、一ッすてかゝり、一ッあひことは、夜々にかわる事、一ッあんじきあり、侍大將衆、かりてのどうあり

戰場にて備立同賦の事

御旗本　前備　小荷駄奉行備　脇備　後備　先衆　二の先衆

敵を引懸る合戰には先衆の內よりあひしらひ、是非三手計　遊軍いかほども　口傳あり

小荷駄奉行備へ本大將ほどの人に尤也、たゞし味方地は先敵地にてはあと、のく時は又先へも、合戰なきには大かたの奉行もくるしからず、口傳有　小荷駄しるしの事　廣き所にて鑓（やり）　あまりに横ひろからざる處にては麩（ふすま）　備大たいの事　山へかゝりては蛇（へび）　遊軍な車にも可〻然、但し所によりてなり　一手別手別手一手　口傳有

足輕は　矢一玉二合預くる事共口傳多し

五よりはじむ、廿五ひとくみなり、大備へも是よりはじむ

弓ははやき勝負なり三ッ一ッを以てする、口傳あり

左一　二一　三一　四一　五一　△一
右二　▲八人　▲一一　▲一二　△一二
▲八人二一　△一二　△法ハ御馬右よりはじむ
あひ言は▲遊軍

一本ニ侍大將ハかりかく孔ともう有トアリ

一本ニハ偏大侍ノ事廣き所にてト鎗ノ上ニ書ケリ

全進軍ハ平にもトアリ

一本ニ右一トアリ

敵かう津　　花か、みなる　　水か、水　　山か、山　　森か、林　　日か、にち　　みちか、しる

如件雑人のいふ、よき事を、吉凶に任せつくる也、信玄公のあひこと、關東越後、美濃、三河もろ〳〵の敵地にて後は存したるにより、御他界の一兩年前よりは、敵か、ふくべなど〳〵作りて申候は、能信玄公御ほこさきつよくして敵共謀りてたすかりたがると、ばかり末代にもおぼしめし候へ如件

口傳有

城をせむるに、敵出る不、出見様の事　口傳有

大將御通見の事　竹たばねこしをいはねば人損ず

ちやう林　西機あぐるにくみ様あり　口傳有　處によりて、かねほり、是も穴ほる計りにてもなし

鐵錬あり、子細は掘様の指圖多し、それによつて、大工もかねほりも信玄公御領分のは案内者なり

ひきやく（ばり）の事、だいが出たるに、是を用ゆる

味方うち、なきやうの事

しるしに、もちきたらざるまへ、申含様　口傳有　みつまき、たてものあひこと、是れ三ッをもつて味方うちをいとうなり

人數多勢無勢出立の事

大軍小旗少軍大旗　口傳有

味方夜軍をせんに

あつくうつて、うすく出る　口傳有　嶮難を能みる、是れに付て、すつはの入所也、但しそれはまへの事　口傳　うはぎ胴肩衣白　口傳　ひかへぐん肝要なり、時を合すること肝要なり

伏かまりに、風の大事　口傳　かまりの物見はかきもの聞と云ふ

初めてあふ敵に武略の事

見物に　口傳　植田をこねるに　口傳　他國の大川渡り不ㇾ知時敵によりて、をしゆるなり　かつ田に　口傳

こせりあひの事

敵の退きやうをみる事　口傳　足輕五十百を一備にたてゝ、中道のたてよう有、此儀にて弓鐵砲打

拂やう、あやうからず

馬上にて俄かに足輕をはくるは、りうごのりの事　敵陣深くはたらきて、大河の有に、敵出る時川こす

又こさゝるを見知る事、同大將の其中に是有を見知る事、但し是は敵によりてなり

城取の事　ちいさくまろく

△すみ馬だしの事　付りよこぐるわの事

すみかけの城内せはし　まる馬だしに三間のかき　口傳大極意なり　辻入馬

だしの事　若到矢倉の事　馬たまりの事　門扉ひとがねの事　門ぢふくの事

△すき門の事　塵とり同塵ふせぎの事　見ゆる見へざる事　△竹木見やすき事

廊下橋の事、同引橋の事　橋の左右廣狹の事　武者走の三段はがんぎ、あふさか、かさなり坂

これもてに一ッ二ッは大走りと云ふ　口傳

矢狹間ひかへをいとふ　口傳　鐵砲さま土一俵を以てす　口傳　城内の閑所高く廣きをもちゆる

城内にふんしやを專らにする　口傳　鐵砲煙の事遠慮有事　口傳　横矢見様

の事　口傳　山城屋一二三段の事平城にも此心持あり　水堀に水とりの事　ますがた本圓はざ

はちの事　但し大將の數寄次第五八を以てす、門前をも升形といふ　口傳有

一二の門、廣狹德の有事　橋に兩方板の事　いちだいしやくの木の事　敵に合力仕寄の事見し

るべし　八方　北方　六方　五方　四方　三方　正面の事

矢倉にて小數當若ふは只八も傳屋にても如ㇾ此、口傳　馬だしなしのこぐちとりやうの事

忍び、もくづ、どづを以て、城取ぞんろをする事は、どを一とす、口傳有　間數守町一ぶん間をもつて

ぞんろにす　口傳　つけ城ぢん城是は大將の事、見せやぐら有　口傳　侍大將のつけ城、是は少

別なり、一ッにしても不ㇾ苦

右三河牢人に、山本勘介と申武士、信玄公御譜代のごとくにめしつかはるゝ者也、當家の城取はこの勘介流なり、勘介に馬場美濃守能く相傳す、信玄公駿河清水において城を取給ふとき馬場美濃守に被ㇾ仰付候は此城敵小勢には、せめふとされさるやうに仕れ又多勢にてせめられたる時我人數をもつてせむるに手間とらざるごとくに城取候へと被ㇾ仰出諸人不ㇾ知之馬場美濃守は相傳の上なれば尤と會得仕

○甲陽軍鑑品第四十三

る、信玄公能々さやうの縄ばり御存知にて如ㇾ此と各傍輩衆へ、美濃守かたるもとより勘介委じく信玄公へ相傳申上たりさて爰に、馬塲美濃守語りて云ふ某の軍法少し存知たる義、城取は山本道鬼、人數めつかひ、又は敵の甲乙を見しる事、小幡山城入道日意の雜談にて鍛錬仕りたりと申さるゝ、もろが入道の功者も其方萬づ功の入たるもかいづこゝッのくるわに、山城を指をかれ明けくれ雜談を聞給ふ故なりと、馬塲美濃、高坂彈正に語る也

甲陽軍鑑品第四十三

信玄公軍法之御挨拶人

馬塲美濃軍の被ㇾ成様申上る　山縣三郎兵衛御働きなされてよきとすゝめ申上る

内藤修理、何方へ御働きと指圖申上る、其様子は北條家をかすめ給ふにも、伊豆か相摸かはちかたか、關東にては、新田足利か家康にては遠州か三河か、信長東美濃か扨は越後かと様子を積りて内藤申上る高坂彈正者ニッなく敵國へふかく働き、或は御一戰必ず御延引と計り申上、能く隱密するにより働きさまへにしれず但し侍大將衆は存候なり

文のいる事には、小山田彌三郎をめして、七書五經の古語をいはせて聞給ふ

何國先方衆にも、疑ひ有るなしの、御用心の事は、土屋右衛門尉、三枝勘解由左衛門、眞田喜兵衛、曾根内匠申上るに少しも私しなし

陣取或は他國にて陣場をみたつる事、原隼人佐次第に被ㇾ成候也

他國より御客來の挨拶又は狀文の取引は、跡部大炊介、長坂長閑是の兩人なり弓矢の御談合、馬塲美濃、山縣三郎兵衛、高坂彈正、内藤修理、原隼人、土屋右衛門尉、小山田彌三郎七人なり

足輕大將のことわざは、自身のはたらきしてはけがなり、跳躰の勝負を分別して足輕をあつかひ軍の先達をして味方の勝利を得るごとくに仕、後によき敵あらばうちても尤なり

侍大將は、我同心被官の、貫つとむやうにして、御大將の被ㇾ成まじきとある、合戰をも勝とみきはめて、勝利をえて味方をいさめ後詰をニ重三重に考へ、あぶなげもなき様にする事肝要なり五度あらば一二度は敵をくづして後、敵に能武者あらば手にかけても可ㇾ然但し小身より度々おほへある人大將になり候へば自身の働き一切すべからず、若しわかき心出來候へば大きなるけがなり

若き衆は、御大將の使ひに先へ參り、はれなる高名をもして度々をかさねて足輕大將になり、或は侍大將にもなるべきなり、信玄公の御家中如ㇾ此候

武者奉行、旗奉行、一切自身のはたらき、大きなるけがなり

鑓奉行もくづしてから後、はたらくべき也、さるに付、信玄公軍陣の役者におほへなき人はあるまじきなり如ㇾ此

信玄公十六歳より五十三迄の間に、軍法工夫仕たる衆

是は諸代衆也　相圖の小旗相圖の物見、がくのどう

萩原常陸守	
原加賀守	同　方向の陣取
原美濃守	足輕りうごのり、二のかけ備たゝむ事
横田備中	備組結ぶ事
多田淡路	夜軍あつくうつて、うすく出る事、ひかへ時までいつさくなり
加藤駿河	信玄公の弓矢の指南申たる武士なり
小幡山城	櫓西樓に數の刻敵の城へ取懸たる時、出る出ざるを見合す事、敵の働き様にて味方にあやうき事見合
山本勘介	城取或は敵をまはす事
米倉丹後守	甲州人衆也　城をせむるに竹たばの事
馬塲美濃守	同　押太皷の九字を表する事　同合戰にときの聲さき手旗本別谷の事
山縣三郎兵衛	同　敵大物見の中に大將ありとみる　同川こすべき事みしる儀是れ遠州濱松にての事
内藤修理正	同　かくし是非の事將棊頭人數立の事
高坂彈正	猶ひきやくの事備へみの手なりの事

一本ニ勝利ヲ得テ勝負ヲ決シテトアリ

一本ニハらくし是非ノ事ナかへし勢ノ事トアリ

旗本大陣取は、原隼人あひてに被ㇾ成、信玄公御工夫なり同五人組にして三万千五百と組あはせなさるゝ
一本二三万七千五百トス
縦へば卅七万五千迄もなるべき也、又大軍小軍大旗是れは馬場美濃御挨拶人にて是れも信玄公御工夫なり此外も信玄公御工夫多けれ共みな家老衆の分別とめる上意は御遠慮おほくして如ㇾ此

信玄公御旗

赤地に八幡大菩薩の旗二本　赤地に將軍地藏大菩薩の旗二本　武田二十七代迄之御旗一本

其疾如ㇾ風　其靜如ㇾ林　侵掠如ㇾ火　不ㇾ動如ㇾ山

是は黒地に、金を以て此四ッの語を書給ふ、旗は四方也、此旗共に以上六本なり、川中島合戦から此旗を被ㇾ成又味方が原にて家康信長に勝て、殊に信長と手きれ有りて、東美濃發向の時此語を右のはたにいれ給ふ　天上天下　唯我獨尊　右之古事を入てはたの仕やうは

其疾如ㇾ風　其靜如ㇾ林　侵掠如ㇾ火　不ㇾ動如ㇾ山　天上天下　唯我獨尊

如ㇾ此御旗は、天正元年酉の三月もたせはじめられ、同四月十二日御他界なり

尊師ハ孫子ナルベシ

此六本の御旗奉行一人、惣旗奉行一人それによりて二人也

右六本の御旗の内には、尊師の旗を肝要なり、口傳

勘定奉行三人の衆、形義各別也

市川宮内助は、いかにも此方の理窟をあらく云ふて大略の者は理を持ても申がたくしてかすめらるゝ様に云ふなり

跡部美作は、有時はあらく、有時はやわらかに、下ず近き時もあり、勿論下手遠き時もあり、其品々によりて物を云ふ人なり、右之三人談合して、西は美濃岩村、同かんの大寺、三河野田足助、關東相摸武藏邊、新田足利境、越後境、飛彈越中、椎名が居館迄迴り筋にぬかわら出し置き、是れは御分國にて百貫の高に付糠二十俵藁二十把出させ、是れを當きて道迴り町人百姓に十分一をくれて、やすくうらする故度々の陣にも諸侍糠藁にことかく事なし、殊に糠藁うつたる代物をば、本の百姓へ返へすなり、上意なけれ共如ㇾ件おしはかるは、是れ以て信玄公御目利能人を召つかひ給ふ故なり

梶路大膳

一本ニ横田十兵衛永祿六年上州利田ノ城ニ於テ鐵炮ニ被ㇾ放退散也又北條氏康氏政父子ニ仕ヘまれて松山ノ水ノ手ヲ取ル事日向藤九郎ガ鐵炮ニ被ㇾ放九郎ガ兩人ノ鐵炮ハ用ニ立テ候トアリ

信虎公の御代には、軍法も信玄公の十分一ならでなし、殊更信虎公二十八歳の御時、くしせ合戦の砌りふだいの衆大かた在所へ引籠り見所仕つる右のくしまに勝給ひて、其時より甲州一國の衆を八年の間に悉くたへし給ふに付、二百三百或ひは五百、楯籠りたる城どもせめ取なさるによつて、矢疵鐵疵刀疵しげく手負たる衆多し、然れ共信虎公家中にて、譜代衆牢人衆の中にて、健なる武士を七十五人、ゑらひいだしなさるゝ侍衆、信玄公の御代に、大形討死して年寄までながらへたるは、横田備中、多田淡路、安満、鎌田織部、原美濃、小幡山城是れ六人也、殊更六十ケ年已來は鐵炮是れ有を以て、武篇持々衆一人討死かほし鐵炮は大永六年に井上新左衛門といふ西國牢人信虎公へ奉公申し此侍鐵炮持來り訓たりと申傳さりながらされなりと聞く、其後信玄公御わかき時は、かち路大將、同又作と申す牢人親子あり、此侍谷々に訓候近年は佐藤二甫齋と申す牢人來りて訓ゆる也、今は侍衆皆鐵炮よく上手にうたるゝ中に横田十郎兵衛日向藤九郎兩人は鐵砲を用にたて候なり

五敵

強敵　大敵　小敵

弱敵　若敵

第一に強敵とは無類に、健やかにて人の目利よく上手にありて我れにおとらぬ家老衆、然かも大將御ため不ㇾ淺存奉り、侍大將あまたもち、工夫思案の分別すぐれて、せりあひ合戦城せめに、度々勝利を得たる名大將を、強敵と其名をとなふる、此強敵にも大身小身の兩人あり小身の一郎討持たるをば名人と申す、名大將とはいはず、一國からして上の大身にほせられありて、かけみちなきを名大將と申也件の大將にも、破敵隨敵の二あり、破敵とはやぶる〻敵、隨敵とはしたがふ敵、それをとる事、其國より來る、諸牢人に彼大將の萬づ行政一切の仕形の中に、侍のせんさく、ひはんの樣子をよく尋て、能くきいてたゝかふべき、もくさんのならし尤もの事

第二に大敵とは、國五ケ國十ケ國も持たる大將の事也、大敵にも二ッ有、一ッには弱敵、二ッに若敵、弱敵とは來練にして我持來る國計り長久と存知、他國へ心をかけざるは、よそより其まゝふかぬものなり、但し大軍の中には、なき樣にても弓矢の功者、小身の家中よき人のすくなきは、遙々上也、子細は國を三ッとも取ば、いづれに一代弓矢の手柄ありたると相心得べきなり、如ㇾ件手

拇の後末になりても、前代の弓矢少し殘りて、其國を破るは必らず手間を取者也大將弱くとも、必らずなどゝる事なかれ、扨又若敵とは年はいくつにもなり候へ、よはくもつよくも落つかず、一度もほされなき大將は其わざ若き故、是若敵と云ふ勿論年若くてがらなきは若敵也年寄て一度も褒れなき大將は、世間のゝとなへ、口惜存せられ何樣のはたらきこれ有べきもしらず必らずあなどる事なかれ、其國より來る者によく尋ねて後ち國へ取かけ戰かふべきならし尤之事

第三に小敵の強きは、能々弓矢強ければこそ、少身にて大軍と戰かはんと存るなれは是れもつてあなづるに及ばず

第四に弱敵の小身なるが、不ㇾ隨に何ぞあて處ありて如ㇾ件と分別して是をもつてあなづる事なかれ

第五若敵のほまれなきは、卒爾のはたらきを仕懸られ、是れに勝たるといふても、味方のよき者を失なひていかゞと遠慮尤も成ときんば必らず設る事なかれ、小敵若敵弱敵に負て敵方に名をとらする故、一入工夫思案の分別ある處也、こゝをもつて信玄公油斷強敵とある事を專ら思し召し、關東越後美濃尾張三河諸國の武士をまねき、其國この武邊形義しつて戰ひ勝て後猶以て甲の緒をしむるとの儀にてすこしもそゝけたるはたらきこれなき、信玄公の軍法也、此儀を勝賴公非義と思し召し信玄公にまさる働き候御心懸け卒爾に分別あそばす故去々年三河國長篠において後を取給ふ也

於ㇾ陣所ㇾ制札

火事は其陣之內にて、綱をとらせ成敗の事

牛馬取はなし候者夫馬は、見出し候者とる、乘馬は過錢三百疋上梯御廐衆とる事

喧嘩は兩方共に成敗但し穿鑿のさた有て、道理非を分け坂をこさすべき事

不淨これあらば、繩を張り其陣の近き所より、過錢五十文是れも新衆とる事

高聲、こうた、大酒、無用の事

右之札は、武者奉行よりかきいだすにより、加藤駿河守かねて是をたつる駿河守死去の後、大剛の衆も皆侍大將足輕大將なる故御廐奉行より是を立る、騎馬奉行はいたすも有といへども、それは武者とはいはず武者奉行とは御大將へ弓矢の助言申人成者なり、旗本衆は武者奉行口をまほつて御大將と對々に存ずるにつき武者奉行少も人數を持てはならざる役也弓矢の功者少しも疑ひ有てはならざる事也信玄公流武道の御定め如ㇾ件

是よりすへは高坂彈正私に申儀也

雜人陣にて煩ひの時

虫には曹洞宗の百貫草、水一盃半分を一盃にせんじのます、手に一ッもにぎり、口傳

ふたりには、龜一ッ黑燒にず水にて是れをのませんじやうの口傳

熱氣には拾五氣の木、手一束に、右のせんじやう口傳

敵と對陣之時、いやなる人一對づゝ三對有

武邊ぶぼへ有ても輕薄なる人　武邊慥ありても下手功者なる人

是一對二人

忠節忠功のよき武士をそねみにくむ人　忠節忠功の武士を口にてあしういはず共、嫌ふ人は儀理を不ㇾ知也

是一對二人

公儀之法度背く人　法度軍法有事を少しもしらぬ人

是一對二人都合六人

第一に功有て輕薄の侍は大將の分別違ひ給ひ後途負に成、ことをもほむる物なればこゝを以て軍に輕薄をきらふなり

第二に下手功者の侍は積り下手なるが故よき事をよきと見定め、かんがへ十が一ッもあはぬものなればこゝをもつて、いくさに下手功者の者、物云ふをきらふなり

第三に忠節忠功のよき武士をそねむ人は、我主君に忠節忠功のよき武士をそねみ倒したがるはいくさに大毒の人なりこゝをもつて陣の時此人をきらふなり

第四に忠節忠功の人を嫌ふ者は武士の家職を不ㇾ存未練の侍ひ故、其陣をいやがり敵の事計りを大にほめて咏方のよわる樣に申ものなり、こゝをもつて此人をきらふなり

第五に法度背く人は軍法を破る、はぶりをいたし先へゆきてかせぐふりを見すれば侍は我おとらじと思ふにより此人に付大勢法度を背きゆくといへども、敵つかゆれば逃散りそのうちに本の兵をも捨放なす子細は、恩を得奉る主君の法度を破る、智恵才覚はこたへべき所をも破つて逃るは必定也こゝを以て軍に法度をそむく人をきらふなり

第六に法度よろづの善悪しらざる人は、貪りて武士道をわきへなし亂妨ばかりにふけり、人をうつべき心聊かもなくして不心悪なりこゝ我もつて軍に此人を嫌ふ也、右三對六人の人、陣の時大に嫌ふ人也

陣の時大将崇敬なさるゝ人、一對づゝ五對、合十人

才覚有りて勘定たけく、能き智恵深く、能く損徳の考して理非の二ッには理の方へ近く分別して、我よく賭ふ人の事　是一對二人也

心すくやかにてまなこきゝて分別才覚有て武道にさかしくよく物いふ人の事

縦ひ無才覚なり共、分別なく共、物いふ事速かになく共、口わろく共、無能なり共、ねてもさめても武道心がくる人ありて左様のものを、大将のみしり給ひ、念比なさるればこと〳〵く諸傍輩武篇を心がくる也

是一對二人之人也

他國へはたらきの時其國の案内能く知たる人の事　諸傍輩にすぐれわが主君をよくたつとぶの事

是一對二人なり

物よくしつて、うわつらになく、古人の理に徹して、唐日本にて侍手がらのうはさ、有様に申人の事

坊主町人百姓いづれ成共、計策能するもの〳〵事　是一對二人なり

忍よくする者の事　かねほり　是一對二人也

右一二人にて、すくなしといへども先如此外題をもつて書かねば、其様子聞へかね候間如件

信玄公於御陣二手柄をなす者に褒美なさるゝその色々は

のとわ　小袖　羽織　碁石金　づきんまで

御證文上中下有、のし付の刀脇指　鐚長刀　の類

長持に一ッ持たせ給ふなり、功により又は時のしほにより

衆をもつても給る、さて又御前へめしよせられ給るもあり

其様子あり

信玄公軍法之事、馬場美濃守、内藤修理、高坂彈正、山縣三郎兵衛、四人のまゝになり給ふ事　口傳有

國三ヶ國、五ヶ國或は十ヶ國其、手に入て三代と持來る家は必らず弓矢無穿鑿にて後は大形取失ひ、無案内になる者也、其無案内に二あり、大將能案内者にまし〳〵て家老の武士道、取失ふもあり、又は大將の武道を取失ひ給ひ家老のよきも有、此様子色々なり

第一に大將よくして家老功もなく、武道無案内に、然かも無心がけにてこれある家中には、忠節忠功の侍を家老衆そねむ故、臆病にて輕薄なる者、おほく繁昌して、よき武士の繁昌、十人の中一二人ありて、其備へ違ふ物なり、然れ共大將よければ少身なる侍を取たて大身に被成、名をとらする儀は、悉皆唐國はよき大將衆の大公望諸葛孔明などゝ云ふ者を、在郷より引出すと同前也

第二に、家老よくして大將のぶあんないなるは、月見花見遊山藝能にふけり、結句鈍にかへるなれば、作法もしらず、盛者あしき人を取たて、崇敬有てよき家老を殺し、追失なふ物なり、其ごとくなる大將は、人間にて終に牢々として、他國の大將を頼み、おられぬ膝をおり、少身成る侍の様に機づかひ有は、忠節忠功の者をあしく被成たる罰なり

第三に、國持大將のつよ過たるも、色こそかはり候へ、よき家老は盡くうしなひ其家生れかはりの、無案内者どもおほうして、よろづ僉議區々らきをもつて、なれば備へ違ひて、其大將終にはほろび給ふべきなり、いづれの道にても、勝利を失ひ國郡を敵にとられては、よはくして、かすめらるゝも、つようしてほろぶるも、ひとつ道理なり、それがし死後に、此儀勝頼公へよく〳〵いさめ御申上なさるべきなり

長坂長閑老　跡部大炊助殿　參

武田信玄公、御家老軍法工夫之衆、侍大將に八人、足輕大將に七人此外七人

荻原常陸守、信虎公御幼少の時、弓矢の指南申し、信玄公十二三の御時分、常陸守七十餘にて死去也

板垣信形　甘利備前守　飯富兵部

○甲陽軍鑑品第四十三

原加賀守甲州だか嶌の人也子息隼人佐に常々申ておしゆるは、侍たらん者は、何にても弓矢の儀に、一やう得物有様にとおもしゐかるゝようなり

諸角豊後　日向大和守　小宮山丹後守

足輕衆には

横田備中守一代之内、手疵三十一ヶ所かうふり、數度の走廻り故騎馬三十騎、足輕百、御陣備前に被ニ指添一是は信虎公の御代より信玄公へ被ニ召使一武邊いたす、御父子の御證文三十四取て持、知行三千貫弘ニ下國一は伊勢衆也

多田淡路一代數度の走り廻り、手疵をかうふる事二十七ヶ所、武篇いたす、御父子の御證文二十九取てもち御働きの刻は、大方板垣信形にさしそへらる、國は美濃衆也

原美濃守、父能登と、關東下總より、信虎公御若き時、甲州へ參り、原美濃守一代に手疵をかうふる事、五十三ヶ所なり、武篇數度の走り廻り仕り御父子の御證文三十八取て持、小田原へ牢人いたす四年の間に武篇手柄の證文氏康より九ッ取て持知行三千貫、馬乘三十五騎、足輕百人預下さる御陣の刻は、飯富兵部後は山縣にさしそへらる

小幡山城おさなくて父日城とつれ、信虎公十九歳の御時、甲府へ參り日城おぼへの者なる故、信虎公より則ち足輕を預けらるゝ、右山城八歳の年、甲府へ參り十四歳にて父にはなれ、十六歳より走り廻り、武篇數度の場數の中勝れたる儀卅六度有りて御父子の御證文三十六取て持、就ニ中信玄公十八歳の御時にら崎合戰の刻、日の中に四度の合戰に四度ながらすぐれたる高名あり、一代手疵をかうふる事四十一ヶ所也、知行千八百貫、馬乘拾五騎、足輕七十五人被ニ預下一國は遠州かつまたの侍なり

山本勘介一代手疵をかうふる事六十三ヶ所なり、此内信玄公御家にては廿ヶ所の内也、子息も若く候へども二三度よき事候つる、去々年長篠にて討死なり

米倉丹後守　加藤駿河守

右之外七人

馬場美濃守信虎公の御代に、十八歳より初陣仕り、其身廿五歳より、信玄公へめしつかはる、信虎公、信玄公勝頼公迄三代召つかわれ、去々年長篠合戰六十二歳にて討死仕らる、信虎公、信玄公二代の間に武篇數度の走り廻りいたす中に、我一備にすぐれたる事、二十一度仍而御父子之御證文、二十一取て持つ内に然かも諸軍に勝れたると云ふ儀九ッ有、是程の手がらをあらはし申され候へども、六十二歳まで手疵一ケ所もかうふらざる仁なり、三十歳餘りより、信玄公御代に、内藤修理は、元來工藤なり、是も信玄公取たて給ひて、人數を被ニ下馬場になさる内藤のしるし故御證文は、一ッもなし、弓矢功者思案工夫の分別、馬場美濃におとらぬ人にて人數のあつかひよくする人なり

山縣三郎兵衛は、元來奥の源四郎と申たる仁なり、源四郎の時信州猿が馬場と云ふ所にて、越後謙信衆と互ひに物見にいで然かもさいばい手にかけたる武者と、馬上よりくみて落ち其敵武者をうちての高名なれば、信玄公御證文一ッ、又飛彈國において、山道のせばき所故、我同心被官もすぐることならず、山縣は一人、敵は兩人鑓を合す、此時信玄公、御證文一ッ下さる、、合せて二ッ御感を取りて持、右の外頸數五ッは、なみのしるしなり、兄の飯富兵部は逆心の侍故、弟名字をかへさせなされ山縣三郎兵衛になさる同心は板垣衆を被ニ付下一此三郎兵衛、人數あつかひよく仕る武者なり

土屋右衛門尉、元來は金九筑前守と申仁、武田の家の中老也、此子息七人あり、一男金九平三郎とて落合彦介に斬殺さるゝ二男は平八郎とて、信玄公御座をなをし、其身十七歳にて川中島合戰に、信玄公によく付奉り、しかも心ばせ能して土屋になさるゝ二十二歳にて侍大將になり、二十八の年右衛門尉になさるゝ云ふ、大剛の者と右衛門尉太刀うち仕り、其後組討にする此味方が原合戰に、家康内、鳥井四郎左衛門と云ふ、四郎左衛門大剛の兵なるしるしに右衛門尉が甲をきりわる然れども明珍の星甲なる故、甲は損じて身にあたらず、終に四郎左衛門が頸をとる、諸人是をほむる子細は、その場大かたならぬ、せはしき所にて右衛門尉内の者に敵みかた入みだれ、するとならざるに付て、右衛門はたらき、是れ高名なり、右土屋右衛門尉とは、金九平八郎、信玄公御座をなをし候なり、三男は秋山源藏と申て是れは、秋山伯耆守養子なり廿九歳にて煩ひ死す、四番は金九助六郎と申て、信玄公奥の近寄なり、五番は金九惣藏と申て、今勝頼公御座をなをし候、駿河先方岡部忠兵衛、海賊衆なり此人忠節人にて候故、土屋備前守になされ右の金九惣藏

○甲陽軍鑑品第四十三

を土屋備前守、養子にして同心被官をゆづり、土屋惣藏と申是は勝頼公御座をなれし申なり、六番目も土屋惣八と名乗、御曹司竹王信勝公小姓頭なり、七番目は當年十一なり、右の土屋右衛門去々年長篠に於て信長衆瀧川が手の柵の木を自身破るとて鐵砲にあたり、三十一歳にて討死する、五番土屋惣藏長篠をくれ口の時、勝頼公に付奉り、橋場よりあなたにて兩度まで返し、心ばせ尋常なり、橋よりあなたにては土屋惣藏と初鹿の傳右衛門と只兩人付奉る、馬乘は勝頼公と傳右衛門と惣藏と三騎なり、廿人衆御小人御中間衆、合歩者は三十計也、橋よりこなたからは大勢付奉るなり

土屋右衛門尉舍弟、土屋惣藏長篠合戦の時分、二十歳なり、兄右衛門尉討死の後、侍大將となる此同心被官の内、殳の者　帶盬物　一の宮左太夫又若手にかせぐ者どもは　森屋　闘甚八郎

脇又市　土屋次郎右衛門　なすの喜兵衛　辻彌宗

右の外養父土屋備前より、惣藏に付奉の内にて大なる殳への者は、大石四方助、澤江左衛門、常葉万右衛門、入澤五右衛門、小鹽六右衛門

甘利左衛門尉、信玄公御證文九ッ取て持、其上信玄公御先仕立てより、一二と申て三番とさがらず候一條右衛門太夫殿信玄公御舍弟也武道を心がけ給ふ故、諸角同心を被遣其上にも若き者あつまり武篇場數三度を下にしてそれよりうへ〳〵、度九度までよく走り廻る若手の者ども

小野兵内　笠井勘兵衛　遠山五郎兵衛　加茂十兵衛　安澤彦介　辻勘内　水上勘兵衛

柴田次右衛門　一野澤儀左衛門　西郷　山下勘介　なごや　中村助太夫

中間には

川崎　村

甲陽軍鑑品第四十四　卷第十六

一太刀折紙之事　一幕之事付樽着持出事弁時之太鼓之事　一湯浸之事菜數七五三也　一七膳之事　一三ッ鉢心之次第　一軍陣之時引渡之次第　一羹之事　一汁の有饅頭之事　一菜仕立事　一銚子提子之事付盃事　一着物出す事　一馬道具弁馬請取渡事　一決拾之事　一鞭之事、付り小刀渡之事

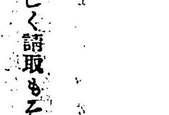

かもさきとも云ふ

常の太刀帶とり一重に留

太刀にも刀にも目がぬと云ふ事專一に候、太刀渡候に眞堂行三の心得有之、太刀のつばの下に折紙を置出す事、上、其次第小刀櫃の通りに置は、中、其次つぬの類なり

折紙也上也、軍陣の時は、あしあひを、かもさきと云ふ也

折紙ばかりをば右にて出し又右にて請取なり

太刀折紙の時は何時も左に折紙を持右に太刀を持出なり、同じく請取もそのごとく請取なり、口傳

太刀は柄を貴人右の方へして出し置也惣別常の人へも其分也、又刀は貴人其外の人左へ柄をして、いだすべしさるほどに、刀はむかふの人、ひざを中にあて、太刀はむかふの人身幹のまんなかをあてるなり、心のこあてなり、又貴人に御目にかくるには鉾の方をよく見せ申、さて小刀櫃の方を、御目にかくるなり、例のごとく柄を貴人の右のかたへし、見せ申、さて我右の方へ、かへるなり、脇指も右同意也、能々可二心得一

脇指も刀のごとく出し、可二請取一貴人にみせ申時、口傳有レ之

長刀は、何れも石づきを先へ成梯に出す又吾前へ刃の成梯に可レ出、軍陣の時は、はの方を向へなして出すべし、請取梯に口傳有レ之

○甲陽軍鑑品第四十四

鑓も常は石付の方を向へして出すべし、又軍陣の時はさきを向へして出すべし、同請取様に、口傳有こと

進上　御太刀　一腰　兼光
御馬　一疋　月毛印、雀目結
千疋
巳上
武田治部丞
勝長

進上　進上
馬　一　千疋
鯛　二折　巳上
昆布　一折　名字
御樽　三荷　名乘
巳上
名字
名乘

太刀　一腰
馬　一疋
以上
名字
是は笠號也　名乘

うつし
連署の狀上卷

一　山川殿　月日　同連判の次第　連署並連判の事
二　谷口殿　二元泰　御進發來二十日必定之上者各至二西岡一被二馳參一
三　野口殿　四元俊　可レ有二忠節一隨二其働一可レ有二忠賞一候恐々謹言
一三一　五重隆　七月日　筆者日の下に仕候
一三四五　三忠吉
一二七六　一安清
奥一人を賞翫

是は女房の方へしたゝめよう

上卷　二
上　三
下　四
中　五
六

二四七六　遣方
それ幕者、軍旅之寶器也、されば張良は、籌を廻に帷幄之中に勝事決二千里外一帷はかたびらとて、幕のすこしき物也、帷者幕に同、此内にて士卒を成敗し、怨敵を退治せんことを思慮すべし、此幕仕立べきと思はゝ、吉日良辰を撰べし、金剛峯日、壬癸日を用よ又可レ忌日は、甲、乙、庚、辛日、辰、午、申、酉、戌日、を除くべし、又我衰日六害の日を用ゆることなかれ
正ハ巳　二ハ辰　三ハ卯　四ハ寅　五ハ丑　六ハ子
七ハ戌　八ハ亥　九ハ酉　十ハ申　十一ハ未　十二ハ午
六害の日は　臨兵闘者皆陣烈在前
幕の乳中へ入事
以此名字假名實名判迄入る也
怨敵消滅惡魔降伏怨敵消滅、天地和合皆令滿足、過去現在未來
まづ十文字よりぬいはじむるなり　これよりぬいはじむるなり
頼光の時　いづれもくろ
七曜　針にぬう也
九曜

○幕のつな兩のはしをかぬの四分に留、同七分前を白にてと、背どにてわなにするなり口傳なり
結をゑ、ふし二ッなり

繩左・繩右　ぬるをいてをさむる時の乳の付やう也

乳三十三に露元取仕立なり　乳二十八に被」仕也

幕仕立る時糸太糸　六十筋　例式之糸　六筋に合たる可」爲」太也長さ例式のごとくなり

つな幕の外出事は、一方へ壹間々中づゝ、兩方へ三間と可」覺、敵の幕をば、ひきまはして見へたると申也

味方の幕をば、打といふなり

狩の幕串をば、五のにあてがひ地の堅き、やはらかによりてきる、寸は不」定芝摺と、地の上の間三寸にうつなり、但し五寸にも吉、口傳有なり

軍陣の時は芝打と云ふ常のは芝摺といふなり

みの〻上へ紋を出す事は有」之、くつといひて下へは不」出、但し他流には下へ懸るもあるよし候也

横は布は、次第、長さは五間まで中ある布を尋ぬ目のあき所は不」定、もんのあひ〳〵にあくる

目いづれも廣さ、かねの五寸にあくる

幕の出入之事、そと〳〵むしやうにあくる也入時も其ごとく也、本式は、ひるは日の物みより出て、月の物見より入〳〵きなり

見より入なり又夜は月の物見より出て日の物みより入〳〵きなり

物見よりそとをみるには月日の物見よりは大將見る間、只人は見まじき也、よの物見より可」見、晝は日の物見より見、夜は月の物みよりみる也

幕五のに、地水火風空を定められ〳〵は　延喜帝同臣下時平大臣、天神合せて二人談合にてあそばす、其時風は無体の間、不」可」書候由有」之に、時平大臣草木ゆるぐが、体なりとて、天神に此勘文を語りてゆるし給ふ間書給ふ同、空も体なしとて、天神あそばす子細、彼に仰聞て体は點のある空の体ある語、月蝕二重山一分擧」扇喩」之風体の有語、風息二大虚一分動」樹教」之が体也とて、かき給ふ又時平大臣は天神より少し年まし也天神は物書なるに付て筆者也

一ノ幅	二ノ幅	三ノ幅	勝ノ幅	地ノ幅

○耳之事白十三緋八ッ細六

天神ノ御公ナド云フナラン

串阿多門　冠野　天書ノ幕　冠頭幅　乳　耳付ノ野　霞ノ野　廿八宿　心内幕　黄金　三十二想　盧空　霞　口傳深

串彌陀増長　上　寶　紋

串寶持國勝　上

串廣目釋迦　空　口傳源　風　口傳深

妙(彌陀)	法(釋迦)	蓮(大目)	花(阿闍)	經(藥師)	火　口傳
日モ軍吊		平生	寶平生	紋モ軍吊月	

寶　紋　水

杳野　黄金　地

芝摺野　幕ノ手ノ事、例式ハ打交タル〳〵白緋綿也但地白ノ幕ハ手イツレモ白布ナウツ〳〵

官軸野

芝打野

下

○物見數九ッ上二ヶ月日ノ物見ト云

廣サ一二寸中三下四巳上、七曜ニ表ス物見ノ廣サ八寸二也幕ノ手ナ三色ニスルコトハ天地人ノ三才也白ハ天黒ハ地青ハ人也

右

一番　二番　三「地

降　敵　「和合　消滅　怨　「天

幕仕立る時、足踏、春は桃の木、一尺二寸にきり、うらの方を左へして置、こゆるなり、夏は香爐の火を越へ、秋は金を越包丁を置、はの方を向へして置なり、冬は氷

降伏　　足ぶみをして、三ッ盃にて
〇左　包丁　　酒有候也
桃ノ木モ如ニ此也

幕仕立る時祝の事、靴形の餅を十二きれを一所に置、是を諸神諸菩薩に供ずる也（三）此分也、又一疊に五きれづゝ五所に置候へば廿五きれなり、さやう候へば諸神の餅と三十七きれなり、幕二疊には諸神の餅二十二、幕の餅五十きれ、合七十二きれなり
餅は白餅赤餅取合て供するなり
幕の餅は靴形正月菱の餅は、四方切目也、又饌の上に置は、ひしにきるなり
幕二疊ながら一疊に打候て、餅を又饌膳、同三ッ盃をも五所に饌るなり、盃は公用不ㇾ然は足付か、鉢悪か
依ㇾ時何成共、幕祝の時は飯はなし餅ばかりなり、幕の餅、同具足餅などは手にてひつきりて不ㇾ食其まゝ可ㇾ食歯の跡のなきやうに一文字にすきと食なり
幕仕立初は、布を揃置て、曳渡しすべて、三ッ盃を出し、つくばいてのむ又酌の人も、つくばいて取也、くは〳〵の人も同前也
仕立はじめはひきわたしの酒を、先吾呑、幕にさして、其上足ぶみをして物の五の布に、万めを三刀づゝ、あつるなり、又あつるまねをもするなり
仕立納ても、幕に餅を、皆々に供して、酒を呑て、総の餅一所に置、月に供じたるを、内方へ餅酒をこし、日の餅酒を各へ振舞ふ也
幕こと〳〵く出来してはさきのごとく、二疊を二疊に重ねて、打てはらひを家中の久敷人にもたせ、大将出入するなり、先月の下より出、日の下より入、又其次に阿閦大日の下より出、釋迦大日の下より入なりさて其後は日の下より出て、みな〳〵に酒をもる也同餅をもくるゝなり
八ッより前は、日の下より出て、月の下より入なり、八ッより後は、月の下より出て日の下より内へ入なり、口傳

幕の時も肴は打て膝て悦なり、仕立初も、仕立の後も同じごとくの肴なり
近江國、まかりの御陣の時、常徳院殿御時、幕の打様、又軍陣のは、幕串のうちに幕を打なり、是は大秘事口傳に有之、右の常徳院殿改め御定被ㇾ成となり、但しうちに幕を打事は、相傳なくしては不可ㇾ打、留様は、ひるは月の方を引返すなり、日の方を引とをすなり、此時小笠原民部少輔子　公方の幕を打なり、他流によりて、一番合戦にまくる、其上吉良の弓法證據にして、吉良殿より幕を御打あるによりて、後の合戦に悪くきり勝給ふなり、其時落書には
　きさらぎの中の十日の御同座は釋迦の入滅おはり也けり
樽肴の事、食籠などや、鰡鮭以下珍物の肴をば、樽の先に持出す、又首尾計りの肴ならば、樽をさきにもちて出るなり
精進と魚類あらば、精進を先に、魚類をあとに出すなり、其次に樽を出すなり
鳥類魚類は、頭の方を先に、肴の臺にすへて可ㇾ出なり
時の太皷は、源三位頼政傳をいけるときより始まる也
申の頭　寅の尾とうつなり
　申はひるなり　刀は夜のひるなり　右口傳有ㇾ之
湯漬之事　菜數七五三なり

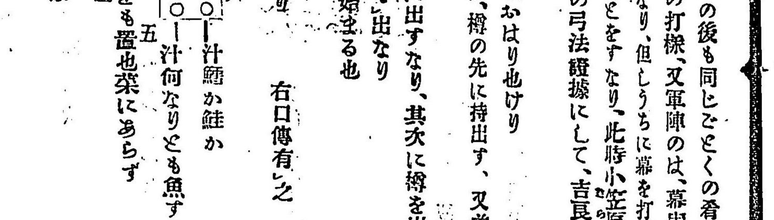

○甲陽軍鑑品第四十四

右まへつめには船
などをかざるなり
七の膳之次第

芳飯の事常よりめづらしき仕立なり

右前々に後すへ候所よりあげ候也
軍陣之時引渡之次第

出陣

出陣の時は、勝て討て悦ぶ也歸陣之時は討てかちてよろこぶなり

鬨斗は何時も細き方を右へする也

摠別軍陣、よめとり、むこ取の時は大略五ッ、むき候て然るべきなり

昆布は二切か五切七切可、然也口傳

○出陣の時は曳渡其上酒一献也、本式は足踏可、有之爰に肝要の習あるなり

○出陣の時の足踏も酒過て也

栗着三か五七也口傳

養之事

右終て後

○甲陽軍鑑品第四十四